災害に係る住家被害認定業務

実施体制の手引き

令和５年３月
内閣府（防災担当）

目　　次

第１章 制度概要 **1**

１．　災害対策基本法における位置付け 2

１）規定を設けた趣旨 2

２）対象となる災害の規模 3

３）罹災証明書の証明事項 3

４）被害認定調査の基準等 3

５）「遅滞なく」の考え方 4

６）住家の被害認定調査等に係る人員の確保 4

７）その他 5

２．　防災基本計画における位置付け 7

３．　災害発生から被災者支援施策の実施に至るまでの流れ 9

４．　災害に係る住家の被害認定調査 10

１）災害に係る住家の被害認定調査 10

２）災害の被害認定基準 11

３）災害と調査の種類 13

４）調査方法の概要 13

５）判定方法 17

６）事前準備 19

７）その他の被害認定基準 19

８）被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び損害保険・共済団体による調査等との関係 20

５．　罹災証明書 30

１）罹災証明書とは 30

２）罹災証明書に基づく様々な被災者支援策 32

３）罹災証明書に類似する証明書について 32

６．　被災者台帳 33

７．　手引きの活用について 36

第2章 被害認定業務の実施体制の整備 39

１．　★調査計画の策定 40
① 調査業務経験のある地方公共団体への相談 42
② 被害情報の収集 42
③ 関連情報の収集 49
④ 調査方針の設定 49
⑤ 調査件数の想定 59
⑥ 全体スケジュールの確認・調整 59

２．　調査体制の構築 62
① 被害認定調査の体制の設定 62
② 人員計算 65
③ ★庁内での人員確保 68
④ ★応援職員の要請・受入 69

３．　★資機材等の調達 70
① 空間の確保 70
② 調査資機材の調達 71
③ 移動手段の確保 81

４．　★研修の実施 82
① 研修内容の決定 82
② 研修方法の決定 84

５．　★広報 86
① 被害認定調査実施に関する広報 86
② 支援制度や罹災証明書交付スケジュール等に関する広報 88
③ マスコミへの対応 88

６．　★被害認定調査に関する受援 89
① 受援の流れの全体像 89
② 応援の要請 92
③ 応援職員の受入体制の確保 101
④ 応援職員の受入 103
⑤ 応援職員の管理 103

⑥ 応援の終了と精算 104

第3章 被害認定業務のマネジメント 109

１． 調査全体の管理 110
① 人員管理 111
② 地域割の決定 111
③ 調査の進行管理 112
④ 調査員の安全管理 112
⑤ 調査員間の情報共有方法の決定 112
⑥ １日のスケジュールの設定 114

２． 地域割方針の決定 116
① 調査対象地域の確認 116
② 調査順序の設定 116
③ 地域割の見直し 118

３． 調査班の編成 119
① 調査班の編成 119
② 班編成の見直し 121

４． 調査結果の管理フローの決定 122
① 調査票の集計方針の決定 122
② 調査票の管理 124
③ 調査写真の管理 124
④ 調査番号の管理 124
⑤ 保管方法の周知 125

５． 調査の品質管理 126
① 調査結果の確認担当の選任 126
② 調査員及び調査結果の入力者による確認 126
③ 確認担当による確認 126
④ 伝達ミーティングでの指示 127

６． コーディネーターの日々の業務 128
① 調査地域のコーディネート 128
② 班編成のコーディネート 128
③ 調査員への研修の実施 128
④ 調査員への問い合わせ対応 129
⑤ 調査結果のチェック 129

⑥ 調査結果の管理環境の改善 129
⑦ 情報共有 129
⑧ 翌日の調査準備 129
⑨ 調査先への連絡・調整 130

７． 被害認定調査の迅速化に向けた民間企業等との連携 131
① 発災時の被害認定調査計画を迅速に策定するための連携事例 131
② 罹災証明書申請に係る広報での連携 131
③ 調査体制の構築・調査準備での連携 131
④ 現地調査の実施・判定 132

第4章 被害認定調査の実施 133

１． ★調査員の１日の流れの確認 134
① 調査員の1日の流れ 134
② １日のスケジュール 134

２． ★伝達ミーティング 135
○伝達ミーティングの実施 135

３． ★現地調査 136
① 調査対象の確認 136
② 写真の撮影 139
③ 調査の実施、調査票への結果の記入 144
④ 調査済証の貼付 151
⑤ 調査に伴う住民対応の実施 151
⑥ 調査結果のチェック・報告 155

４． ★情報共有ミーティング 158
○情報共有ミーティングの実施 158

５． ★調査結果の整理 159
① 写真データの管理 159
② 調査票の整理とデータ入力 159

６． ★翌日の準備 160
○翌日の調査準備 160

第5章 罹災証明書の交付と第2次調査・再調査の実施 161

１． 交付体制の整備 162
① 交付部署（必要なデータの収集・整理と交付を行う部署）の決定 162
② 交付のための人員確保 163
③ ★交付方針の決定等 164
④ 交付手順の決定 169
⑤ ★罹災証明書等の様式 172

２． 罹災証明書交付台帳の作成 179
① 被災者台帳を作成する場合 179
② 被災者台帳を作成しない場合 179

３． ★罹災証明書交付の広報 181
① 罹災証明書交付のための手続きの広報 181
② 支援施策等の広報 181

４． 罹災証明書の交付 184
① 罹災証明書交付会場の確保 184
② ★資機材等の調達 184
③ 罹災証明書交付会場の設営 185
④ ★罹災証明書交付業務の流れ 186

５． ★罹災証明書の交付に関する受援 194
① 受援の流れの全体像 194
② 応援の要請 196
③ 応援職員の受入体制の確保 200
④ 応援職員の受入 201
⑤ 応援職員の管理 202
⑥ 応援の終了と精算 202

第6章 被災者台帳の作成・利用 207

被災者台帳の作成・利用 208
○被災者台帳の作成・利用 208

第7章 平常時からの備え 211

１． デジタル技術の活用等による被害認定業務等の迅速化・効率化の検討 212
① 防災基本計画における位置付けの確認 212

② デジタル技術の活用等による被害認定業務等の迅速化・効率化の検討 213

２． 事前段階での調査計画の策定と体制の検討 223
① 担当部署と庁内応援体制 223
② 災害時に必要な調査員の人員規模の算出 223
③ 被害認定調査の実務経験者の活用 224

３． 受援体制の構築と事前の準備 225
① 受援体制の構築 225
② 必要な応援職員数、職種、希望する条件などの明確化 228
③ 応援職員向けの研修体制 228
④ 資機材・宿泊場所等の確保 229
⑤ 協定締結団体のネットワークの確保 229

４． 応援体制の構築と事前の準備 235
① 応援体制の構築 235
② 資機材の事前準備 236
③ 派遣職員の管理 237

５． 資機材等の準備 238
① 災害特性に応じた資機材等の準備 238
② 資機材等の管理 238

６． 研修等 239
① 罹災証明書に関するマニュアル等の整備 239
② 調査員向け研修 241
③ コーディネーター向け研修 242
④ 訓練 243
⑤ 被災地方公共団体への応援による調査実務の習熟 244
⑥ 研修修了者の名簿への登録 244

７． 罹災証明書の交付会場の想定 247
① 規模や条件 247
② 資機材等の準備 247
③ 優先使用に関する協定 248

８． 広報 249
① 罹災証明書等に関する広報 249
② 地域住民に対する防災教育 251

第8章 都道府県の役割 253

１． 平常時の取組 254

① 研修会の開催 254

② 市町村に対する応援体制の構築 260

③ 自治体間協定や民間団体との協定締結の推進・支援 262

２． 災害時の取組 265

① 市町村向けの説明会の開催 265

② 市町村からの相談対応 266

③ 応援職員調整 266

④ 資機材調達 269

⑤ 被害認定調査のサポート 269

第9章 近年の主な通知 271

通知一覧 272

★…住家被害認定業務において必ず行う項目

第1章　制度概要

１．災害対策基本法における位置付け

東日本大震災に際し、罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じた事例も少なくなかったことを踏まえ、市町村長の義務として、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが、平成25年６月の改正により災害対策基本法（昭和36年法律223号。以下「法」という。）に位置付けられました。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

第七章　被災者の援護を図るための措置

（罹災証明書の交付）

第九十条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

２　市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

１）規定を設けた趣旨

罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、法令上明示的な位置付けはないものの、災害対策に関する市町村の自治事務の一つとして、かねてより災害発生時に被災者に交付されてきたものです。

こうした罹災証明書は、現在では、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしています。加えて、行政の支援メニュー以外にも例えば保険金の支払、学校・会社からの支援の届出等にも幅広く活用されている実態があります。しかしながら、市町村によっては、罹災証明書の交付の前提となる被害認定調査の実施体制が十分でなかったことから、東日本大震災に際しては、罹災証明書の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じた事例も少なくなかったところです。

平成25年法改正では、こうした経緯を踏まえ、罹災証明書を遅滞なく交付することを市町村長の義務として同法に位置付けるとともに、これを実効あるものとするため、住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保等罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努めることを、市町村長の義務としたものです。

２）対象となる災害の規模

法における「災害」は、同法第２条第１号において「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義されていますが、適用対象となる災害の規模、すなわち被害の程度に関する定量的な基準については特段の定めがありません。

しかしながら、個々の被災者にとってその生活再建が重要な問題であることは災害全体の規模とは直接関係がないものであり、市町村においては、本規定の創設趣旨に鑑み、異常な自然現象等により当該市町村の区域内の住家等に被害が発生した場合には、その具体的な被害戸数等に関わらず、被災者からの申請に応じて被害状況を調査し、罹災証明書を交付するようにしてください。

３）罹災証明書の証明事項

罹災証明書の証明事項については、罹災証明書が被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理といった住宅被害に着目した被災者支援措置の適用に多く活用されており、また、これまで市町村において交付されてきた罹災証明書においても住家の被害状況が一般的に証明事項に含まれている事実を踏まえ、住家被害を必須の証明事項とされています。

このため、住家以外の不動産被害や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等については、法律上必ずしも証明事項とすることが求められないところですが、被災住民の利便の観点から、かねてより住家以外の被害についても罹災証明書の証明事項としてきた市町村において、引き続きそれらの事項を任意に罹災証明書の証明事項とすることについては何ら妨げられません。この点については、条文上も「住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し…」と規定していますので、留意してください。

なお、近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式の統一に対する要望が出ていたことを踏まえ、罹災証明書の統一様式を提示しています。（「罹災証明書の様式の統一化について」（令和２年３月30日付け府政防第737号内閣府政策統括官（防災担当）通知））

４）被害認定調査の基準等

罹災証明書の交付及びその前提となる住家等の被害認定調査に関する事務は、今般の法制化以後も引き続き市町村の自治事務に該当するものです。

なお、住家の被害認定基準に関しては、従来から国として「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を示しているところであり、市町村においては、これらの基準・指針を踏まえ、災害時に罹災証明書の交付が円滑に行われる

よう適切に対応してください。

５）「遅滞なく」の考え方

本条第２項では、住家被害等の調査について専門的な知識・経験を有する職員の育成や他の地方公共団体等との応援協定の締結等罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に平時から取り組むよう努めることを市町村長の義務として規定したところであり、本条に規定する「遅滞なく」とは、こうした準備を前提として、住家被害等の調査の実施や罹災証明書の交付に通常要する期間を、特段の理由なく超過することがないことを求める趣旨です。

実務としては、応急仮設住宅の入居申込や被災者生活再建支援金の支給申請に罹災証明書の添付が求められることから、避難所の解消や被災者生活再建支援金の支給申請の受付開始時期までに罹災証明書を交付することが期待されるところです。

災害発生時に市町村が行うべき業務としては人命救助等の応急措置もあり、市町村がこうした応急措置の実施を最優先にした結果として、やむを得ず罹災証明書の交付に長期間を要することになったとしても、第２項の責務を十分果たしていた限りにおいて、罹災証明書を「遅滞なく」交付する義務に違反したことにはならないものと解されます。

罹災証明書の交付申請については、目安の期間等はありませんが、法第90条の２第１項に「当該災害による被害の程度を証明」とあるとおり、その災害とその被害との関係が立証できるものであるかや、罹災証明書交付の目的となる支援措置が申請期間内（例えば被災者生活再建支援金は13ヶ月）であるか等の状況を踏まえて判断してください。

６）住家の被害認定調査等に係る人員の確保

罹災証明書は、災害応急対策期から災害復旧期にわたる被災者支援の実施の前提となるものであり、その交付は法上の災害応急対策及び災害復旧の双方に該当する措置であると解されます。

このため、住家の被害認定調査等の実施及びこれに基づく罹災証明書の交付については、必要な人員の確保に関し法に基づく職員派遣（法第２章第４節）又は応援（法第67条等）の規定を活用することが可能ですので、留意してください。

また、本手引き等を参考に、地域防災計画で想定されている規模の災害が発生した場合に必要な調査員の人員規模について、平時に算出しておき、災害時に迅速に他市町村等へ応援を要請できるようにしておくことが望ましいといえます。

７）その他

a）火災に起因する罹災証明書の交付について

罹災証明書のうち火災に起因するものについては、消防法による火災損害調査の結果に基づき、消防長又は消防署長がこれを交付している場合が少なくありませんが、市町村長は、当該市町村における消防を管理する立場にあり、本法に基づく罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務についても、必要に応じて、引き続き市町村長はこれを消防長等に行わせることとして差し支えありません。

また、消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合であって、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うこととなります。

b）住家被害等の再調査について

罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えうるものであることに鑑み、被災者から市町村に住家被害等の第２次調査や再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するよう配慮してください。

c）住民基本台帳の利用について

罹災証明書には、被災住家の所在地や被害の状況に関する情報のほか、当該被災住家に居住していた世帯構成員の氏名、生年月日等を記載することがあります。

この際、被災住家に居住していた世帯構成員の本人確認情報については、市町村が保有する住民基本台帳を参照することで正確な情報を確認することが考えられますが、罹災証明書に係る事務への住民基本台帳の利用は、市町村の個人情報保護条例との関係でも個人情報の利用目的の範囲内として許容されるものです。

d）手数料の徴収について

罹災証明書の交付は、災害により被害を受けた「特定の者」のためにするものであり、地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、条例で定めるところにより手数料を徴収することが可能です。

e）「その他必要な措置」について（法90条の２第２項関係）

罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保のうち、「職員の育成」については、平常時における被害認定調査研修の充実、被災地方公共団体に対する応援による調査実務の習熟、被害認定調査の実務経験者の活用等が考えられます。

また、「他の地方公共団体等との連携確保」については、近隣市町村、都道府県等と

の協定の締結等による相互応援体制の構築、建築士等の専門家との協定締結による応援体制の構築等が考えられます。

「その他必要な措置」としては、罹災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため罹災証明書に関する規程や様式を事前に定めておくことや、関係職員が事務処理に当たって参照することのできる簡便なマニュアルを作成しておくこと、罹災証明書の交付申請の受付会場を事前に想定しておくこと等が想定されます。

f）特別区について

特別区については、法第110条において「この法律の適用については、特別区は、市とみなす。」とされています。

g）原子力災害について

原子力災害については、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）が適用されます（原子力災害対策特別措置法第28条）。

２．防災基本計画における位置付け

防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画です。地方公共団体は、この計画に基づき地域防災計画を作成することとされています。

防災基本計画において、市町村には罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備を行うことなどが定められているほか、都道府県には、被害認定調査担当者のための研修機会の拡充等による調査の迅速化、被害認定調査や罹災証明書の交付に関する体制や資機材が被災市町村のみでは不足する場合の支援、広域的な災害における調査・判定方法の市町村間での調整などがそれぞれ定められています。

なお、昨今の災害の対応状況を鑑みると、都道府県は災害発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するよう努めることが望ましく、その際、その実施にあたっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるよう努める必要があります。

防災基本計画（令和３年５月中央防災会議決定）（抄）

第２編　各災害に共通する対策編
第１章　災害予防
第３節　国民の防災活動の促進
２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及
○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。
・家屋が被災した際に，片付けや修理の前に，家屋の内外の写真を撮影するなど，生活の再建に資する行動
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
１１　災害復旧・復興への備え
(3)　罹災証明書の発行体制の整備
○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結，応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
○市町村は，効率的な罹災証明書の交付のため，当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また，育成した調査の担当者の名簿への登録，他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により，応援体制の強化を図るものとする。

第３章　災害復旧・復興

第４節　被災者等の生活再建等の支援

○都道府県は，発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに，その実施に当たっては，ビデオ会議システムを活用し，各市町村に映像配信を行うなど，より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

○都道府県は，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について，被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には，当該市町村に対し必要な支援を行うとともに，被害が複数の市町村にわたる場合には，調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう，定期的に，各市町村における課題の共有や対応の検討，各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により，被災市町村間の調整を図るものとする。

○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付するものとする。

○市町村は，住家等の被害の程度を調査する際，必要に応じて，航空写真，被災者が撮影した住家の写真，応急危険度判定の判定結果等を活用するなど，適切な手法により実施するものとする。

○指定公共機関〔独立行政法人都市再生機構〕は，国〔国土交通省〕又は地方公共団体からの要請に基づき，その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

※　「第３編　地震災害対策編」、「第４編　津波災害対策編」、「第５編　風水害対策編」、「第６編　火山災害対策編」、「第７編　雪害対策編」、「第14編　大規模な火事災害対策編」にも同様の記載あり。

３．災害発生から被災者支援施策の実施に至るまでの流れ

災害発生から被害認定調査、罹災証明書の交付等を経て各種被災者支援施策の実施に至るまでのフロー（必須項目のみ）を以下に示します。

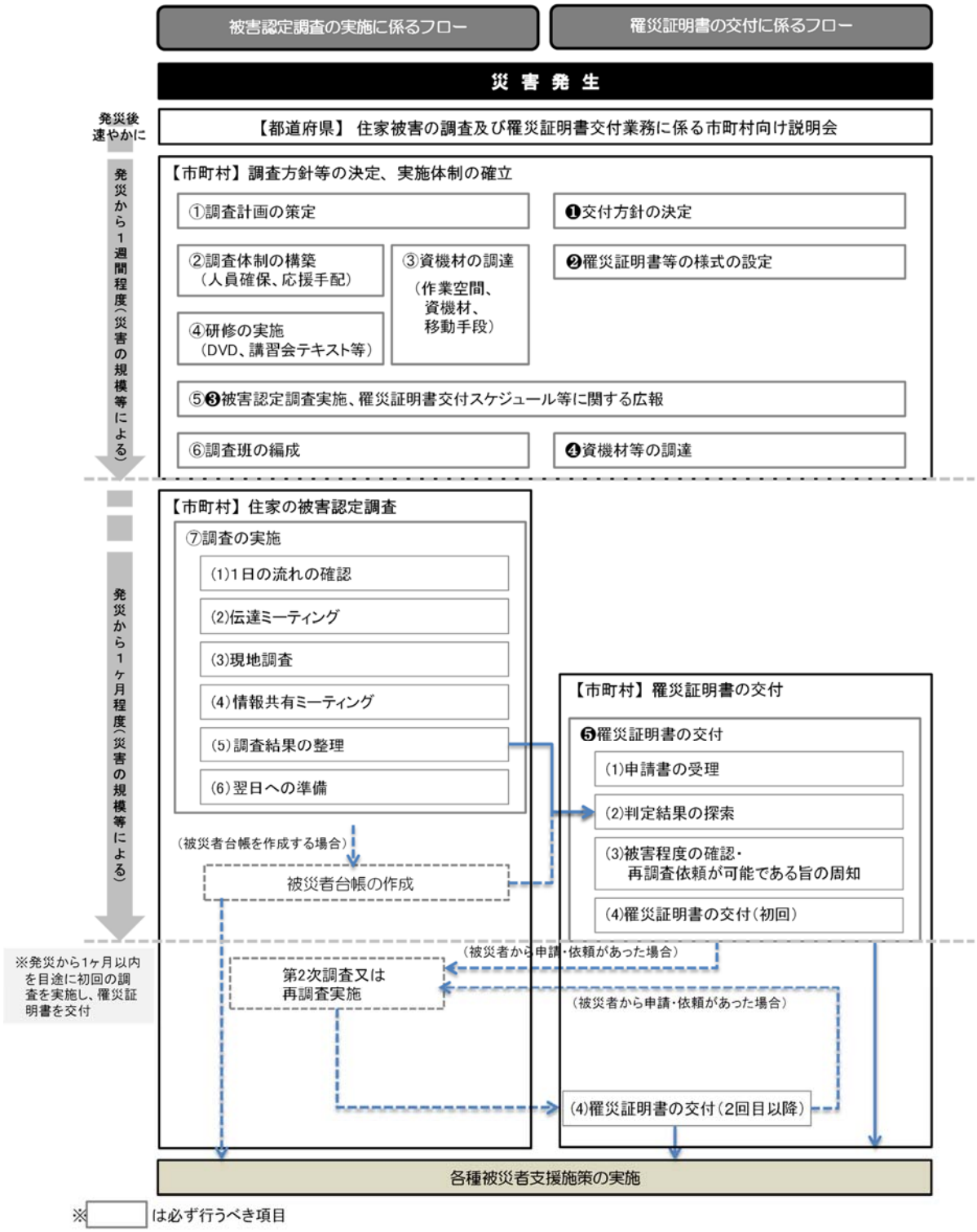

４．災害に係る住家の被害認定調査

１）災害に係る住家の被害認定調査

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査しなければならないとされています（法第90条の２第１項）。

このうち、住家の被害については、内閣府から「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が示されており、これらを踏まえて住家の被害程度を調査・判定します。

実際の動きについては、災害発生から１週間を目処に、調査方針の決定、実施体制の構築及び調査員の研修を行い、その後順次調査を開始します。

調査体制については、１班当たり調査員２～３人を基本構成とし、１班の１日当たりの調査数としては、第１次調査で10～15棟程度、第２次調査で３～５棟程度のペースで現地調査を行います。

調査期間については、過去の災害対応では、災害発生から１ヶ月を目処に調査を行い、初回の罹災証明書を交付する事例が多くなっています。

被害規模に比べて調査班数が大幅に不足する場合には、都道府県とも協議し、他の地方公共団体や民間団体からの応援を受けて調査を実施します。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、市町村ごとに判定結果にばらつきが生じることのないよう、都道府県による調整が必要となります。

●災害時の体制イメージ

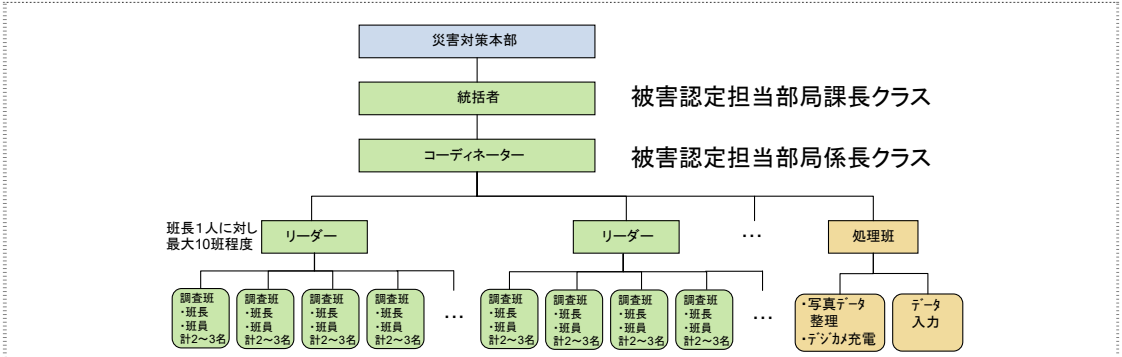

■統括者
・災害対策本部との連絡調整

■コーディネーター
・被害認定調査の指揮
・調査スケジュールの設定
・調査地域、調査班、調査員のコーディネート
・調査実施環境の整備
・調査の進捗管理
・調査精度の確保、疑問点等の統一

■リーダー
・調査票の確認
・現場からの質問等への対応
・翌日の調査地図、調査票の準備

■調査班（班長・班員）
・被害認定調査の実施

■処理班
・写真データ整理
・調査票の入力
・資機材管理・準備（デジタルカメラ等の充電）

２）災害の被害認定基準

a）災害の被害認定基準

「災害の被害認定基準」は、災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁の通達等により定められていましたが、「住家全壊」「住家半壊」等に係る判断基準について各省庁に差異があることから、昭和43年に統一され、建築技術の進歩による住宅構造や仕様の変化等を踏まえ、平成13年に改定されました（「災害の被害認定基準について」平成13年６月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）。

その後、平成16年の被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の大規模半壊世帯への対象拡充、令和元年の災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊への対象拡充、令和２年の被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の中規模半壊世帯への対象拡充を踏まえ、令和３年に改定されました（「災害の被害認定基準について」令和３年６月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）。

b）災害に係る住家の被害認定基準運用指針

平成７年１月17日の阪神・淡路大震災当時、被災市町では、「固定資産評価基準」（昭和38年自治省告示第158号）をベースとして部位別に被害状況を認定すること、「被災度区分判定基準」（（財）日本建築防災協会（当時））による被災状況の見方も参考にすること等を基本とし、被害調査の基準を作成して建物被害調査を実施しました。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成13年７月作成、令和３年３月最終改定）は、これら被災市町が作成した被害調査の基準等を踏まえ、市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたものです。具体的には、固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定することとしています。

災害に係る住家の被害認定に関する執務資料は、以下のURLに掲載されています。

＜災害に係る住家の被害認定（内閣府ホームページ）＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html

＜災害に係る住家の被害認定基準＞

被害の程度	認定基準
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30％以上50％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30％以上40％未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20％以上 30％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20％以上30％未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10％以上20％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10％以上20％未満のものとする。

３）災害と調査の種類

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、地震、水害及び風害による下表の住家被害を想定して作成されています。これら以外の災害で住家に被害が発生した場合、同運用指針の考え方等を参考に、被害認定基準等に基づき被害認定調査を行うこととなります。

災害	想定している住家被害
地震	・地震力が作用することによる住家の損傷 ・地震に伴う液状化等の地盤被害による住家の損傷
水害	・浸水することによる住家の機能損失等の損傷 ・水流等の外力が作用することによる住家の損傷 ・水害に伴う宅地の流出等の地盤被害による住家の損傷
風害	・風圧力が作用することによる住家の損傷 ・暴風に伴う飛来物の衝突による住家の損傷 ・損傷した箇所から雨が降り込むこと等による住家の機能損失等の損傷

４）調査方法の概要

被害認定調査は、「住家被害認定調査票」を用いて「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を判定します。

地震や水害の第２次調査、風害により被災した場合の調査は、外観から一見して全壊と判定できる場合及び明らかに被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」と判断できる場合を除き、原則として被災者の立会いが必要となります。また、原則として内部立入調査を行う必要がありますが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とされています。

調査（地震・水害による被害であって第１次調査を実施した場合は第２次調査）実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行います。再調査に基づく住家の被害程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示します。このように、再調査は第２次調査とは区別されるものです。

a）地震による被害

地震により被災した住家に対する被害認定調査は、第１次調査・第２次調査の２段階で実施します（調査棟数が少ない場合等においては、第１次調査を実施せず、第２次調査から実施することも考えられます）。

第１次調査は、調査棟数が膨大となり、余震による二次災害のおそれがある等の地震災害の特性を踏まえ、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住

家の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等を目視により把握するものです。

第２次調査は、第１次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施します。第２次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視により把握するものです。

被災住民に対しては、上記のように２段階で調査が実施されること及びその意義について十分周知することが必要です。

また、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の「第４編　液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできます。

b）水害による被害

水害により被災した住家に対する被害認定調査は、【木造・プレハブ】戸建ての１～２階建ての場合には、第１次調査・第２次調査の２段階で実施し、それ以外の場合には第２次調査の１段階のみで実施します（ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第１次調査を実施せず、第２次調査から実施することも考えられます）。

第１次調査は、外観の損傷状況及び浸水深を目視により把握するもので、【木造・プレハブ】戸建ての１～２階建ての場合に限り実施することができます。これは、膨大な量の住家被害を迅速に調査・判定するために設けられた調査方法です。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合※と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意します。

第２次調査は、第１次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第１次調査の対象に該当しない場合又は第１次調査を実施したが判定には至らなかった場合に実施します。第２次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等を目視により把握するものです。

また、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の「第４編　液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うこともできます。

※ 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100％（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。

c）風害による被害

風害により被災した住家に対する被害調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等を目視により把握するものです。

d）その他の被害（火山災害等）

例えば、火山災害による住家被害については、まず、損壊・焼失・流失等している場合は、損壊基準判定により、部位別構成比に関係なく、損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積に占める割合で判定することとなります。

次に、土石や泥流の流入による柱や基礎の被害と併せて浸水被害を伴う場合等複合被害については、浸水と外力による損傷の調査判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」水害編に基づき、執り行ってください。

また、土石や泥流の流入による柱や基礎の被害で、浸水被害を伴わない場合は、外力による損傷の調査判定方法を示した「災害に係る住家被害認定基準運用指針」地震編に基づき、執り行ってください。

なお、小規模の噴石による突き刺さり、貫通痕等の被害である場合は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」風害編に基づき、執り行ってください。

ただし、合理的な理由が認められる場合には、この限りではありません。地震編・水害編・風害編それぞれに基づき判定結果の１ポイントは同じ１ポイントであるため、例えば屋根以外の部分について水害編に基づき算定すると同時に、飛来物の衝突による屋根の損傷被害について風害編に基づき算定し合計する等、重複が無いように判定方法を併用することも可能です。

その他の自然災害（豪雪、高潮、地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土地隆起、土地沈降、土石流等）による住家被害についても、以上の考え方に準じ、執り行ってください。

地盤の液状化等により損傷した住家については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の「第４編　液状化等の地盤被害による被害」に定める方法により調査を行うことができます。

火災による被害の場合については、消防法に基づく火災損害調査の例により調査を行うことが考えられます。

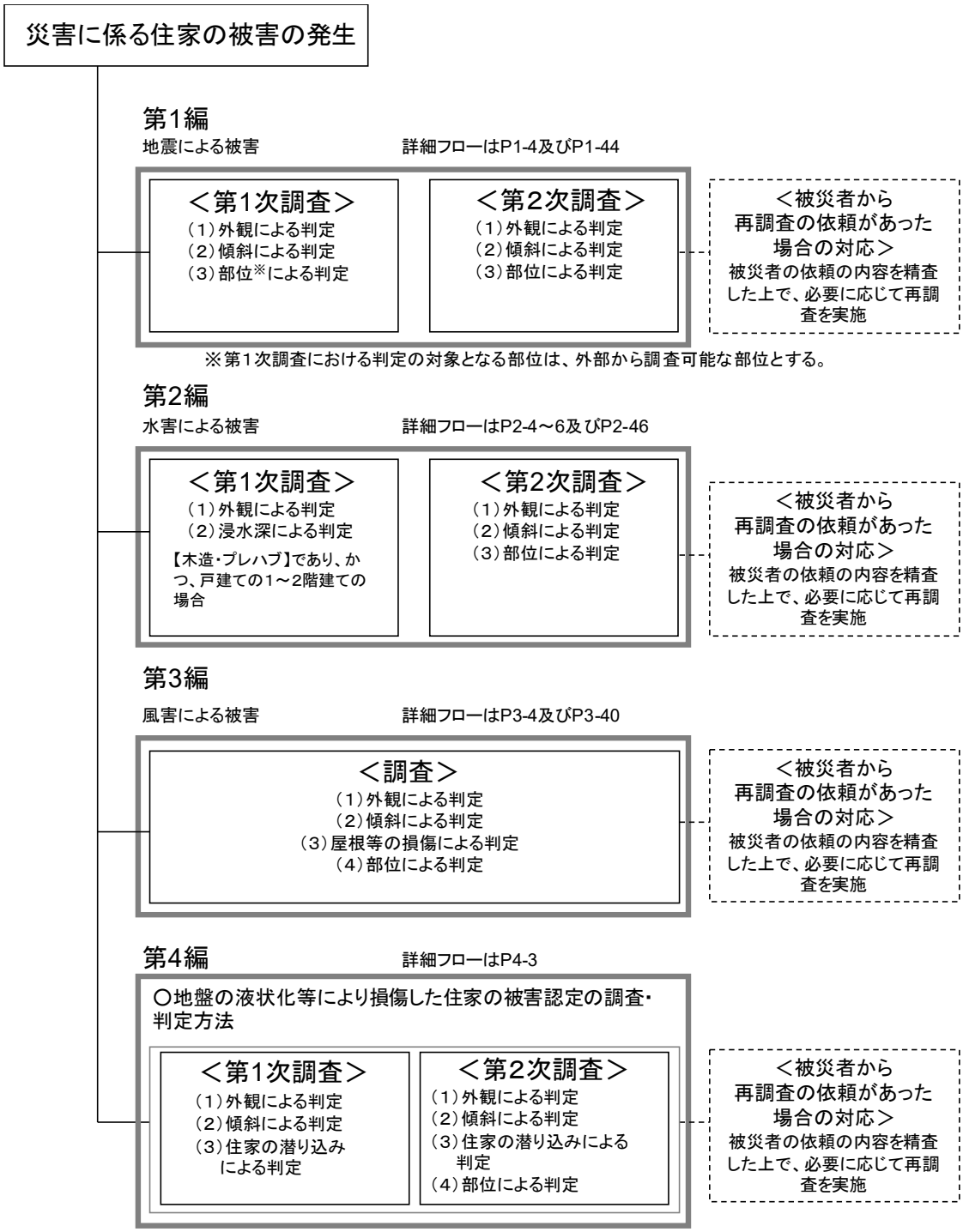

出典：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府（防災担当）　令和３年３月）

５）判定方法

住家の被害認定基準は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを全壊又は半壊としています。

しかし、これを忠実に適用し住家の被害の程度（全壊・半壊等）を判定するには著しい労力と膨大な時間を要し、また、固定資産（家屋）評価等の専門的知識を要するものであることから、内閣府の定めた運用指針においては、固定資産（家屋）評価等を参考に、一般的な住家を想定し、各部位に係る再建築費等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算定し、損害割合の合計によって住家の被害の程度（全壊又は半壊等）を判定するとしています。

＜損害割合の計算方法について＞

■住家の損害割合の算出

住家の損害割合は、部位ごとに算出した損害割合（部位別損害割合）の合計です。

住家の損害割合 ＝ **屋根の損害割合** ＋ **柱の損害割合** ＋・・＋ **設備の損害割合**

■部位別損害割合の算出

部位別損害割合は、部位ごとの損傷率に部位別構成比を乗じて算出します。

部位別損害割合 ＝ **部位別構成比** × **部位の損傷率**

＝ **部位別構成比** × **部位の損傷程度** × **損傷部分の割合**

■部位別構成比

	地震等による被害（第1次調査）		地震による被害（第2次調査） 水害による被害及び風害による被害	
木造・プレハブ	屋根	15%	屋根	15%
			柱（又は耐力壁）	15%
			床（階段を含む）	10%
	壁（外壁）	75%	外壁	10%
			内壁	10%
			天井	5%
			建具	15%
	基礎	10%	基礎	10%
			設備	10%
非木造	＜柱の損傷により判定＞			
	柱	60%	柱（又は耐力壁）	50%
	雑壁・仕上等	25%	床・梁	10%
	設備等（外部階段を含む）	15%	外部仕上げ・雑壁・屋根	10%
	＜外壁の損傷により判定＞		内部仕上げ・天井	10%
	外壁	85%	建具	5%
	設備等（外部階段を含む）	15%	設備等（外部階段を含む）	15%

■部位の損傷程度

部位毎にⅠ～Ⅴまでの損傷程度が定められています。

＜損傷程度の例 地震:木造･プレハブ 屋根＞

程 度	損　傷　の　例　示	損傷程度
Ⅰ	・棟瓦（がんぶり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている。 （棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。）	10%
Ⅱ	・棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。 ・一部のスレート（金属製を除く。）にひび割れが生じている。	25%
Ⅲ	・棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・棟瓦以外の瓦もずれが著しい。	50%
Ⅳ	・屋根に若干の不陸が見られる。 ・小屋組の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損又は落下している。 ・スレート（金属製を除く。）のひび割れ、ずれが著しい。 ・金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・屋上仕上面に破断や不陸が生じている。	75%
Ⅴ	・屋根に著しい不陸が見られる。 ・小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。 ・屋上仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる。	100%

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」では、具体的な写真を用いて損傷程度が例示されています（内閣府ホームページ参照）。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html

■２階建等の住家における主要階の価値を考慮した損害割合の算定

平成21年改定により、地震第２次調査、水害第２次調査、風害において、２階建等の住家における１階等の価値を考慮した損害割合の算定が定められました。

これにより、２以上の階を有する住家（１世帯で２以上の階を使用している場合に限る。）にあっては、各部位（基礎を除く。）について、下図により算定した部位別の損害割合に代えることができるようになりました。

主要階の価値を考慮しない建物の部位別損害割合 ＝ **主要階の部位別損害割合** ＋ **その他階の部位別損害割合**

主要階の価値を考慮した建物の部位別損害割合 ＝ **主要階の部位別損害割合** ×1.25 ＋ **その他階の部位別損害割合** ×0.5

※主要階：１階もしくは１階以外の階で、台所、食堂及び居間の全ての室を有する階

※部位別構成比を超えることはできない

※各階の損害割合に乗じる係数は指針にて定められていますが、留意事項として「各階の損害割合に乗じる係数（1.25及び0.5）は、一般的な住家として１階と２階の床面積比が２：１程度の住家を想定して、設定した係数である。住家の１階と２階の床面積比が、これと大きく異なる場合等においては、別途各階の損害割合に乗じる係数を設定することも必要なことと考えられる。」とあります。

６）事前準備

都道府県及び市町村は、市町村の職員が円滑に被害認定調査を実施することができるよう、平時における被害認定調査研修の充実、被災地方公共団体に対する応援による調査実務の習熟等により、住家の被害認定基準の内容、被害の調査方法及び判定方法等について、十分な知識を得るための環境を整備することが必要です。

また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害認定調査を速やかに実施することが困難な場合を想定すると、地元の被害認定調査経験者や税務課ＯＢの活用、都道府県間あるいは近隣市町村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士会等からの支援受入れも重要であり、平時より協定締結等により応援、協調体制を整えておく必要もあります。

７）その他の被害認定基準

a)「災害の被害認定基準」に定めのない被害の認定基準

「災害の被害認定基準」に定めのない被害の認定基準として、災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）に定める「一部破損」「床上浸水」「床下浸水」があります。

○一部破損

全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

○床上浸水

住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

○床下浸水

床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

これら「災害の被害認定基準」に定めのない被害の調査・判定方法、調査票等については、その目的となる施策の所管省庁等へ確認してください。

b)被災者生活再建支援法における被災世帯の定義

被災者生活再建支援法において、被災世帯として「全壊世帯」「解体世帯（半壊・敷地被害）」「長期避難世帯」「大規模半壊世帯」「中規模半壊世帯」が定義されています。

○全壊世帯（被災者生活再建支援法第２条第二号イ）

自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

○解体世帯（半壊・敷地被害）（被災者生活再建支援法第２条第二号ロ）
自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
○長期避難世帯（被災者生活再建支援法第２条第二号ハ）
自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
○大規模半壊世帯（被災者生活再建支援法第２条第二号ニ）
自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯
○中規模半壊世帯（被災者生活再建支援法第２条第二号ホ）
自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

なお、「半壊」と判定された住宅は、やむを得ず住宅を解体されるに至ったとしても、被害認定としてはあくまで「半壊」であり、「全壊」とはならないことに注意してください。敷地に被害が生じたことにより、やむを得ず住宅を解体されるに至った場合や「長期避難世帯」と認定された場合も、同様です。

８）被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び損害保険・共済団体による調査等との関係

a）被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定

大地震による住家被害が発生した場合、住家の被害認定調査の他に、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）、被災宅地危険度判定や被災度区分判定といった建物被害調査が実施されることがあります。なお、被災宅地危険度判定については、地震のほか、降雨等の災害による場合も実施されます。これらの調査は、それぞれ異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、被害認定調査の実施にあたっては、各調査の判定結果の取扱いや、調査の実施時期等が異なることに留意して調査を進めていく必要があります。

また、被災住民側から見ると、これら建物や宅地に係る４つの被害調査は、それぞれが他の調査との混同を生じやすいものであり、それぞれの調査の実施主体が被災者に明確に説明することが重要です。特に住家の被害認定調査と応急危険度判定・被災宅

地危険度判定については、調査の時期が重なった場合に混乱が生じる場合もあることから、大地震発生時においてはこれらの調査の混同が生じないよう、それぞれの調査目的と判定の意味を理解した上で、十分な周知及び広報計画をたてることが重要となります。

一方で、これら建物や宅地に係る４つの被害調査は、調査項目等に類似する点も多く見受けられることから、情報共有等の連携を図っていくことも効果的です。「運用指針」では、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施する（例えば、被害認定調査の調査計画策定に役立てるほか、判定結果及びコメントを被害認定調査の参考にする）ことが考えられるとされています。具体的には、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」「建築物全体又は一部の著しい傾斜」により「一見して危険」と判定された住家や、「建築物の１階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しい傾斜をしていることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして、「全壊」の被害認定を行うことも可能です。

＜大地震発生後の４つの建物被害調査＞

	住家の被害認定	被災建築物 応急危険度判定	被災宅地 危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係る罹災証明書の交付	余震等による二次災害の防止	余震等による二次災害の防止、宅地造成等規制法に基づく宅地保全の勧告等必要箇所の把握	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市町村	市町村（都道府県･全国被災建築物応急危険度判定協議会※1が支援）	市町村（都道府県が支援※2）	建物所有者
調査員	主に行政職員（罹災証明書の交付は行政職員のみ）	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（宅地防災の経験を有する行政職員等）	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	当面の使用の可否	監視警戒や応急対策の必要性の有無	継続使用のための復旧の要否
判定結	全壊･大規模半壊等	危険・要注意・調査済	危険宅地・要注意宅地・調査済宅地	要復旧・復旧不可能等

判定結果の表示	罹災証明書に判定結果（被害の程度）を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	宅地に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知

※１
地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、一般財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

※２
被害が生じた地方公共団体のみで対応が難しい場合は、都道府県、政令市、都市再生機構、公益財団法人宅地擁壁技術協会から構成される被災宅地危険度判定連絡協議会を通じた調整や支援が図られる。

大地震の際に行われる建物や宅地に係る４つの被害調査については、それぞれの調査目的に応じて、その調査の実施時期が以下のとおり異なります。

・人命に関わる二次災害の防止を目的とした「応急危険度判定」については、被災後概ね１週間から10日後までの完了を目途として、被災直後から実施されることとなります。
・通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知し二次災害を防止することを目的とする「被災宅地危険度判定」は、避難時の安全確保や応急対策の実施、復旧必要性の把握などの地域ニーズの変化を考慮しつつ、余震や降雨による地盤緩みの進行により監視警戒や対策必要性が生じることを考えながら継続的に実施します。
・罹災証明書の交付を目的とした「住家の被害認定調査」については、経済的被害を証明するもので、被災規模等の把握や、調査体制の構築、罹災証明書の交付時期等を踏まえて調査方針を決定した後、「応急危険度判定」及び「被災宅地危険度判定」の実施時期と前後して調査が実施されていくこととなります。また、被災者が再調査を依頼した際に行われる「住家の被害認定調査（再調査）」については、「住家の被害認定調査（第２次調査）」の後、被災建物の復旧修理を行う前に実施することとなります。
・建物所有者が民間建築士等に依頼することにより行われる「被災度区分判定」については、被災後又は「応急危険度判定」の後、適切かつ速やかな復旧に資することを目的として実施することとなります。

＜大地震発生後の建物や宅地に係る４つの被害調査の実施の流れ＞

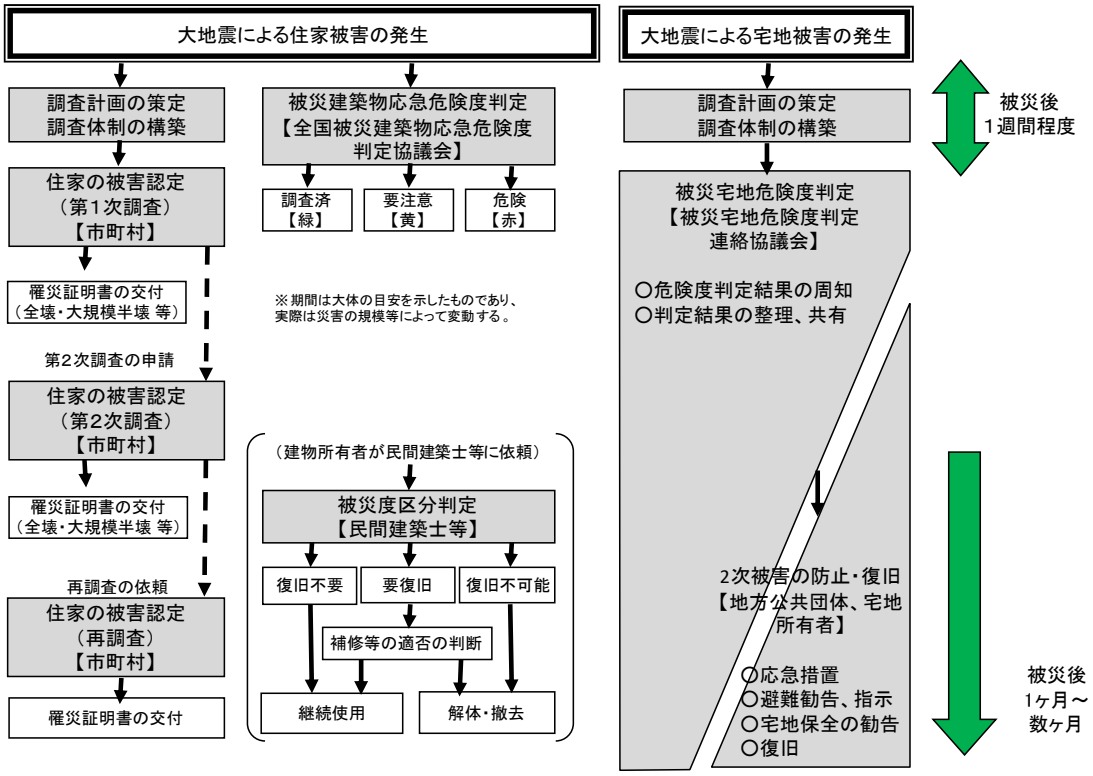

＜木造建築物の応急危険度判定調査表＞

集計欄は数字で記入

木

木造建築物の応急危険度判定調査表

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿　調査日時＿＿＿月＿＿＿日午前・午後＿＿＿時　調査回数＿＿＿回目

調査者氏名（都道府県／No）＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿／＿＿＿＿＿＿＿＿）

＿＿＿＿＿＿＿＿（＿＿＿＿／＿＿＿＿＿＿＿＿）

整理番号

建築物概要

1　建築物名称＿＿＿＿＿＿＿＿　1.1　**建築物番号**＿＿＿＿＿＿＿＿

2　建築物所在地＿＿＿＿＿＿＿＿　2.1　**住宅地図整理番号**＿＿＿＿＿＿＿＿

3　**建築物用途**　1.戸建て専用住宅　2.長屋住宅　3.共同住宅　4.併用住宅　5.店舗　6.事務所　7.旅館・ホテル　8.庁舎等公共施設　9.病院・診療所　10.保育所　11.工場　12.倉庫　13.学校　14.体育館　15.劇場、遊戯場等　16.その他（　　）

4　**構造形式**　1.在来(軸組)構法 2.枠組(壁)工法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他（　　）

5　**階数**　1.平屋　2.2階建て　3.その他（　　）

6　**建築物規模**　1階寸法　約ア＿＿＿m×イ＿＿＿m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

5　階

ア　m

イ　m

調査　**調査方法**：(1.**外観調査のみ実施**　2.**内観調査も併せて実施**)

1　**一見して危険と判定される。**（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し**総合判定**へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（　　）

調査方法

1

2　**隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度**

	Aランク	Bランク	Cランク	
①**隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険**	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり	①
②**構造躯体の不同沈下**	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下	②
③**基礎の被害**	1.無被害	2.部分的	3.著しい（破壊あり）	③
④**建築物の1階の傾斜**	1. 1/60以下	2. 1/60～1/20	3. 1/20超	④
⑤**壁の被害**	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り	⑤
⑥**腐食・蟻害の有無**	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損	⑥
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合（要内観調査）	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合	判定

3　**落下危険物・転倒危険物に関する危険度**

	Aランク	Bランク	Cランク	
①**瓦**	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損	①
②**窓枠・窓ガラス**	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り	②
③**外装材　湿式の場合**	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離	③
④**外装材　乾式の場合**	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊	④
⑤**看板・機器類**	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り	⑤
⑥**屋外階段**	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜	⑥
⑦**その他（　　）**	1.安全	2.要注意	3.危険	⑦
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合	判定

総合判定（**調査**の**1**で危険と判定された場合は危険、それ以外は**調査**の**2**と**3**の大きい方の危険度で判定する。）

1.　**調査済（緑）**　　2.　**要注意（黄）**　　3.　**危険（赤）**

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

木造

＜鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表＞

集計欄は数字で記入

S

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿　調査日時＿＿月＿＿日午前・午後＿＿＿時　調査回数＿＿＿回目

調査者氏名（都道府県／No）＿＿＿＿＿＿＿＿　（＿＿＿＿／＿＿＿＿＿＿）

＿＿＿＿＿＿＿＿　（＿＿＿＿／＿＿＿＿＿＿）

整理番号

建築物概要

1　建築物名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　1.1　**建築物番号**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　建築物所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　2.1　**住宅地図整理番号**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　**建築物用途**　1.戸建て専用住宅　2.長屋住宅　3.共同住宅　4.併用住宅　5.店舗　6.事務所
7.旅館・ホテル　8.庁舎等公共施設　9.病院・診療所　10.保育所　11.工場
12.倉庫　13.学校　14.体育館　15.劇場、遊戯場等　16.その他（　　）

4　**構造形式**　1.ラーメン構造　2.ブレース構造　3.プレファブ　4.その他（　　）

5　**階数**　地上　　階　地下　　階

6　**建築物規模**　1階寸法　約ア＿＿＿m×イ＿＿＿m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

地上　階

地下　階

ア　m

イ　m

調査　**調査方法**：（1.**外観調査のみ実施**　2.**内観調査も併せて実施**）

1　**一見して危険と判定される。**（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し**総合判定**へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（　　）

調査方法

1

2　**隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度**

		Aランク	Bランク	Cランク	
①**隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険**		1.危険無し	2.不明確	3.危険あり	①
②**不同沈下による建築物全体の傾斜**		1.1/300以下	2.1/300～1/100	3.1/100超	②
③**建築物全体又は一部の傾斜**					③
	傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1.1/100以下	2.1/100～1/30	3.1/30超	被害最大の階
	傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1.1/200以下	2.1/200～1/50	3.1/50超	階
被害最大の階（　）階	④**部材の座屈の有無**	1.無し	2.局部座屈あり	3.全体座屈あるいは著しい局部座屈	④
	⑤**筋違の破断率**	1. 20%以下	2. 20%～50%	3. 50%超	⑤
	⑥**柱梁接合部及び継手の破壊**	1.無し	2.一部破断あるいは亀裂	3. 20%以上の破断	⑥
	⑦**柱脚の破損**	1.無し	2.部分的	3.著しい	⑦
	⑧**腐食の有無**	1.ほとんど無し	2.各所に著しい錆	3.孔所が各所に見られる	⑧
危険度の判定		1.調査済み 全部Aランクの場合(要内観調査)	2.要注意 Bランクが3以内の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上	判定

3　**落下危険物・転倒危険物に関する危険度**

	Aランク	Bランク	Cランク	
①**屋根材**	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損	①
②**窓枠・窓ガラス**	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り	②
③**外装材　湿式の場合**	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離	③
④**外装材　乾式の場合**	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊	④
⑤**看板・機器類**	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り	⑤
⑥**屋外階段**	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜	⑥
⑦**その他（　　）**	1.安全	2.要注意	3.危険	⑦
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合	判定

総合判定（**調査**の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は**調査**の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1.　**調査済（緑）**　　2.　**要注意（黄）**　　3.　**危険（赤）**

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

S造

＜鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度判定調査表＞

集計欄は数字で記入

RC

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿　調査日時＿＿月＿＿日午前・午後＿＿＿時　調査回数＿＿＿回目

調査者氏名（都道府県／No）＿＿＿＿＿＿＿＿　（＿＿＿／＿＿＿＿＿＿）

（＿＿＿／＿＿＿＿＿＿）

整理番号

建築物概要

1　建築物名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　1.1　建築物番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　建築物所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　2.1　住宅地図整理番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　建築物用途　1.戸建て専用住宅　2.長屋住宅　3.共同住宅　4.併用住宅　5.店舗　6.事務所　7.旅館・ホテル　8.庁舎等公共施設　9.病院・診療所　10.保育所　11.工場　12.倉庫　13.学校　14.体育館　15.劇場、遊戯場等　16.その他（　　）

4　構造種別　1.鉄筋コンクリート造　2.プレキャストコンクリート造　3.ブロック造　4.鉄骨鉄筋コンクリート造　5.混合構造（＿＿＿＿）と（＿＿＿＿）

5　階数　地上　　階　地下　　階

6　建築物規模　1階寸法　約ア＿＿＿m×イ＿＿＿m

建築物番号

住宅地図整理番号

3

4

地上　　階

地下　　階

ア　　m

イ　　m

調査　調査方法：（1.外観調査のみ実施　2.内観調査も併せて実施）

1　一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（　　）

調査方法

1

2　隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

		Aランク	Bランク	Cランク
判定(1)	①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1.無し	2.あり	
判定(2)	②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険なし	2.不明確	3.危険あり
	③地盤破壊による建築物全体の沈下	1.0.2m以下	2.0.2m～1.0m	3.1.0m超
	④不同沈下による建築物全体の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/30	3.1/30超
	柱の被害〔下記⑤⑥の調査階（被害最大の階）＿＿＿階〕（壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる）			
	⑤損傷度Ⅴの柱本数／調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数＿＿本　調査柱＿＿本　（調査率＿＿％）		
		1.1％以下	2.1％～10％	3.10％超
	⑥損傷度Ⅳの柱本数／調査柱本数	損傷度Ⅳの柱総数＿＿本　調査柱＿＿本　（調査率＿＿％）		
		1.10％以下	2.10％～20％	3.20％超
	判定(2)	1.調査済　全部Aランクの場合	2.要注意　Bランクが1の場合	3.危険　Cランクが1以上又はBランクが2以上
	危険度の判定　判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1.調査済み（要内観調査）	2.要注意	3.危険

判定(1)

①

②

③

④

柱の被害最大の階

⑤

⑥

判定(2)

判定

3　落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材（モルタル・タイル・石貼り等）	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材（ALC板・PC板・金属・ブロック等）	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他（　　）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み　全部Aランクの場合	2.要注意　Bランクが1以上ある場合	3.危険　Cランクが1以上ある場合

①

②

③

④

⑤

⑥

判定

総合判定　（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1.　調査済（緑）　　2.　要注意（黄）　　3.　危険（赤）

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

RC造

b）**損害保険・共済団体による調査**

すまいの損害保険や共済に加入している住宅が被災した場合、支払保険金・共済金の算定のため、損害保険会社又は共済団体の調査員による損害状況及び損害額の調査が行われます。この調査は、被害認定調査と目的を異にするものであり、被災者に被害認定調査との間で混同を生じることがないよう留意する必要があります。

《すまいの損害保険について》

すまいの保険には、火災や風水害等の自然災害によって建物や家財に損害が発生した場合に、その損害を補償する「火災保険」と、地震・噴火又はこれらによる津波によって建物や生活用動産に損害が発生した場合に、その損害を補償する「地震保険」があります。

※地震・噴火又はこれらによる津波の損害（火災・損壊・埋没・流失）は火災保険では補償されません。

＜住家の被害認定調査と損害保険会社・共済団体の損害調査等との比較＞

	住家の被害認定調査	損害保険会社の損害調査	共済団体の損害調査
目的	罹災証明書の交付	支払保険金の算定	共済金の算定
実施主体	市町村	損害保険会社	共済団体
調査員	主に市町村職員	損害保険会社社員又は損害保険登録鑑定人等	共済団体担当者又は鑑定人
調査方法	損害割合（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合）を算出	【火災保険】 損傷箇所を元の状態に戻すために必要な修理費を基準に保険金を算定 【地震保険】 主要構造部の損害割合、焼失又は流失した床面積の割合、床上浸水の程度から建物の損害程度を認定	損害発生前の状態に復旧するために要する額を算出（※共済団体によって異なる。）
調査結果	「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」	【火災保険】 損害保険金 （この他、各種の費用保険金が支払われる場合もある。） 【地震保険】（2017年1月1日以降の始期契約の場合） 「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定に基づく地震保険金	損害の額と加入保障金額にもとづく共済金の支払（この他、各種の費用共済金が支払われる場合もある。） ※共済金の支払額は、共済団体・罹災原因等によって異なる。

＜火災保険・地震保険が支払われる場合（建物）の例＞

	火災保険	地震保険 （2017年1月1日以降の始期契約の場合）
保険金が支払われる場合の例（自然災害）	・火災、落雷、破裂、爆発 ・風災、雹災、雪災 ・水災　等 によって、保険の対象に損害が生じた場合	地震･噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって､保険の対象に損害が生じた場合
支払われる保険金	【全焼・全壊の場合】 損害保険金＝建物保険金額 【全焼・全壊以外の場合】 損害保険金＝ 損害の額－免責金額 （注）事故（災害）の種類により､また､各社の保険商品により、補償の対象となる損害の条件や保険金の計算方法は異なります。	実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、大半損、小半損、一部損）に応じ､地震保険約款で定められた保険金を支払う。 【全損】地震保険の保険金額×100% 【大半損】地震保険の保険金額×60% 【小半損】地震保険の保険金額×30% 【一部損】地震保険の保険金額×5% （注）認定の基準は下表のとおり

（注）「地震保険損害認定基準」･･･2017年１月１日以降の始期契約の場合

損害の程度	認定の基準（建物の場合）
全損	地震等により被害を受け、建物の主要構造部の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合、または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合
大半損	地震等により被害を受け、建物の主要構造部の損害の額が、その建物の時価の40%以上50%未満となった場合、または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合
小半損	地震等により被害を受け、建物の主要構造部の損害の額が、その建物の時価の20%以上40%未満となった場合、または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合
一部損	地震等により被害を受け、建物の主要構造部の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合、または、地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合（ただし、当該建物が地震等により全損、大半損・小半損・一部損に至らないとき）

＜共済金（地震以外）が支払われる場合（建物）の例＞

※ＪＡ共済（建物更生共済（契約日を平成16年４月１日以後とする契約））の場合

区分
風災、ひょう災、雪災または水災によって生じた損害の損害割合が５％以上の場合 風災、ひょう災、雪災または水災によって生じた損害（床下浸水による損害を除く。）の損害割合が３％以上５％未満の場合 風災、ひょう災、雪災によって生じた損害の額が５万円以上の場合

※次の浸水を床下浸水という。

ア．共済の対象が住宅用建物（居住の用に供する建物をいい、業務または作業の用に供する建物を除く。イ．において同様とする。）である場合は、畳等が敷かれた起居に必要な床（土間及びたたきの類を除く。）を超えない浸水

イ．共済の対象が住宅用建物でない場合は、地盤面より45cmを超えない浸水

＜共済金（地震）が支払われる場合（建物）の例＞

区分
地震等によって生じた損害の損害割合（損害の額÷共済価額）が５％以上の場合

５．罹災証明書

１）罹災証明書とは

「罹災証明書」とは、災害による被害の程度を証明する書面をいい、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の申請時等に利用されます。

罹災証明書には、世帯主、被災住家の所在地、被害の程度等に関する情報を記載します。法においては、災害による住家の被害程度のみが必須の証明事項とされていますが、被災住民の利便の観点から、住家以外の不動産被害や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等についても、任意に罹災証明書の証明事項とすることができます。

なお、近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式の統一に対する要望が出ていたことを踏まえ、罹災証明書の統一様式を提示しています（「罹災証明書の様式の統一化について」（令和２年３月30日付け府政防第737号内閣府政策統括官（防災担当））通知）。

また、法に基づく「被災者台帳」を作成・活用することで、従来、申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた支援施策（当該市町村業務）について、罹災証明書の添付を不要とする運用も可能になり、申請者の負担を軽減するとともに、市町村の罹災証明書の交付事務も軽減することができます（後掲「６．被災者台帳」参照）。この場合、支援施策を所管する部局に対し、あらかじめ、申請に当たって罹災証明書の添付を求めることのないよう、申請手続きや必要書類の見直しを要請する必要があります。

なお、罹災証明書は住民票の写しに代わるものではありません。

＜罹災証明書の統一様式＞

（整理番号）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

〇〇市町村長

２）罹災証明書に基づく様々な被災者支援策

被災者生活再建支援法以外にも、都道府県や市町村独自のものを含め、様々な被災者支援策の申請時に罹災証明書の添付が求められます（被災者台帳を活用する場合には、罹災証明書の添付を不要とする運用も可能です）。損害保険や共済では独自に損害査定をするため罹災証明書の添付を求めないことが一般的ですが、最近では、罹災証明書の添付を前提とした民間金融商品（住宅ローン、保険）も見受けられます。

各々が異なる申請期限等を有するものですので、被災地方公共団体は、被害認定調査の実施方針を定め、被害認定調査から罹災証明書の交付に至るまでのスケジュールを的確に管理することが重要になります（参考『第２章１．★調査計画の策定』(p.40)）。

なお、被害認定調査の判定結果（第２次調査及び再調査の結果を含む）は、速やかに被災者支援施策の所管部局等と情報共有し、それらの施策の適用において混乱を生じることのないよう十分注意してください。

⇒ 給付　　－ 被災者生活再建支援金、義援金　等
⇒ 融資　　－ 住宅金融支援機構融資、災害援護資金　等
⇒ 減免・猶予 － 税、社会保険料、公共料金　等
⇒ 現物給付　－ 災害救助法に基づく住宅の応急修理、応急仮設住宅　等
（※　傍線部分は法令に基づく支援策）

＜被災者に対する支援制度（内閣府ホームページ）＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

３）罹災証明書に類似する証明書について

罹災証明書に類似するものとして、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害弔慰金や災害障害見舞金の支給に当たり、同法に基づく条例により必要書類として提出が求められる「被災証明書」があります。

また、家屋、車両、家財等に被害が生じた事実のみを証明したり、社会的インフラストラクチャーの破壊等に伴う避難指示による避難者について避難を要することを証明したりする書面として、市町村が独自に「被災証明書」「被災届出証明書」等を交付する例があります。

近年、災害発生時におけるNPO、民間事業者等による被災者向けサービスの中には、罹災証明書の提示を求めている場合があり、これらのサービスを利用するため、公的な支援施策の利用に必要な件数を大幅に上回る罹災証明書の交付申請がなされることにより、市町村に過度な負担がかかるケースが見受けられます。このような場合には、これらのサービスの提供主体に対し、「被災証明書」「被災届出証明書」等をもって代えることができないか、他の手段（例：サービスの対象となる区域を定め、当該区域内に住所があることの証明を求める　等）によることができないかについて検討を要請することが考えられます。

６．被災者台帳

被災者台帳とは、災害発生時に市町村が行う被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するものです。

災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務については、大規模広域災害時には援護の対象となる被災者が多数に上ること、被災経験の少ない地方公共団体の職員は必ずしも被災者援護に関する業務に習熟していないこと等の事情により、受給資格がある被災者に対して制度の案内が適切に行われない、あるいは被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れが発生することも少なくありません。

こうした事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災団体の関係部署において共有・活用することが効果的です。

法においては、災害発生時に被災者台帳の作成が迅速に行えるよう、市町村が各行政目的のために保有している住民関係情報について、被災者の援護を実施するために目的外利用することを可能とするため、個人情報保護条例との整理を行っています。

＜被災者台帳の概要＞

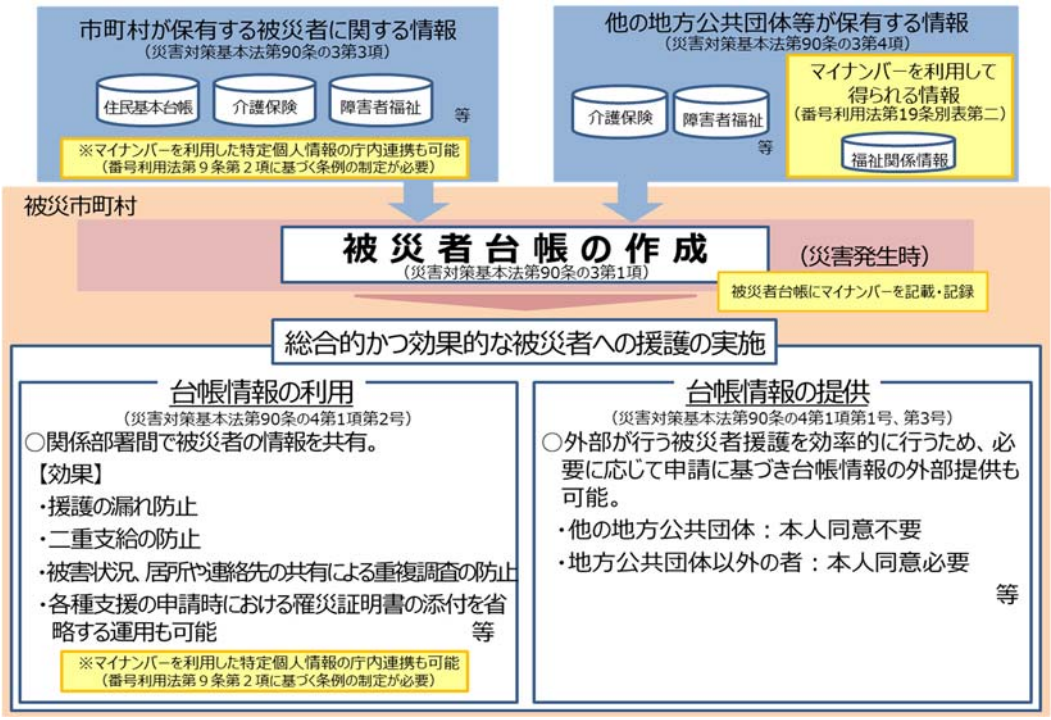

＜被災者台帳（内閣府ホームページ）＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/daichou.html

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（被災者台帳の作成）

第九十条の三　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

２　被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一　氏名

二　生年月日

三　性別

四　住所又は居所

五　住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況

六　援護の実施の状況

七　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

八　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

３　市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

４　市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（台帳情報の利用及び提供）

第九十条の四　市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

一　本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二　市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

三　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

２　前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）（抄）

（被災者台帳の作成）
第八条の四　法第九十条の三第一項の規定による被災者台帳の作成は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされた同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に係る被災世帯主からの申請その他の市町村長に対して行われる手続により得た情報その他の情報に基づき行うことができる。

（被災者台帳に記載又は記録する事項）
第八条の五　法第九十条の三第二項第八号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　電話番号その他の連絡先
二　世帯の構成
三　罹災証明書の交付の状況
四　市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
五　前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
六　被災者台帳の作成に当たつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項 に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
七　前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

（台帳情報の提供に関し必要な事項）
第八条の六　法第九十条の四第一項第一号又は第三号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。
一　申請者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
二　申請に係る被災者を特定するために必要な情報
三　提供を受けようとする台帳情報の範囲
四　提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
五　前各号に掲げるもののほか、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
２　市町村長は、前項の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報（ただし、前条第六号に掲げる事項を除く。）を提供することができる。
３　法第九十条の四第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により市町村長が提供する台帳情報には、前条第六号に掲げる事項を含まないものとする。

７．手引きの活用について

第２章～第６章では、特に大規模災害が発生した際の被害認定調査の実施体制について、過去の被災地方公共団体の経験に基づき、検討すると良いと考えられる項目を整理しています。

また、第７章では、災害発生時に被害認定調査や罹災証明書の交付を円滑に実施するための平常時における取組について整理しています。

さらに第８章では、都道府県が取り組むべき内容について整理しています。

第９章では、近年の通知について、その概要や通知本文について掲載しています。

内閣府として必ずこれらの項目を検討しなければならないと定めるものではありません。災害の規模や地方公共団体の状況に応じて的確で円滑な被災者支援が実施できるよう各地方公共団体での工夫が期待されます。

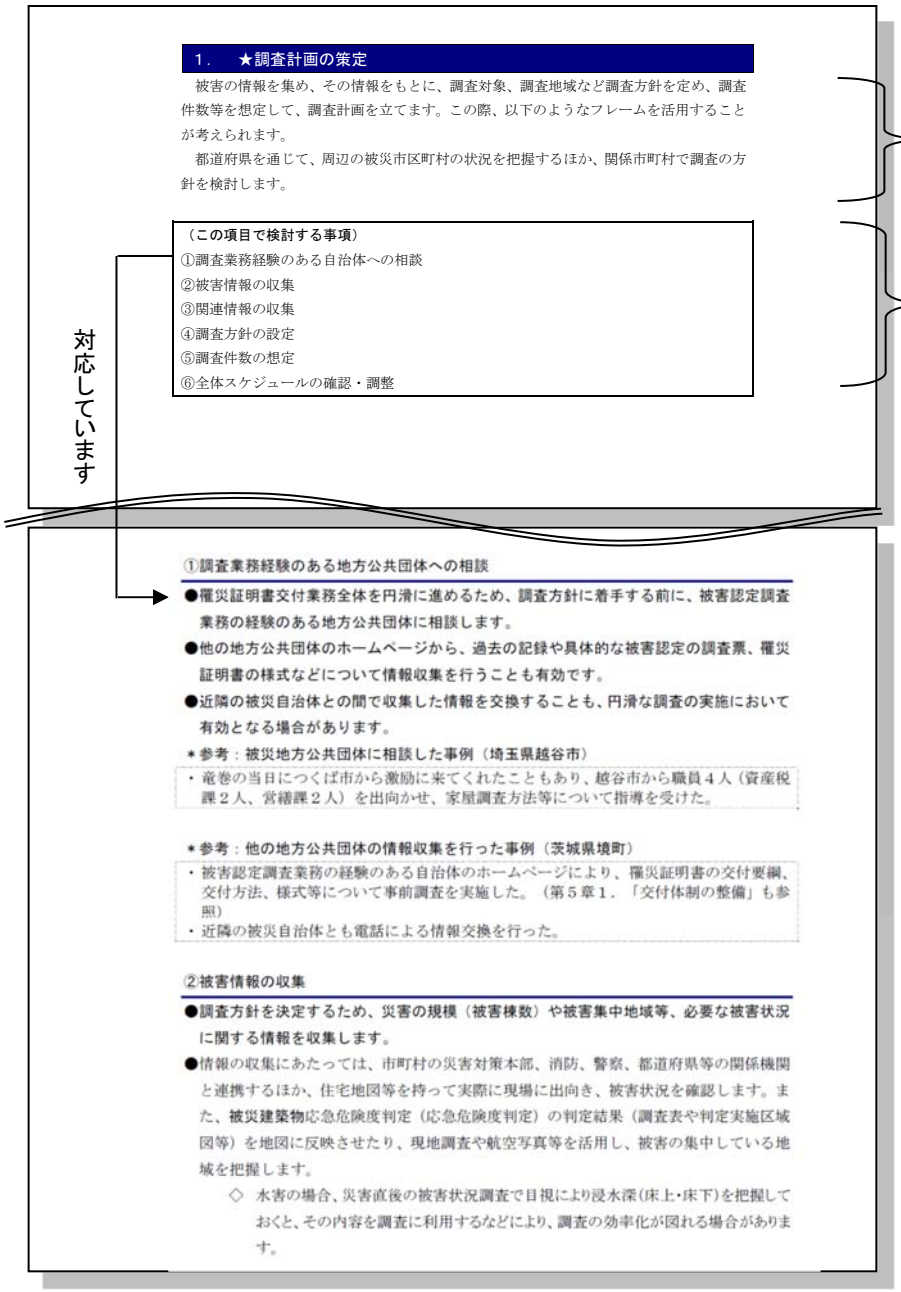

１．　★調査計画の策定

被害の情報を集め、その情報をもとに、調査対象、調査地域など調査方針を定め、調査件数等を想定して、調査計画を立てます。この際、以下のようなフレームを活用することが考えられます。

都道府県を通じて、周辺の被災市区町村の状況を把握するほか、関係市町村で調査の方針を検討します。

（この項目で検討する事項）
①調査業務経験のある自治体への相談
②被害情報の収集
③関連情報の収集
④調査方針の設定
⑤調査件数の想定
⑥全体スケジュールの確認・調整

対応しています

①調査業務経験のある地方公共団体への相談

●罹災証明書交付業務全体を円滑に進めるため、調査方針に着手する前に、被害認定調査業務の経験のある地方公共団体に相談します。
●他の地方公共団体のホームページから、過去の記録や具体的な被害認定の調査票、罹災証明書の様式などについて情報収集を行うことも有効です。
●近隣の被災自治体との間で収集した情報を交換することも、円滑な調査の実施において有効となる場合があります。

＊参考：被災地方公共団体に相談した事例（埼玉県越谷市）
・竜巻の当日につくば市から激励に来てくれたこともあり、越谷市から職員４人（資産税課２人、営繕課２人）を出向かせ、家屋調査方法等について指導を受けた。

＊参考：他の地方公共団体の情報収集を行った事例（茨城県境町）
・被害認定調査業務の経験のある自治体のホームページにより、罹災証明書の交付要綱、交付方法、様式等について事前調査を実施した。（第５章１．「交付体制の整備」も参照）
・近隣の被災自治体とも電話による情報交換を行った。

②被害情報の収集

●調査方針を決定するため、災害の規模（被害棟数）や被害集中地域等、必要な被害状況に関する情報を収集します。
●情報の収集にあたっては、市町村の災害対策本部、消防、警察、都道府県等の関係機関と連携するほか、住宅地図等を持って実際に現場に出向き、被害状況を確認します。また、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）の判定結果（調査表や判定実施区域図等）を地図に反映させたり、現地調査や航空写真等を活用し、被害の集中している地域を把握します。
◇　水害の場合、災害直後の被害状況調査で目視により浸水深（床上・床下）を把握しておくと、その内容を調査に利用するなどにより、調査の効率化が図れる場合があります。

その項目で実施する概要が記載されています。

その項目で実施する細項目が列挙されています。

●は検討する項目です。

◇は検討にあたっての考え方が記載されています。

★の付された項目は、住家被害認定業務において必ず行うべき項目です。

■住家のみ／非住家も含む

・ 住家のみ：住家のみを調査対象とします。

・ 非住家も含む：住家の被害認定調査と併せて非住家も調査対象とし、被害程度を調査します。

◇ 動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書ではありませんが、非住家の被害（店舗、倉庫、納屋等）について、住民から記載を求められるケースも考えられます。過去の被災地方公共団体の対応事例では、非住家の被害について、住家の被害と併せて記載し、罹災証明書を交付したケースがあります。非住家の被害を罹災証明書に記載する場合、災害の規模や調査方針、各種支援制度を踏まえ、当該地方公共団体の業務全体として、住家の被害認定調査と同時に非住家の調査を行った方が効率的なケースもあります。

◇ また、事業所や工場、駐車場等のように、罹災証明書に併せて記載することが困難であるものについては、被災証明書を用いて、被災した事実を証明している地方公共団体もあります。

	メリット	デメリット
住家のみ	・罹災証明書の交付対象が住家のみであるため、非住家を対象とする場合と比較して調査対象数が少なく、各種支援制度を速やかに実施することができる。	・住家の調査を開始した後、非住家の調査を開始することとなった場合、非効率となることが多い。
非住家含む	・非住家に対する支援制度がある場合や十分な調査体制が確保できる場合は、効率的に調査をすることができる。	・住家のみを対象とする場合と比較して調査対象数が多くなるため、完了までに一定の期間を要する。 ・非住家の証明要望が少ない場合

■・・・／・・・は、複数の方法が想定される場合です。
「・」でそれぞれの方法の概要が記載されています。
また、必要に応じて、メリット・デメリットが表にまとめられています。

＜被害認定調査開始後の主な業務＞

■全体統括（課長クラス）
・ 災害対策本部との連絡調整
■被害認定調査の指揮・コーディネート（係長クラス）
・ 調査スケジュールの設定
・ 調査地域、調査班、調査員のコーディネート
・ 調査の進捗管理
・ 調査精度の確保（調査票の確認、疑問点等の統一等）
■現地調査
・ 被害認定調査の実施
■調査前後の処理
・ 写真データ整理
・ 調査票の入力
・ 資機材管理・準備（デジタルカメラ等の充電、調査票印刷、調査範囲・調査対象を記載した地図等）
■相談対応
・ 被害認定調査の時期、罹災証明書の交付時期、罹災証明書によって受けることができる支援内容　等

□は、参考情報です。

＊参考：調査計画策定事例（石川県輪島市）

・ 市民や消防署からの情報に加えて市の職員が現地視察を行うことからはじめた。また、発災日の午後からは応急危険度判定の判定員による下見が開始された。
・ 応急危険度判定は発災の翌日から開始されており、調査結果は夕方調査員が庁舎に戻った後に、ゼンリンの住宅地図に色分けして整理し、外観目視調査を実施する上での被害情報の把握に活用した。ただし、使用する住宅地図の年度や着色ルール、被害区分等が調査ごとに統一されていなかったため、地図情報において混乱するという事態も発生した。

□は、過去の地方公共団体等の事例です。（当時の対応状況を記載しているため、被害の程度等については、最新の情報に読み替えをお願いします。）

第1章 制度概要

第２章　被害認定業務の実施体制の整備

１．★調査計画の策定

被害の情報を集め、その情報をもとに、調査対象、調査地域等調査方針を定め、調査件数等を想定して、調査計画を立てます。この際、以下のようなフレームを活用することが考えられます。

都道府県を通じて、周辺の被災市町村の状況を把握するほか、関係市町村で調査の方針を検討します。

（この項目で検討する事項）
①調査業務経験のある地方公共団体への相談
②被害情報の収集
③関連情報の収集
④調査方針の設定
⑤調査件数の想定
⑥全体スケジュールの確認・調整

***参考：調査計画策定用のフレームの例（局地的な被害の場合）**

1. 調査対象
　①対象:○○町○丁目、○丁目、･･･(住家のみ／非住家も含む)
　②戸数:約○○○戸
　　※ 消防による被害報告、住宅地図、空中写真等より選定。見込みで可。

2. 調査体制
　①統括班:○○部○○課○○班
　　※ 人員・資機材・作業スペース等の手配のほか、マスコミ対応、相談対応も担当。「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」を参照。
　②調査班:○人1班(班長＋調査員(＋調査補助員))×○班／日＝○○○人／日
　　※ ３人１班又は２人１班が通例。他の地方公共団体や民間団体による応援を受ける場合、被災市町村職員は１班当たり１人（被災者対応担当）で可。
　③調査票データ入力:○○部○○課○○班
　　※ 被災者台帳を作成する場合は、判定結果を担当部署へ伝達
　④罹災証明書の交付:○○部○○課○○班
　⑤再調査対応班:○○部○○課○○班

3. スケジュール
　①体制構築、人員手配:発災～○月○日(○)
　②調査員研修:○月○日(○)～○月○日(○)
　　※ 発災後１週間程度までを目処に実施。
　　※ 内閣府作成の講習会テキスト「災害に係る住家の被害認定について」、DVD を使用。
　③資機材の調達:～○月○日(○)
　④調査実施環境の整備:～○月○日(○)
　　※ 調査員･コーディネーターの作業スペース、ミーティングスペースの確保
　⑤調査実施の広報:○月○日(○)
　⑥調査実施:○月○日(○)～○月○日(○)　○日間
　　※ 現地調査は行方不明者の捜索後となる。それまでの間は、空中写真等をもとに流失した住家を確認したり、調査対象区域の優先順位を検討したりする。

※ 調査対象戸数÷調査班数÷１日当たりの平均調査戸数（水害の場合、15 棟／日程度と仮定）により算定。
※ 住宅の応急修理（１ヶ月以内）、応急仮設住宅の着工（20 日以内）等から、過去の大規模災害では１ヶ月以内が目処。
※ 調査班数が不足する場合には「２．調査体制」に戻り、他の地方公共団体や民間団体による応援について都道府県に相談する。
⑦調査データの入力期間:○月○日(○)～○月○日(○) ○日間
⑧罹災証明書交付開始の広報:○月○日(○)
⑨申請受付開始:○月○日(○) 市役所○○会議室、○○支所○○会議室、･･･

＊参考：発災から調査開始までの経過（京都府宇治市）

○調査期間　平成24年８月22日から平成24年９月６日まで
○適正な罹災証明書交付を迅速に行うことを使命として、発災から調査開始まで以下の流れで対応した。
８月14日早朝……○発災
８月14日から……○各現場班からの被害情報の集約
８月16日、17日…○内閣府・京都大学より宇治市幹部職員へ罹災調査について説明
８月19日……○復興班立ち上げ
８月20日……○建築指導課長より班長３人に対し調査準備の指示
（シミュレーション、資機材確保等）
○建築技師全員に調査への業務命令、宇治市幹部職員・京都大学より班長ほか各チーム主要メンバーへ罹災調査について説明
８月21日……○被災者生活再建支援システム構築・運用
８月22日……○AMレクチャー、PM実地研修（木造）
８月23日……○AMレクチャー、PM実地研修（非木造）
８月24日……○本格調査開始

＊参考：調査のスケジュールの例（埼玉県越谷市）

・平成25年９月２日竜巻による被害において、以下の流れで対応を実施。

○９月２日（月）被災当日
竜巻直後から、平常時よりさまざまな部署から選抜されている情報収集員24人を現地に派遣し、被害状況把握に努めた。
○９月３日（火）
早朝から、市職員26班52人体制で罹災地域内の家屋の損壊状況の確認作業を行った。
○９月６日（金）
被災者相談窓口（罹災証明書申請受付）を会議室に開設するとともに、被災地域の自治会長を通じて、被災世帯に対しての各種案内及び罹災証明書等交付申請書の配布依頼を行った。
○９月７日（土）
罹災証明申請受付から交付までの一連の作業工程を一括で運用するとともに、複数の職員で同時に処理できるよう、システム管理担当課に依頼し、アプリケーション（Access）を活用してプログラムを組んだ。
○９月７日（土）～10月18日（金）
罹災証明書交付のための家屋調査・損害判定に対応するため、家屋の被害認定調査の担当部局である資産税課及び営繕課職員が中心となり、資産税課のOB等各課から

の応援を求め、１班３人体制（１日最大で５班15人）で現地調査を実施した。
そのほか、現地調査の結果をシステムに入力する人員や罹災証明交付業務を行う人員を確保し、対応した。
※10月19日以降は、適宜対応（損害判定、被災者相談等）。
○９月９日（金）～９月15日（日）
罹災証明書の申請の臨時受付窓口を避難所２箇所で開設した。
○９月10日（火）
罹災証明書交付開始
○９月10日（火）～10月31日（金）
災害対策本部の直属組織として総合支援を行う「被災者支援対策室」を会議室に設置して、相談支援、罹災証明交付事務、避難所支援、見舞金等対応等、多岐にわたる支援の受付等をワンストップで対応できるようにした。

①調査業務経験のある地方公共団体への相談

- **罹災証明書交付業務全体を円滑に進めるため、調査方針に着手する前に、被害認定調査業務の経験のある地方公共団体に相談します。**
- **他の地方公共団体のホームページから、過去の記録や具体的な被害認定の調査票、罹災証明書の様式などについて情報収集を行うことも有効です。**
- **近隣の被災自治体との間で収集した情報を交換することも、円滑な調査の実施において有効となる場合があります。**

＊参考：被災地方公共団体に相談した事例（埼玉県越谷市）

・竜巻の当日につくば市から激励に来てくれたこともあり、越谷市から職員４人（資産税課２人、営繕課２人）を出向かせ、家屋調査方法等について指導を受けた。

＊参考：他の地方公共団体の情報収集を行った事例（茨城県境町）

・被害認定調査業務の経験のある自治体のホームページにより、罹災証明書の交付要綱、交付方法、様式等について事前調査を実施した。（第５章１．「交付体制の整備」も参照）
・近隣の被災自治体とも電話による情報交換を行った。

②被害情報の収集

- **調査方針を決定するため、災害の規模（被害棟数）や被害集中地域等、必要な被害状況に関する情報を収集します。**
- **情報の収集にあたっては、市町村の災害対策本部、消防、警察、都道府県等の関係機関と連携するほか、住宅地図等を持って実際に現場に出向き、被害状況を確認します。また、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）の判定結果（調査表や判定実施区域図等）を地図に反映させたり、現地調査や航空写真、ドローンによる空撮映像等を活用し、被害の集中している地域を把握します。**

◇　水害の場合、災害直後の被害状況調査で目視により浸水深（床上・床下）を把握して

おくと、その内容を調査に利用する等により、調査の効率化が図れる場合があります。

＊参考：調査計画策定事例（石川県輪島市）

・市民や消防署からの情報に加えて市の職員が現地視察を行うことからはじめた。また、発災日の午後からは応急危険度判定の判定員による下見が開始された。
・応急危険度判定は発災の翌日から開始されており、調査結果は夕方調査員が庁舎に戻った後に、ゼンリンの住宅地図に色分けして整理し、外観目視調査を実施する上での被害情報の把握に活用した。ただし、使用する住宅地図の年度や着色ルール、被害区分等が調査ごとに統一されていなかったため、地図情報において混乱するという事態も発生した。

＊参考：被害認定調査前段階の作業で並行して情報収集した事例（京都府宇治市）

・概要把握の調査や消毒作業等の過程で収集できた情報で調査対象区域を設定した。

＊参考：被害情報の収集事例

（兵庫県佐用町）
・被害集中地域については、自治会長からの連絡をもとに被害状況を把握した。
（高知県大月町）
・発災後すぐに町内職員で班を編制し担当エリアを巡回しておおよその被害棟数を把握した。

＊参考：　航空写真を調査方針設定に使用した事例（東京都大島町）

・平成25年台風26号による土砂災害については、国土地理院から提供された航空写真をもとに建物被害の特徴を把握し、調査方針、調査対象地区の設定・区分を検討することにより、住家被害調査を円滑に実施することができた。
①　立ち入りが制限されている地域は航空写真や外観目視による確認
②外力損傷が著しい地域をあらかじめ設定し、木造・プレハブ造で２階以下の戸建住宅の場合は第１次調査から実施
③上記に該当しない地域、建物は第２次調査から実施

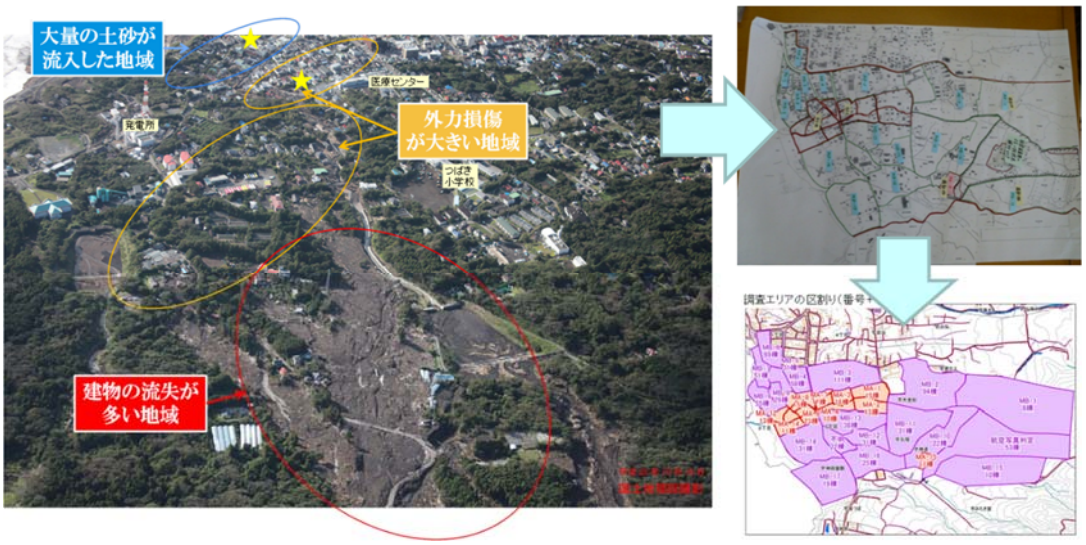

＊参考：航空写真の撮影・提供（国土地理院）

- 国土地理院においては、いつ発生するかわからない自然災害に迅速に対応するため、測量用航空機「くにかぜⅢ」により通年で機動性のある運航を可能とする体制を取っている。
- 地震、火山噴火、水害等の大規模な災害発生時には、その状況に応じて航空写真の緊急撮影等による観測を行い、迅速に災害情報等を関係機関に提供している（国土地理院ホームページ（災害関連情報（http://www.gsi.go.jp/bousai.html））上でも公開）
- 低解像度の写真はホームページ上で公開しているが、高解像度の写真の入手に関する問い合わせは、国土地理院企画部防災推進室長補佐（直通 029-864-6275,FAX 029-864-1658）まで。

航空写真（平成28年熊本地震：熊本県益城町）
左：被災前（2008年撮影）　右：被災後（2016年4月16日撮影）

北部
：被

（地理院地図、国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/)）

＊参考：衛星画像の公開（内閣情報調査室）

- 国内における大規模な被害を伴う災害や事故等の発生に際して、情報収集衛星の画

像が被災等の状況の早期把握や被災者等の迅速な救助・避難等に資すると判断された場合（注）には、内閣情報調査室において、加工処理画像（衛星画像に、衛星の能力が明らかにならないよう加工処理をしたもの）を内閣官房のウェブサイトに掲載するなどして公開することとされているので、このような衛星画像が公開されている場合は活用することも可能である。

（注）公開の対象となる事態は、次のとおり。

国内において、暴風、竜巻、豪雨、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象や、大規模な火事若しくは爆発又は重大な事故等により大規模な被害が発生し、政府の緊急参集チームに参集指示があった場合又はこれに準じる事態。

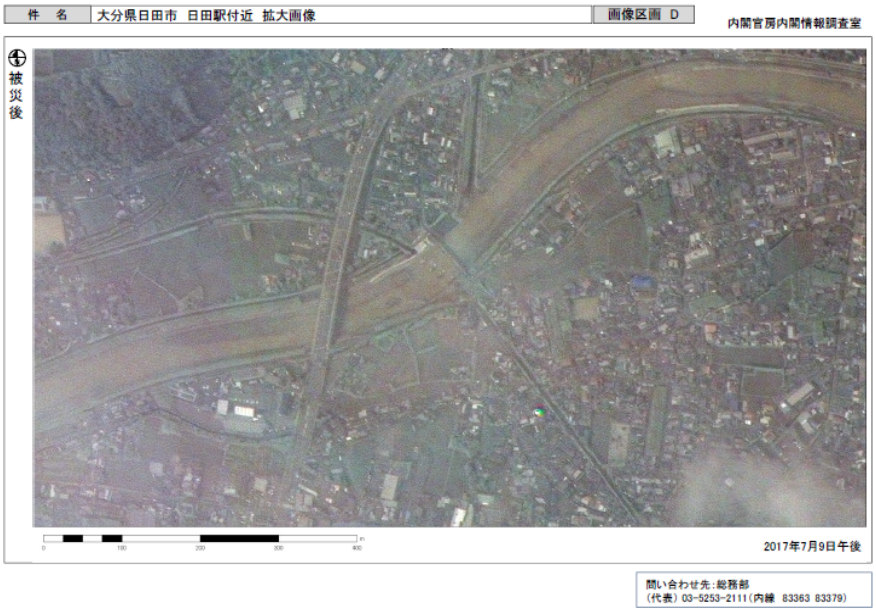

衛星画像（平成29年福岡県・大分県等の大雨に係る被災地域の加工処理画像等
：福岡県朝倉市・大分県日田市）
（内閣情報調査室関連報道発表：http://www.cas.go.jp/jp/houdou/170711saigai.html）

＊参考：民間事業者による航空機及び人工衛星による空中写真の撮影・提供の例

国際航業：　http://www.kkc.co.jp/service/bousai/csr/index.html
パスコ：　http://www.pasco.co.jp/disaster_info/

アジア航測： https://www.ajiko.co.jp/news?cat=202
中日本航空： http://www.nnk.co.jp/research/disaster/

＊参考：災害直後の被害状況調査の活用（栃木県小山市）

・災害直後の被害状況調査で目視等により浸水深を把握し、住家被害認定調査の際に活用した。

＊参考：リアルタイム地震被害推定システムの開発（国立研究開発法人防災科学技術研究所）

・国立研究開発法人防災科学技術研究所では、強震観測データをリアルタイムに処理し、地震発生後10分程度で、全国を対象に250mメッシュ単位で各種被害推定（建物被害や人的被害）を行うリアルタイム地震被害推定システム（J-RISQ：ジェイ-リスク）の開発を、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の一環として進めている。
・2016年熊本地震における地震被害推定結果は、防災科学技術研究所のクライシスレスポンスサイト（http://ecom-plat.jp/nied-cr/index.php?gid=10153）で公開し、被災自治体等が本システムによる推定結果を入手できるようにした。
・今後の地震災害においては、防災科学技術研究所において、発災後に本システムによる推定を行い、結果の全壊棟数の分布データやこれらを可視化した情報を被災自治体等に提供することを検討している。
・リアルタイム地震被害推定システムに関する問い合わせは、防災科学技術研究所（メールアドレス：j-risq@bosai.go.jp）まで。

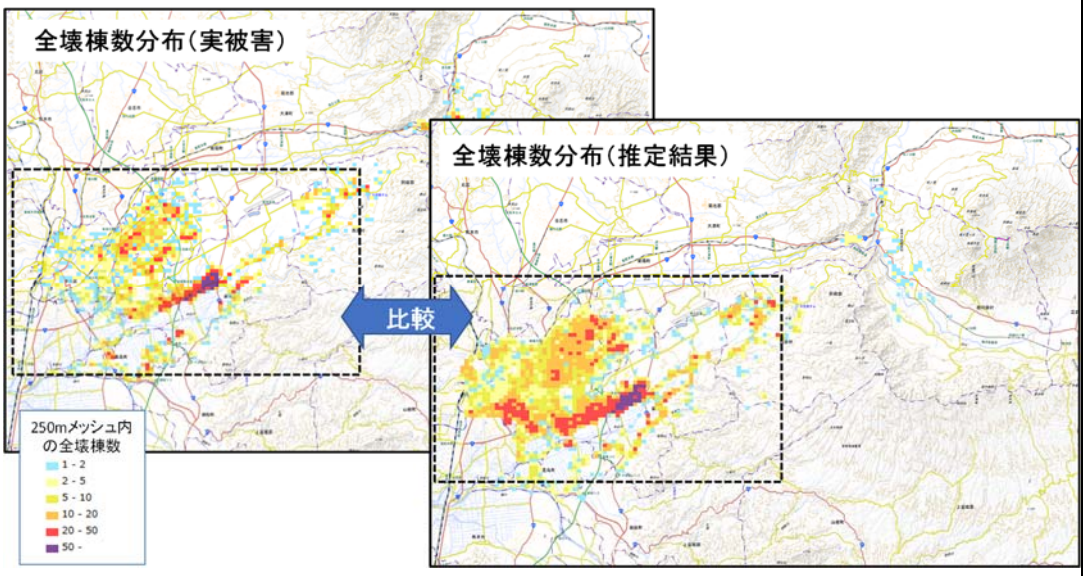

2016年熊本地震の建物に関する実被害と被害推定結果の比較

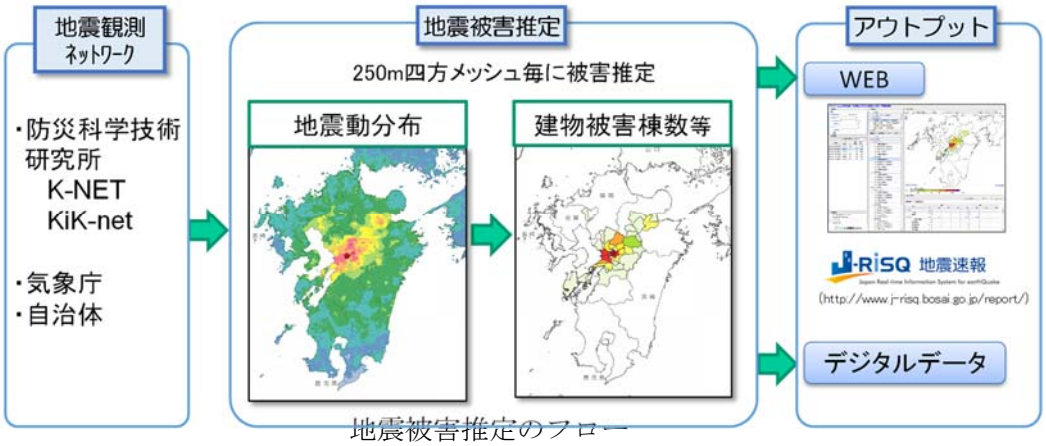

地震被害推定のフロー

＊参考：航空写真等を用いて住家の高さの差を可視化した建物被害図の作成とそれを基に

した調査対象区域の設定など調査方針の検討（国立研究開発法人建築研究所）

- 国立研究開発法人建築研究所では、平成28年4月熊本地震の発災後の航空写真と発災前の写真や建物データを活用し、住家の高さの差を求め、その差を可視化した建物被害図の作成を行っている（益城町市街地（本震後）での被害状況を復元してみると、本建物被害図での被害の程度と被災建築物応急危険度判定の結果は概ね７割程度は合致していた）。
- 今後の地震災害においては、発災後に建築研究所においてこのような建物被害図を作成し、被災自治体への提供を行うべく研究が進められている。
- この建物被害図を基にして、被災自治体において調査対象区域の設定など調査方針を検討することが可能となる。
- なお、発災前の住家の高さの把握にあたっては、国土地理院が有する写真やレーザー計測の結果のほか、各地方公共団体が固定資産の現況確認等のために撮影している航空写真や都市計画基礎調査の結果なども活用できる。
- 建物被害図に関する問い合わせは、建築研究所住宅・都市研究グループ（メールアドレス：bosaigis@kenken.go.jp，直通029-864-6675）まで。

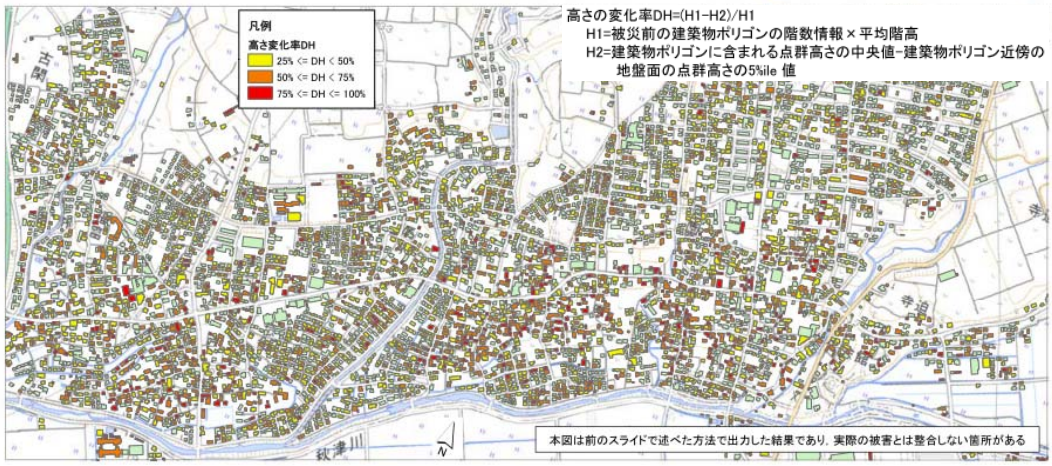

2016年4月16日11時頃撮影の画像(36枚)を使用して作成した建物被害図

応急危険度判定結果との比較（暫定値）		応急危険度判定 被害無し（調査済み：緑）	応急危険度判定 被害有り（危険：赤+要注意：黄）
本方法	被害無し	6%	16%
	被害有り	14%	64%

建物被害図での被害の程度と被災建築物応急危険度判定の結果の比較

③関連情報の収集

- **周辺の被災地方公共団体の調査の方針と調査スケジュール、講じられる各種被災者支援措置と支援措置の区分、被災者からの要望について情報を収集します。**
  - ◇ 被災者支援策には、災害発生後に決まるものもあります。被災者への広報事項が刻々と変わると被災者も混乱しますので、できれば初期の段階で支援策を整理することが望ましいと考えられます。

＜収集する情報＞

- 周辺の被災地方公共団体の調査方針、調査スケジュール
- 今回の災害で実施する被災者支援措置、支援措置の区分、支援スケジュール
- 被災者からの要望

＊参考：関連情報の収集が不足した事例

- 災害翌日からとにかく被害認定調査を開始したが、具体的な罹災証明書の交付時期や罹災証明書により受けられる支援について、職員も理解していない状況であったため、住民からの問い合わせに答えられない状況だった。
- 応急危険度判定で「危険」と判定された建物について、住民が「全壊」と勘違いして、建物の除却申請を行ってしまったケースがあった。職員も応急危険度判定との違いや、被害認定調査、罹災証明書交付のことについて十分な知識がなかった。

④調査方針の設定

- **調査方針として、a)調査対象、b)調査対象地域、c)被害区分、d)調査結果の伝達方法、e)調査手法を決定します。**
- **調査方針は、周辺の被災地方公共団体とも情報交換を行うなど、よく調整します。**
  - ◇ 同一災害で被災した地域において、市町村により調査方針が異なっていると、住民からの問い合わせ等、迅速で円滑な被害認定調査の実施に支障をきたし、ひいては住民の災害復興支援にも影響を及ぼしかねません。

＊参考：複数市町で調査方針を統一することができた例（兵庫県）

- 佐用町、宍粟市、朝来市、いずれの市においても被害認定調査のノウハウを持った職員が少なく、兵庫県職員が管理のサポートを行うとともに、各市町に対し調査方法の説明を行った。その結果として、調査方法を統一することができた。

＊参考：複数市町村で対応を統一できなかった例

- 周辺地方公共団体と特に調査方法を調整しなかったため、被災者同士の口コミで、あちらの地方公共団体は判定が甘いといったウワサが広まり、判定結果に対する不服の要因となった。被害棟数が少ない地方公共団体において全て内部立入調査を実施した市町村もあり、調査方法が異なるということをマスコミが報道したことも、地方公共団体によって判定が異なるのではないかと住民が考えることにつながってしまった。

a）調査対象

調査対象を決めます。

◇ 調査対象について漏れがないようにすることが、調査の円滑化や迅速化のために必要です。

◇ そのため、調査対象について住家のみか非住家を含むのか明確にした後、住民基本台帳を利用しながら、調査対象となる建物のリストを作成します。

＊参考：あらかじめ調査対象を明確にした事例（栃木県栃木市）

・住民基本台帳を活用し、調査対象住宅リストを作成した。その上で、第一次調査の際には、調査対象住宅リストに記載されていない建物や居住のために使用しているか判断できない建物についてもすべて調査対象として調査を実施した。
・また、被害認定調査漏れの家屋が出ないように、市の関係各課と被害状況の共有を随時行った。

■住家のみ／非住家も含む

・ 住家のみ：住家のみを調査対象とします。

・ 非住家も含む：住家の被害認定調査と併せて非住家も調査対象とし、被害程度を調査します。

◇ 動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書ではありませんが、非住家の被害（店舗、倉庫、納屋等）について、住民から記載を求められるケースも考えられます。過去の被災地方公共団体の対応事例では、非住家の被害について、住家の被害と併せて記載し、罹災証明書を交付したケースがあります。非住家の被害を罹災証明書に記載する場合、災害の規模や調査方針、各種支援制度を踏まえ、当該地方公共団体の業務全体として、住家の被害認定調査と同時に非住家の調査を行った方が効率的なケースもあります。

◇ また、事業所や工場、駐車場等のように、罹災証明書に併せて記載することが困難であるものについては、被災証明書を用いて、被災した事実を証明している地方公共団体もあります。

	メリット	デメリット
住家のみ	・罹災証明書の交付対象が住家のみであるため、非住家を対象とする場合と比較して調査対象数が少なく、各種支援制度を速やかに実施することができる。	・住家の調査を開始した後、非住家の調査を開始することとなった場合、非効率となることが多い。
非住家含む	・非住家に対する支援制度がある場合や十分な調査体制が確保できる場合は、効率的に調査をすることができる。	・住家のみを対象とする場合と比較して調査対象数が多くなるため、完了までに一定の期間を要する。 ・非住家の証明要望が少ない場合

		は、住家と同時に調査すると非効率となることが多い。

■被害が軽微なものの取扱い

・ 被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する物件については、自己判定方式を採用して調査を簡素化する、あるいは現地調査そのものを行わないことも考えられます。

・ 自己判定方式を実施することで、「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する住家の被害認定調査の事務手続を軽減することができるため、結果的に罹災証明書の交付の迅速化につながります。

・ ただし、自己判定方式は申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害であることに合意できることが前提となるため、合意が得られない場合や、被災した住家を撮影した写真からだけでは、被害が軽微で明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」と判断ができない場合は、通常の現地調査を実施し、その結果に基づいて判定を行うこととなります。

・ なお、受付窓口で写真を元に「準半壊に至らない（一部損壊）」と判断できるかどうかを判断する必要があるため、受付窓口の担当者も被害認定調査に関する基本的な知識等を身につけておくことが必要となります。

・ また、特に水害等の被害の場合は住民が発災直後から片付けを行うことが多いため、あらかじめ被災状況を写真撮影しておくよう広報しておくことも重要となります（自己判定方式を行わない場合でも現地調査時に活用するため、必要となります）。（「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和２年７月５日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知）

・ 自己判定方式を実施する場合には、その申請にあたって以下に示すような写真等の添付書類が必須となりますが、自己判定方式を実施しない場合には、同様の添付書類を必須とする必要はありません。被災者負担の観点からも添付書類を必須としないよう留意してください。

☆自己判定方式は、具体的には以下のような手順で実施します。

①自己判定方式実施の広報	自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報します。その際以下の点を明らかにしておきます。 －自己判定方式が実施できる条件（準半壊に至らない（一部損壊）程度の被害で自ら結果に合意できる　など） －自己判定方式の申請書類等の受付窓口 －自己判定方式による申請受付の開始時期
②申請書類等の	自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を配布しま

配布	す。 －申請に必要な書類等について説明した書類 －申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類　　等
③申請の受付	罹災証明書に係る窓口等で、申請を受け付けます。申請を受け付けた後、申請書類の内容を確認し、明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」の罹災証明書を交付します。

☆適正に自己判定方式を実施するためには、申請書の他、被害状況がわかる写真が必要となります。また、被災した住家の図面があれば、被害状況の確認に役立ちます。

① 申請書類	申請書類は以下の情報が記載できるようにします。その際、罹災証明書等交付申請書の内容も含むようにします。 －申請者の住所・氏名及び被災した住家の所在地 －建物の配置状況 －被害の部位及び箇所
②被害状況のわかる写真	－建物の全景（周囲４面、４枚以上） －表札 －被害を受けた部位について、その内容が明らかになるような写真
③被災した住家の図面（あれば）	－配置図、平面図、立面図　など

＊参考：自己判定方式の活用により調査件数を大幅に減少させた例（千葉県香取市）

・罹災証明書の交付を行った件数のうち、約９割を自己判定方式で対応することができ、現地調査件数を大幅に減少させることができた。

＊参考：被害が軽微な場合に現地調査を行わないこととした事例（埼玉県越谷市）

・ガラスの破損のみである等「半壊に至らない」場合は写真の確認のみで現地調査を行わない場合もあった。

＊参考：写真の確認により「半壊に至らない」の罹災証明書を交付した事例（長野県長野市）

・平成26年11月の長野県神城断層地震によって生じた被害の状況に対する証明書のうち、住家や物置等が「半壊に至らない」の被害を受けたことにより共済の見舞金等の請求に必要なものについては、下記の書類提出により、罹災証明書を交付した。

（必要なもの）

・ 罹災証明書等交付申請書
・ 被害状況がわかる写真（カラー印刷可）
・ 建物等の図（手書きで結構です。どこが被害を受けたかがわかるように図で示してください）

出典：長野市ホームページ

＊参考：写真を元に被害程度の聞き取りを行った事例（熊本県合志市）

・平成28年4月の熊本地震において、第１次調査では被災者が持参した写真を元に被害程度の聞き取りを行った。軽微な被害であり、「半壊に至らない」の判定となることについて被災者が合意が得られた場合には、その場で罹災証明書を交付した。

＊参考：地震保険の損害状況申告方式について（一般社団法人日本損害保険協会）

・首都直下地震などの大規模地震で甚大な被害が発生している場合において、損害保険会社が迅速に保険金を支払うために必要と判断し、地震保険の契約者に承諾をもらっている場合に限って実施するもの。
・地震保険の契約者は、被災した建物および生活用動産の損害状況を専用の損害状況申告書に記入し、損傷個所の写真を添付して損害保険会社に申告する。
・損害保険会社は、地震保険の契約者から申告された内容に基づき損害調査を行い、損害の程度を認定。損害の程度に応じた地震保険金を支払う。

b）調査対象地域

■当該市町村全域(全棟調査)／一部地域は全棟+申請建物／申請建物のみ

・当該市町村全域（全棟調査）：市町村の全棟を調査対象とします。
・一部地域は全棟+申請建物：「被害情報の収集（p. 42)」で集めた情報を活用し、一定水準程度以上（中規模半壊等）の被害が多く発生していることが推測される地域の範囲を定め、その範囲内は全棟調査、その他の地域は申請があった建物について調査します。
・申請建物のみ：申請があった建物のみを調査します。

＜調査対象地域の設定方法に関する特徴比較＞

	メリット	デメリット
当該市町村全域（全棟調査）	大規模地震等では被害が市町村全域に広がるため、申請を待たずすべての住家を調査するほうが効率的な場合がある。	市域が広い場合、調査棟数が多くなり、調査に要する期間が長くなる。
一部地域は全棟+申請建物	水害など、被害地域が小さいエリアに固まっており移動距離が短い場合や、申請を待ってから現地調査を行うとより時間を要すると判断される場合、被害地域内についてはすべての住家を調査するほうが、効率的な場合がある。	災害によっては全棟調査の範囲が明確になりにくい。 申請建物の調査は、地理的に近接している順に実施できない可能性があり、非効率となる可能性がある。
申請建物のみ	被害棟数が多くなければ、調査が必要とされている家屋のみを調査対象にするほうが効率的な場合がある。	申請建物の調査は、地理的に近接している順に実施できない可能性があり、非効率となる可能性がある。 調査棟数の見積が困難となり、必要な人員確保の見通しがたてにくい。

＊参考：町の全世帯を対象に第１次調査を実施した事例（熊本県嘉島町）

・平成28年4月の熊本地震では町内全域で被害が生じたため、申請の有無によらず、全世帯について第１次調査を行った。

c）被害区分

被害区分を決めます。

■被害認定基準における被害区分／その他

・被害認定基準における被害区分：全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）

・◇　当該区分は、被災者生活再建支援金、災害救助法に基づく制度等の適用の判断に活用するため記載することが必要となります。

・その他：無被害、床上浸水、床下浸水　等

◇　住家の被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」の区分においては、地方公共団体が独自に区分を設定することも可能です。

◇　過去の被災地方公共団体の例では、義援金の配分や地方公共団体の独自制度において、「床上浸水」等という区分を設けている場合や、税の減免のための被害区分等が存在している場合があり、被害認定調査時に、これらの区分についても調査することが効率的なケースがみられます。

◇　迅速で円滑な被災者支援を実施するため、条例を制定し、税の減免区分と住家の被害認定における判定結果を合致させた例もあります。

＊参考：税の減免措置と住家の被害認定による判定結果を条例で合致させた事例（新潟県柏崎市）

「『平成19年新潟県中越沖地震』に係る災害被害者に対する市民税等の減免の特例に関する条例」平成19年７月27日、条例第33号

・住民税は居住している住宅の被害判定と所得金額に応じた減免措置、固定資産税は資産の被害判定に応じた減免措置が受けられるものとした。

＊参考：住家の被害認定と併せて減免措置の判定を実施した事例（石川県輪島市）

・輪島市の固定資産税の減免措置は、４/10、６/10、８/10、それ以上という区分であった。これに対応して、住家の被害認定による損害割合を活用した。

＊参考：「半壊に至らない」世帯に対する住宅再建支援補助金等支給の事例（鳥取県）

・平成28年10月に発生した鳥取県中部地域を震源とする地震では、住家の損害割合が10％以上20％未満の世帯に上限30万円を支給する「被災者住宅再建支援補助金」制度を設けた。

・また、住家の損害割合が10％に満たない世帯に対しては、損害割合に応じて一定の金額を支給する「被災者住宅修繕支援金」制度を設けた。

＊参考：「半壊に至らない」世帯への住宅復旧費用の一部助成の事例（栃木県栃木市）

・栃木市被災者住宅復旧支援条例において、被災者生活再建支援法に規定する自然災害により「半壊に至らない」被害を受けた世帯について、当該居宅の復旧に要する経費が10万円以上のものに対し、10万円を限度とし、復旧に要する経費に２分の１を乗じて得た額を助成している。

＊参考：「半壊に至らない」世帯への支援や固定資産税の減免の事例（神奈川県横浜市）

・「半壊に至らない」床上浸水の場合や火災等の消火作業により住家内の30%以上が水浸しになった冠水家屋世帯の場合、単身世帯で１万円、２人以上世帯で２万円を支給する横浜市災害見舞金・弔慰金制度を設けている。
・また、家屋の損害程度に応じて固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の税額を減免しており、家屋等の損害割合が10%以上20%未満の世帯については２/10以内の減免としている。

d）調査結果の伝達方法

調査結果を、被災者に対して、いつ伝えるかを決めます。

・原則として調査時は被災者には判定結果は伝えず、罹災証明書交付時点で伝えます。
　◇　地震第1次調査のように、多くの棟数を短期間に処理する場合、不慣れな調査員もいるため、一旦、持ち帰って調査水準を統一することも大切であり、罹災証明書交付時に説明することが良いと考えられます。

＊参考：判定結果の伝達（宮城県仙台市）

・基本的に申請者等に対し口頭では伝達せずに文書により行う。

e）調査手法

「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、住家の被害認定調査を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成13年7月作成、令和3年3月最終改定）を踏まえ、適切に住家の被害認定調査を実施します。

■地震による被害の場合

調査手法として、第１次調査から実施するか、第２次調査から実施するかを決めます。

・第１次調査から実施：まず第１次調査として外観目視調査を行い、申請があった場合に第２次調査として、被災者の立会いのもと、外観目視調査及び内部立入調査を実施します。
・第２次調査から実施：第１次調査は実施せず、最初から第２次調査を実施します。
　◇　調査棟数が少なく、余震も少なく、住家内部に立ち入ることが可能であると判断できる場合には第１次調査を実施せず、最初から第２次調査を実施することもできます。

第１次調査票の種類には、A版とB版があります。

・ A版：運用指針に最も準拠している第１次調査票。損傷程度別の面積から損害割合を算出します。

・ B版：A版よりも簡略化されている第１次調査票。損害割合イメージ図を用いて損害割合を算出します。

◇ 調査票A版やB版を用いる場合でも、各地方公共団体で使いやすいよう調査票番号にQRコードを入れたり、被害区分を増やしている場合には、その判定の欄を設けたりする等の工夫をすることも良いでしょう。

■水害による被害の場合

調査手法として、第１次調査から実施するか、第２次調査から実施するかを決めます。

・ 第１次調査から実施：木造・プレハブで戸建ての１～２階建の場合には、第１次調査を実施します。第１次調査では、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行います。第１次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合には、第２次調査を実施します。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意します。

◇ 調査棟数が少ない場合には、第１次調査を実施せず、第２次調査から実施することもできます。

・ 第２次調査から実施：木造・プレハブ戸建ての１～２階建て以外の場合には第１次調査は実施せず、第２次調査から実施します。第２次調査では、外観から一見して全壊と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いのもと、外観目視調査及び内部立入調査を行います。

◇ 第１次調査の対象とならない家屋（集合住宅等）は、第２次調査から実施することになりますが、罹災証明書の交付を遅らせないため、第１次調査と並行して調査を進めることが必要と考えられます。

■風害による被害の場合

地震や水害の場合とは異なり、第１次調査と第２次調査の区分はありません。調査手法は、外観から一見して全壊と判定できる場合や準半壊に至らない（一部損壊）と判定できる場合を除き、原則として被災者の立会いのもと、外観目視調査及び内部立入調査を行います。

※火災による被害の場合については、消防法に基づく火災損害調査の例により調査を行うことが考えられます。

＊参考：大規模地震時の火災による被害の調査方法（神奈川県秦野市）

・大規模地震による火災が発生した場合、通常の火災調査では対応が困難となることから震災時の火災調査事務処理について必要な事項を「秦野市大規模地震による火災調査の取扱いに関する要領」として定め、初期の調査においては、り災証明書交付のための調査を優先することとしている。
http://www.city.hadano.kanagawa.jp/reiki/act/frame/frame110001081.htm

■被害程度の判定における写真等の活用について

発災前後の航空写真等が入手でき、これらを活用することが調査の効率化・迅速化に資すると判断される場合には、当該航空写真等を活用して判定することが可能です。例えば、航空写真等から発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっているなど、明らかに住家全部又は一部の階が全部倒壊している等一見して「全壊」と判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うことも可能です。なお、航空写真等からだけでは判定できない場合には、現地調査を行うこととなります。

また、「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する物件に自己判定方式が活用可能であることを示しましたが、「準半壊に至らない（一部損壊）」以外でも、住家の被害の程度の判定を的確に実施することが可能であれば、被災者や民間企業等から提供を受けた住家の損壊状況が確認できる写真等を用いて、被害程度を判定することが可能です。

＊参考：被災前後の航空写真を用いた被害の程度の判定について（国土地理院）

・国土地理院が撮影した平成28年4月熊本地震の発災前後の航空写真を比較すると、下図赤丸の住家において、屋根の軸がずれ位置が変わっており、住家全部もしくは一部の階が全部倒壊していると推定されることから、「全壊」と判定することも考えられる。

航空写真（平成28年熊本地震：熊本県益城町）
左：被災前（2008年撮影）　右：被災後（2016年4月16日撮影）

＊参考：住家の高さの差を可視化した建物被害図による被害の程度の判定について（国立研究開発法人建築研究所）

・国立研究開発法人建築研究所では、地震災害発生後の航空写真と発生前の写真と建物データを活用し、住家の高さの差を求め、その差を可視化した建物被害図の作成を行い、被災自治体への提供を行うべく研究が進められている。
・建物被害図における高さの差が大きい住家については、地震災害発生前後の航空写真等と合わせて確認することで、住家の被害の程度を「全壊」と判定することも考えられる。建物被害図に関する問い合わせは、建築研究所住宅・都市研究グループ（メールアドレス：bosaigis@kenken.go.jp,直通029-864-6675）まで。

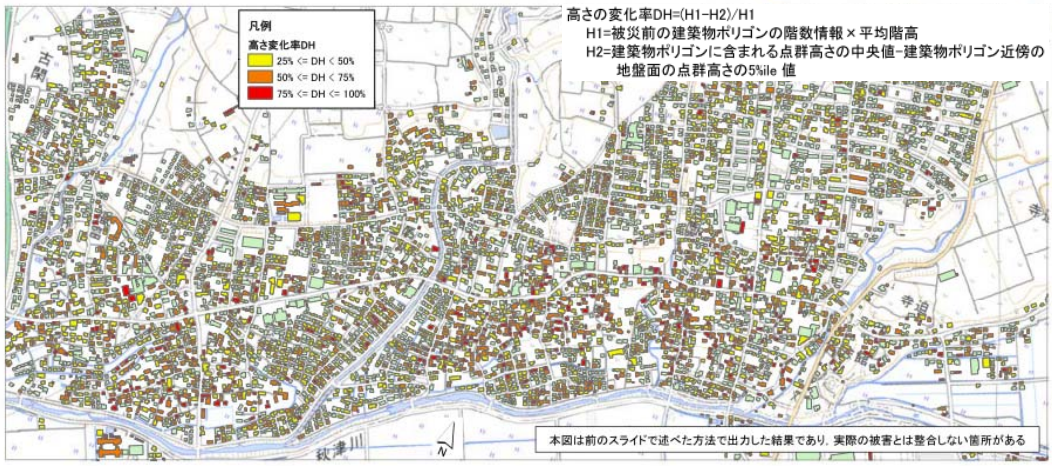

2016年4月16日11時頃撮影の画像(36枚)を使用して作成した建物被害図

＊参考：航空写真等を活用して判定した事例（東日本大震災）

・平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害については、膨大な調査棟数、現在の被災市町村の被害認定業務実施体制に鑑み、以下の方法による第１次調査により被害を認定。
　① 航空写真又は衛星写真を活用して、対象住家が津波により流失したかどうか確認
　② 流失した住家については、全壊と判定

　＜参考＞
　１．被災地域の航空写真については、国土地理院のホームページで閲覧可能
　２．内閣府内に置かれたボランティアによる地図作成チーム（EMT）において、被災地域の空中写真と住宅地図を重ね合わせたものをWEB上で公開
　３．沿岸部の被災地域の衛星写真については、㈱日立製作所及び㈱日立ソリューションズから無償提供

＊参考：航空写真等を活用して判定した事例（平成30年西日本豪雨）

・土砂災害計画区域などの調査員の立ち入りが難しいエリアにおいては、航空写真を活用した判定を行い、流出など明らかに「全壊」と判断できる事例について適用した。
・判断に迷う場合には現地に赴いて対応した。

⑤調査件数の想定

- ④で設定した調査対象、調査手法に基づき、被害範囲にあると見込まれる住家の件数を算出します。

⑥全体スケジュールの確認・調整

- 各種の被災者支援施策のスケジュールを勘案し、罹災証明書交付開始日を設定します。罹災証明書交付開始日と各種被災者支援施策のスケジュールについて、全庁で共有し、齟齬がないようにします。
- 全体スケジュールの確認を行う場合、特に調査や罹災証明書の交付の遅れにつながるような抜け漏れがないように留意する必要があります。
  - ◇ 水害の場合、第1次調査の対象となるのは、「木造・プレハブで戸建ての1～2階建て」に限られます。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意します。非木造の集合住宅など、この要件に該当しない場合は第2次調査から調査を開始し、初回の罹災証明書の交付を行います。
  - ◇ 集合住宅等の調査を第1次調査が完了してから調査を行うこととすると罹災証明書の交付スケジュールが遅れるため、第1次調査と並行して計画的に調査を進めることが重要です。
  - ◇ 罹災証明書の申請を受け付ける際には、本人確認を行うとともに、調査建物の住所と罹災証明書交付申請の住所を照合するなど、被害建物の特定を行う必要があります。そのため、あらかじめ住民基本台帳と調査建物の住所、罹災証明証交付申請者の住所について照合することを念頭に、全体スケジュールを確認・調整します。
- 被害が複数の市町村にわたる場合には、都道府県とスケジュールを調整します。
  - ◇ 被災状況と活用可能な人的・物的資源から勘案し、罹災証明書交付までの期間が長引くことが予想される場合は、緊急を要する被災者支援策の実施手法について検討する必要があります。
  - ◇ 被害認定調査期間については、過去の災害対応では、災害発生から1ヶ月を目処に調査を行い、初回の罹災証明書を交付する事例が多くなっています（災害の規模等による）。
    - ・発災後速やかに：住家被害の調査等に係る説明会の実施（都道府県主催）
    - ・発災後約1週間：調査方針の決定、実施体制の確立
    - ・発災後約1ヶ月：住家の被害認定調査～初回の罹災証明書の交付
  - ◇ 罹災証明書交付開始時期は、全調査終了後に開始する場合や調査終了地区から順次交付する場合等があります（詳細『第5章1．④　d）交付時期』（p.171）参照）。
  - ◇ 罹災証明書交付終了時期は、罹災証明書に基づいた被災者支援策の終了時期等が目安となります。

＜災害発生から被災者支援施策の実施に至るまでの流れ（再掲）＞

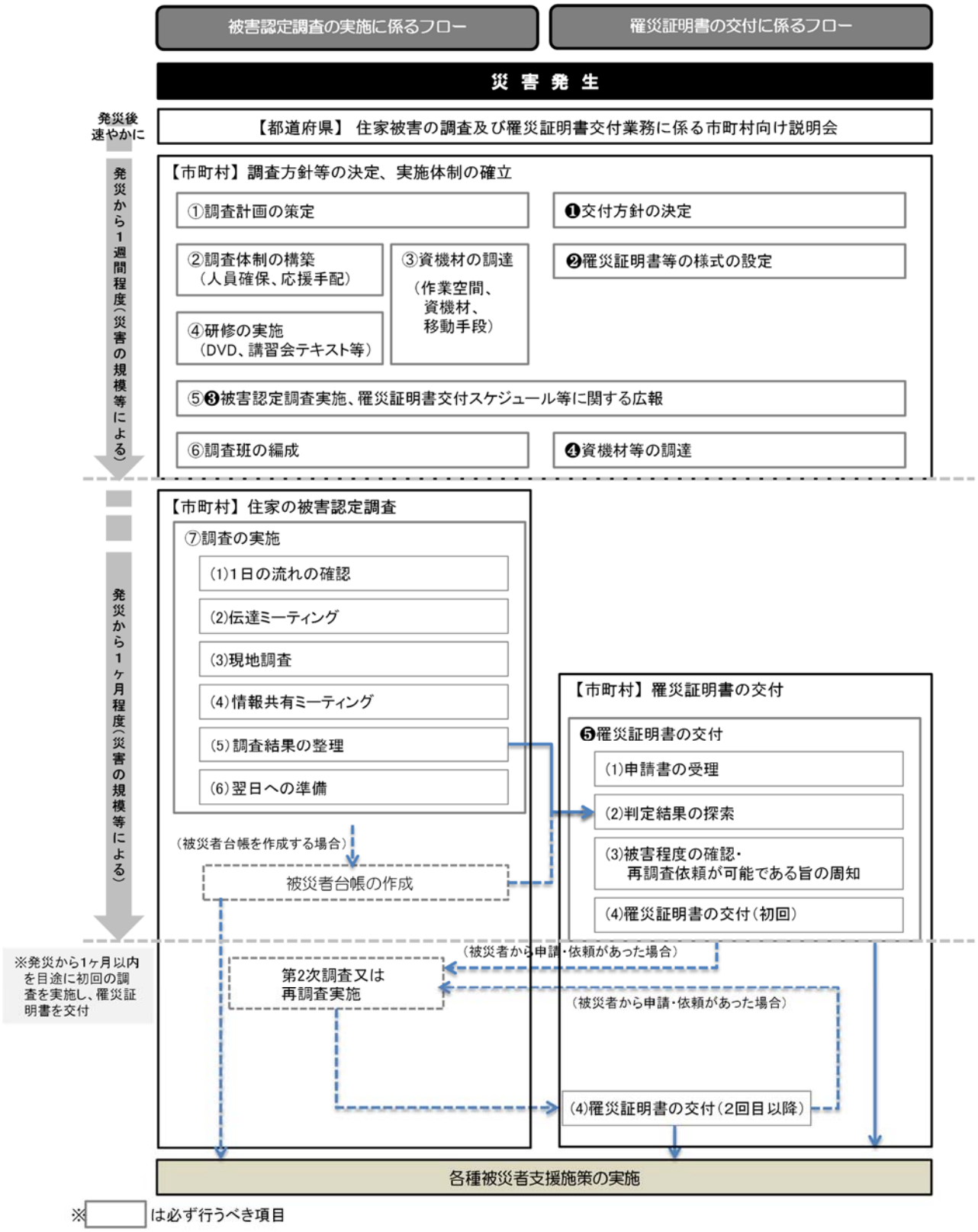

＊参考：罹災証明書に基づいた被災者支援策の例

メニュー	担当部局
住宅の応急修理	危機管理課
被災者生活再建支援制度	危機管理課
災害援護資金	地域福祉課
避難先での水道料金・下水道使用料の減免	営業課
建築基準法関係の手数料の免除	建築指導課
市・府民税の減免	市民税課
市税の徴収猶予	納税課
国民健康保険料の減免・納付猶予	国民健康保険課
国民健康保険一部負担金の減免・支払の猶予	国民健康保険課
後期高齢者医療保険料の減免・納付猶予	年金医療課

メニュー	担当部局
後期高齢者医療一部負担金の減免、支払の猶予	年金医療課
介護サービス利用料の減免	介護保険課
介護保険料の減免・納付猶予	介護保険課
保育所の保育料の減免	保育課
市立幼稚園の保育料の減免	学校教育課
乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）の利用料の助成	こども福祉課
こどもショートステイ事業の施設利用者自己負担金の減免	こども福祉課
市立小・中学校就学の児童・生徒の保護者に学用品費等の援助	学校教育課
育成学級協力金の減免	こども福祉課

出典：京都府宇治市提供

２．調査体制の構築

災害規模等に応じて被害認定調査の体制を構築します。被災市町村のみでは必要な人員を確保できない場合、応援を依頼します。

（この項目で検討する事項）
①被害認定調査の体制の設定
②人員計算
③★庁内での人員確保
④★応援職員の要請
⑤★応援職員の受入

①被害認定調査の体制の設定

- **被害認定調査の体制を確立します。**
- **主な業務としては、全体の統括、被害認定調査の指揮・コーディネート、現地調査、調査後の処理があります。災害規模や災害対策本部・被害認定調査担当課の体制・人数に応じて体制を設定します。また、相談窓口の設置、相談窓口の担当部署等について、検討します。**
  - ◇ 住民からの相談内容は、災害復旧・復興全般に渡ります。担当部署を検討するほか、被害認定調査・罹災証明書に関する回答内容等を検討する必要があります。
  - ◇ 調査結果や調査の進行に対する責任所在を明らかにするためにも、複数部署が関与する場合には、それらを統括する部署を明確にしておくことも必要です。
  - ◇ ここまでで策定した調査計画に沿って人員手配、資機材等の準備を行います（詳細は『③★庁内での人員確保』(p.68)、『④★応援職員の要請』(p.69)、『3．★資機材等の調達』(p.70)を参照）。
- **災害の規模が大きく、地域防災計画等に基づく役割分担によっては被害認定調査や罹災証明書の交付に関する業務量に対応できない場合には、一時的に業務を他部局へ移管することも検討します。**
- **地震や水害の第２次調査や風害の調査といった内部立入調査を行う必要がある場合、調査実施時に被災者の立ち会いが必要となります。そのため、被災者の在宅率が高い休日にまとめて調査を実施することが調査期間の短縮につながります。実際の体制整備にあたっては、庁内の他部署の職員や他の地方公共団体等の応援職員などを活用し、休日により多くの調査を実施できる体制を構築することも有効です。**
- **体制整備が困難な場合、都道府県に対して、次の様な内容の応援要請をすることも有効です。**
  - ◇ 他の自治体における対応状況の共有
  - ◇ 被害認定業務の実施方法等についての講習会等の支援
  - ◇ 応援職員の要請

＜被害認定調査開始後の主な業務＞

■全体統括（課長クラス）
・災害対策本部との連絡調整
■被害認定調査の指揮・コーディネート（係長クラス）
・調査スケジュールの設定
・調査地域、調査班、調査員のコーディネート
・調査の進捗管理
・調査精度の確保（調査票の確認、疑問点等の統一等）
■現地調査
・被害認定調査の実施
■調査前後の処理
・写真データ整理
・調査票の入力
・資機材管理・準備（デジタルカメラ等の充電、調査票印刷、調査範囲・調査対象を記載した地図等）
■相談対応
・被害認定調査の時期、罹災証明書の交付時期、罹災証明書によって受けることができる支援内容　等

＜体制と業務分担例　災害規模の大きい場合（投入人数が多い場合）＞

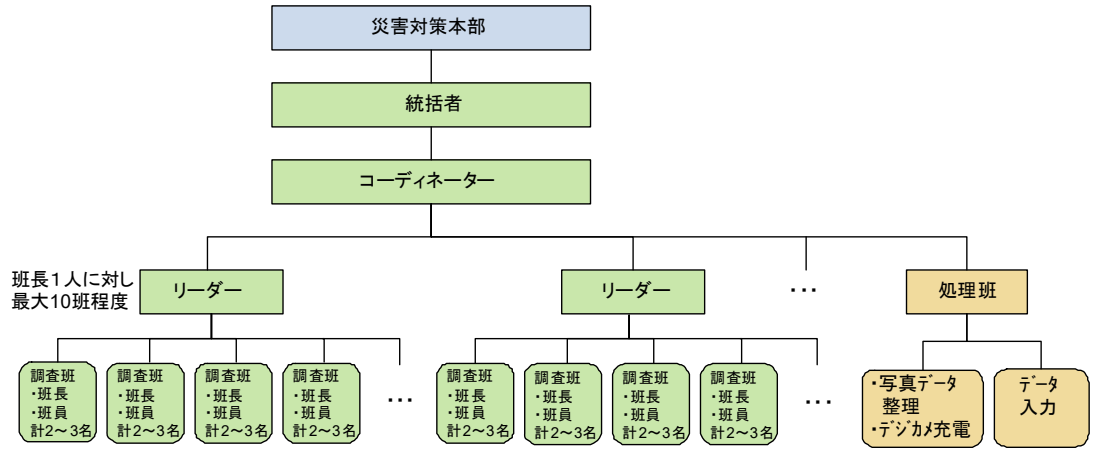

■統括者
・災害対策本部との連絡調整
■被害認定調査の指揮・コーディネート
・調査スケジュールの設定
・調査地域、調査班、調査員のコーディネート
・調査の進捗管理
・調査精度の確保、疑問点等の統一

■リーダー
・調査票の確認
・現場からの質問等への対応
・翌日の調査地図、調査票の準備
■調査班（班長・班員）
・被害認定調査の実施
■処理班
・写真データ整理
・調査票の入力
・資機材管理・準備（地図・調査票コピー、デジタルカメラ等の充電等）

＊参考：体制と業務分担例（新潟県柏崎市）

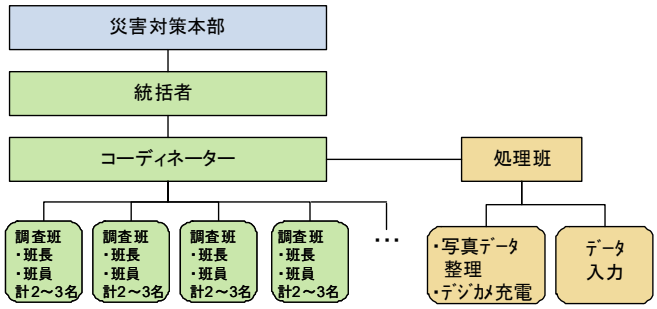

■コーディネーター（一般市民、マスコミから隔離させる）
- 調査方針の決定
- 現地調査方法の統一
- 調査員からの問い合わせ対応
- 調査対象地区の決定、班割
- 調査進捗管理（応援要請、日程）
- 電話応対

■調査員
- 現地調査実施

※研修は応援者（有識者）

■班長
- 調査票の確認
- マスター地図への記入
- 調査票準備
- 調査地区地図の準備

■処理班
- データ入力、写真データ整理
- デジタルカメラ充電
- 市民からの電話対応

■応援人材コーディネート
- 応援地方公共団体との連絡、調整
- ロジスティクス（移動ルート、到着時間、宿泊場所手配　等）

＊参考：過去の災害における調査体制の状況

●令和２年に実施したアンケート調査結果から
（平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年北海道胆振東部地震）
- 調査体制：第１次調査における最大班数は、平均で７班（木造）及び１班（非木造）
　　：第２次調査における最大班数は、平均で２班（木造・非木造ともに）
- 調査棟数：第１次調査で平均2,910棟、第２次調査で平均82棟

（平成29年九州北部豪雨、平成30年７月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和２年７月豪雨）
- 調査体制：第１次調査における最大班数は、平均で11班（木造）及び３班（非木造）
　　：第２次調査における最大班数は、平均で３班（木造）及び２班（非木造）
- 調査棟数：第１次調査で平均415棟、第２次調査で平均204棟

＊参考：調査体制の例

（大分県中津市）（平成24年７月梅雨前線豪雨）
- 調査期間７月23日～８月２日（ローラー調査期間）
- 調査体制４班（１班２人体制：固定資産税係１人、地元出身職員１人）
　※判断の難しい家屋、再調査の場合は、建築技術職員において対応

（大分県日田市）（平成24年７月梅雨前線豪雨）
- 調査期間７月11日～８月３日（調査が一通り完了した期間）
- 調査体制６班（１班２人体制：資産税係１人、税務課職員・資産税係OB職員等１人）
　※再々調査となった場合は、建築技術職員において対応

（大分県竹田市）（平成24年７月梅雨前線豪雨）
- 調査期間７月15日～７月31日（ローラー調査期間）

・調査体制13班（１班２人体制：固定資産税係を中心に他課の職員や仙台市の応援職員を入れて編成）
　※建築技術職員の対応はなし
（京都府福知山市）（平成26年８月豪雨災害）
・最大80人、23班体制で、6,000棟近くの被害認定調査を実施

＊参考：体制構築時の検討事項（調査とデータ入力の分業要否）

（千葉県佐倉市）
・調査員とデータの入力担当は分業とするべき。
・調査を行い、さらに入力作業を行うのでは、効率が下がるほか、職員への負担が大きい。
・調査とデータ入力を分業すると、入力の際に、判定内容のチェックを別の職員が行うことが可能となり、判定ミスの軽減にもなるものと考えられる。
・ただし、そのためには、入力担当も調査員としての能力を有している必要があることから、固定の担当とするのではなく、輪番制とするべきと考える。
（京都府宇治市）
・日中現地調査にまわる職員は連日となり、体力の消耗が激しいため、可能な限り帰庁後の作業は減らすべき。
（大分県竹田市）
・判定の統一を図るため、調査職員とデータ入力職員は別とした方がよい。
・当市では、調査データをもとに入力担当（３人）が統一的に同じ目で入力した。
（大分県中津市）
・現地の実情は調査者が一番把握しているため、自分が調査したものは自分で処理を行うこととした。
（京都府福知山市）
・大規模災害発生時には、建物被害認定調査票が膨大に作成されるが、当該調査者がデータ入力までを行うこととした。調査とデータ入力の分業については、今後の組織体制の中で判断していくことになる。

＊参考：在宅率の高い休日にまとめて調査を実施した例（栃木県鹿沼市）

・担当部署以外の職員の協力を得て、在宅率の高い休日にまとめて調査を実施した。

②人員計算

● **想定される調査棟数、調査期間から、確保する調査人員を算出します。この際、１班あたりの班人数を想定します。**

◇　未経験者が多い場合は、当初、研修等の時間が必要になります。

◇　市街地と郊外部では、移動時間により調査可能な棟数が変わってきます。また、地震木造第1次調査の場合は一見全壊の割合、水害木造調査の場合は床下浸水の割合で異なります。概算で人員計算を算出し、人員手配をした後、実際の調査を進めながら日々調整することが必要となります。

◇　内部立入調査の場合、居住者が立ち会うため、居住者対応により調査時間が長くなります。

◇　上記のほか、1日に調査できる棟数は、日没時間のほか、雨天や暑寒等の天候にも

左右されます。

◇ 1班2人の場合:調査を行い調査票への記入担当と、写真の撮影担当等といった形で、分担して調査を行います

◇ 1班3人の場合:1人が現場の案内や住民への対応等を担当することで、他の2人が調査票への記入や写真撮影等に専念することができます。

✧ 危険があった場合や、住民への応対、調査の精度や効率を考えると、単独での調査は望ましくないと考えられます。

班員	メリット	デメリット
２人	・調査班の数を増やすことができるため、調査を短期間で終了させることができる。	・居住者への説明等に１人が対応した場合に、写真撮影や調査票への記入を１人で担当する必要があり、結果的に１棟あたりの調査時間が長くなる可能性がある。
３人	・各担当者が居住者対応や損傷箇所の探索、次の調査対象確認等を分担できるので調査効率が上がる。	・２人の場合に比べ、調査班の数が少なくなるため、全体としては調査スピードが遅くなる可能性がある。

＜調査スピード例※＞

■地	震	木 造	第１次調査	10棟／日・班
地	震	木 造	第２次調査	５棟／日・班
地	震	非木造	第１次調査	５棟／日・班
地	震	非木造	第２次調査	３棟／日・班
■水	害	木 造	第１次調査	15棟／日・班
水	害	木 造	第２次調査	５棟／日・班
水	害	非木造		３棟／日・班
■風	害	木 造		５棟／日・班
		非木造		３棟／日・班

※手配人員数を算出するための目安時間です。

※調査対象家屋間の移動距離によって調査スピードは異なります。

＜計算例：地震第１次調査の場合＞

＜被害の仮定＞

＊調査棟数：40,000棟（非住家を含む全ての建物）うち非木造　10,000棟

＊調査地域：市全域

＜調査スピードの設定＞

＊木造　第１次調査　10棟／日・班

＊非木造　第１次調査　５棟／日・班

＜計算式＞

■木造　第１次調査

・ 30,000棟　÷　10棟　＝3,000日・班

20日間で被害認定調査を終了、１班２人体制、10班に１人コーディネーターを入れるとすると

・ 必要な１日当たりの班数　3,000日・班÷20日間＝150班
・ 必要な１日あたりの調査員数　150班×２人＝300人
・ コーディネーター　15人

■非木造　第１次調査

・ 10,000棟　÷　５棟　＝2,000日・班

20日間で被害認定調査を終了、１班２人体制、10班に１人コーディネーターを入れるとすると

・ 必要な１日当たりの班数　2,000日・班÷20日間＝100班
・ 必要な１日あたりの調査員数　100班×２人＝200人
・ コーディネーター　10人

＊参考：近年の大規模災害における１日１班あたりの調査棟数の例（令和２年度に実施した被災自治体に対するアンケート調査結果より）

○大阪北部地震、北海道胆振東部地震の例
・ 第１次調査：木造の場合平均８棟、非木造の場合平均３棟
・ 第２次調査：木造・非木造ともに平均２棟

○平成29年九州北部豪雨、平成30年７月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和２年７月豪雨の例
・ 第１次調査：木造の場合平均12棟、非木造の場合平均６棟
・ 第２次調査：木造の場合平均５棟、非木造の場合平均４棟

＊参考： 調査時間の例（能登半島地震・中越沖地震の例）

○１棟当たりの平均調査時間
・ 外観目視調査の平均調査時間：８～30分
　※一見全壊のみの平均調査時間：３～15分
・ 内部立入調査の平均調査時間：40～90分

○１日の平均調査棟数
・ 外観目視調査の平均調査棟数：30～50棟
　※非木造のみの平均調査棟数：18～34棟
・ 内部立入調査の平均調査棟数：４～５棟

※ 各市町村の実績値のうち最大と最小のものをそれぞれ除いた範囲を示している。
※ １棟当たりの平均調査時間から１日の平均調査棟数を算定する場合、移動時間、説明時間（内部立入調査の場合）等を考慮する必要がある。

＊参考：調査員の役割分担例

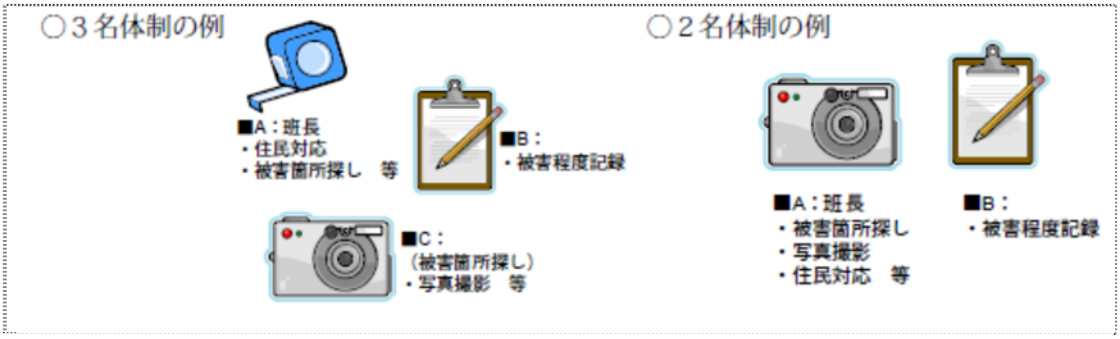

＊参考：班編成：１班３人体制の事例

（石川県輪島市）

・３人体制で１班を編成した。３人の役割分担は１人が全体像や被害箇所の写真撮影、もう１人が被害認定調査と調査票の記入、残り１人は居住者対応とした。居住者対応の担当を１人加えることによって、他の２人は調査に集中でき、調査が終了次第すぐに次の調査対象に移動できるようになった。また、居住者が不在の場合は、居住者対応の担当は次の調査対象に先に移動し、事前に被害箇所のチェックを行うことにより、効率的に調査を実施することができた。

（埼玉県越谷市）

・資産税課、営繕課の職員を合わせて１班３人体制、最大１日５班の15人体制で行った。１班２人では被災者の聞き手役が不足する。

＊参考：班編成：１班２人体制の事例

（愛媛県大洲市）

・第１次調査は浸水深の測定のみであることから、１班２名体制とした。一方で、第２次調査は見落としの防止や職員のスキルアップを図るため、１班３名体制とした。

（岡山県岡山市）

・市職員の場合は２名体制としたが、初任者がいる場合や他自治体からの応援職員がいる場合は、３名体制とした。

③★庁内での人員確保

● 調査員確保の考え方を検討します。

◇　同じ人が長期間、調査員として担当できれば、被害認定調査について理解が深まり、精度の高い調査を円滑に行うことができます。

◇　被害認定調査研修の受講者、調査経験保有者等のほか、税務関係の部署や建築関係の部署等の職員は、専門用語に関する一定の知識があり、調査に馴染みやすいことが多いです。ただし、災害時に必ずしもそれらの人材が被害認定業務に従事できるとは限らないことに留意が必要です。

◇　事前に被害認定調査の担当部署を決めている地方公共団体もあります。

＜被害認定調査の担当部署の例＞

・固定資産税職員：固定資産税評価と類似している部分があるため、理解が早いことが多い。
・建築関係の担当課：建築に関する専門的知識を有するため、調査に適している。

＊参考：非住家の被害認定調査の担当部署（岩手県花巻市）

・個人又は企業所有の商工業家屋並びに附属家、土地、設備、商品等については、商工労政課２人＋観光課２人の２チーム体制により被害認定調査を実施することとしている。

＊参考：庁内で被害認定調査担当部署以外の人員を確保した例

（埼玉県越谷市）
・平成25年９月２日の竜巻災害において、被害家屋の認定調査の担当部局である資産税課及び営繕課職員が中心となり、資産税課のOB等各課からの応援を求めた。
（岡山県岡山市）
・他部署の職員であっても調査経験を有する職員を一定期間の応援という形で調査に携わった。
（愛媛県大洲市）
・当初税務経験者を主とした応援をうけていたが、それだけでは不足してきたため、全庁的に応援を受け入れた。その際、夏場であったことに配慮し、体力に自信があるという点も考慮した。
・ある課からは、一つの地区について調査の管理も含めて対応するとの申し出があり、調査担当課の負担軽減につながるだけでなく、応援課にとっても調査担当課との人員に関する調整が不要となるメリットにもつながった。
（千葉県香取市）
・税務課のOBとなる職員を中心として庁内からの応援を受け入れた。

● 上記で検討した考え方をもとに、庁内において調査計画の中で設定した調査期間に必要な調査人数を確保できるかを把握します。

◇ 被災後は、災害復旧に係る様々な業務が発生するほか、日常業務についても通常通り行う必要がある部署もあります。各課との調整の上で、庁内で確保できる人数を把握します。

④★応援職員の要請・受入

● 庁内のみでは必要な人員を確保できない場合、a)他の地方公共団体、b)民間団体等へ応援を依頼します。
● 具体的な内容は、「６．被害認定調査に関する受援」を参照して下さい。

３．★資機材等の調達

被害認定調査を実施するにあたり、調査場所の整備、調査資機材の準備を行います。

（この項目で検討する事項）
①空間の確保
②調査資機材の調達
③移動手段の確保

①空間の確保

● **被害認定調査を推進するための空間として、a)コーディネーターの作業スペース、b)調査員の作業スペース、c）ミーティングスペースを確保します。**

a）コーディネーターの作業スペース

コーディネーターが作業を行うための空間を確保します。

◇　情報管理の観点から、マスコミ等、関係者以外が立ち入れない部屋が望ましいです。

b）調査員の作業スペース

調査員が各班の資機材を準備したり、日々の被害認定調査終了後に調査票を整理したりするための作業スペースを確保します。

◇　大きめの部屋が確保できることが望ましいです。

◇　情報管理の観点から、関係者以外が立ち入ることのない部屋や立ち寄りにくい部屋が望ましいです。

c）ミーティングスペース

伝達ミーティング、情報共有ミーティングを行う部屋を確保します。

◇　調査員が一同に集まれるスペースが必要となります。

＊参考：作業部屋風景

出典：石川県輪島市

＊参考：作業部屋の確保の考え方

（石川県輪島市）

・当初は都市整備課で作業していたが、市民からの電話や来訪者の対応に追われる等、業務遂行上問題があったため、応急危険度判定が終わった日（３月30日）の夜から応急危険度判定チームの控え室を作業部屋として確保した。

・班編成は、付箋紙に調査員名を記載して張り出す等しており、情報漏洩等に気をつかわず作業に専念するため、最終的には部外者が立ち入らない部屋を確保した。

（兵庫県佐用町）

・マスコミの待機場所が被害認定調査を行う一室に隣接して設置されたため、作業スペースにマスコミが出入りできるような環境であった。個人情報保護の観点や、落ち着いて被害認定調査の作業に従事する環境を確保する点からも、外部の人間が簡単には出入りできない場所を確保することが重要である。

（京都府福知山市）

・当初、確保していた部屋が班体制の増加に伴い、余裕がなくなっていったことに対応するために、大会議室、さらに大きな市民会館会議室を利用することで、作業スペースを確保した。

②調査資機材の調達

● 被害認定調査に必要なa）資機材、b）調査票を確保します。また、必要に応じてc)調査済証、d)調査員証を用意します。

a）資機材

・必要な資機材を確認し、少なくとも現地調査に出る班の分は用意します。

・雨が多少降っていても調査が円滑に実施できるよう準備します。（調査票を覆うことのできる透明なビニール袋・予備の調査票等の用意、調査票を水に強い紙にする　など）

＜資機材例＞

現地調査用

種別	品目		留意事項
携行品	地図、住宅地図	★	・住宅建物の配置が記載されている地図が望ましい
	携帯電話・無線	★	・コーディネーターと調査班との連絡手段
	調査員証、腕章（又はベスト）	★	―
	内閣府「損傷程度の例示」		―
	内閣府「運用指針」		―
	罹災証明書の申請書類		―
	不在票		―
調査資機材	調査票	★	・雨天時には予備を準備するとよい
	筆記用具・バインダー	★	・雨天時等の場合も想定し、調査票を覆うことのできる透明なビニール袋を用意するとよい
	画板（クリップボード）		・立った状態での調査票記入作業を想定する
	デジタルカメラ（予備電池、メモリカード）	★	・カメラを同一機種で揃えると、カメラを扱う調査員が操作やデータ処理に慣れやすいほか、予備電池（充電池）の互換性が確保できる ・防水仕様のものとすれば、雨天時等の場合も使用できる
	調査済証		・異なる班による調査の重複を避けられる
	下げ振り	★	・傾斜測定用として使用
	水平器		―
	ピンポール（赤白ポール）		・水害の場合
	メジャー	★	・基礎長・基礎被害長の計測、浸水深の計測等
装備品	ヘルメット		―
	手袋（軍手）		・手を防護する
	安全靴		・天候や気候等により長靴・雪靴等の使い分けを判断する
	スリッパ（室内用）		・内部立ち入りの際はあると良い
	防塵メガネ		・土埃等の多い環境での調査時にはあると便利
	懐中電灯		・内部立ち入り時や悪天候時、日没間近の作業時にはあった方が良い
	雨具		―
	マスク		・倒壊した家屋、土砂等により大量の砂塵等がある
	電卓	★	・損害割合を計算する場合に必要
	防災服又は作業服		―

バックオフィス用

種別	品目		留意事項
調査員用	机・イス		調査票チェック、進捗状況（調査終了建物記入）等
	箱又はケース		調査票分類用
	パソコン		データ入力等
	コピー機		調査票コピー等
コーディネーター用	ホワイトボード		ミーティング等
	電話		調査員との連絡
	地図		進捗状況（調査終了建物等）記入用。民間地図を用いる場合、発行年が揃っていると把握しやすい
	プロジェクタ		情報共有等

注）「★」印は必携品を示す。

＊参考：現地調査用の資機材

種別	品目	事例					
		A市	B市	C市	D市	E市	F市
		地震	地震	地震	竜巻	水害	水害
携行品	地図、住宅地図	○	○		○		○
	携帯電話・無線	○	○		○		○
	調査員証、腕章（又はベスト）				○（腕章）	○	
	内閣府「損傷程度の例示」	○			○		○
	内閣府「運用指針」				○		
	罹災証明書の申請書類				○		
	不在票				○		○
調査資機材	調査票	○	○	○	○	○	○
	筆記用具・バインダー			○	○	○	○
	画板（クリップボード）						○
	デジタルカメラ（予備電池、メモリカード）	○	○		○	○	○
	調査済証						○
	下げ振り	○	○	○	○	○	○
	水平器			○			
	ピンポール（赤白ポール）					○	○
	メジャー		○	○	○	○	○
装備品	ヘルメット	○	○		○		
	手袋（軍手）						
	安全靴						
	スリッパ（室内用）				○	○	○
	防塵メガネ						
	懐中電灯			○		○	○
	雨具	○					
	マスク				○		
	電卓				○	○	
	防災服又は作業服				○（作業服）		○

＊参考：下げ振りを使った傾斜の測定の仕方

＜傾斜の測定方法＞

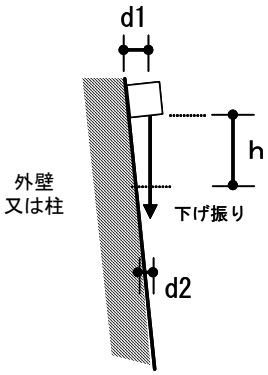

傾斜は、下げ振りの垂直長さ（h）に対して、水平寸法（d＝d1-d2）の占める割合を計算して測定する。

傾斜＝(d1－d2)／h

※内閣府資料と併せて、糸の垂直長さ（h）1,200㎜の印をあらかじめつけておくことで、迅速に測定結果を得ることができる。

＜一般的な下げ振り＞

・一般的な下げ振り（写真上）は、壁に密着して設置するため、傾斜が生じている場合は器具端部から糸までの寸法は水平寸法（d1）とならないため、その都度測定する必要がある。

・水準器付き下げ振り（写真下）は、器具自体を水平にすることができるので、器具端部から糸までの寸法が水平寸法（d1）となる。

＜水準器付き下げ振り＞

出典：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針　参考資料（損傷程度の例示）」

＊参考：下げ振り（新潟県小千谷市）

・下げ振りは極論すれば割り箸に糸でおもりをぶらさげても代替可能である。しかし、被災者から見た場合、道具で信頼性が損なわれている面があったと感じる。小千谷市では被災時に全く備えが無かったため、下げ振りの手配ができず、間に合わせのものを活用したが、できれば平時から資機材は一定数準備し、専門的な用具を使った方が調査に信頼感を持ってもらえる。

＊参考：雨天時の調査装備の例（新潟県小千谷市）

・画板の上から透明なビニール袋をかぶせ肘まで覆って調査することにより、調査票が濡れることを防いだ。

出典：新潟県小千谷市

＊参考：調査装備の例（新潟県小千谷市）

・画板付カバン：画板とカバンが一体化しており、調査に便利である。
・カバンには、調査票や筆記用具等調査に必要なものを入れることができる。

・カバンのひもで画板を固定できるため、調査票の記入もスムーズである。

出典：新潟県小千谷市

＊参考：液状化被害調査時の携行品（千葉県浦安市）

・液状化被害では土砂が噴出した。調査の実施が震災から期間が空いたために土砂が乾いており、風が吹くと砂塵となり舞い上がった。
・この砂塵を吸い込まないためにマスクを携行品とした。

＊参考：メーカーからの資機材の貸与の例（石川県輪島市）

・当初、市が所有するデジタルカメラを使用していたが、あるデジタルカメラメーカーから無償貸与を受け、統一した。
・これにより、電池やメモリカードの規格が統一され、調査員が予備の電池やメモリカードを持って調査に出かけられるほか、準備作業が大幅に効率化できた。また、調査員が異なるメーカーのカメラに慣れる必要も無くなった。

＊参考：資機材調達を応援職員の持参に頼った事例（兵庫県佐用町）

・佐用町庁舎が被災したため、調査に必要な資機材についてはほぼすべて応援職員各自の持参に頼った。

b）調査票の修正

次の3つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができます。

＜調査票修正の条件＞

・運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
・都道府県が管内市区町村と予め調整し、了解が得られたものである。
・調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

※市区町村が調査票の修正を行おうとする場合には、調査票修正の条件に沿って修正した調査票を用いて調査を行う前に、都道府県にその旨連絡します。

※都道府県は、それ以外の管内市区町村に調査票の修正について照会し、特段の問題がないことが確認できた場合には、その旨を修正した調査票により調査を行おうとしている市区町村に連絡します。

※複数の都道府県に被害が及ぶような大規模災害の場合には、隣接する都道府県等とも調整が必要になる場合があることにも留意してください。

＜調査票において記録する項目＞

①所在地
②住家の被害の程度
③判定した住家の範囲（建物のうち居住の用に供されていると推定される部分）
④外観による判定結果
⑤住家の傾斜
⑥床上浸水の有無（水害の場合のみ）
⑦屋根等の損傷の有無（風害の場合のみ）
⑧各部位の損傷（ⅰ～ⅳの全て。ただし、地震の第1次調査においてはⅱ～ⅳ、水害の第1次調査においては浸水深、地盤の液状化等の第1次調査においては潜り込み状況とする。）
ⅰ．各部位の損傷状況（図面、写真等で記録）
ⅱ．各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
ⅲ．各部位の損傷率
ⅳ．各部位の損害割合
⑨住家の損害割合

【参考】⑧各部位の損傷について

		ⅰ	ⅱ	ⅲ	ⅳ
		各部位の損傷状況（図面、写真等で記載）	各部位の損傷程度毎の損傷面積率等	各部位の損傷率	各部位の損害割合
地震	第1次調査	－	○	○	○
	第2次調査	○	○	○	○
水害	第1次調査	浸水深			
	第2次調査	○	○	○	○
風害	調査	○	○	○	○
地盤の液状化等	第1次調査	潜り込み状況			
	第2次調査	○	○	○	○

※部位の損害割合の算出

部位の損害割合＝ 部位の損傷率 × 当該部位の構成比

＝ 部位の損傷面積率等 × 部位の損傷程度 × 当該部位の構成比

部位の損傷面積率等 ＝（当該部位の損傷部分の面積等）÷（当該部位の全面積等）

損傷程度 ＝ 運用指針において各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合（10％、25％、50％、75％、100％）

内閣府で示した調査票に示されている項目以外に、過去に災害を経験した地方公共団体において、調査票に盛り込まれた項目を参考に列挙します。

※参考：過去に災害を経験した地方公共団体において調査票に盛り込んだ項目

・災害名称
・「浸水深」等他の統計で必要とされる項目
・「固定資産税減免に必要な損害の程度」等他の地方公共団体業務で必要とされる項目
・調査結果の電子データ化のための番号自動読み取りコード（QRコード、バーコード等）

＊参考：調査票様式の修正の例（京都府宇治市）

・ 平成24年８月14日京都府南部地域豪雨災害の際に使用した調査票。

（表面）

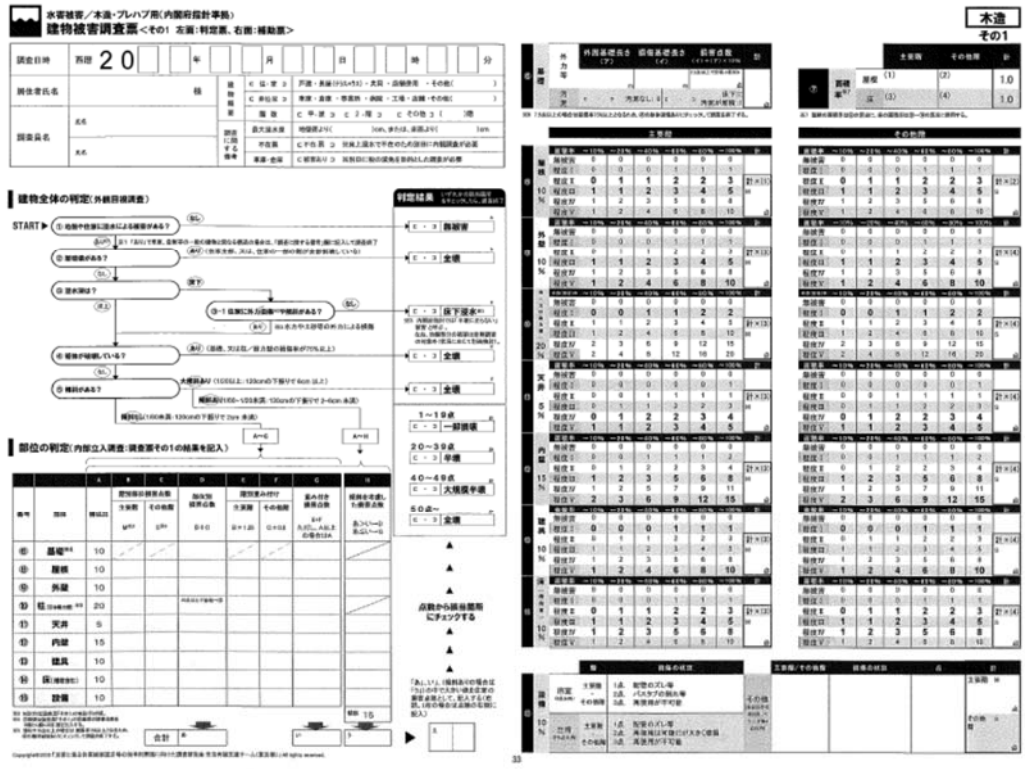

（裏面）

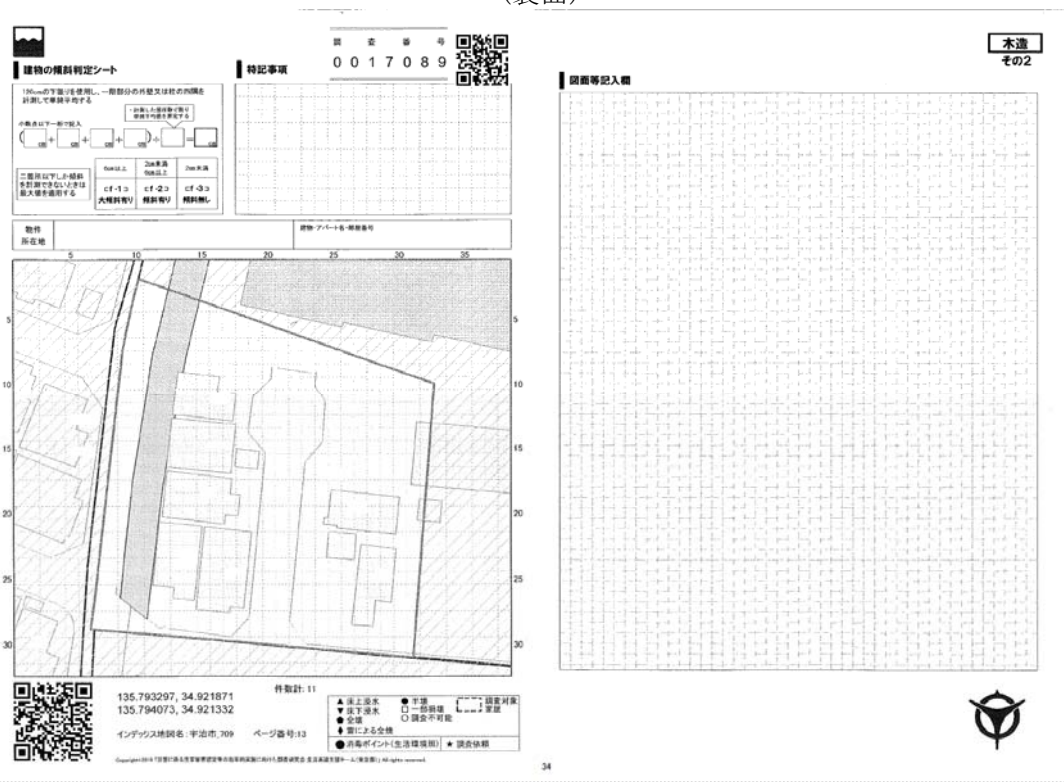

＊参考：調査票様式の修正の例（千葉県浦安市）

・東日本大震災の際、調査票を浦安市仕様に変更し使用した。
　○増やした項目　　①建物の物件番号、②所在地番、③構造、④用途、⑤特記事項
　○削除した項目　　項番２　住家、項番４　応急危険度判定

c）調査済証

必要に応じて調査済証を作成します。

◇　必須事項ではありませんが、調査が終了した建物に調査済証を貼ると、異なる調査班による重複調査を避けられるほか、居住者から問い合わせがあった際等に、調査済みであるか否かの確認が取りやすくなります。建物に貼らない場合でも、居住者が在宅している場合、調査終了後に調査済証を渡すことで、調査が終了したことを明確に伝えることができます。

◇　応急危険度判定の調査済証との混同を避けるため、調査済証の色を変えると良いでしょう。

＊参考：調査済証の例（京都府宇治市）

・平成24年京都府南部地域豪雨災害の際に、以下の調査済証を使用した。

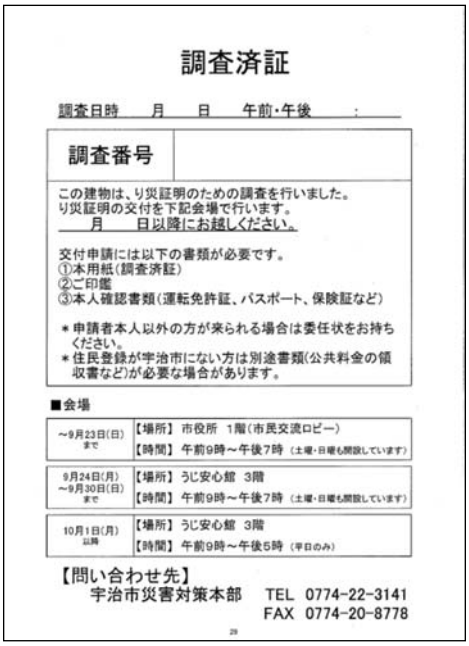

調査済証

調査日時　　月　　日　　午前・午後　　：

調査番号	

この建物は、り災証明のための調査を行いました。
り災証明の交付を下記会場で行います。
　　月　　日以降にお越しください。

交付申請には以下の書類が必要です。
①本用紙（調査済証）
②ご印鑑
③本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証など）

＊申請者本人以外の方が来られる場合は委任状をお持ちください。
＊住民登録が宇治市にない方は別途書類（公共料金の領収書など）が必要な場合があります。

■会場

～9月23日(日)まで	【場所】市役所　1階（市民交流ロビー） 【時間】午前9時～午後7時（土曜・日曜も開設しています）
9月24日(月)～9月30日(日)まで	【場所】うじ安心館　3階 【時間】午前9時～午後7時（土曜・日曜も開設しています）
10月1日(月)以降	【場所】うじ安心館　3階 【時間】午前9時～午後5時（平日のみ）

【問い合わせ先】
宇治市災害対策本部　TEL　0774-22-3141
FAX　0774-20-8778

＊参考：調査済証を作成した事例（石川県輪島市）

・調査済証を作成した。調査済証には、調査趣旨、調査根拠、罹災証明書交付に必要な手続きをコンパクトに記載したものとした。これは、住民説明に非常に有効に活用できた。
・なお、当初は判定結果も記載していたが、個人の住宅の被災情報を公にしてしまうことになるため、記載をとりやめた。

＊参考：調査済証を作成しなかった事例

・被害認定調査済み家屋への調査済証の貼付作業は実施していない。結果として、重複調査や調査漏れが多発してしまったことからも、調査済証の貼付は実施した方が良い。

＊参考：QRコードを活用した調査済証発行の例

・調査済証にも、調査票番号のQRコードを付与しておくことで、罹災証明書交付時に、調査済証を持参してもらえば、対応する調査票をすぐによびだせる。

出典：内閣府中央防災会議　田村委員提出資料「被災台帳による生活再建支援システム～多様な分野による総合ソリューション～」

d）調査員証

必要に応じて調査員であることを示す調査員証を定めます。

調査時に、調査員は定められた調査員証を携行します。

◇ 被災した地方公共団体職員が調査班に1人以上いる場合は職員証をもって変えることが可能です。ただし、建築や税関係以外の課、市民の目からみて住家の被害を判断できると想定しにくい課から応援を受けている場合、職員証以外の「調査員証」を作成した方が良い場合もあります。

◇ 他の地方公共団体からの応援職員のみで構成される調査班の場合は別途、調査員証を検討する必要があります。

◇ 調査員証は簡易なものの場合、悪用される可能性もありますので、地域性等を考慮して、どのようなものにするか検討する必要があります。

＊参考：調査員証の例（福島県白河市）

・調査員証の様式については、徴税吏員証の様式の文言を変更して作成した。
・作成は住家被害認定の担当課である「課税課」で行った。
・なお、調査は、家屋調査に精通している資産税担当を中心に「調査員証」の交付を受けた職員により行った。

＊参考：調査員証について

・調査実施時には、地方公共団体の防災服を着用し、名札を携行することを、マニュアル等に事前に定めている地方公共団体もある。

＊参考：調査員証として職員証を利用した反省点について

・他の復興業務との関係で、被害認定調査を担当する市職員は、保育士等が多い状況であった。
・研修等を受け、最初は当市税務課職員等と回った上で、他の地方公共団体の応援職員と班を組んで調査に行ってもらった。
・調査員証は職員証としていたため、保育士であることが被災者に伝わることとなる。その結果、被災者の信頼感が得られない場合があり、苦労した。調査に協力した保育士等からも、今後の反省点として、職員証以外に「調査員証」があれば良かったという点が指摘された。

③移動手段の確保

● **現地までの移動手段を確保します。**

◇　原則、公用車を利用しますが、不足する場合は、レンタカーや応援団体の公用車の利用を検討します。また、都道府県から車両の提供を受けた例もあります。

＊参考：応援職員の車を利用した例

（新潟県柏崎市）
・基本的に応援者に車を用意してもらい、予備的に市側で公用車数台とレンタカーを数台用意した。
（兵庫県佐用町）
・交通不便地域や遠隔地の調査では、応援職員の車を使用した。
（愛媛県大洲市）
・市の公用車を各班に用意できず複数班で共用としたほか、応援団体からの申し出を受け、応援団体の公用車も使用した。

４．★研修の実施

各調査員に具体的な調査手法を正確に理解してもらい、調査員の質をなるべく一定に保ち、調査結果のばらつきを極力排除することを目的として、調査に参加する調査員全員を対象に研修を実施します。研修の実施方針として、研修において学ぶ内容と、研修の実施方法をあらかじめ検討する必要があります。

（この項目で検討する事項）
①研修内容の決定
②研修方法の決定

①研修内容の決定

- **研修において、実際の調査を行う前に、調査員に理解してもらう内容や項目を検討します。**
  - ◇ 行政職員宅が被災した場合に、座学の研修に加え、当該職員の承諾を得て、実地研修を行った事例もあります。

- **応援職員も含めて研修を適切に実施できないと、正しい調査が実施できず手戻りとなってしまうケースもあります。**

＊参考：研修内容・項目の例

・被害認定調査の位置づけ・重要性
⇒被害認定調査の位置づけや調査結果の利用範囲、重要性等を理解してもらいます。
・調査方法の説明
⇒被害認定調査の具体的な判定方法、調査票への記入方法等について、理解してもらいます。
・写真撮影のルール
⇒写真撮影にあたり、その後の整理のしやすさ等の観点から、撮影順序や留意点を整理し、伝達します。
・調査にあたっての心構え
⇒調査を行うにあたっての基本的な心構えや注意事項等を確認します。
・罹災証明書、当該地方公共団体で講じられる被災者支援策について
⇒交付開始時期、交付場所、申請方法、申請窓口、罹災証明書によって受けることができる支援制度について情報を伝えます。支援策が確定していない場合は、今後の広報方法等住民に伝える方法を決めておきます。
・住民対応の方針やルールその対応について共有します。
⇒住民から多く寄せられる問い合わせ等に対し、統一した対応ができるようにします。
・その他、地域的な事情等
⇒当該地方公共団体における被害認定調査の方法及び調査票の具体的な記入方法等を共有します。

＊参考：被災家屋における実地研修

（京都府福知山市）

・平成26年８月豪雨災害の際、被害認定調査初日に事前研修の一環で被災家屋における実地研修を行った。

（千葉県浦安市）

・調査着手前に、液状化による被害を受けた市職員宅を、家屋内部も含めて視察させてもらった。

＊参考：被災住家を実地研修の場所とする場合の留意点（京都府宇治市）

・被害の大きい地域の町内会のうち、調査員の実地研修に協力してもらえるところに依頼し、被災住家を使った研修を２日間にわたって、各日の半日程度の時間を使って実施した。
・各日につき、20～30人程度が参加したため、一度に全ての研修参加者が住宅に入れなかった。このため、研修に使用した住宅の周辺に待機する研修参加者がいた。
・協力してくれた町内会の住民は一刻も早く調査を開始してほしかったにも関わらず、１つの住宅を多くの地方公共団体職員が半日かけて調査しており、かつ住宅周辺で待機していた職員もいたことが、実地研修が必要である等の事情を知らなかった住民にとって不満となった。

＊参考：調査員の心構えの例

・常に職員証を携帯し、被災者に対しては身分を提示して調査を行う。
・被災者の立場を理解し、調査時には言葉遣いや言動には十分注意する。
・調査は、迅速かつ正確かつ公平に行うよう心がける。
・不測の事態が起こった場合や、特異な事例を発見した場合等には、速やかにコーディネーターに連絡する。
・被害認定調査の位置づけ、重要性を認識し、責任を持って調査を行う。

②研修方法の決定

- **a）研修担当者、b）研修対象者、c）開催頻度、開催時間、会場を決定し、研修を実施します。**

a）研修担当者

研修担当者を決めます。

◇ 庁内に被害認定調査を実施した経験のある市町村職員がいる場合等は、当該職員に実施又は支援してもらうことが望ましいです。

◇ 災害発生時に、都道府県において、災害に係る住家の被害認定調査について市町村を対象とした説明会等を開催される場合は、内閣府の担当職員が説明者として訪問することもあります。

◇ 上記以外に、内閣府が作成した各種資料を使う方法もあります（テキストは定期的に都道府県に配布されています）。

◇ その他、調査経験のある応援職員が実施した研修会や内閣府の担当職員が説明した研修会を録画し、活用した例もあります。

＜研修資料等＞

・災害に係る住家の被害認定基準運用指針　参考資料（損傷程度の例示）（内閣府）
・（映像資料）住家の被害認定調査（地震による被害）【木造・プレハブ】
（http://wwwc.cao.go.jp/lib_012/jyuka_higaininteichousa.html）

＊参考：ビデオ等による研修（兵庫県宍粟市）

・調査初日から３日目までは、調査開始前に県担当者が応援職員等に対してガイダンスを実施し、調査方法等を説明した。４日目以降は、そのガイダンスの様子をビデオに撮影し、初めて来る応援職員に見てもらい、調査方法等を理解してもらった。

b）研修対象者

研修を行う対象を決定します。

◇　基本的には過去の被害認定調査の経験の有無にかかわらず、当該被害認定調査に参加する前に必ず全員、受講することとします。

◇　調査結果のばらつきが生じないよう、研修を通じて調査員の習熟度合をなるべく一定に保つ必要があります。

◇　調査の公平性を期す上でも、各調査員に具体的な調査手法を正確に理解してもらうことが重要です。

◇　大規模な災害で研修に十分な時間を確保できない場合は、調査着手時の調査員のみ受講（過去に受講済みの調査員はDVDや映像資料の視聴等簡易なものでも可）することとし、その後追加される調査員は実務経験のある調査員に同行してOJTにより経験を積むことで研修に代えることも考えられます。

＜災害に係る住家の被害認定（内閣府ホームページ）＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html

c）開催頻度、開催時間、会場

研修の開催頻度や開催時間、会場を決めます。

＊参考：研修の実施（新潟県小千谷市）

・外観目視調査については、調査票の記入方法と現地調査について、事前講習会を実施した。内部立入調査については、調査票の記入方法と現地調査について、事前講習会を実施した。
・途中から参加した調査員に対しては、適宜、簡略化した研修を実施した。

＊参考：応援職員への調査スキル教育方法の例（千葉県浦安市）

・他市の応援職員が入れ替わりで来る場合は、交代の際に、調査内容や説明会の内容の引継ぎもお願いした。

＊参考：実際の調査を撮影し、応援職員の研修に活用した事例（熊本県益城町）

・平成28年4月の熊本地震において、実際の調査を撮影し、応援職員の研修において活用した。また、ベテラン調査員との同行により、調査方法の習得をしてもらった。

＊参考：会場確保の重要性（京都府福知山市）

・班体制の増加に伴い余裕がなくなるため、研修会場、休憩室等の確保も重要。

５．★広報

被災者及び住民に向けて、被害認定調査及び罹災証明書に関する広報を行います。また、マスコミへの対応を行います。

（この項目で検討する事項）
①被害認定調査実施に関する広報
②支援制度や罹災証明書交付スケジュール等に関する広報
③マスコミへの対応

①被害認定調査実施に関する広報

- **被害認定調査実施に関する広報を行います。**
  - ◇ 被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）、被災宅地危険度判定、被災度区分判定や損害保険・共済による損害調査との違いについて周知します。（応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定及び損害保険・共済による損害調査との違いの詳細については第1章を参照ください。）
  - ◇ 罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知してください。
- **被災者支援を受けるためには、被害認定調査を行う必要があり、建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片づけ等をしてしまうと調査ができないため、可能な限り被災者が被害状況について写真撮影を実施し、保存しておくよう周知を徹底します。（「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和２年７月５日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知））**
  - ◇ 水害、風害においては、被災後の片づけが迅速に行われることが多いことから、被災者には、片づける前に、水害の場合は「浸水深」と「被害箇所」、風害の場合は「被害箇所」がわかる写真を撮影しておくよう広報すると良いでしょう。

＊参考：ホームページや広報紙、戸別のチラシ配布で周知（京都府宇治市）

- 市報や宇治市ホームページを通じて、罹災証明書に関する情報を住民に広く周知した。
- 併せて、調査対象区域に設定したエリアに所在する全ての住居に対し、チラシや不在票を配布することで住民に周知した。

＊参考：回覧板等による周知（福島県白河市）

- 東日本大震災の際、回覧板で各戸に周知したり、避難所の掲示板への掲示により周知したりした。

＊参考：防災行政無線やスピーカー付公用車による周知（千葉県浦安市）

・市の広報（月２回発行）での周知が間に合わなかったため、防災行政無線で周知した。
・調査を行う地区にて、調査当日にスピーカー付公用車で調査を行う旨を周知した。
・スピーカーでの周知は他部署の応援により実施した。

＊参考：調査の広報を行う上での留意点（石川県輪島市）

・広報に際しては、応急危険度判定と被害認定調査とはまったく別の調査であるということを周知することに注意した（応急危険度判定が赤紙の危険であっても被害認定調査の結果が必ずしも全壊や半壊にはならない等）。

＊参考：写真記録に係る広報のイメージ

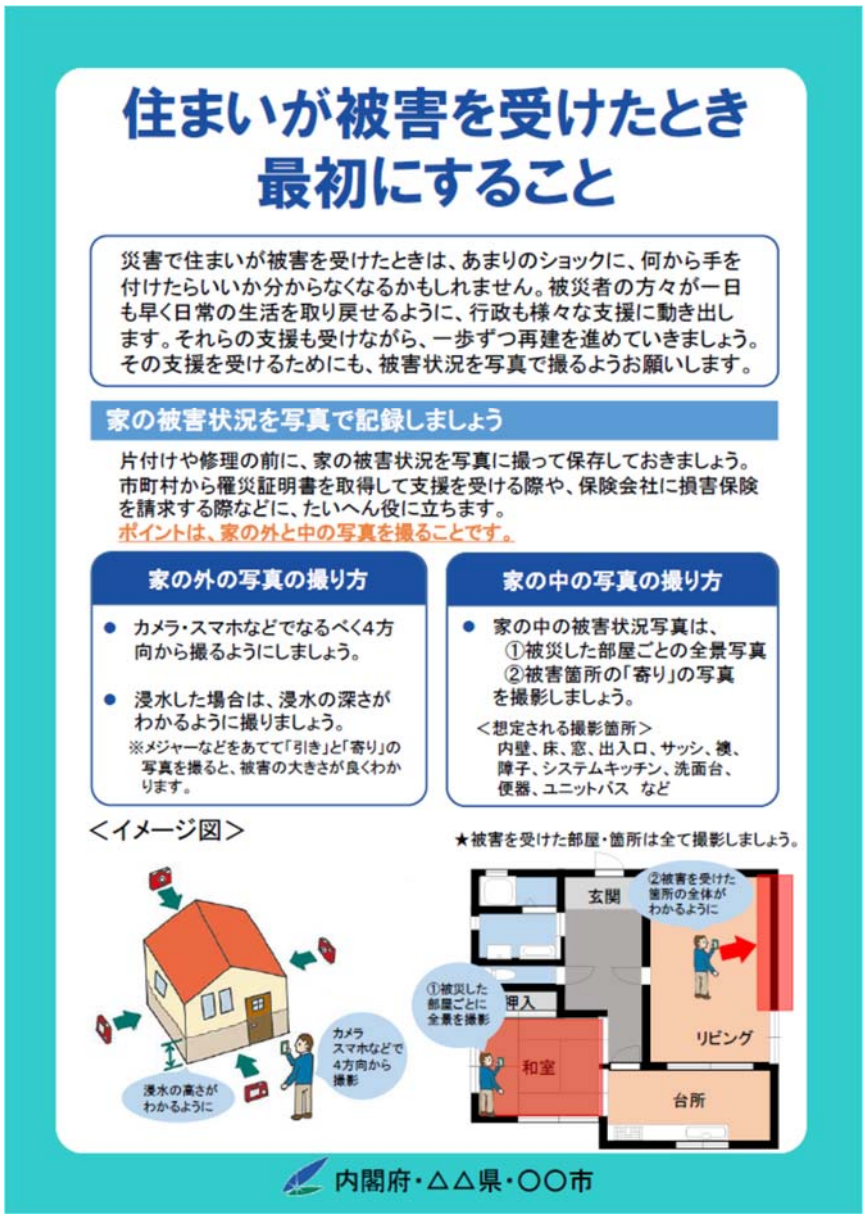

②支援制度や罹災証明書交付スケジュール等に関する広報

● ①と同時に、罹災証明書交付スケジュール、相談窓口に関する広報を行います。

◇ 被害認定調査開始時には、罹災証明書交付日等の詳細が決まっていない場合でも、被害認定調査実施後に罹災証明書が交付されること、申請時に被害認定調査の判定結果が必要になる支援施策があること等を広報すると良いでしょう。

＜災害に係る住家の被害認定（内閣府ホームページ）＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf

③マスコミへの対応

● マスコミに対して被害認定調査の概要、罹災証明書の交付、相談窓口（相談対応）等について説明します。

◇ 新聞記事、ラジオやテレビでの報道は大きな広報効果を持つため、被害認定調査の開始や罹災証明書交付日等の広報を依頼します。

◇ 応急危険度判定調査と被害認定調査について、過去に誤った報道がなされたことがあります。また、災害対策本部内の情報管理が不十分で、現場担当者へ周知される前に新たな支援策に関する報道がなされたケースがあります。このような報道は、被災者と行政との信頼関係を損ない、現場の負担が増大することとなり、結果として、調査の円滑な推進や被災者の迅速な支援が阻害されるため、十分な配慮が必要です。

◇ 一方で、地方公共団体職員の説明よりもマスコミを通じての情報発信の方が、住民の信用を得やすいという状況も過去の災害を振り返ってみると存在するもの事実です。マスコミと協力関係を構築し、効果的な広報を実施します。

＊参考：マスコミへの対応（兵庫県佐用町）

・マスコミに対して、適切に情報を提供するため、副町長が連日定例会見を開き、情報公開に努めた。

６．★被害認定調査に関する受援

被害認定調査において、他の自治体等からの支援を受けることは、限られた時間の中で調査を進める上で非常に重要となります。ここでは、被害認定調査の受援時において必要となる業務内容について検討します。

（この項目で検討する事項）
①受援の流れの全体像
②応援の要請
③応援職員の受入体制の確保
④応援職員の受入
⑤応援職員の管理
⑥応援の終了と精算

①受援の流れの全体像

- **受援は、「応援の要請」「応援職員の受入体制の確保」「応援職員の受入」「応援職員の管理」「応援の終了と精算」の流れで進行します（詳細は次項から順次説明）。**
  - ◇「応援の要請」では、調査計画等を踏まえ、必要な人員を把握した上で、まずは庁内の他課の応援を受ける等の対応を取り、なお不足する場合には、他の地方公共団体や民間団体等に応援を要請します。その際、「応援要請業務の内容」「応援要請の人数」「応援要請の期間」を明らかにします。
  - ◇「応援職員の受入体制の確保」では、応援職員向けの資機材や業務マニュアル、活動スペースを確保するとともに、応援職員のための宿泊場所や移動手段について、応援元の地方公共団体と連携して確保します。
  - ◇「応援職員の受入」では、具体的な受入の手続きや応援職員への情報共有の方法、必要な研修方法などについて定めておきます。
  - ◇「応援職員の管理」では、応援職員への指揮命令系統や、応援職員の調査品質の管理方法、応援職員が交代する際の引継方法などについて整理します。
  - ◇「応援の終了と精算」では、応援終了の手続きと精算方法について確認します。

＊参考：過去の災害において被災団体が受援した業務

・令和２年に実施した受援団体に対するアンケート調査（※）結果によると、住家の被害認定調査に関しては、行政団体、民間団体ともに現地調査業務について受援した団体が多い。

（行政から受援した被害認定調査に関する業務）

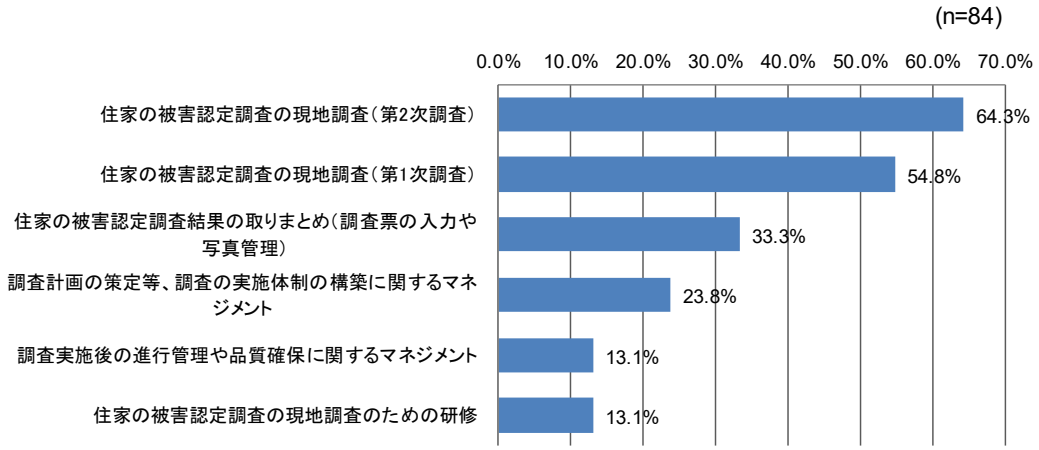

（民間から受援した被害認定調査に関する業務）

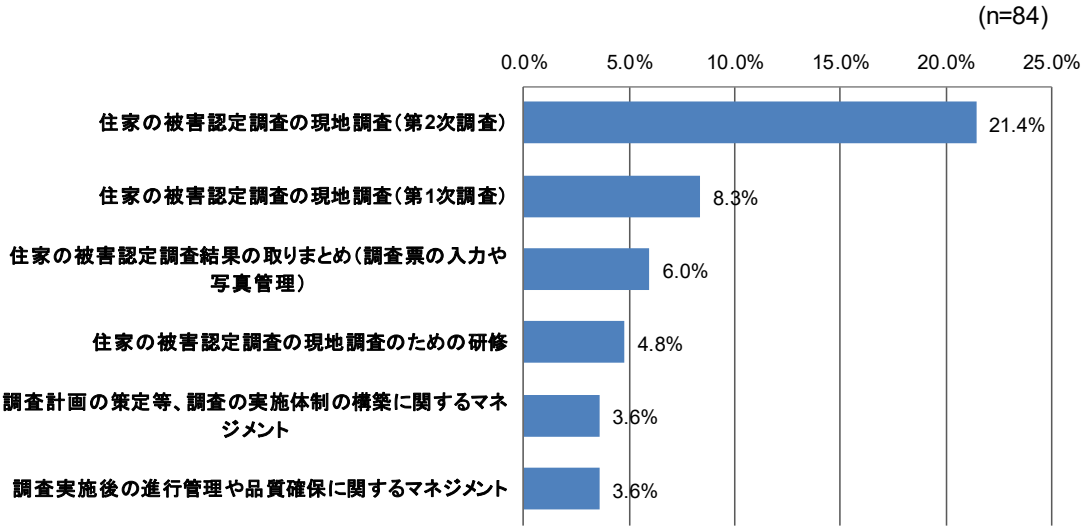

※以下の災害の被災団体のうち、被害認定調査もしくは罹災証明書交付のいずれかに関する業務で受援したと回答した団体を対象として、令和２年度に調査を実施。

（対象災害）
平成29年九州北部豪雨、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年７月豪雨
平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風
令和２年７月豪雨

● 住家被害認定調査等の実施に必要な人員の確保に関し、災害対策基本法に基づく職員派遣（法第２章第４節）又は応援（法第67条等）の規定を活用することが可能です。

＊参考：災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）（抄）

（職員の派遣のあつせん）
第三十条　略
２　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
３　略
（職員の派遣義務）
第三十一条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。
（他の市町村長等に対する応援の要求）
第六十七条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
２　略
（都道府県知事等に対する応援の要求等）
第六十八条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

②応援の要請

- 被害認定調査に必要な人員を把握した上で、庁内他部署からの応援では対応することが困難である場合、他の地方公共団体や民間団体等に応援を依頼します。
- また、庁内職員のみでは被害認定調査に関するマネジメントが難しい場合には、マネジメント支援に関する人材の応援要請を行います。
- なお、応援要請は、必要と判断した時点で「躊躇なく」かつ「速やかに」実施することが重要です。

＊参考：応援の受入開始時期

・令和２年に実施した受援団体に対するアンケート調査結果によると、住家の被害認定調査に関する行政からの受援は、マネジメントに関する内容を除き、発災から１週間～２週間を経過した頃に受入を開始している団体が多い。

（行政からの受援における受入開始時期）

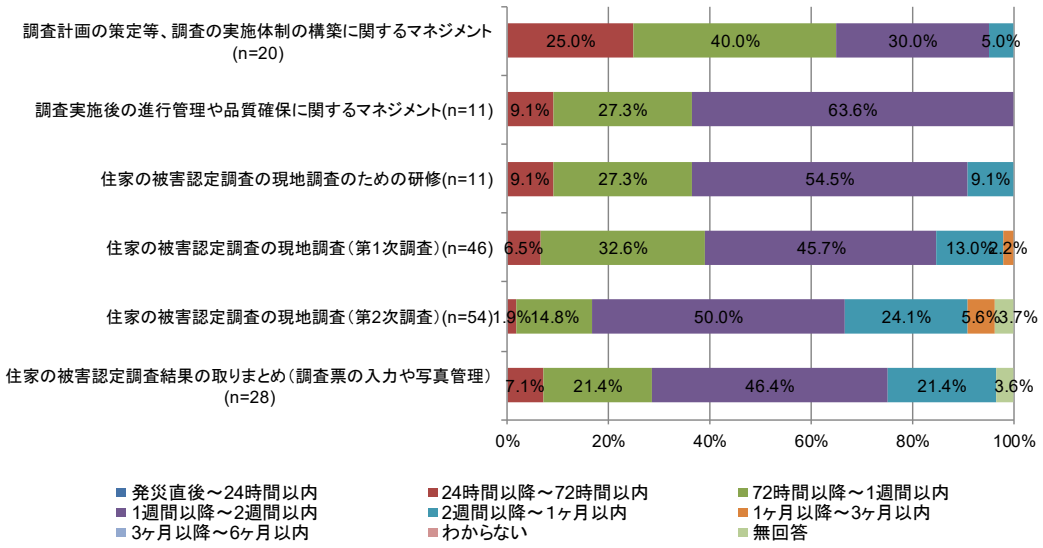

- 応援要請は、各地方公共団体における「受援計画」に定める方法に沿って行います。通常は、被害認定調査を担当する部署から危機管理部門や人事部門等の庁内全体の応援要請の窓口となっている部署に対し、必要な人員等の情報を伝達し、庁内全体の窓口となっている部署が意思決定者の承認のもと、他の地方公共団体や民間団体に要請を行います。

  ◇ 他の地方公共団体に応援を要請する場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度」の活用等を念頭において都道府県へ応援要請するほか、都道府県内における相互応援協定にもとづく応援要請や地方公共団体が独自に締結している協定に基づく応援要請を活用する場合などがあります。

  ◇ また、過去には、被災経験を有する団体への要請や、被災経験を有する団体からの申し出等により受援を実施した例もみられます。

◇　民間団体について、過去の災害では、建築士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等の専門家などに対し、要請を実施した例が見られます。事前に協定を締結している場合は当該協定に基づいて要請しているほか、他の地方公共団体からの紹介や、民間団体側からの支援申し出に基づいて受援を実施している例があります。

＊参考：過去の災害における応援要請の経緯（行政からの受援）

・令和２年に実施した受援団体に対するアンケート調査結果によると、行政からの受援では、「被災市区町村応援職員確保システム」（現在の応急対策職員派遣制度）によるものが多いが、現地調査や調査結果の取りまとめに関する人員については、各種協定等に基づく受援も一定数みられる。
・また、各業務ともに「県や国からの要請や勧奨」が受援の経緯になった事例が多い。

（行政から受援した被害認定調査に関する業務の受入経緯）

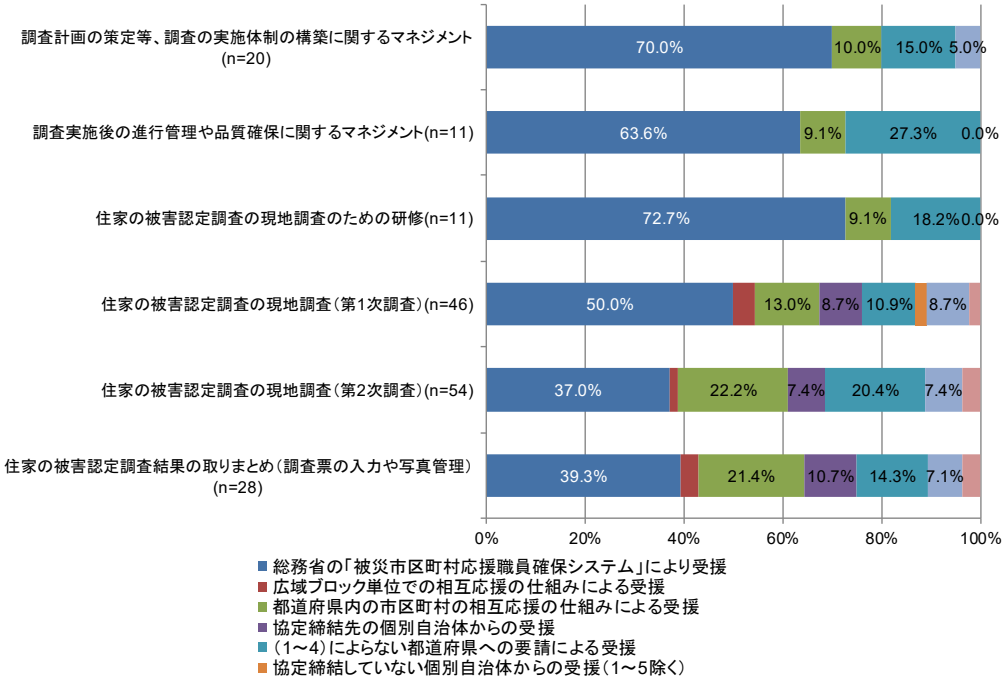

（行政から受援した被害認定調査に関する業務の受入判断主体）

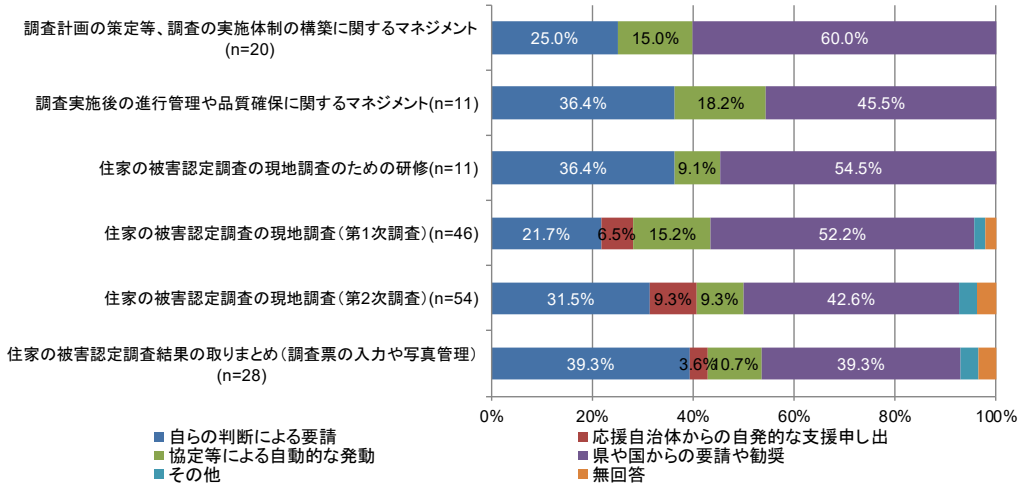

＊参考：過去の災害における応援要請の経緯（民間団体からの受援）

・令和２年に実施した受援団体に対するアンケート調査結果によると、民間団体からの受援は、第２次調査において多く見られ、協定を締結していた個別団体からの受援によるものが多い。
・また、受援経緯については、自らの判断による応援要請や民間団体からの自発的な支援申し出によるものが多い。

（民間団体から受援した第２次調査の受入経緯）

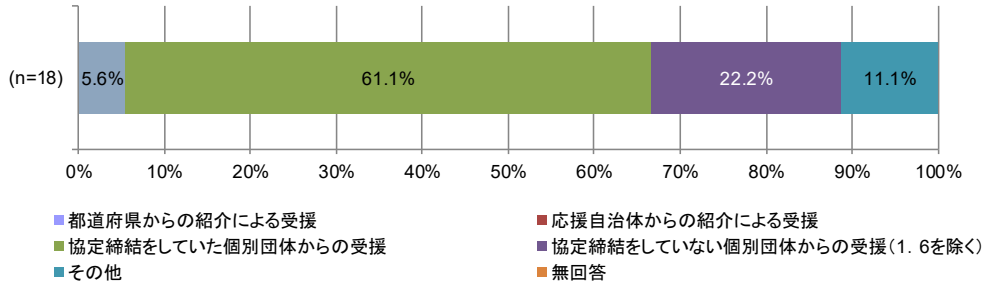

（民間団体から受援した第２次調査の受入判断主体）

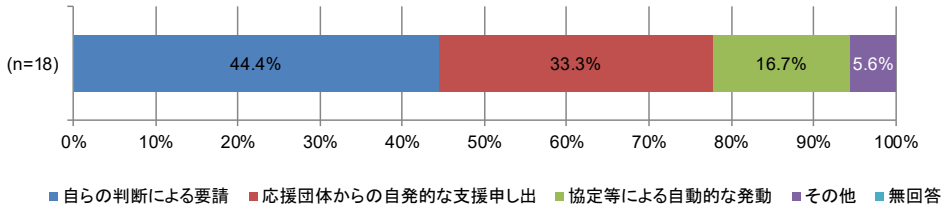

＊参考：他自治体からの応援要請と応援受入状況（岩手県一関市）

・調査申請受付のピーク後の平成23年５月９日より、税務課を受入先として、豊島区・田辺市・赤穂市から被害認定調査の応援を受け入れた。豊島区からは８名×10隊の延べ80名、田辺市・赤穂市からは各期間１名ずつが派遣された。複数回にわたって応援に派遣された職員もいた。
・派遣職員の職種について、一関市側からは業務内容を説明したが、職種は指定せず要請した。豊島区からの応援職員は防災課、介護保険課など各課から招集され、赤穂市も各課から招集された。一方、田辺市は固定資産税課から少人数が派遣された。被害認定や税務の経験がない場合でも、一関市職員と混成チームで従事したため、特に支障は無く、専門職員の派遣要請は行わなかった。

	1隊	2隊	3隊	4隊	5隊	6隊	7隊	8隊	9隊	10隊	合計
時期	5/9～	5/16～	5/23～	5/30～	6/6～	6/13～	6/20～	6/27～	7/4～	7/11～	
豊島区	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	80
田辺市	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	4
赤穂市	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	4

資料）一関市資料

＊参考：調査経験のある地方公共団体への応援要請（島根県津和野町）

・平成25年７月28日の豪雨災害において、町の職員では住家被害認定の経験がないため、実施経験を持つ職員がいる近隣市に応援を要請した。

＊参考：調査経験のある地方公共団体職員による応援事例

（宮城県仙台市）
・平成24年７月の九州北部豪雨で被災した竹田市、八女市及び柳川市に対して、罹災証明書の交付を支援するため、固定資産税担当課の職員を派遣した。
・東日本大震災での調査経験をもつ職員が、住家の被害認定調査に同行し、現場でアドバイスを行った。

（新潟県）
・平成25年の福知山市水害への応援では、調査経験者を派遣し調査実務で即戦力となることができた。

＊参考：宮城県仙台市、多賀城市及び名取市への応援事例（兵庫県）

・平成23年４月20日、石巻現地支援本部を経由して、宮城県多賀城市から「連休明けに家屋被害調査員を派遣してほしい」との要請があり、また、４月25日、神戸市から「連休明けに実施する名取市の家屋被害調査について協力してほしい」との要請があったことから、多賀城市及び名取市に対し、家屋被害認定士有資格者を中心に、県・市町職員を派遣した。
・その後も２回の派遣を実施し、仙台市及び多賀城市での被害認定調査の応援を行った。

（第１回目）
〇派遣人数：家屋被害認定士37人（県職員15人、市町職員22人）
（１）多賀城市34人　家屋被害調査が必要な建築物1,200棟について、１週間で調査を完了するための人員を派遣。
（２）名取市３人　神戸市職員を中心とした家屋被害認定調査の一部を応援。

（第２回目）
〇派遣人数：家屋被害認定士27人（県職員14人、市町職員13人）
・仙台市27人　主に地震被害第１次調査のため派遣

（第３回目）
〇派遣人数：家屋被害認定士30人（県職員15人、市町職員15人）
・多賀城市30人　地震被害再調査のため派遣

＊参考：民間団体の応援を受けた事例

［不動産鑑定士］
（北海道北広島市）
・熊本地震の被災団体に問合せをしたところ、当該団体を通じて不動産鑑定士協会から支援の申し出があり、第2次調査から支援を受けた。

［建築士］
（熊本県甲佐町）
・建築の構造に詳しい建築士に調査に加わってもらい、現場での調査をスムーズに進めることができた。

（熊本県嘉島町）
・平成28年４月の熊本地震において、第２次調査以降は、日本建築家協会に協力してもらった。専門的な見地からアドバイスしてもらったおかげで、安心した住民の方も多かった。

（熊本県西原村）
・平成28年４月の熊本地震において、非木造住宅の第２次調査にあたって建築士に協力してもらったことにより、住民の理解が得られやすくなった。

［土地家屋調査士］

（埼玉県秩父市）

・平成25年度の大雪被害では、全壊及び半壊の被害認定について、専門的な知識及び経験を有する職員がいないため、協定書に基づき、埼玉土地家屋調査士会に被害認定調査を依頼した。

・土地家屋調査士会から派遣された会員への人件費は負担しないが、被害認定調査に必要な資機材の費用については、市が負担した。

（熊本県熊本市）

・平成28年４月の熊本地震では、再調査において、建築士及び土地家屋調査士に協力してもらった。第三者の有識者が調査に加わることにより、被災者の理解が得られやすくなった。

＊参考：応急対策職員派遣制度（総務省）

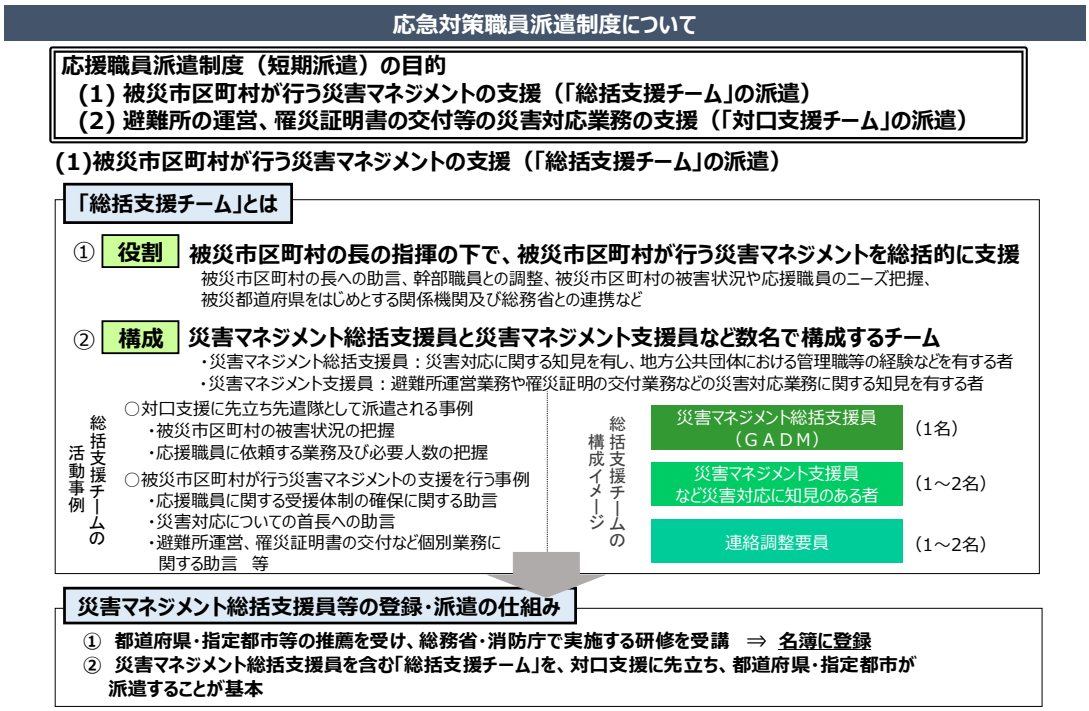

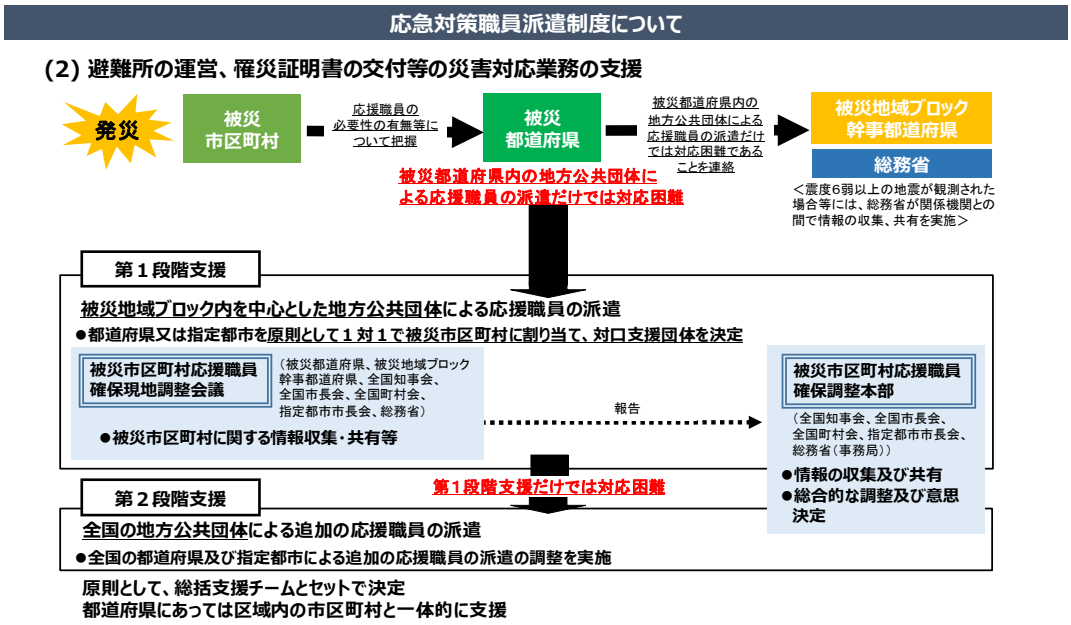
応急対策職員派遣制度について
(2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
発災
被災
市区町村
応援職員の
必要性の有無等に
ついて把握
被災
都道府県
被災都道府県内の
地方公共団体による
応援職員の派遣だけ
では対応困難である
ことを連絡
被災地域ブロック
幹事都道府県
総務省
＜震度6弱以上の地震が観測された
場合等には、総務省が関係機関との
間で情報の収集、共有を実施＞
被災都道府県内の地方公共団体に
よる応援職員の派遣だけでは対応困難
第１段階支援
被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣
●都道府県又は指定都市を原則として１対１で被災市区町村に割り当て、対口支援団体を決定
被災市区町村応援職員
確保現地調整会議
（被災都道府県、被災地域ブロック
幹事都道府県、全国知事会、
全国市長会、全国町村会、
指定都市市長会、総務省）
●被災市区町村に関する情報収集・共有等
報告
被災市区町村応援職員
確保調整本部
（全国知事会、全国市長会、
全国町村会、指定都市市長会、
総務省（事務局））
●情報の収集及び共有
●総合的な調整及び意思
決定
第１段階支援だけでは対応困難
第２段階支援
全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣
●全国の都道府県及び指定都市による追加の応援職員の派遣の調整を実施
原則として、総括支援チームとセットで決定
都道府県にあっては区域内の市区町村と一体的に支援

- **応援要請を行う場合には、「人員数」「希望する職種」「希望する従事期間」「依頼する業務内容」を明確にする必要があります。**
  - ◇「人員数」については、被害認定調査計画を踏まえ、1日当たりの必要人員数を明らかにします。災害時においては、人員不足により対応が遅れることは被災者に対し大きな影響を及ぼしますので、必要と思われる人員数は躊躇なく要請する必要があります。
  - ◇「希望する職種」については、過去の災害事例では、「被害認定調査の経験があること」や「税務・建築系の職員」など、具体的な内容や職種を提示し、受入れを実施したことにより効果的な調査を実現した例が多いため、できるだけ具体的な指定をすることが肝要です。
  - ◇「希望する従事期間」については、災害の規模や種類、応援職員への業務説明や研修等の準備期間を踏まえ、適切な期間を要請する必要があります。このとき、従事期間を数日程度の短期間とした場合、業務説明や研修を短期間に何度も実施する必要があり、受入自治体の負担が大きくなるだけでなく、応援職員が頻繁に交代することによる調査の質の担保が難しくなるなどの課題が生じることが考えられるため、応援職員1人当たりの期間を一定程度確保できるよう、応援団体と調整を実施することが肝要です。
  - ◇「依頼する業務内容」については、現地調査や調査結果の取りまとめ、マネジメントなど、どのような業務を依頼するのかを明確にします。近年の災害事例では、現地調査の従事に係る要請が多く見られますが、調査結果の取りまとめ（調査票の入力や写真管理）についても、応援職員を活用した例があります。また、応援団体からは、例えば現地調査からその内容のチェック及びとりまとめまでなど、ある程度まとまった形で一任された方が責任所在もわかりやすく円滑な業務につながるとの意見もあります。
  - ◇ 過去の災害では、人数・職種の決定に際して、県のリエゾンに相談した事例や、災害マネジメント総括支援員の活用、対口支援先から優先的に依頼するなどの取組が見られます。

＊参考：過去の災害における受援の実態（行政からの受援における平均従事期間）

・令和２年に実施した受援団体に対するアンケート調査結果によると、行政からの受援における被害認定調査に関する業務では、応援職員一人当たりの平均従事期間は、１週間未満の割合が高いが、そのうち半数弱が３日以内の従事となっている。

（行政から受援した被害認定調査に関する業務の平均従事期間）

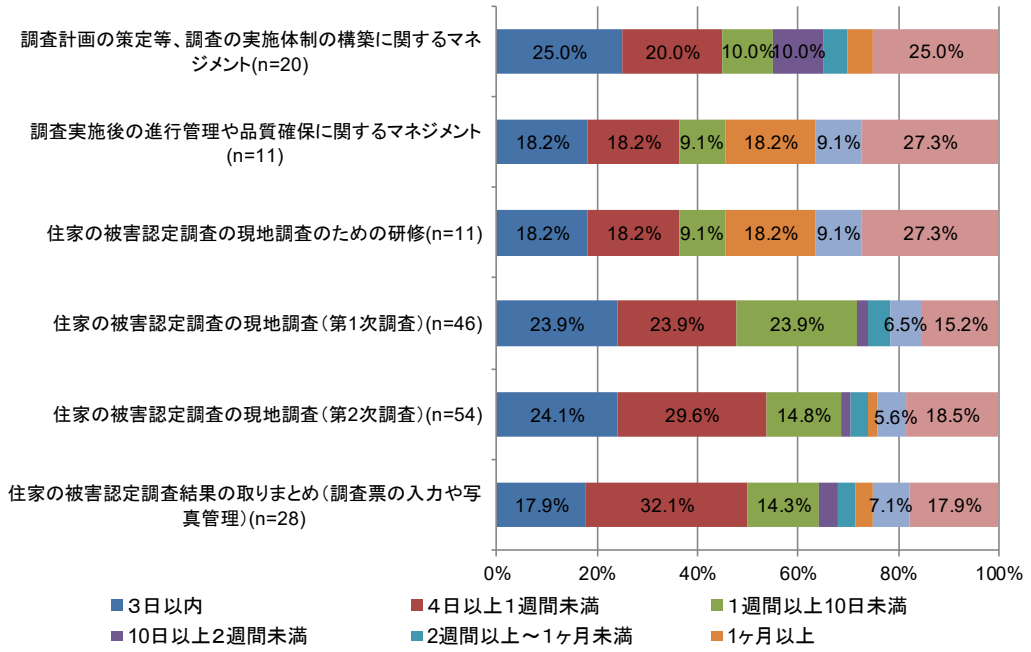

＊参考：応援要請先の選定や人員数・職種の決定における工夫の例（令和２年度に実施した被災自治体に対するアンケート調査結果より）

・県のリエゾンに相談の上、派遣人数を決定した。
・対口支援団体の経験者に、スケジュールや必要人員等のアドバイスを受けた。
・経験者の派遣が可能な対口支援団体から優先的に応援要請を行った。
・家屋調査経験者を派遣していただくよう依頼した。

＊参考：応援団体の理解により専門知識のある職員を受け入れた例（千葉県香取市）

・応援側の自治体が、建築士資格のある職員を派遣するなど理解があったことも、調査スキルのある職員の受入につながった。

＊参考：応援期間に係る留意事項

（石川県輪島市）
・３週間先までの派遣人員スケジュール表を作成し、人員を１週間単位で派遣してくれた市町村があり、研修や班割、引き継ぎ等が円滑であった。

（宮城県仙台市）
・応援期間が１週間程度だと、仕事を覚えたころに帰ることになってしまう。

（新潟県）
・応援先の地方公共団体の状況を見ると、応援職員の派遣期間が日替わり、長くても２～３日であったため、覚えた頃に交代となっていた。派遣元の通常業務との兼ね合いもあるが、派遣期間の確保が課題である。

・平成25年に実施した新潟県の応援は１日であったところ、派遣期間がもう少し長くても良かったと思う。現地での業務従事期間が最低３日程度あればと思う。平成26年に実施した応援では１週間程度の応援期間を確保した。

（京都府福知山市）

・応援職員の８割くらいが研修も調査経験もなく、かつ１日交代が多かったため、受け入れ側の地方公共団体職員等による短時間研修を毎日繰り返すことになり負担が大きかった。応援を受ける側は、業務内容、持ち物、服装等を明確に依頼した方がよい。

＊参考：応援職員の担当業務（愛媛県大洲市）

・応援職員は、必ずしも調査経験を有する職員ばかりではなかったため、事務処理や写真撮影等、特別な知識や研修を行わなくても取り組みやすい業務を割り当てるように配慮した。

● **民間団体に応援要請を行う場合は、費用や調査時のけが等に対する保険、身分の証明方法等についても整理・確認します。**

◇ 事前の協定によらず、発災時に初めて要請を行う団体である場合は、費用等の詳細について整理・確認の上、要請を行うことが肝要です。

＊参考：建築士に被害認定調査の一部を委託した事例

（千葉県浦安市）

・東日本大震災の際に、千葉県建築士事務所協会と千葉県建築士会に委託した。被害認定調査業務の委託契約を締結し、業務に応じた費用を支払った。

・本業務は、被害認定調査（第１次再調査、第２次調査）の円滑な事務の遂行を目的に行う。建物の所有者、住民からの住宅の質問等に対応して豊富な知識と経験実績からの助言指導等を行うものである。

契約期間	平成23年６月６日月曜日から平成23年６月17日日曜日まで（12日間）
時間	午前９時30分から午前12時、　午後１時から午後４時30分 開始前及び終了後30分は準備時間とする。
調査対象	市内の罹災家屋、居宅、事務所、倉庫等

・調査は、市の担当者と同行して行い単独での調査は行わないこととする。また、千葉県建築士事務所協会、千葉県建築士会と協力して行う場合は必要に応じて連絡をとることとする。
・建築士の資格者である事の確認ができるものを携帯する事。また、調査時に必要となる備品については持参する事とする。
・調査員の派遣については、１日１人として事前に市の担当者に報告して日程調整を行う。
・調査員については、経験豊富な１級建築士ないし、２級建築士とする。やむを得ない場合には１日の午前、午後で交代する事も可能とする。
・委託費の支払いについては、業務完了後の請求として一括で支払う。交通費については、契約金額に含むものとする。

（宮城県名取市）
・東日本大震災に際して、日本建築家協会・日本建築士会・日本建築士事務所協会に被害認定調査を一部委託して実施。
・日帰りか１～２泊で滞在し、市職員１人と建築専門家２人のグループで調査を実施。
・契約・活動状況等（日本建築家協会災害対策委員会へのヒアリング）
　・調査期間（委託期間）：平成23年４月４日～５月27日
　・調査対象：大部分は木造だが、ゴルフ場、工場等の非木造もあり
　・従事者数：約60～70人。延べ149人・日
　・交通費、宿泊費：自費負担
　・通信費、雑費等：本部、支部とも通常の業務内として処理
　・傷害保険：他の支援業務従事者を含め協会全体で保険に加入

（岡山県美作市）
・民間の建築士に委託した。建築士と、被害認定調査業務の委託契約を締結し、業務に応じた単価を設定し、費用を支払った。市で保険等の対応は行わなかった。
・特に市として委託建築士の身分を証明するものは交付しなかったが、民間の建築士には市の腕章を巻いてもらい、必ず市職員が同行する形で調査を行った。

（福島県いわき市）
・東日本大震災の際には、福島県建築士会いわき支部との間で再調査業務に係る委託契約を締結。委託内容は以下のとおり。
　・調査に従事する建築士の確保及び日程調整
　・会員（建築士）を対象とした研修会の開催
　・再調査の実施及び調査票への記載の３点である。
・平成25年９月20日の福島県浜通りを震源とする地震でも同様に福島県建築士会いわき支部から受援。費用は国土交通大臣が定める「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬」を基に算出した。
・調査はいずれも市の職員と建築士のペアにより実施した。

＊参考：民間に委託する場合の災害補償（宮城県仙台市）

・調査に従事した際の災害補償については、委託先が加入する保険等により対応することとした。

③応援職員の受入体制の確保

● 応援職員の派遣要請を行うと同時に、応援職員を受け入れる準備を整えます。

◇ これらは、事前に取り組んでおくことが望ましい内容です。事前準備の詳細は「第7章 3. 受援体制の構築と事前の準備」(p.225)を参照して下さい。

● 応援職員の受入準備として、「応援職員等の執務スペース」「資機材や各種マニュアル」「移動手段、宿泊場所」の準備・手配が必要です。

◇ 「応援職員等の執務スペース」については、応援職員の集合、調査に行く前の調査票・地図等の準備、調査終了後の調査票の取りまとめ等を行うための場所が必要とな

るため、空き会議室や空きスペースなどを活用して用意します。

◇「資機材」については、下げ振りやコンベックスなど班単位で利用するものは被災団体で用意することが多く、ヘルメットなどの個人装備については、応援団体側に持参を要請することが一般的です。

◇「各種マニュアル」については、用意する場合、被災団体の職員向けに作成した物を利用することが一般的です。特に、発災後に用意する場合は、調査上の留意事項や調査のとりまとめの具体的な方法（入力方法や写真の保管方法）などを簡潔に整理した例が見られます。

◇「移動手段」は、被災団体の公用車を利用することが一般的です。ただし、災害によって公用車等の被災が激しかったり、被災規模が大きく車両が不足する場合は、都道府県が借り上げたレンタカーの提供を受けたり、応援職員が持参した車両を活用するなどした例があります。

◇「宿泊場所」は、近年の災害では、応援団体側に確保を依頼することが一般的です。宿泊場所の確保は、被害認定調査に限らず、被災した団体の各業務共通の課題となるため、各団体が定める受援計画内でその取扱いが整理されている場合もありますので、留意して下さい。

＊参考：応援職員等の執務スペースの確保における工夫の例（令和２年度に実施した被災自治体に対するアンケート調査結果より）

・通常では使用できない議場や議員控え室等を使って対処した。
・本庁舎内で確保できず、他の公共施設や研修室を利用した。

＊参考：応援職員の資機材や移動手段

（広島県呉市）
・応援職員が用意できる物は持参するように依頼した。用意できないものについては、あらかじめ応援に来ていたコーディネーターに確認の上、購入したり、県が用意した資機材（車両）を利用する等で対応した。

（千葉県香取市）
・長靴やヘルメットなど、応援職員自身が用いる物は、応援職員の持参を依頼した。カメラについては受援側で用意した。

（愛媛県大洲市）
・カメラが不足し、新規調達が難しかったため、一部応援団体が持参したものを利用した。
・車両は公用車でも不足し、複数班で共用したが、応援団体からの申し出をうけて応援団体の公用車も使用した。

（岡山県岡山市）
・長靴やヘルメット、メジャー等の資機材は応援団体での準備を依頼した。また宿泊場所までの移動手段は応援団体で確保し、区役所から調査対象の住家までは市の公用車を利用した。

＊参考：応援職員の宿泊手配（石川県輪島市）

・県からの応援職員の宿泊先、交通手段の確保等は、県が自ら手配した。

＊参考：応援職員の宿泊（兵庫県佐用町）

・基本的には全て日帰りで対応してもらった。移動手段や食事等については、全て応援職員が各自調達した。
・遠方から応援にきてもらった市町の中には、自ら近隣の宿舎を手配したところもあった。

④応援職員の受入

- **応援職員を受け入れる際には、受付を行い、団体名や氏名・活動期間・宿泊場所・移動手段などについて把握しておくようにします。**
  - ◇ 各団体で受援に関する計画やマニュアルなどにより受入手続きを定めている場合は、その内容に従います。
- **応援職員の到着後、最初の打ち合わせにおいて、被災地の状況や応援職員に依頼する業務の内容等を説明する必要があります。**
  - ◇ マネジメントに関する応援職員には、被災地の状況や現在定めている調査方針、スケジュールなど、今後の調査計画の立案や調査の管理に必要な情報の説明を行います。
  - ◇ 被害認定調査実務に従事する応援職員には、被害認定調査の調査方法や調査上の留意点に関する内容の他、執務場所や休憩場所、必要な資機材等の保管場所、一日のスケジュールなどの説明を行います。
  - ◇ 被害認定調査の経験がある職員の場合には、調査のばらつきを押さえる観点から、被災団体内で共有している調査上の留意点（例：浸水深を図る場合の床の場所など）を主に伝達することとなりますが、そうした経験が無い職員の場合には、被害認定の基礎に関する研修を実施することが必要となる場合があります。その場合、当該災害で被災した家屋の調査を通じての研修（OJT）や調査の視点の共有を行うなどの方法も考えられます。
- **応援職員を受け入れる際には、庁内全体の窓口となっている部署と受け入れている人数等について情報共有を行います。**

＊参考：応援職員の受入体制に関する例（愛媛県大洲市）

・庁外からの応援は各課が必要人員を人事課に報告し、人事課による調整を通じて応援を受け、応援職員は各部署がそれぞれ管理した

⑤応援職員の管理

- **応援職員に対しても指揮命令系統を明確にし、調査班の編制や調査対象エリアの割り当て、調査上の留意点の共有（ミーティングの実施）、安全管理等の管理業務を行います（第３章１．調査全体の管理を参照）。**
- **また、調査の進捗状況や発生した課題などがないかについて日々把握し、進捗状況等により職員数が不足する場合は、新たな応援要請を行う必要があります。**

◇ 応援職員の管理については、被災団体の職員と併せて一元的に人員管理を行う例や、エリアを定めた上で、調査の進捗からデータの入力までの一連の管理を応援職員に依頼している例などがあります。

◇ 地方公共団体で定めている受援計画やマニュアル等において、業務日報などの報告形式を定めている例もあります。

● **応援職員の交代がある場合には、業務内容の引き継ぎを行います。**

◇ 業務内容の引き継ぎは、できるだけ応援団体に依頼します。特に、応援経験の豊富な団体では、次に来る職員が別の団体職員であった場合でも、適宜引き継ぎを実施するなど、被災団体に負担がかからない方法で対応しています。

＊参考：応援職員等の管理や引き継ぎにおける工夫の例（令和２年度に実施した被災自治体に対するアンケート調査結果より）

・県の職員に応援職員の指導を依頼した。
・毎朝ミーティングを行い業務のレクチャーを実施した。
・応援職員の交代時期が重なるようにして、応援職員同士での引き継ぎを依頼した。

＊参考：職員の引き継ぎ等（岩手県一関市）

・派遣職員の受け入れ手続き等については、職員課が所管し、実際の応援業務については、税務課が所管した。受け入れ日には職員課が出迎えを行い、説明会、市長からの激励、幹部職員への紹介を毎週行った。派遣元への帰庁時には副市長から感謝の言葉を伝えている。
・派遣期間は１週間の短期であった上、派遣側での引き継ぎが行われなかったためノウハウが継承できず、結果として受け入れ側の研修の負担が生じたことから、１ヶ月程度の派遣が理想的と考える。
・派遣元において、調査概要についての事前研修を実施することにより、被災自治体の負担減が図られる。

⑥応援の終了と精算

● **被害認定調査が終了、もしくは自らの団体内の職員のみで対応可能な状態となるなど受援の必要がなくなった場合には、応援団体と調整を行い受援終了の判断を行います。**

● **受援が終了した場合には、庁内全体の窓口となっている部署にその旨を連絡し、その後当該担当部署において、必要に応じて経費精算の手続きを行うこととなります。**

◇ 災害を受けた地方公共団体の要請等により行った被災地域の応援等に要した経費ついては、特別交付税の算定対象となります。具体的には、受援した地方公共団体の受入に要する経費や応援した地方公共団体の応援等に要する経費が交付税措置の対象となります。

◇ 民間団体から応援を受けた場合も、あらかじめ定めておいた費用に従い支弁します。

＊参考：特別交付税に関する省令（昭和51年12月24日自治省令第35号）（抄）

（道府県に係る十二月分の算定方法）

第二条　各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。

一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第九号、第十号、第十三号から第十五号まで、第十八号、第二十二号、第二十三号、第二十五号、第三十八号、第五十一号、第五十二号及び第六十五号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数（当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
五十　被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費について、次の各号によつて算定した額のうちいずれか少ない額（次の各号によつて算定した額が被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額より小さい場合にあつては、当該総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額）とする。 一　次の算式によつて算定した額 算式 Ａ×（１５，５２１円＋Ｂ）＋Ｃ×（１２，７４７円＋Ｂ）＋（Ｄ×４４３円）＋（Ｅ×１７５円）＋（Ｆ×０．５） 算式の符号 Ａ　被災地の救助活動等の応援に出動した道府県の消防職員の延べ出動日数として総務大臣が調査した数 Ｂ　当該道府県の道府県庁所在地から災害により被害を受けた都道府県の都道府県庁所在地までの往復交通費として総務大臣が調査した額に三分の一を乗じて得た額 Ｃ　被災地の応急措置等に従事した消防職員以外の道府県の職員の延べ従事日数として総務大臣が調査した数 Ｄ　道府県が受け入れた被災者の当該道府県の施設等における延べ滞在日数（人日）として総務大臣が調査した数 Ｅ　被災地から転入した児童及び生徒の延べ在籍日数として総務大臣が調査した数 Ｆ　災害に係る派遣職員に付随する物資の応援その他の経費として総務大臣が調査した額 二　被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
五十七　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	当該年度の十月三十一日までに災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七 の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

（市町村に係る十二月分の算定方法）

第三条　各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算

額

事項	算定方法
六　被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費について、次の各号によつて算定した額のうちいずれか少ない額（次の各号によつて算定した額が被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額より小さい場合にあつては、当該総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額）とする。 一　次の算式によつて算定した額 算式 Ａ×（１５，５２１円＋Ｂ）＋Ｃ×（１２，７４７円＋Ｂ）＋（Ｄ×４４３円）＋（Ｅ×１７５円）＋（Ｆ×０．５） 算式の符号 Ａ　被災地の救助活動等の応援に出動した市町村の消防職員の延べ出動日数として総務大臣が調査した数 Ｂ　当該市町村の属する都道府県の都道府県庁所在地から災害により被害を受けた都道府県の都道府県庁所在地までの往復交通費として総務大臣が調査した額に三分の一を乗じて得た額（都道府県内の応援については、７４０円とする。） Ｃ　被災地の応急措置等に従事した消防職員以外の市町村の職員の延べ従事日数として総務大臣が調査した数 Ｄ　市町村が受け入れた被災者の当該市町村の施設等における延べ滞在日数（人日）として総務大臣が調査した数 Ｅ　被災地から転入した児童及び生徒の延べ在籍日数として総務大臣が調査した数 Ｆ　災害に係る派遣職員に付随する物資の応援その他の経費として総務大臣が調査した額 二　被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
七　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

（道府県に係る三月分の算定方法）

第四条　各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第十四号、第十九号、第三十一号、第四十号、第四十五号及び第五十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
十六　被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第二条第一項第一号の表第五十号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要	当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十七号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて

する経費があること。	得た額とする。

（市町村に係る三月分の算定方法）

第五条　各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
六　被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた市町村について、当該受入れに要する経費（第三条第一項第一号イの表第七号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

第３章　被害認定業務のマネジメント

１．調査全体の管理

被害認定調査を実施するにあたっては、調査全体を管理する役割を担う人材が重要です。また、災害対策本部と密に連絡をとり、被害認定調査が各種支援措置と密接に結びつく重要な業務であるという認識を共有した上で、適宜必要なサポート体制を構築することが大切です。

これらを担う人材は、被害の大きさや被災地方公共団体の体制により、１人の場合や複数人の場合があります。本手引きでは、便宜的に、何人であるかに拘わらず、上述した業務を実施する人材を「コーディネーター」と記載します。

コーディネーターは、人員管理、地域割の決定、調査の進行管理、災害対策本部との連絡調整等を通して、調査全体を管理する役割を担います。

（この項目で検討する事項）
①人員管理
②地域割の決定
③調査の進行管理
④調査員の安全管理
⑤調査員間の情報共有方法の決定
⑥１日のスケジュールの設定

＊参考：コーディネーターの役割の例（和歌山県）

・和歌山県では、大規模災害時に被災市町村からの要請に基づき、住家被害認定業務を円滑に進めるために「住家被害認定士リーダー」（※住家被害認定士については、p. 244参照）を派遣することとしている。
・住家被害認定士リーダーは、被災市町村の住家被害認定業務の統括職員と協力し、以下の業務を行う。
　① 住家被害認定調査に係る全体計画の作成
　　調査を実施していく上での方針の設定や調査体制の立ち上げ、調査スケジュールの作成等を行います。
　② 県災害対策本部（福祉保健総務班）との連携による他の市町村職員や民間建築士等の受入調整
　　被災市町村内で調査に必要な人員が確保できない場合に、不足する住家被害認定士の人数及び必要な派遣期間を算出し、県災害対策本部（福祉保健総務班）に伝達を行い、応援人員の手配を行います。
　③ 認定基準に関する調査班からの問い合わせ対応
　　現地調査を行う調査班が調査を行う上で迷った場合に相談を受け、対応方針を決め、それを全ての調査班に伝達します。指針等に記載がなかったり、市町村内で解決できない場合は、県災害対策本部（福祉保健総務班）に問い合わせします。
　④ 調査全体の進行管理
　　調査の進行状況を把握し、調査計画と比較して調査が遅れている場合には、更なる応援要請を検討する等調査が停滞しないよう進行管理を行います。

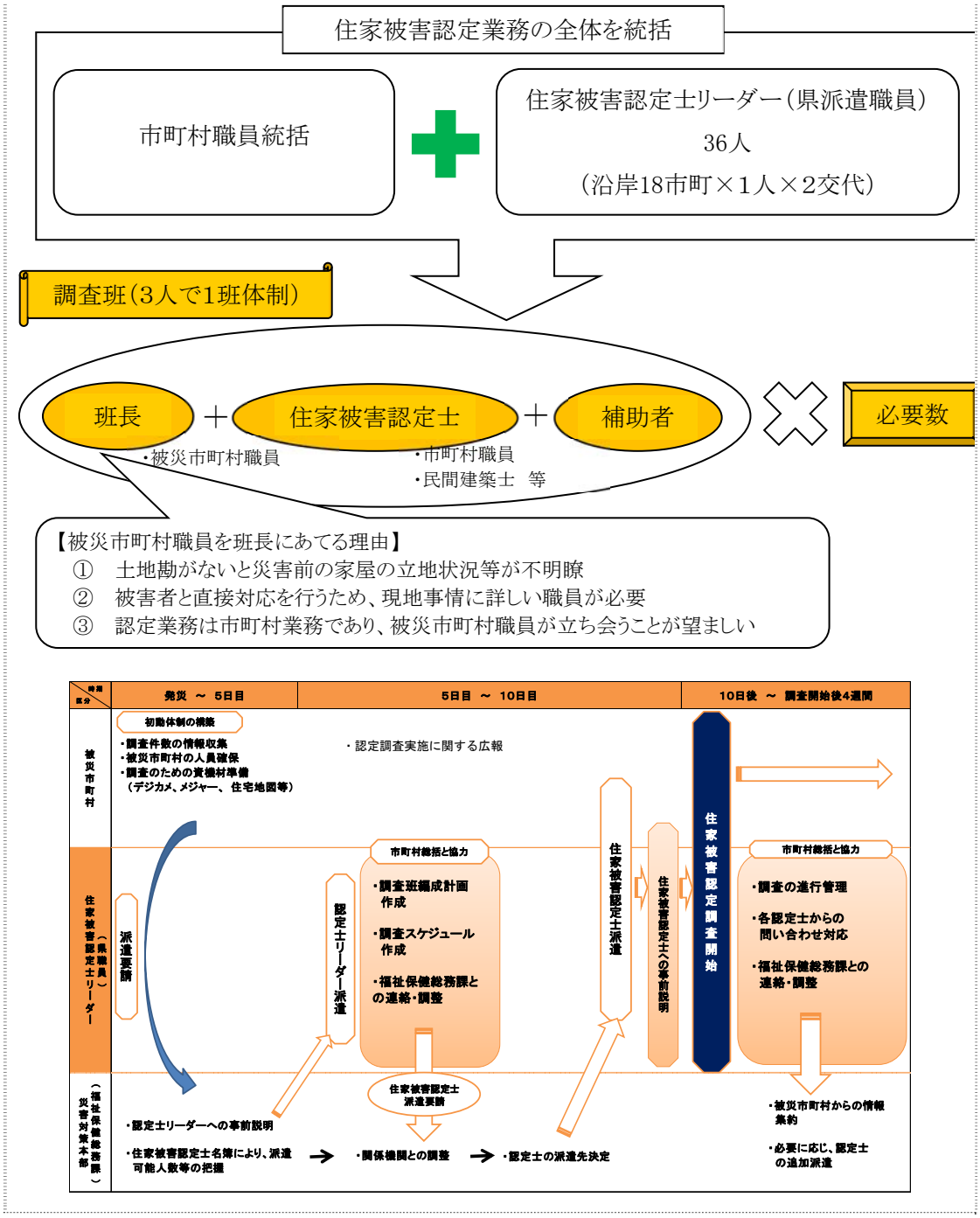

①人員管理

- 被害認定調査の全体像を把握し、円滑に調査を推進できるよう、日々、現場からの報告を受け、より適切に改善しながら、調査を遂行します。

②地域割の決定

- 調査計画において設定した調査対象地域について、スケジュールや調査員確保の状況等を考慮し、地域割を決定します。（詳細は『２．地域割方針の決定』（p. 116）参照）

③調査の進行管理

- 日々の調査班からの報告等を受けて、適宜、最適な調査体制、調査方法となっているか、改善すべき点がないか確認します。改善すべき点がある場合は、具体的な改善方法を検討し、実行します。
- 調査班が調査を終了した範囲を確認し、調査の進行状況を把握します。調査計画と見比べて調査が遅れている場合は、人員数の増強を検討する等、調査の進行を管理します。
- 調査票のデータ入力や写真データの整理等の進行状況についても把握し、人員配置の偏りや資機材の不足等を確認します。

④調査員の安全管理

- 調査員には過剰な精神的・身体的負担がかかるため、コーディネーターは各調査員の健康状態のチェックを欠かさず行います。疲れの見える調査員には休息を与える必要があります。
- 健康状態のチェックとあわせ、特定の調査員に負担が偏らないように、調査員のローテーションの管理にも留意する必要があります。

⑤調査員間の情報共有方法の決定

- 具体的に調査を開始すると、過去に事例のなかった被害等への対応を検討し、決定しなければならない事項が発生します。これらについて、検討結果を伝達して調査員間で情報共有し、調査判断を一定に保ちます。
- 調査員間の情報共有を目的として、a）伝達ミーティング、b）情報共有ミーティングを開催します。
- 上記のミーティング以外に、c）その他の情報共有手段を検討し実施します。

a）伝達ミーティング

その日の調査手順等を伝えることを目的としたミーティングを開催します。

◇ 過去の例では、調査員が調査に出かける前に実施し、その日の調査範囲や調査内容、「b)情報共有ミーティング」で決定した事項、変更事項、調査にあたっての留意事項等を伝達しています。

＊参考：伝達ミーティングの内容（石川県輪島市）

・毎朝、前日の調査実績の報告と、その日の班編成の確認、変更点の連絡、注意事項の確認を行った。

b）情報共有ミーティング

調査を行う中で発生した疑問点等を解決し、調査員間での調査手法や調査結果のばらつきを抑え、調査精度を確保するためのミーティングを開催します。

◇　過去の例では、調査員がその日の調査を終了し、帰庁した段階で、その日に発生した疑問点について対応方策を検討するミーティングを開催しています。

＊参考：情報共有ミーティングの内容（兵庫県佐用町）

・調査員が判断に迷った事例等、共通認識が必要な事項については、ミーティング時に情報共有した。

＊参考：情報共有ミーティングの時間（新潟県柏崎市）

・調査の初期段階においては、長時間、ミーティングに要しますが、調査が進行するに連れて短くて済むようになります（慣れてきた調査員と不慣れな調査員を組み合わせて班編成をしたため、基本的な伝達はそこで行われました）。

＊参考：情報共有ミーティングの例

（石川県輪島市）

・2007年能登半島地震（2007年３月25日発災）における情報共有ミーティングは以下の通り行われた。
　○３月27日～31日　45分～１時間30分程度実施
　○４月１日～５日　10分程度
・実施済み調査のデータ整理終了後に、応援市町村の職員や大学の有識者も参加してミーティングを実施し、１日の調査を通じて発生した疑問点の解決を行った。
・疑問点の解決のほか、翌日の調査予定区域や班編成についても情報共有を行った。
・情報共有ミーティングを開いたことで、罹災調査の経験が少ない市職員及び応援職員が多かったが疑問点等を共有できたのはよかった。
・調査開始当初はミーティングに約１時間を要したが、１日中、罹災調査を行ったあとのミーティングであり、職員に疲労がたまっていることから、だんだんとミーティングにかけられる時間は少なくなっていった。また、時間が経つにつれ、疑問点等の質問がなくなってきたため、５～10分程度にまで短縮された。

（京都府宇治市）

・平成24年水害対応時における情報共有ミーティングは以下の通り行われた。
　○宇治市の対策本部が８月14日～10月１日まで設置されていた。その期間のうち、８月22日～９月６日までは被災住家の調査を行っており（９月７日以降は留守宅や再調査依頼のあった住家等を調査）、情報共有ミーティングを欠かさず行っていた。
　○なお、情報共有ミーティングで出された意見等をQ&Aにまとめ、翌日、各調査員に紙で手渡していた。

（熊本県菊陽町）

・平成28年4月の熊本地震において、判断に迷う案件があった場合は、判定会議（担当者レベル）を開き、判定を行った。

＊参考：情報共有ミーティングの効果（千葉県浦安市）

・調査員の情報共有ミーティングは、調査員のメンタルヘルスの面でもよかったと思う。

c）その他の情報共有手段

ミーティング以外の情報共有手段を検討し、実施します。

本庁に被害認定調査に習熟した調査員を置いて、現地の調査員と個別にやり取りさせることにより情報を共有する等も考えられます。

＊参考：Q&A集の掲示・配布（石川県輪島市）

・情報共有ミーティングで決まったことをQ&A集としてとりまとめ掲示板に張り出して調査員全員で共有した。また、Q&A集と基本的な被害認定調査の内容について整理し、マニュアルとして印刷し、応援職員に配布した。

⑥１日のスケジュールの設定

● １日のスケジュールとして、伝達ミーティングの開始時間、調査の開始・終了時間、情報共有ミーティングの開始・終了時間の３点を設定します。初めて調査を実施する者と引き続き従事する者についてそれぞれのスケジュールを設定する必要があります。

◇ 調査は暗くなるとできませんので、遅くとも日没が調査終了時間となります。

◇ 帰庁後にも、調査終了建物のチェック、調査票の確認等の作業が必要です。さらに写真データの整理等も調査員が担当する場合には、調査後の作業にかかる時間も考慮し、1日のスケジュールを考える必要があります。

◇ 遠方からの日帰り応援職員が多い場合には、往復の所要時間等にも配慮が必要です。

＊参考：調査可能時間が長い※場合のスケジュール例（新潟県柏崎市）

※宿泊応援調査員が多い　等

時間	新潟県柏崎市（調査未経験者）
8:30~ 8:40	朝礼 前日の留意事項確認 班割・スケジュール確認
8:40~	研修
11:00~	準備の整った班から適宜出発 現地調査
16:00~ （日没）	帰庁舎 調査結果の整理 調査票チェック・回収 調査結果記入など
17:00~	ミーティング 質問事項確認

時間	新潟県柏崎市（調査経験者）
8:30~ 8:40	朝礼 前日の留意事項確認 班割・スケジュール確認
8:40~	調査資材受取、出発準備
9:30~	準備の整った班から適宜出発 現地調査
16:00~ （日没）	帰庁舎 調査結果の整理 調査票チェック・回収 調査結果記入など
17:00~	ミーティング 質問事項確認

＊参考：調査可能時間が短い※場合のスケジュール例（兵庫県佐用町）

※遠方からの日帰り応援職員が多い、極度な暑さ・寒さ　等

時間	兵庫県佐用町（調査未経験者）
10:00~	朝礼 研修
11:30~	昼食 　準備の整った班から適宜出発 現地調査
15:00~	帰庁舎 　調査結果の追記、整理 　写真データのPCへの入力 データ提出後解散

時間	兵庫県佐用町（調査経験者）
10:00~	朝礼 　留意事項の確認 　班編成確認 準備の整った班から適宜出発
15:00~	帰庁舎 　調査結果の追記、整理 　写真データのPCへの入力 データ提出後解散

２．地域割方針の決定

調査計画にて決定した調査対象地域を確認したのち、地域割方針を決めます。

（この項目で検討する事項）
①調査対象地域の確認
②調査順序の設定
③地域割の見直し

①調査対象地域の確認

- **調査計画において決定した調査対象地域を確認します。**
  - ◇ 市町村全域を調査対象とする場合（「全棟調査」）、一部の地域は全棟調査として、それ以外の地域は申請があった建物のみを調査する場合（「一部地域は全棟＋申請建物」）、申請建物のみを調査する場合（「申請建物」）のいずれを選択したのかを確認します。
  - ◇ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のすべてにおいて、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生し、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを「全壊」と判定します。

    なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定します。

②調査順序の設定

- **調査対象地域の範囲や、被害の分布、地域ごとの被害程度等を考慮し、調査順序を決定します。**
- **地域割を設定します。**

■均等割／被害程度割
- 均等割：調査地域を均等に分割し全地域が同じように調査が進行するようにします。全棟調査をする場合等に適しています。
- 被害程度割：被害程度の大きな地域から調査を行っていきます。大きな被害を受けた住家が一定の地域に集中している場合等に適しています。

	メリット	デメリット
均等割	・調査対象地域において、調査が均等に進むため、地域による不公平感がでにくい（特に地方公共団体全体を調査対象としている場合に地区による不公平感が発生しにくい）。	・被害程度が大きい住家の調査を優先しにくい。倒壊等の危険がある住家の場合、調査前に撤去等が行われる可能性がある。
被害程度割	・被害程度が大きい地域から調査が実施できる。倒壊のおそれがある住家等、喫緊性の高い住家等から調査を行いやすい。	・調査順序が後ろとなった地域住民が不公平感を感じる可能性がある。

＊参考：均等割の事例

・調査方針として、全棟調査としたため、市町村域を地区に分割し、班毎に担当地区の外観目視調査を行った。

＊参考：移動時間の短縮のため、校区ごとに調査を行った事例（熊本県玉名市）

・平成28年4月の熊本地震において、移動時間短縮のため、校区ごとで調査を進めることで、迅速かつ効率的に調査を行うことができた。

＊参考：被害程度割の事例

・外観目視調査では、応急危険度判定の調査結果等を参考にしながら、被害の大きなエリアを特定し、全棟調査を実施する調査地域を設定した。

＊参考：被害の大きな地区を優先した例（熊本県熊本市、益城町）

・平成28年4月の熊本地震において、関係課等の被害状況を基に被害の大きな地区を優先して調査した。

＊参考：倒壊のおそれがある家屋等の調査を優先した事例（熊本県宇土市）

・平成28年4月の熊本地震において、道路に倒壊のおそれがある家屋や、「全壊」の罹災証明書の申請申込みがあったもの等を優先して調査した。

＊参考：第２次調査について被害の大きい家屋を優先して調査した事例（熊本県菊陽町）

・平成28年4月の熊本地震の第２次調査については、第１次調査の結果が大きい家屋を優先した。

＊参考：あらかじめ地域割及び調査員人数を決めている事例

・事前に地域防災計画や被害認定調査実施マニュアルにおいて、「地域割」、「担当課・担当者」、「調査班数」、「地域ごとの軒数」等を整理している地方公共団体もある。

③地域割の見直し

- **調査が進むにつれて、優先度や調査範囲が変わる可能性もあります。日々、進捗状況を整理しつつ、適宜対応します。**

＊参考：緊急対応の事例

・本部には、「建物を除却するため早急に調査を行ってほしい」といった緊急の調査依頼がよせられるため、こうした調査依頼への対応も考慮に入れながら、翌日以降の調査場所を設定した。

＊参考：調査の進捗管理の様子（京都府福知山市）

・地図を活用し、被害認定調査の進捗状況を管理。
・進捗状況に鑑み、調査方針を調整。

３．調査班の編成

確保できる人材の条件等に基づき、調査班を編成します。

（この項目で検討する事項）
①調査班の編成
②班編成の見直し

①調査班の編成

● 確保が想定される人材の属性等を考慮し、調査班を編成します。

■調査班の編成

- 当該地方公共団体職員と他市町村職員：被災地方公共団体の職員と、他市町村からの応援職員を組み合わせます。
- 被害認定調査の経験者と未経験者：過去に被害認定調査を実施した経験のある人とない人を組み合わせます。
- 建築等に関連する知識の有無（建築関係、税関係部署とその他部署）：建築や税関系の職員と、その他の部署の職員を組み合わせます。
- 当該災害における被害認定調査の経験者と未経験者：その災害での被害認定調査の経験者と未経験者を組み合わせます。
  - ◇ 被害の規模や程度と、調査の参加が見込まれる人材の人数、属性等のバランスを総合的に考慮する必要があります。

	メリット	デメリット
当該地方公共団体職員と他市町村職員	・被災地方公共団体職員の方が地域の地理に明るく、調査対象の特定や調査地までの移動がスムーズに行えることが多いです。また、調査班に被災地方公共団体職員がいることは、住民に対する信頼感につながります。	・他市町村職員が、過去に異なる調査方法で実施しているケースもあるほか、住民対応等、個別の災害で決定する事項もあるため、最初に研修を受講してもらうことが必要です。
被害認定調査の経験者と未経験者	・被害認定調査の経験者は、被害認定調査の概要等を理解しているため、調査をスムーズに実施できます。主体的に判断を行ったり、未経験者への指導や過去の経験から調査を効率的に行うための助言等を受けることも可能です。	・被害認定調査の経験者が、異なる調査方法で実施しているケースもあるほか、住民対応等、個別の災害で決定する事項もあるため、最初に研修を受講してもらうことが必要です。
建築等に関連する知識の有無（建築関係、税関係部署とその他部署）	・ 被害程度の判定や被害箇所を探す際に、建築に関する専門的知識がある場合、理解が早いです。また、損傷等の判断に際して、他の部署の人より主体的に行いやすいと考えられます。	・ 建築等に関連する知識のある部署の人数が限られており、大量の調査を行う場合には人員確保が困難になる場合があります。
当該災害における被害認定調査の経験者と未経験者	・ 経験者を配置することで、一定の調査の質を確保することができます。また、常に人材を入れ替えることができるため、調査員の確保等の面でもメリットがあります。	・ 調査2日目以降について、できるだけ当該災害における被害認定調査未経験者のみで構成される班がないように配慮する必要があり、人員確保の制約となる場合もあります。

＊参考：応援職員との役割分担の事例

（東京都大島町）

・平成25年台風26号に伴う土砂災害では、１班３人体制を基本として、以下の役割分担で調査を実施した。

・調査員Aは被災市町村職員の担当が望ましく、B、Cは応援職員の実施も可。

■調査員A（住民対応担当）
住民の在宅状況の確認、住民への調査目的の説明、住民からの被害状況の聞き取り、住民からの意見や苦情への対応、調査済証やり災証明書交付時期等の説明

■調査員B（判定実施担当）
調査対象建物の確認、調査の実施、判定内容の記入

■調査員C（調査補佐担当）
調査実施の補助、判定内容の記入補助（タブレットに入力）、被害状況写真の撮影、調査済証や不在票の準備

（兵庫県内の市町）

・調査時に被災市町職員は住民対応でよいと思う。

・被災者に説明責任を果たせるよう、少なくとも班に１人は被災市町村職員を入れる。

・調査から入力まで応援職員に依頼すると、被災市職員が家屋被害の状況を把握できなくなるため、入力と調査内容の精査は被災市職員が実施するべき。

（大分県中津市）

・応援職員は、地理や被災住民との関係性を考慮し、被災市町村職員と同じ班にした方

がスムーズかつ公平・公正な調査が実施できると思われる。

（大分県竹田市）

・市外からの応援職員は、先入観のない入力作業等がお願いしやすい。土地勘がないため、現地での作業は被災市町村職員とともに行動してもらう方がよい。

（岩手県一関市）

・土地勘などの問題もあるため、他自治体からの応援職員は必ず当市職員との混成のチームとし、一緒に業務に当たった。

・現場での調査箇所の特定や調査票記入については一関市職員が主に行い、応援職員は写真撮影や下げ振りの測定などの調査補助および帰庁後の被害評価の入力・算定などの補助業務を行った。

（福島県いわき市）

・東日本大震災、平成25年9月20日に発生した福島県浜通を震源とする地震のいずれも、調査は市の職員（財政部を中心に各部等からの応援）及び他市町村からの応援職員が2名1組になって実施した。

（広島県呉市）

・調査は３人１名で行い、応援職員も含めて班編制を行った場合でも、少なくとも１名は呉市職員が入るようにした。

（千葉県香取市）

・外部からの応援職員とチーム編成を行う場合、応援職員の調査スキルが高かったことから市職員は現地案内・運転係として同伴する体制とした。なお、班編成そのものも応援職員に委任していた。

②班編成の見直し

● **調査開始後も、各地の被災状況や他地域からの応援人材の受け入れ状況、調査の進展状況等に応じて、適宜班編成を見直します。**

＊参考：班編成：人的配置見直しの事例（石川県輪島市）

・当初は木造・非木造を併せて調査していたが、調査方法が大きく異なるため、途中から調査班を木造班と非木造班に分けた。

・ある程度、調査が進んできた段階で、地域割に沿って調査を実施する班のほかに、コーディネーターからのその時々の指示に従って、調査漏れや緊急調査が必要な建物を調査する班や、機動的な支援を行う班を設けた。

４．調査結果の管理フローの決定

住家被害認定調査後に発生する大量の調査票及び調査写真を保管・管理するためのフローを決定します。調査票及び調査写真は、罹災証明書交付等により判定結果を伝達する際に、判定の根拠を申請者へ説明するために必要ですので、即座に取り出せるよう検索可能な状態で管理する必要があります。

（この項目で検討する事項）
①調査票の集計方針の決定
②調査票の管理
③調査写真の管理
④調査番号の管理
⑤保管方法の周知

①調査票の集計方針の決定

● **調査票の集計方針を決定します。方針としては以下が挙げられ、各々、特徴があります。**

方針例	特徴
紙の調査票を参照しながら、罹災証明書を交付する。	一時的には手間がかからないが、支援施策実施のフェーズに移行した際、各課・主体によるサービス実施の整合性の確保が難しい。被災者の数が多いと対応が困難。
調査票のデジタルデータ化のための職員を配置し、入力作業を行う。	データ入力のために大量の職員数と時間を要する。入力時の人的ミス等のチェックや、正確なデータベースを作ることに時間がかかる。
調査票のデジタルデータ化を外部機関へ委託する。	費用とデータ作成の精度とのバランスを考える必要がある。
専用システムを導入する。	調査票と調査写真の関連付けや調査番号の付番等の作業負担が軽減できるが、事前にシステムを構築しておく必要がある。費用とのバランスを考える必要がある。

＊参考：タブレット・アプリを活用した写真撮影・管理（熊本県西原村）

・平成 28 年熊本地震の際、タブレット・アプリを活用した写真撮影・管理を実施した。

（1）住家の位置情報に各被災者世帯の情報を紐づけして調査箇所を特定し、タブレット上の地図に表示させる。

（2）調査員の現在位置と調査箇所を地図上で確認しつつ現地に赴く。

（3）現地では、同タブレットにインストールされた写真撮影アプリを活用して被災した住家の写真を撮影する。

（4）撮影した写真は、同タブレットにインストールされた写真管理アプリを活用して調査箇所の住家毎に紐づけされ、自動的に整理されるとともに、クラウド上に一元管理される。

（5）これにより、被災した住家の位置・被災者世帯・被災住家の写真・調査票・罹災証明書（交付状況含む）等の各種情報が繋がり、判定結果の確認、被災者への説明、罹災証明書の交付等について効率的に対応することができた。

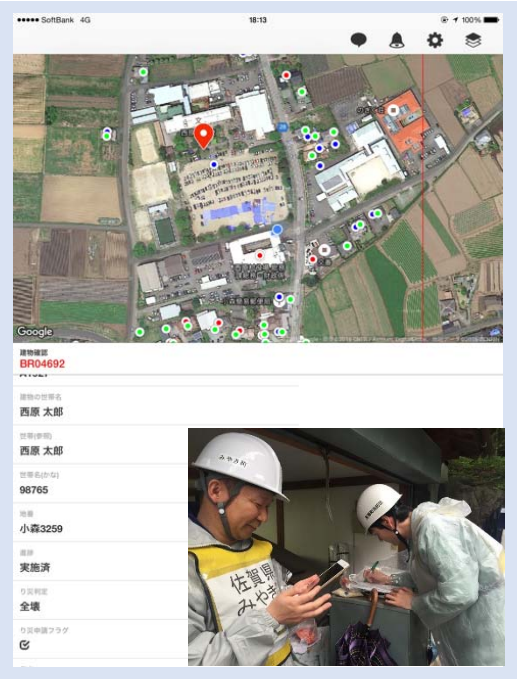

調査箇所・調査内容の確認と調査情報入力

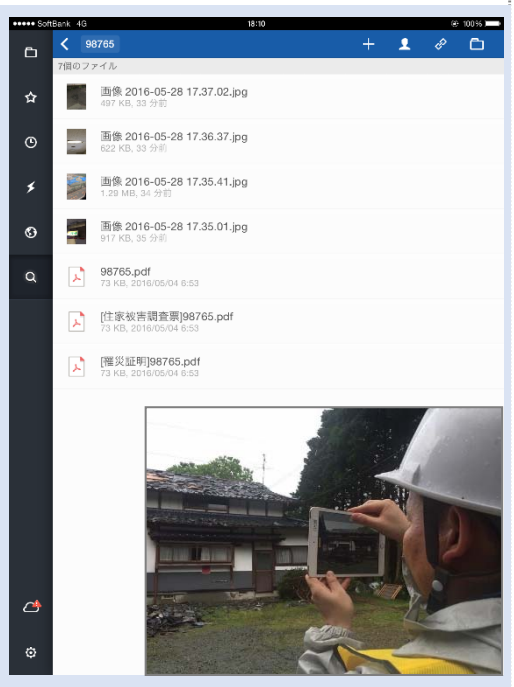

タブレットのアプリによる撮影・管理

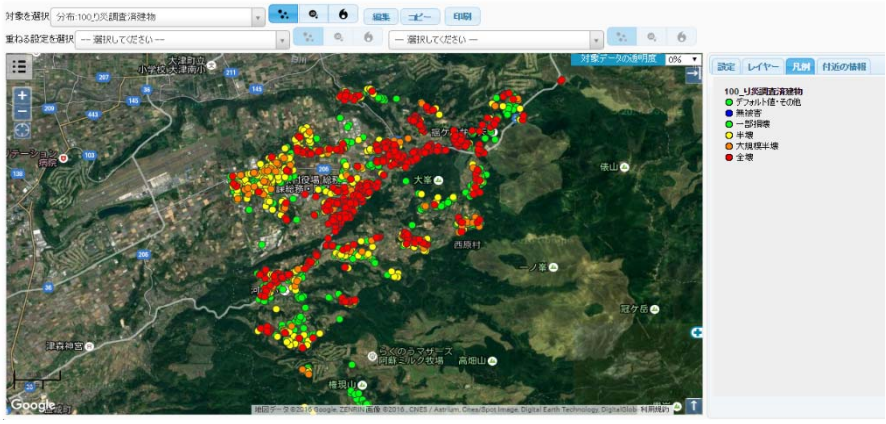

調査結果を地図上に表示

②調査票の管理

- **罹災証明書の交付時等に申請者に対して即座に該当の調査票を取り出して判定根拠を説明できるように保管します。**
  - ◇ 保管された調査票に検索性を持たせるために、例えば調査物件ごとに調査番号を付番します。
- **調査票の量に応じて、保管場所についても検討・決定します。**

＊参考：調査対象区域に街区を設定した例（京都府宇治市）

・街区のGISデータがあったため、調査対象区域を街区毎とした。
・GISデータより、各街区にある木造・非木造の棟数を把握することができ、その結果、現場に持参すべき調査票（木造／非木造）の枚数を見積もることができた。
・そのほか、調査対象区域を街区毎にすることで、紙の調査票を検索しやすい形で整理することができた。

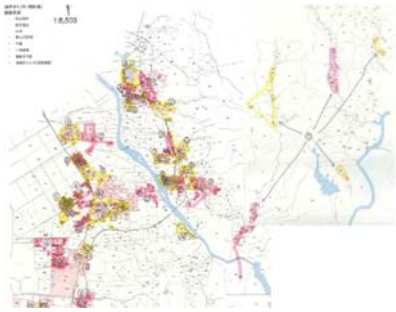

③調査写真の管理

- **調査員が撮影・整理した調査写真のデータを、パソコン等に保管します。**
- **調査写真も調査票と同様、判定根拠の説明に使用しますので、必要な写真を即座に取り出せるように保管します。**
  - ◇ 調査日別･調査家屋別にフォルダを作成し、各フォルダ毎に所定の写真を撮影した順番で保存しておくことが重要です。
  - ◇ 調査家屋の区別は調査表番号や住民氏名等で区分しておく例もあります。

④調査番号の管理

- **調査票に付す管理用の番号（調査番号）について、付番する方法を決定します。**
  - ◇ 調査後に調査票を回収し付番しようとすると、付番漏れが発生する可能性があるため、調査前にその日の調査対象物件の数から必要な調査票の枚数を見積もり、その分だけ調査番号を付番しておき、調査には付番された調査票のみ使用します。

⑤保管方法の周知

● 調査票や調査写真の保管方法を調査員等に周知します。

＊参考：データ保管方法の例

（東京都大島町）
・以下の内容の手順書を作成し、保管方法を統一した。
（調査写真保存手順）
１．パソコンのデスクトップの「大島写真フォルダ」を開く。
２．「写真フォルダ」の中に「日付と班番号付きフォルダ」を作成（例：20131031_01、20131101_02）。
３．その中に、「調査番号ごとのフォルダ（４桁）」を作り、調査番号ごとに写真をコピーし、保存（例：0001、0145）。
４．保存忘れがないか確認し、SDカードの写真を削除

（福岡県八女市）
・ある程度のエリアを一斉に調査した場合には、調査日とエリアを記したフォルダを作成し、その下層に住所と住民の氏名を記したフォルダを設けて管理した。
・調査の申請が個別に来た際には、大まかな行政区域別のフォルダを別途作成し管理した。

５．調査の品質管理

調査票や調査写真の内容、管理状況を確認することにより、調査の品質を管理します。調査の品質を管理できないと、罹災証明書の交付の遅れにつながります。

（この項目で検討する事項）
①調査結果の確認担当の選任
②調査員及び調査結果の入力者による確認
③確認担当による確認
④伝達ミーティングでの指示

①調査結果の確認担当の選任

- **調査結果の確認を行う担当者を選任します。**
  - ◇ 災害の規模が大きく調査対象の物件の数が多いほど、コーディネーターのみで全ての調査票、調査写真の確認を行うことは困難となります。
  - ◇ 調査結果の確認という責任の大きい業務であることを考慮し、被害認定調査の経験者等適任者を選任します。

②調査員及び調査結果の入力者による確認

- **調査班ごとに、調査終了後、調査票及び調査写真の内容を確認させます。**
- **調査結果の入力者に、調査票の内容を確認させます。**
- **上記対応は日ごとに実施します。**
  - ◇ 一般的に、その日の調査が終了し被害認定調査の本部等に戻った際、現場では書ききれなかったことを本部で調査票に記入することが多いです。また、本部での調査票への追記は、班ごとに行うのが一般的です。
  - ◇ 追記と併せて調査票の記入内容等を確認するよう、コーディネーター及び確認担当から、班ごとに指示します。

③確認担当による確認

- **調査員による調査票の修正や調査写真の整理が終了した後、コーディネーター及び確認担当は分担して各調査班の調査票や調査写真の内容・保管状況について確認します。**
- **上記対応は日ごとに、その日の調査対象であった物件全てについて実施します。**
- **不備が見受けられた場合は、翌日の伝達ミーティングで周知できるようにメモしておきます。**
  - ◇ コーディネーターや確認担当は、必要に応じて、各調査班の記入済みの調査票や調査写真を抜き取り、不備がないか確認し、不備があった場合には、当該調査班に対して当該不備の修正及び同様の不備が他の調査票や調査写真にないか確認し、ある場合には修正を指示します。

◇　必要に応じて、記入者以外や違う職員にクロスチェックしてもらうことも効果的です。

◇　調査票及び調査写真は、調査期間中、日ごとに大量に発生するため、都度、正確な記入・整理を心がけないと後工程で大きな問題となります。

④伝達ミーティングでの指示

- **コーディネーターは、前日の調査に関する調査票や調査写真に見受けられた不備について、全調査班に周知します。**

◇　代表的な不備としては、「必要事項の記入漏れ」、「主要階の計算誤り」、「根拠となる写真が撮影されていない」といったことが挙げられます。

６．コーディネーターの日々の業務

被害認定調査開始後のコーディネーターの日々の業務として、以下に列挙する事項が挙げられます。

コーディネーターは、スムーズに調査を実施できるよう調査員へ情報伝達を行う必要があります。また、コーディネーター自身は、調査員からの質問や緊急を要する事態等にも対応できるよう、現地調査は行わず日々常に庁内に滞在するようにします。

（この項目で検討する事項）
①調査地域のコーディネート
②班編成のコーディネート
③調査員への研修の実施
④調査員への問い合わせ対応
⑤調査結果のチェック
⑥調査結果の管理環境の改善
⑦情報共有
⑧翌日の調査準備
⑨調査先への連絡・調整

①調査地域のコーディネート

- **設定した地域割方針に基づき、各調査班の日々の調査地域を設定します。**
  - ◇ 調査班ごとの調査スピードや、調査人数の増減、新たに判明した被害状況の分布等を考慮しつつ、日々の調査地域を設定します。

②班編成のコーディネート

- **確保できた人員の人数や所属、被害認定調査の実施経験の有無、関連する知識の有無等を確認します。**
- **班編成方針に基づき、班編成を決定します。**

③調査員への研修の実施

- **研修の実施方針に基づき、研修を実施します。**

＊参考：応援受け入れに係る留意事項（研修方法）（新潟県）

・応援職員の多くが調査未経験者で、かつ毎日交代するという状況下において、調査方法の周知徹底が困難である。
・初任者の調査員によく見られたミス（必要事項の記入漏れ／計算誤り／根拠となる写真が撮影されていない）により、罹災証明書交付時等に検証・説明が困難となる。

④調査員への問い合わせ対応

- **調査員が調査を行う上で判断に迷った場合には、コーディネーターが対応を決めます。**
  - ◇ 特に調査の初期段階においては、調査員が不慣れなために、判断に迷う場面が数多くあります。そうした際には、コーディネーターに判断を仰ぐよう、事前に伝えておくことが重要です。

＊参考：調査員の問い合わせ頻度の変化（兵庫県佐用町）

・調査基準統一のため、不明点は電話連絡しコーディネーターに確認することとした。このため、調査の初期段階では、各班からの問い合わせへの対応に追われた。調査員が調査に慣れるに従って、現場からの電話対応は減少した。

⑤調査結果のチェック

- **各調査班が記入した調査票について、記入漏れや計算ミス、入力ミス等がないか各調査班等にチェックさせ、問題があった場合には担当した調査班に修正を依頼します。**
  - ◇ 特に、調査の初期段階においては、調査手法等について根本的な間違いをしている可能性がありますので、入念にチェックしてください。

⑥調査結果の管理環境の改善

- **調査票や調査写真の保管・管理に関して、改善すべき点がないかを確認します。**
- **改善が必要な点があれば、適切な措置を講じます。**
  - ◇ 他の地方公共団体の応援職員の増加等により、調査写真の入力用の端末が不足したり、調査票の修正等の作業スペースが不足することがあります。そのような場合には、改善措置（端末の数を増やす、追加の作業スペースを確保する等）を実施します。

⑦情報共有

- **現場からの報告を受け、調査方法等を改善した場合には、調査員に情報共有を行います。**

⑧翌日の調査準備

- **翌日の調査にあたって、各班の調査地域を確認した上で、必要な調査資機材や地図等の準備を調査員に指示します。**

＊参考：翌日準備のための専用人員の配置（兵庫県佐用町）

・翌日に必要となる地図のコピーに非常に時間を要したため、翌日の調査準備のための専用人員を配置した。

＊参考：物品管理のための専用人員の配置（内閣府「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について　－事例と例示－」）

・カメラ担当として２人を配置し、この２人が写真データの整理と併せて、記録媒体等の備品の管理やカメラの充電、カメラの日時の設定等を行った。

⑨調査先への連絡・調整

● 居住者の立会い等が必要な場合、広報等でその旨を伝えるよう広報の担当者へ指示します。

◇　広報のほか、自治会等を活用して連絡することが考えられます。具体的な訪問日時等については、事前に連絡を取り調整することが考えられます。

＊参考：調査対象者への連絡（兵庫県佐用町）

・被災者への連絡は自治会経由としており、翌日の調査対象地域が決まるのが深夜になるため、当日の早朝に自治会長に電話で連絡した。

＊参考：調査対象者への連絡（新潟県柏崎市）

・第２次調査は、申請に基づいた内部立入調査となるため、主に罹災証明書交付の際に、判定を不服とした家屋に対し、その場で申請・日程予約を行って訪問した。

７．被害認定調査の迅速化に向けた民間企業等との連携

自治体においては、発災時の被害認定調査計画を迅速に作成することや、罹災証明書申請に係る広報手段の充実、調査手法の簡素化、さらには平時における研修などに関し、民間団体と連携した取組を進めている事例があります。

①発災時の被害認定調査計画を迅速に策定するための連携事例

事例①　空撮映像の提供（千葉県）

・「千葉県の地域防災力向上に関する包括連携協定」（平成29年7月）に基づき、災害発生時のドローンによる情報収集、平時の職員研修・訓練への協力、地震保険調査等の情報提供・啓発等の５項目で損害保険会社と連携。

事例②　被災家屋画像の提供（福井市）

・「地方創生に関する包括連携協定」（平成29年）の一環として、損害保険会社がドローンで空撮した画像データを提供する内容を含む覚書を令和2年１月に締結。

②罹災証明書申請に係る広報での連携

事例③　自治体との協定により、被災者への罹災証明書の申請を支援する事例（福井市）

・「地方創生に関する包括連携協定」（平成29年）の一環として、損害保険会社が保険の調査で撮影した写真を、被災者が罹災証明書の申請時に添付可能とする内容を含む覚書を令和2年１月に締結。

参考：自治体との協定により、被災者へ罹災証明書の申請案内を行う事例

・損害保険会社では、①顧客訪問時に罹災証明書を申請しているかの状況確認＋申請案内、②被害認定調査の簡素化に必要となる写真撮影方法の案内（場合により撮影）の内容を含む覚書について、個別に自治体と締結している。

③調査体制の構築・調査準備での連携

事例④　非木造の住家についての研修で連携している事例（北広島市）

・マンション管理事業者との連携により、調査事例が少ない非木造住家の調査に関する座学・演習を行う研修会や意見交換会を開催している。

事例⑤　平時からの研修等で民間団体と連携している事例　（福井市）

・損害保険会社と令和2年１月に覚書を締結し、その中で被害認定調査の研修実施が盛り込まれている。

④現地調査の実施・判定

事例⑥　浸水深の提供に関する協定の事例（小松市）

・損害保険会社と令和4年8月10日に締結した協定により、損害保険調査結果のうち、被害認定調査第１次調査に必要となる情報（被害認定調査第1次調査概要、外壁・建具損傷状況、浸水区分、浸水高さ）を、住所、契約者氏名や建物構造・階数等の物件概要の情報とともに、エクセルファイルにて提供を受けることとしている。
・当該協定に基づいて令和4年8月における水害で写真データの提供を受けている。

事例⑦　浸水深の提供に関する協定の事例（善通寺市）

・複数の損害保険会社と協定を締結し、当該協定において自然災害が発生した場合に、住民の被害写真の提供を受けることとしている。

＊参考：ハウスメーカーやマンション管理会社等による調査事例　（現在、自治体とは連携実績がないものの、今後、活用の可能性があるもの）

・マンション管理会社では、被害が発生した場合、まず建物の倒壊危険性調査を実施し、その後設備等の調査を行っている。
・ハウスメーカーでは地震発生時、外壁や基礎の調査を実施した後、内部立ち入り調査を実施している。
・ハウスメーカーでは基礎の破断や建物の傾斜の有無、その他基礎・地盤・駆体関係の被害調査を行っており、その結果を報告書としてまとめて顧客に提供している。

第４章　被害認定調査の実施

１．★調査員の１日の流れの確認

「第２章　被害認定業務の実施体制の整備」で策定した調査計画に従い、調査を実行します。

（この項目で検討する事項）
①調査員の１日の流れ
②１日のスケジュール

①調査員の１日の流れ

- 朝礼で注意点等を確認した上で、調査に向かいます。調査後は調査票を追記、清書し、調査結果を班長に報告します。
- 調査は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和３年３月改定）」に従い、現地で調査票へ記入することにより行います。「災害に係る住家の被害認定基準運用指針　参考資料（損傷程度の例示）」には、損傷程度が写真やイラストで示されています。調査票や記入例、「損傷程度の例示」は、内閣府ホームページに掲載されています。

＜災害に係る住家の被害認定（内閣府ホームページ）＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html

- その災害で初めて調査に出る前には研修を受講します。

＜研修での確認事項（例）＞

・採用している調査方法、調査票の記入方法
・写真撮影のルール
・住民対応のルール
・当該地方公共団体で講じられる被災者支援策
・その他、地域特性　　等

②１日のスケジュール

- １日のスケジュールとして、a）伝達ミーティングの開始時間、b）調査の開始・終了時間、c）情報共有ミーティングの開始・終了時間を確認します。
  - ◇　当該災害での調査初日は、まず研修を受けた上で調査に入ります。
  - ◇　帰庁後の作業について確認します。一般的には、調査終了建物のチェック、調査票の確認等の作業が必要です。さらに写真データの整理等も行います。

２．★伝達ミーティング

調査開始に先立ち、調査員全員が集合して伝達ミーティングを行います。

（この項目で検討する事項）
○伝達ミーティングの実施

○伝達ミーティングの実施

● **応援職員も含めて、調査員全員が集まって伝達ミーティングを行います。**

◇　朝、実施されている例が多いです。

◇　当日の調査範囲、班割、留意事項の伝達等を行います。

◇　判定方法を統一するため、判定方法の確認や変更点・留意点に関する伝達は重要です。

＜伝達ミーティングでの伝達項目（例）＞

（前日までの調査実績の報告）
・当日の調査地域割
・当日の班編成
・注意事項の確認（住民対応等）
・変更事項の確認（判定方法、調査方法等）
※過去の災害では、浸水深を図る床の場所や浸水と土砂による潜り込みが発生している場合の判定方法などについての共有等を行った例があります。
・その他、変更点・留意点（支援制度全体のスケジュール、支援制度内容等）

３．★現地調査

被害認定調査における現地調査の流れとして、調査対象の確認、写真撮影、調査結果の記入、調査済証の貼付（交付）、住民対応、調査結果の報告について、それぞれで実施すべき項目を整理します。

（この項目で検討する事項）
①調査対象の確認
②写真の撮影
③調査の実施、調査票への結果の記入
④調査済証の貼付
⑤調査に伴う住民対応の実施
⑥調査結果のチェック・報告

①調査対象の確認

- **調査対象について、a）地図情報との照合を行い、b）聞き取り調査、c）調査対象範囲の確定、d）調査対象範囲の記録、e）内部立入調査における申請者不在時の対応を行います。**

a）地図情報との照合

調査対象を示した地図と、調査を行う建物の所在地情報を照合します。

◇ 調査対象が地図にない場合等は、現況に合わせて修正・記録を行います。

◇ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のすべてにおいて、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生し、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを全壊と判定します。

なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定します。

b）聞き取り調査

聞き取り調査により、居住者、所有者の情報、必要な建物情報を把握します。

◇ 聞き取り調査により、居住者、所有者、連絡先を把握します。

＊参考：聞き取りを行う際の留意点の例

・調査開始の文言をマニュアル等で定めておくと、現地調査に不慣れな調査員も開始しやすくなります。
・聞き取り相手の住所、氏名、連絡先、調査建物との関係を確認します。
・聞き取りにあたっては、聴取場所等に配慮するほか、居住者等が供述しようとしない場合は固執しないようにします。相手の健康状態等にも配慮し、聞き取り調査が不可

能と判断される場合は無理しないようにしましょう。
・一問一答方式として、順序よく確認しましょう。
・相手の供述内容は、必ずその場で調査票に記載しましょう。相手からの信頼感にもつながります。

c）調査対象範囲の確定

調査対象の範囲を確定します。

◇ 住宅兼店舗のほか、実際は2棟の建物が一見では1棟にみえる場合等があります。罹災証明書交付の基礎となる「住宅」とは、居住実態に基づき判断します。調査対象の範囲の設定の仕方で判定結果が異なります。

◇ 離れと母屋を一体として1世帯で居住している場合、離れを含めて「1棟」と判定することも可能です。

d）調査対象範囲の記録

調査対象とした範囲が後で確認できるよう正確に記録します。

◇ 何を調査対象とするかは、各地方公共団体の判断となります。調査開始前に、調査対象（住家のみ／非住家含む）、非住家を調査する場合の調査方法について確認をしておきます。

◇ 必要に応じて調査対象としなかった建物についても居住実態とあわせて記載しておくと、後で確認がしやすくなります。

◇ 集合住宅については、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定します。ただし、各住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、住戸ごとに判定し認定することも必要になります。

✧ 建物全体の傾きや躯体（外壁、屋根、柱・耐力壁）の損傷は建物全体共通の被害であるため、原則として1棟全体で判定し、その結果をもって住戸の被害として認定します。水害等により浸水した階の住戸と浸水しなかった階の住戸のように、住戸間で明らかに被害程度が異なる部位（天井、内壁、建具、床、設備）がある住戸の場合、当該被害の大きい住戸については、住戸ごとに判定し、認定することも必要になります。

◇ ビルやマンションが多く立ち並ぶ地区では、外観目視では住家かどうかの判断が難しい場合があります。このような場合、被害者支援の観点から、住家であるとして調査の対象としてください。なお、罹災証明書は当該建物が被災者生活再建支援法上の「居住する住宅」（世帯が生活の本拠として日常的に使用している住宅）であることを証明するものではありません。

◇ 店舗兼住宅の被害認定調査については、事業用の部分（店舗部分）は原則として住宅に含まず、その居住する部分（住宅部分）について調査を行います。ただし、店舗部分の被害が、住宅部分に「居住のための基本的機能を喪失」するような影響を及ぼす場合は、これを住宅の被害として調査することは可能です。例えば、1階に店舗

部分があり、2階を住宅として用いている場合で、1階部分の柱が傾斜するといった構造的な被害が生じたために、「居住のための基本的機能を喪失」する場合は、それをもとに調査を行います。

e）内部立入調査における申請者不在時の対応

不在票を貼り、調査で訪問したことが住民にわかるようにした上で、再度日程を調整します。その上で改めて、調査に行きます。

＊参考：不在票の例（京都府宇治市）

・平成24年水害の対応の際には下記の不在票を使用した。

不在票

調査日時　　月　　日　　午前・午後　：

調査番号	

現在宇治市では、水害による建物の被害調査を行っており、上記日時に伺いましたがご不在でした。また改めて調査させて頂きたいと思いますので、下記の連絡先までご連絡お願いいたします。

宇治市災害対策本部　復興班　調査担当

TEL　0774-21-0414

FAX　0774-20-8778

②写真の撮影

● **撮影手順に沿って写真撮影をします。**

◇　写真データは、判定根拠となるものです。再調査依頼があった場合、依頼の内容を精査する際の根拠資料ともなるため、非常に重要です。手ぶれ等に注意して撮影するほか、十分な枚数を撮影すると良いでしょう。

◇　写真データは、調査票とあわせて整理する必要があります。データ整理をしやすくするため、カメラの日時設定は正確にしておき、写真に撮影日時の記録を残しておくとよいでしょう。また、最初に撮影する箇所と撮影の順序をあらかじめ定めておくと整理がしやすくなります（調査票の調査番号部分から撮影するなど等）。このように定められた撮影方法は、整理を円滑に行うためにも必ず守る必要があります。

＜撮影方法の例＞

・被害が客観的に良くわかるように撮影します。近景・中景・遠景と３枚撮ると良いでしょう。物差し等をあてると被害の大きさが良くわかります。
・室外で撮影する場合、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
・室内で撮影する場合、明るさや手ぶれに注意してください。フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。

＜写真撮影の順序と留意事項の例（地震の場合）＞

※写真の枚数は最低限の数であり、これ以上の撮影枚数になってももちろん構いません。

撮影順序	撮影項目	備考	写真のイメージ
１枚目	調査票番号	・データ整理のために重要です。調査を開始する前に忘れずに調査番号が読めるよう撮影してください。	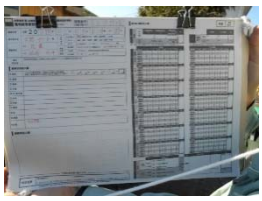
２～５枚目	建物全景	・調査した建物の確認に利用します。全景写真は可能な限り周囲４面（４枚以上）を撮影してください。 ・全景が撮影できない場合、できるだけ調査票に記載した道路と建物の関係や調査対象とした範囲等がわかるよう撮影してください。 ・液状化、斜面崩壊、亀裂等の地盤被害による場合を含め、「一見して全壊」と判定をした場合は、その要件に合致することがわかる写真を適切に撮影してください。	
６～９枚目	傾斜角の撮影	・建物の傾斜角について、建物４隅の測定結果について撮影してください。 ・傾斜角の測定については、下げ振り等による測定のほか、スマートフォンのアプリケーション等を利用した測定の結果を撮影します。	
10枚目以降～	被害箇所	・第１次調査（木造・プレハブ）の場合、外壁、屋根、基礎のそれぞれの部位毎に、撮影を行います。まず、全体について撮影を行った後、個別の被害箇所について撮影してください。 ・第２次調査（木造・プレハブ）の場合、外壁、屋根、基礎を撮影した後、内部に立ち入って内壁、天井、床、建具、設備について撮影を行います。 ・いずれの場合も、被害箇所の面積割合が分かるように、まず被害箇所も含む見切り範囲を撮影した後、被害程度が分かるような被害箇所のクローズアップ写真を撮影します。 【撮影上の留意点】 ・基礎被害等は適宜メジャーをあてて撮影する等、後で被害程度が確認できるようにしてください。 ・指さし確認も後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。	

＜写真撮影の順序と留意事項の例（水害の場合）＞

※写真の枚数は最低限の数であり、これ以上の撮影枚数になってももちろん構いません。

撮影順序	撮影項目	備考	写真のイメージ
１枚目	調査票番号	・データ整理のために重要です。調査を開始する前に忘れずに調査番号が読めるよう撮影してください。	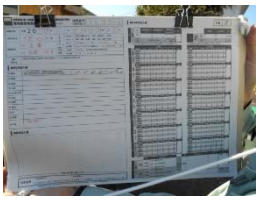
２枚目	建物全景	・調査した建物の確認に利用します。全景写真は可能な限り周囲４面（４枚以上）を撮影してください。 ・全景が撮影できない場合、できるだけ調査票に記載した道路と建物の関係や調査対象とした範囲等がわかるよう撮影してください。複数枚となっても構いません。 ・地盤被害による場合を含め、「一見して全壊」と判定をした場合は、その要件に合致することがわかる写真を適切に撮影してください。	
６・７枚目	浸水深の撮影	・浸水深がわかるよう、どこまで水に浸かったかを居住者や調査員が指し示し、メジャーをあてて撮影してください。メジャーは垂直になっているよう留意してください。 ・メジャー全体を写した遠景と目盛りが読み取れる近景の2枚を撮影します。 ・第１次調査の場合、外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していると判断した場合には、その内容が分かる写真も別途撮影してください。	
８～11枚目	傾斜角の撮影	・第２次調査の場合、建物の傾斜角について、建物４隅の測定結果について撮影してください。 ・傾斜角の測定については、下げ振り等による測定のほか、スマートフォンのアプリケーション等を利用した測定の結果を撮影します。	

12枚目以降～	被害箇所	・第２次調査（木造・プレハブ）の場合は、外壁、屋根、基礎を撮影した後、内部に立ち入って内壁、天井、床、建具、設備について撮影を行います。 ・いずれの場合も、被害箇所の面積割合が分かるように、まず被害箇所も含む見切り範囲を撮影した後、被害程度が分かるような被害箇所のクローズアップ写真を撮影 【撮影上の留意点】 ・基礎被害等は適宜メジャーをあてて撮影する等、後で被害程度が確認できようにしてください。 ・指さし確認も後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。	

＜写真撮影の順序と留意事項の例（風害の場合）＞

※写真の枚数は最低限の数であり、これ以上の撮影枚数になってももちろん構いません。

撮影順序	撮影項目	備考	写真のイメージ
１枚目	調査票番号	・データ整理のために重要です。調査を開始する前に忘れずに調査番号が読めるよう撮影してください。	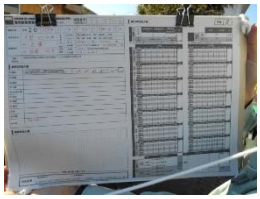
２～５枚目	建物全景	・調査した建物の確認に利用します。全景写真は可能な限り周囲４面（４枚以上）を撮影してください。 ・全景が撮影できない場合、できるだけ調査票に記載した道路と建物の関係や調査対象とした範囲等がわかるよう撮影してください。 ・「一見して全壊」と判定をした場合は、その要件に合致することがわかる写真を適切に撮影してください。	
６～９枚目	傾斜角の撮影	・建物の傾斜角について、建物４隅の測定結果について撮影してください。 ・傾斜角の測定については、下げ振り等による測定のほか、スマートフォンのアプリケーション等を利用した測定の結果を撮影します。	
10枚目	屋根等の損傷の撮影	・傾斜角が1/60未満の場合、屋根等に脱落、破損等の損傷が生じて住家内への浸水のおそれがあるかの確認を行うため、木造・プレハブの場合、屋根、外壁、建具の写真を撮影します。	
11枚目以降～	被害箇所	・木造・プレハブの場合、外壁、屋根、基礎を撮影した後、内部に立ち入って内壁、天井、床、建具、設備について撮影を行います。 ・いずれの場合も、被害箇所の面積割合が分かるように、まず被害箇所も含む見切り範囲を撮影した後、被害程度が分かるような被害箇所のクローズアップ写真を撮影します。 【撮影上の留意点】 ・基礎被害等は適宜メジャーをあてて撮影する等、後で被害程度が確認できるようにしてください。 ・指さし確認も後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。	

③調査の実施、調査票への結果の記入

- **「損傷程度の例示」を参考に、外観目視調査や内部立入調査により損傷の程度を把握し、所定の記入方法にしたがって、調査結果を調査票へ記入します。**
  - ◇ 「半壊」と判定された住宅は、やむを得ず住宅を解体されるに至ったとしても、被害認定としてはあくまで「半壊」であり、「全壊」とはならないことに注意してください。敷地に被害が生じたことにより、やむを得ず住宅を解体されるに至った場合や「長期避難世帯」と認定された場合も、同様です。
  - ◇ 調査を迅速に進めるために、タブレット端末による調査の実施や、災害直後の被害状況調査で目視による浸水深を事前に把握し、その内容を調査に利用するなどにより、調査の効率化につながることがあります。

- **事前に民間企業等から浸水深などの情報を入手している場合には、その情報も適宜活用します。**
  - ◇ 損害保険会社等から客観性のある浸水深や傾斜などのデータを得ることができれば、事実の確認の他、その内容を判定の材料として活用することが考えられます。
  - ◇ ハウスメーカー等が作成した住家の調査報告書を得ることができれば、より的確な被害箇所の確認ができると考えられます。

- **被害認定調査に先立ち、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）等が実施されている場合は、適宜それらの内容を活用します。**
  - ◇ 応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とした被害認定業務とはその目的、判定基準を異にするものですが、住家の被害を調査するにあたり、傾斜度等の調査内容において共通する部分もあることから、被害認定調査に先立ちこれらが実施されている場合には、調査の目的等が異なることを踏まえた上でその内容を活用することも考えられます。
  - ◇ また、被害認定調査の方針（調査対象とする地域の設定、現地調査を行う又は行わない地域の設定、現地調査を行う地域の順番の決定等）を決める際に、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用することが考えられます。
  - ◇ 具体的には、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定実施計画や判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施することが考えられます。
  - ◇ さらに、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家や、「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜

が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しい傾斜をしていることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能です。

◇ このほか、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとします。

● **悪天候時の調査の工夫について**

◇ 雨が多少降っていても調査が円滑に実施できるよう工夫します。（調査票が雨に濡れないよう大きなビニール袋で覆う、調査票を水に強い紙にする、防水仕様のデジカメを使うなど）

なお、豪雨等により、調査員に危険が及ぶおそれがある場合には、安全確保を優先し、調査中止の判断をします。

＊参考：悪天候時の調査の工夫

（熊本県宇城市等９市町村）

・平成28年4月の熊本地震において、雨天時においても調査が実施できるよう、調査票を大きなビニール袋で覆った。

（熊本県高森町）

・平成28年4月の熊本地震において、強風時に「下げ振り」の測定が厳正に実施できるよう風除けを施した。

＊参考：損傷程度の例示（内閣府）

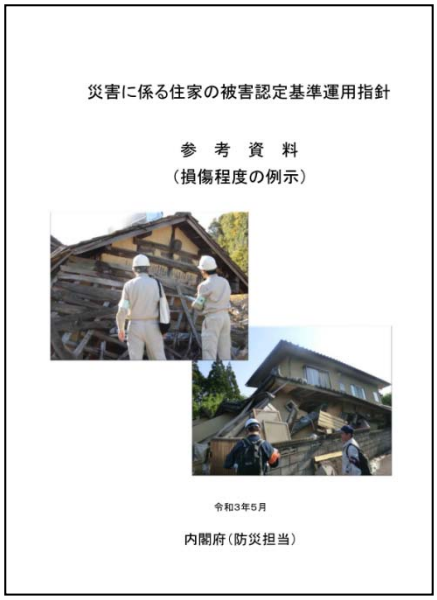

出典：内閣府ホームページ、http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html（住家に係る被害認定　住家被害認定調査票　災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）　地震［木造・プレハブ］　より

＊参考：調査を円滑に実施するための工夫（島根県津和野町）

・平成25年７月28日の豪雨災害において、防疫担当者と一緒に住家被害認定調査に訪問した結果、住民が調査に協力的に対応してくれた。

＜紙の調査票とタブレットの比較表＞

	長所	短所	適した災害
紙の調査票	・電源が不要。 ・通信インフラが機能停止していても影響を受けない。	・入力データのチェック機能がない。	電源の確保が困難で、通信インフラも機能しない場合。
タブレット（オンラインの場合）	・計算ミスが減らせる。 ・本部と調査結果の連携が円滑に行える。 ・リアルタイムでデータ更新、進捗管理ができるため、同一住家に対する調査の重複等を防げる。 ・書類管理の手間が削減できる。	・電源が必要。 ・通信インフラが停止すると、オンライン調査機能を活用できない。 ・紙による図面作成は別途必要となる。 ・通常の被害認定調査の研修に加え、操作研修が必要。 ・調査班分の機材の確保。	電源の確保が容易で通信インフラが機能している場合。

＊参考：タブレット端末を活用した調査の事例（京都府福知山市）

・平成25年台風第18号による水害時に、京都府福知山市では全国で初となるタブレット端末を活用したオンラインでの建物被害認定調査を実施した。

（１）端末画面上に、調査手順ガイドが示され、調査員が被災者宅の該当箇所（床、壁、柱等）の調査を行うとともに、被災者に確認すべき事柄をもれなく調査することができ、詳細な調査を迅速に実施できる。

（２）オンラインであるため、現場の調査実施職員が入力した結果を本部である市役所内で直ちに確認することができ、質問に対しても即時に対応できる。

（３）本部ではオンラインによって、現場職員の調査実施の進捗状況を管理し、判定結果について齟齬等がないかを確認することで、調査の公平性が担保できる。

（４）携帯端末を記録媒体として用いた建物調査はこれまでも事例があるが、福知山市での調査ではオンラインによりリアルタイムで本部とつながることで、状況に応じた柔軟な対応が可能となった。

（５）ネットワークに接続するだけで、機材に縛られない。今後は、スマートフォンやタブレットの広がりを受け、活用の現場が広がることが期待される。

（６）パソコンでの活用が可能であるので、発災当初に停電となったときにおいても、紙ベースで行った調査結果をもとに、停電が解消した段階で、パソコン上でのデータ統合が可能になる。

（調査に用いたタブレットの例）

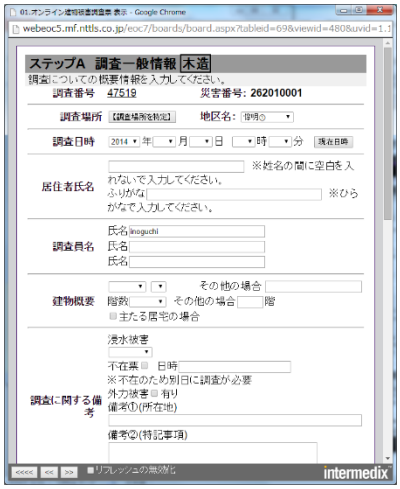

（タブレットの操作画面例）

出典：平成25年台風第18号 災害の記録（福知山市）

＊参考：タブレット端末を活用した調査の事例（茨城県常総市）

・関東･東北豪雨の際、第２次調査では調査を効率化させるためにタブレット端末により調査を実施した。

（利用したソフトの主な機能）

ａ）調査箇所を予め、もしくは当該場所においてポイント登録できる。
※調査箇所を予め登録する際は、申請情報（世帯主や所在地等）も登録して出向く）

ｂ）調査に先立って、「木造・プレハブ」、「非木造」の切替えが出来、切替えにより調査項目が自動で変更される。

ｃ）各調査項目は、内閣府防災情報の「住家被害認定調査票　様式」に従い登録ができる。

ｄ）内閣府防災情報「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考に調査を行い、調査項目を登録することで自動的に判定（参考）までを行える。

ｅ）タブレット備付のカメラで、枚数制限なしで現地の状況を撮影でき、調査票と一体に管理ができる。

出典：朝日航洋株式会社資料

＊参考：タブレット端末を活用した調査用アプリケーションの例（常葉大学社会環境学部田中研究室）

・常葉大学社会環境学部田中研究室では、iPadで利用可能な無料の調査用アプリケーション「建物被害調査」を公開している。
・アプリでは建物の平面図（手書き可）をカメラで撮影し、その画像の上に発生した被害をプロットするだけで、損傷程度の評価ができるようになっており、損傷程度の記録には、端末で撮影した写真を紐付けして管理することができる。
・損傷程度は、内閣府が示している損害程度と同様であり、「損傷程度の例示」の内容をアプリ上で確認することが可能である。

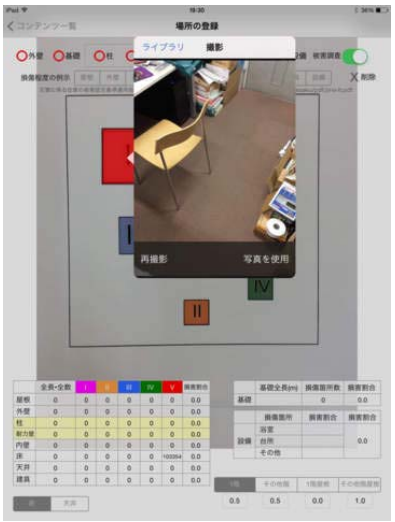

＊参考：下げ振りの使い方（千葉県佐倉市）

・「住家被害認定調査マニュアル」に以下の通り、下げ振り（「離れ」が５cmの場合）の使用方法について記載している。

①下げ振りを120cmのマーカーまで引き延ばし、錘の振れを止める。

壁(又は柱)に密着させる。

紐に記したマーカー(赤マジックの印)まで引き延ばす。
事前にビーズから120cmの位置にマーカーをしておく。

ビーズ(透明プラスチック)の所が測定箇所です。

錘の振れを止める。

②壁（又は柱）との空き寸法を計測する。

測定値をそのまま、調査票に記入します。
（この場合、6.8cm）

③測定寸法（6.8cm）を調査票に書き込む。
（同様に、四隅×２方向を計測する。　<u>計８点傾斜測定</u>）
各隅の傾斜は $\sqrt{(\text{x軸の傾き})^2+(\text{y軸の傾き})^2}$ により求める。

④調査票を仕上げる際に、計測寸法から５cmを引き、傾きの値を書き込む。

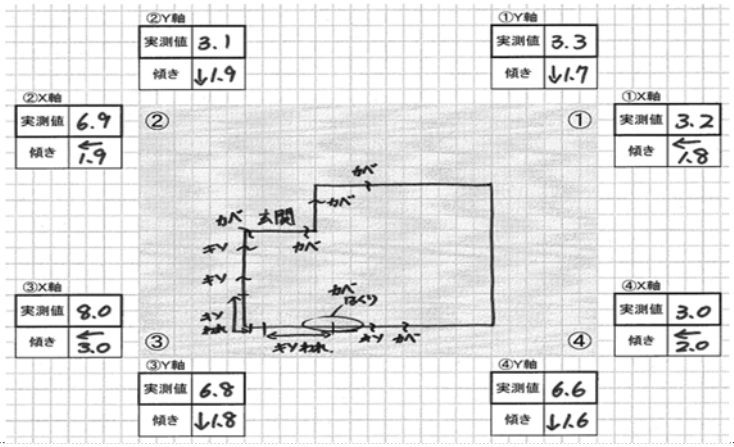

＊参考：スマートフォンのアプリ等による傾斜の測定

・スマートフォン等に傾斜を測定できるアプリを導入し、傾斜を測定することも可能である。
・スマートフォン等を建物の壁（又は柱）に密着させ、斜度を測定する。
・測定は、下げ振りの場合と同様に各隅について２方向を計測し、計測した斜度をもとにしてそれぞれの方向に対して垂直長さ1,200㎜の場合の水平距離を算出する。
（水平距離＝1,200㎜×斜度（％））
・算出した結果から、$\sqrt{(\text{x軸の傾き})^2+(\text{y軸の傾き})^2}$ により求めた値を、その柱の傾斜値として、調査票に記入する。

④調査済証の貼付

● 調査済証がある場合には、調査を終了した建物に貼り付け等をします。

＊参考：調査済証の例（京都府宇治市）

・平成24年京都府南部地域豪雨災害の際に、以下の調査済証を使用した。

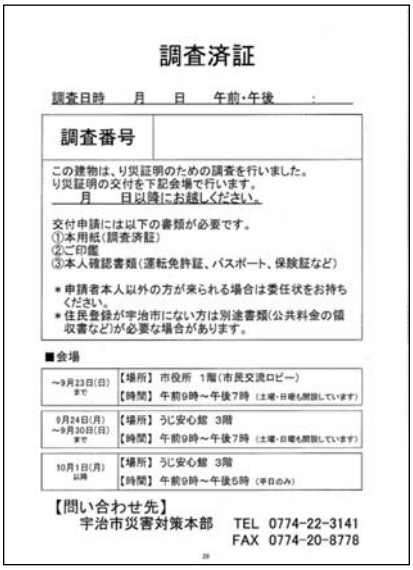

調査済証

調査日時　　月　　日　　午前・午後　　：

調査番号	

この建物は、り災証明のための調査を行いました。
り災証明の交付を下記会場で行います。
　　月　　日以降にお越しください。

交付申請には以下の書類が必要です。
①本用紙（調査済証）
②ご印鑑
③本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証など）

＊申請者本人以外の方が来られる場合は委任状をお持ちください。
＊住民登録が宇治市にない方は別途書類（公共料金の領収書など）が必要な場合があります。

■会場

～9月23日(日)まで	【場所】市役所　1階（市民交流ロビー） 【時間】午前9時～午後7時（土曜・日曜も開設しています）
9月24日(月)～9月30日(日)まで	【場所】うじ安心館　3階 【時間】午前9時～午後7時（土曜・日曜も開設しています）
10月1日(月)以降	【場所】うじ安心館　3階 【時間】午前9時～午後5時（平日のみ）

【問い合わせ先】
宇治市災害対策本部　TEL 0774-22-3141
FAX 0774-20-8778

⑤調査に伴う住民対応の実施

● 住民から質問等があれば対応します。

◇　研修で説明された内容に沿って対応します。

◇　被災者は、不安、疲れ等苦しい心理状態にあります。また、被災者の方への対応が、ひいては被害認定調査の判断の信頼につながることもあります。被災者の立場にたって真摯にかつ丁寧な対応を心がけてください。

＊参考：想定問答集

（被害認定調査とは）

Q．被害認定調査とは、どんな調査なのですか。

A．地震や風水害等の自然災害により被害のあった住宅について、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき、全壊、半壊等の「被害の程度」を認定する調査です。

Q．被害認定調査により認定された「被害の程度」は、何に使われるのですか。

A．認定された「被害の程度」は、様々な被災者支援策の適用の判断材料となる罹災証明書の基礎資料に使われます（被害の程度によって、各種被災者支援策を受けられるかどうかが判断されます）。

Q．「被害の程度」の区分にはどんなものがあるのですか。

A．内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において、「被害の程度」は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「準半壊に至らない（一部損壊）」とされています（実施される支援策によっては、必要に応じて区分が増減する場合があります）。

Q．全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊とは、それぞれどんな被害なのですか。

A．それぞれ、以下のような被害をいいます（「災害の被害認定基準」等から抜粋）。

全　　壊：損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの
大規模半壊：半壊し、柱等の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの
中規模半壊：半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの
半　　壊：損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
準　半　壊：半壊又は半焼に準ずる程度の損傷

なお、具体的な判定に当たっては、以下のような数値基準が定められています。

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
【損害基準判定】住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上50%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	10%未満

資料）「災害に係る住家の被害認定」（http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r203kaitei.pdf）

Q．被害認定調査は、誰が調査するのですか。

A．被害認定の実施主体は、被災した市町村になります。実際の調査は、被害認定の調査・判定方法について研修を受けた市町村の職員等が行います。

Q．建築の専門家じゃないのに、被害の程度の判定ができるのですか。

A．「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、専門家でなくても被害の程度が判断できる調査・判定方法となっています。

Q．被害認定調査を拒否するとどうなるのですか。
A．被災者の方が調査を拒否されている場合、調査員が強制的に調査を行うことはありません。
ただし、各種支援策の適用の判断の基準となる「被害の程度」を認定する被害認定調査を行わないと、各種支援策の適用要件に合致しているか判断ができず、支援策が受けられない場合があります。

Q．被災建築物応急危険度判定とは違う調査なのですか。
A．被災建築物応急危険度判定は、余震等による二次災害の防止のため、被災した建物について、応急危険度判定士（行政職員又は民間の建築士等）が、一定の基準に基づき、当面の使用の可否を判断し、「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（青）」のステッカーを貼付するものです。

Q．被災宅地危険度判定とは違う調査なのですか。
A．被災宅地危険度判定は、余震等による二次災害の防止のため、被災した宅地について被災宅地危険度判定士（宅地防災の経験を有する行政職員等）が、一定の基準に基づき、危険度を判定し、「危険宅地（赤）」、「要注意宅地（黄）」、「調査済宅地（青）」のステッカーを貼付するものです。地域住民に周辺の通行時の注意喚起や、行政や所有者等に応急対策や修繕の必要性等を認識してもらうことを目的としています。

Q．被災建築物応急危険度判定で「危険」と判断された住宅は、被害認定でも「全壊」になるのですか。
A．被災建築物応急危険度判定で、「危険」と判断されれば、被害認定でも必ず「全壊」と認定されるわけではありません。
例えば、住宅そのものにはほとんど被害はないが、隣の家や擁壁が倒れてきそうで危険な住宅は、被災建築物応急危険度判定では「危険」と判断されることがありますが、被害認定では「全壊」とはなりません。

Q．被災宅地危険度判定で「危険宅地」と判断された宅地にある住宅は、被害認定では「全壊」になるのですか。
A．宅地そのものの被害は、住宅の被害認定には反映されませんが、地盤の被害の影響による住宅の基礎等の損傷又は機能損失については、住宅の被害認定に反映されます。

Q．地震保険の調査と何が違うのですか。
A．地震保険の調査は、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって被災した建物の主要構造部の損害を確認し、損害の程度に応じた地震保険金を支払うために行います。
一方、被害認定調査は、各種支援策の適用の可否を判断するため、住家の主要な構成要素の経済的被害の割合により、住家被害の程度を認定するために行います。

（被害認定調査の調査・判定方法について）
Q．水害の被害認定調査はどのような方法で実施されるのですか。
A．木造・プレハブの戸建て１～２階建ての場合には、第１次調査・第２次調査の２段階で実施し、それ以外の場合には第２次調査の１段階のみで実施します。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なります。

第１次調査は、住宅の敷地内に立ち入り、①外観の損傷状況、②浸水深の把握を行います。第２次調査は、①外観の損傷状況の把握、②住家の傾斜の計測に加え、被災者の立会いのもと、住宅内部にも立ち入り、③外壁、基礎、内壁、天井、床、柱、建具、設備等の損傷の把握を行います。

Q．風害の被害認定調査は、どのような方法で実施されるのですか。
A．被災者の立会いのもと、敷地及び住宅に立ち入り、①外観の損傷状況の把握、②住宅の傾斜の計測、③屋根、外壁、基礎、内壁、天井、床、柱、建具等の損傷の把握を行います。

Q．地震の被害認定調査は、どのような方法で実施されるのですか。
A．調査は、第１次調査、第２次調査の２段階で実施されます。第１次調査は、住宅の敷地内に立ち入り、①外観の損傷状況の把握、②住宅の傾斜の計測、③屋根、外壁、基礎の損傷の把握を行います。
第２次調査は、第１次調査を実施した住宅の被災者から申請があった場合に実施されます。第２次調査は、第１次調査と同様の調査に加え、被災者の立会いのもと、住宅内部に立ち入り、内壁、天井、床、柱、建具、設備の損傷の把握を行います。

Q．地震被害により外観の損傷に比べ内部の損傷が甚だしいのですが、外観だけの調査で被害の程度が判定されるのですか。
A．地震被害により、外観に比べ、内部の損傷が甚だしい場合には、第２次調査の申請をして下さい。調査員が被災された住宅の内部を調査して被害の程度を判定します。

Q．補修にかかる費用が非常に高額になる場合は、全壊と判定してもらえるのですか。
A．被害認定調査は、住宅の主要な構成要素の経済的被害の全体に占める割合で被害の程度を認定するため、規模の大きい住宅等では、補修に係る費用が非常に高額であっても、全壊と認定されない場合もあります。

Q．被害がひどくてとても住めない場合は、全壊と判定してもらえるのですか。
A．損壊が甚だしいが、補修により再使用可能なものは半壊とされています。実際には、被害認定調査において算定される住宅の損害割合をもとに被災住宅の被害の程度は認定されます。

Q．住宅だけでなく、地盤にも被害があるのですが、住宅の被害認定に反映されるのですか。
A．地盤そのものの被害は、住宅の被害認定には反映されませんが、地盤被害の影響による住宅の基礎等の損傷又は機能損失については、住宅の被害認定に反映されます。

Q．住宅の中の家財道具にも大きな被害があるのですが、被害認定に反映されるのですか。
A．家財道具の被害は、住宅の被害認定には反映されませんが、所得税の軽減等の支援措置を受けられる場合もありますので、税務署等にご相談下さい。

（その他）
Q．この家に住み続けても大丈夫ですか。（地震の場合）
A．被害認定調査では、居住可能かどうかを判定することはできません。別途、建築士等にご相談下さい。なお、当面の使用の可否については応急危険度判定が、恒久的

な復旧方法については被災度区分判定が参考になります。

Q．全壊と判定された住宅は、取り壊した方が良いのですか。
A．被害認定調査により認定する被害の程度は、住宅の復旧方法を検討するものではありません。被災した住宅の再建方法については、別途建築士等にご相談下さい。

Q．被害認定調査の前に取り壊し／補修を済ませてしまうと、被害認定をしてもらえないのですか。
A．住宅の損傷等を確認できなければ、被害を認定できません。取り壊し／補修の前にお住まいの市町村へご連絡下さい。また、どうしても調査の前に取り壊し／補修を行う必要がある場合には、損傷状況の分かる写真等客観的な証拠を残しておいて下さい。

Q．被害認定調査の結果に合意が得られなかった場合は、どうすればいいですか。
A．合意が得られない点を明らかにした上で、調査を行った市町村に再調査の申請を行なうことができます。

【この他、想定される質問例】
Q．駐車場や倉庫も調査してもらえますか。
Q．被害認定調査の結果は、どうやれば知ることができるのですか。
Q．被害認定調査の結果は、いつ知ることができるのですか。
Q．被害認定調査の判定の根拠について詳しく知りたいのですが。
Q．どんな支援措置を受けられるのですか。
Q．住宅の再建について相談したいのですが。

＊参考：住民対応の例

（兵庫県佐用町）
・住民から支援等に関する問い合わせを受けた場合、担当窓口の連絡先を伝え、直接窓口に問い合わせるよう対応を統一した。
・再調査時の調査では、損傷を１点１点、居住者とともに確認しながら調査を行った。

（石川県輪島市）
・内部調査では、調査対象はある程度明確であり、まずは、「判定が必ずしも変わるものではない」という説明から始めた。外観目視調査と同時に内部調査を実施せざるを得ない場合は、居住者が一番被害が大きいと思っている場所をきいてみることで、調査への理解を得るようにした。
・また、調査方法及び判定結果をその場で説明を行い、住民の合意が得られるよう現地での対応を行った。

⑥調査結果のチェック・報告

- **調査終了後、帰庁して、他の人が読めるか、書き間違いや計算間違い等がないか、調査データに不備がないか等について、調査票をチェックします。また、写真データを整理します。**
- **その他、研修や伝達ミーティング等での指示にしたがってその日の調査の報告をします。**

＊参考：調査未経験者のフォロー（新潟県）

・平成26年度豪雨災害の際に福知山市へ派遣された応援職員のうち初任調査員によく見られたミスは、①必要事項の記入漏れ、②主要階の計算誤り、③根拠となる写真が撮影されていない。これらはデータ班によるチェックにより是正した。

＊参考：調査データの確認者の明確化（京都府福知山市）

・データ入力が不十分な調査票については、調査員にデータの修正を依頼する。調査員との間でトラブルにならないよう、調査データに不備がないことの確認までが調査員の役割であることをあらかじめ徹底するべき。

＊参考：写真整理用パソコンの順番待ち

・写真の整理にはパソコンを使用するが、10数棟分で15～20分程度かかる。十分な台数のパソコンを用意できない場合、写真の整理作業がボトルネックとなるため、出発時刻をずらす等により調査班の帰庁時刻が集中しないよう留意する必要がある。

＊参考：遠隔地にいる応援職員等による調査データの確認（東京都大島町、京都府福知山市）

・被害認定調査の際、行政職員が入力後、災害対応等の際にホワイトボードやメール、電話、FAX等で共有されてきた情報をWeb上で共有することを可能にする仕組みを活用し、遠隔地にいる専門家が入力データを精査した。

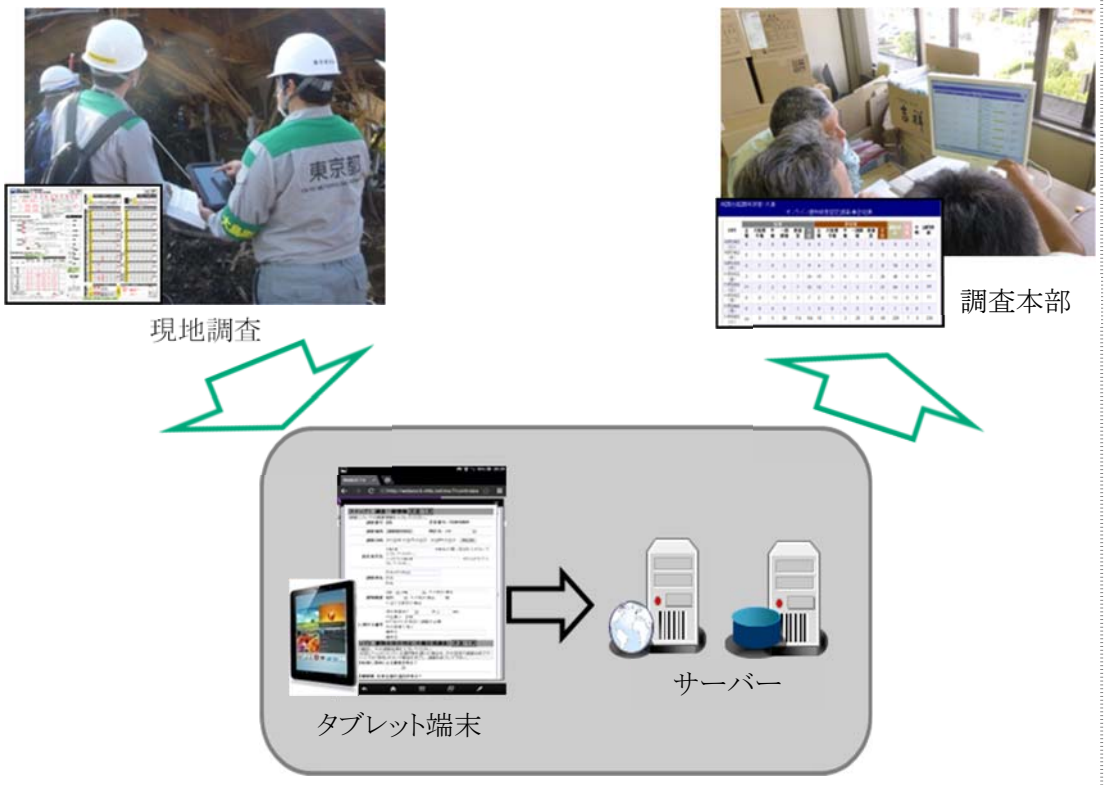

４．★情報共有ミーティング

実施した調査上の課題や問題点、注意事項等を調査員間で共有する情報共有ミーティングを行います。

（この項目で検討する事項）
○情報共有ミーティングの実施

○情報共有ミーティングの実施

- **日々、調査実施結果を受けて、a）情報共有ミーティングの実施と、b）対応方針の情報共有を行います。**

a）情報共有ミーティングの実施

一日の調査結果をもとに調査実施上の問題点、判断に困った事例等について、情報共有を行い、ミーティングにより対応方針を決定します。

◇ ミーティングで対応を検討する内容としては、実際に調査を行ってみて判断に困った事例、調査方法が不明確な点、より効率の良い調査方法、住民からの問い合わせ事項等が考えられます。

b）対応方針の情報共有

対応方針を調査員全員に周知するため、ミーティングの議事録を記録・公開し、調査員全員で情報共有を行います。

◇ 対応方針を調査員全員に周知し、いつでも確認できるようにするため、ミーティングの議事録は時系列順に壁に掲示する等の工夫が考えられます。

５．★調査結果の整理

調査結果を整理する方法を検討します。また、被害規模の大きい場合には入力班を設置します。

（この項目で検討する事項）
①写真データの管理
②調査票の整理とデータ入力

①写真データの管理

● デジタルカメラの写真データをパソコンに入力し、管理します。

◇ デジタルカメラの型式が違うと、個別にケーブルやソフトが必要となるので、注意が必要です。

◇ 写真データは罹災証明書交付時等に参照する場合があるので、すぐに取り出せるよう管理する必要があります。そのため、調査日別・調査家屋別にフォルダを作成し、フォルダ毎に所定の写真を撮影した順番で保存しておくことが重要です。

＊参考：応援職員による写真データ保管（兵庫県佐用町）

・応援職員にデジタルカメラの準備も依頼したため、現地調査を行った人員が写真データ保管まで行った。

＊参考：資機材準備班の写真データ保管（新潟県柏崎市）

・写真データをパソコンに取り込み、調査番号と同じ名前のフォルダを作成し、その中に保管した。併せて翌日のデジタルカメラの準備を行った。

②調査票の整理とデータ入力

● 調査票を整理し、入力します。

＊参考：判断が微妙な物件の判定方法（島根県江津市）

・判断が微妙な物件は、判定に偏りが出ないよう、住家被害認定担当職員全員で写真を見て検討した。

＊参考：処理担当による調査票の一括処理（岩手県一ノ関市）

・家屋調査担当の税務課職員７名のうち２名を事務担当とした。事務担当職員は日中窓口での調査受付・罹災証明交付を行い、夜間は調査員による調査結果の入力を行った（１日あたり100～200件のデータ入力）。

６．★翌日の準備

「第３章　被害認定業務のマネジメント」で設定した役割分担に従って、翌日の調査の準備を行います。

（この項目で検討する事項）
○翌日の調査準備

○翌日の調査準備

- 翌日使用する調査票やデジタルカメラ等の資機材が使える状態にあるかを確認し、準備します。
- 当日の調査終了範囲と、翌日の調査班数が確定し、調査範囲が決まったら、調査対象の地図を準備します。

＜準備が必要な主な調査資機材＞

名　　称	備　　考
調査票	・調査日、調査担当者、住所等、あらかじめ記入可能な部分を埋めておくと現地での調査が効率的に行えます。
デジタルカメラ	・空き容量の確保 ・充電 ・時計を正確にセットしておくことにより、後日、調査票との整合性がとりやすくなります。
調査対象地図	・翌日の調査対象に該当する地図をコピーし、調査範囲を明記します。

第５章　罹災証明書の交付と第２次調査・再調査の実施

１．交付体制の整備

ここでは、まず、罹災証明書交付手順や交付業務のための人員の確保等、罹災証明書を交付するための体制を整備します。また、あわせて罹災証明書等の様式について定めます。

（この項目で検討する事項）
①交付部署（必要なデータの収集・整理と交付を行う部署）の決定
②交付のための人員確保
③★交付方針の決定等
④交付手順の決定
⑤★罹災証明書等の様式

①交付部署（必要なデータの収集・整理と交付を行う部署）の決定

- **罹災証明書を交付する部署について、地域防災計画等で定めている場合は、その部署が担当します。定めがない場合には、担当課を設定します。**
  - ◇「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は、固定資産（家屋）評価の考え方を参考に作成されたものであることから、過去の被災事例では主に税務課が担当しています。
  - ◇ 一方で税務課職員だけで十分な人数を確保できない場合には、被害認定調査と罹災証明書の交付等の間で役割分担をしている例が見られます。
  - ◇ 罹災証明書を交付する部署と被害認定調査を行う部署が異なる場合には、住民からの調査内容に関する問い合わせ対応についてどのように対応を行うかなど、双方の情報共有の方法や役割分担についてあらかじめ定めておきます。

＊参考：罹災証明書交付の役割分担

（兵庫県佐用町）
・個別の調査票（調査結果）管理や、住民相談は住民課が対応した。罹災証明書交付、会場手配、支庁との連絡調整は災害復興対策室が担当した。
・交付時間短縮のため、事前に罹災証明書を出力し公印を捺印しておき、交付時点で、交付日を手で記入し即日交付した。

（熊本県熊本市）
・非住家の罹災証明書については、商工部局や農業部局が対応している。
　○店舗、事業所、工場等　・・・　商工振興課
　○農林水産業関係　・・・　農業政策課

（長野県長野市）
・長野県神城断層地震によって生じた被害状況に対する証明書のうち、半壊以上と判定された大きな損壊（住家に限る）については資産税課、半壊に至らない住家や物置・カーポート・事務所等の損壊で、共済の見舞金等の請求に必要な罹災証明書は危機管理防災課が対応した。

（愛媛県大洲市）
・調査件数が多く、罹災証明書の交付と被害認定調査の担当部署を分ける必要があったことから、判定結果の問合せのため罹災証明書の交付窓口に被害認定担当部署の

職員を配置したほか、窓口で対応しきれない場合には、被害認定担当部署に案内した。

（千葉県香取市）

・地域防災計画の記載の通り、被害認定調査は税務課、罹災証明書は防災担当部署で担当した。

②交付のための人員確保

- **罹災証明書を交付するために必要な人員数について、会場数や会場の規模、用意できる設備等も勘案して設定します。**
- **必要な人員数を担当課で確保できない場合、応援職員を確保します。**

◇ 罹災証明書の交付は、住民への相談対応や住民基本台帳情報の閲覧等が発生するとともに、長期化する傾向にあります。そのため、都道府県や他市町村からの応援ではなく自市町村の中で人員を確保するか、都道府県や他市町村からの応援職員を活用する場合には、直接住民と接しないバックヤードでの作業に従事させる等の方法が考えられます。

◇ 過去の事例では、交付業務及び関連する対応業務が長時間にわたるほか、相談対応等により職員が疲弊することが、大きな問題として指摘されており、交代要員も含めた体制の構築が必要です。

＜罹災証明書交付に必要な役割＞

役割	概要
総括責任者	罹災証明書の交付について、全体の作業の調整等を担当します。 概ね１人程度を想定します。
申請者の誘導・整理・記入支援	申請者に対する整理券の交付や、受付までの会場内での誘導を行います。また、申請書記入の支援を行います。 被災者数や交付会場の大きさにもよりますが、概ね３～５人程度（あるいはそれ以上）を想定します。
申請書の受理と検索	申請者から申請書を受理し、必要な事項を確認し、被害認定結果について検索を行います。 被災者数や交付会場の大きさにもよりますが、概ね３～５人程度（あるいはそれ以上）を想定します。
罹災証明書の出力・交付	検索結果をもとに罹災証明書を出力し、その内容を申請者に確認の上、交付します。 被災者数や交付会場の大きさにもよりますが、概ね３～５人程度（あるいはそれ以上）を想定します。
不明検索	申請書を受理した結果、被害認定結果について確認できない場合に、調査票の原本等をもとに再検索します。 被災者数や交付会場の大きさにもよりますが、概ね３人程度（あるいはそれ以上）を想定します。
相談対応	再調査依頼や判定結果に対する相談等、各種相談に対応します。 被災者数や交付会場の大きさにもよりますが、概ね２～３人程度（あるいはそれ以上）を想定します。

※交付の具体的な手順は「4. 罹災証明書の交付」(p.184)で記載

＜罹災証明書の交付体制（役割と人数）（新潟県小千谷市）＞

		総数	市職員	派遣職員	ボランティア
申請者の誘導・整理・記入支援	駐車場係	7	1	1	5
	整理券配布係	3	1	2	－
	申請用紙交付係	2	1	1	－
	記入補助係	2	1	1	－
申請書の受理と検索	受付係	8	8	－	－
	検索程度記入係	4	4	－	－
罹災証明書の出力・交付	程度伝達係	4	2	2	－
	押印連番係	2	1	1	－
	入力係	2	1	1	－
不明検索	不明検索係	3	3	－	－
相談対応	相談係	3	3	－	－
	計	40	26	9	5

注）第1次調査完了後の交付時。

出典：新潟県小千谷市、新潟県中越大震災小千谷市の記録

＊参考：罹災証明書の申請窓口（千葉県佐倉市）

・被害認定調査の実務を知らない者が罹災証明書の申請窓口を担当すると、トラブルに発展するおそれがあるため、被害認定調査と申請窓口を交代で担当することとした。

③★交付方針の決定等

● 罹災証明書の交付方針を決定します。

a）被災証明書等の交付の要否

罹災証明書と類似する「被災証明書」及び「被災届出証明書」等の交付の要否について検討・決定します。

◇ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害弔慰金や災害障害見舞金の支給に当たり、同法に基づく条例により必要書類として提出が求められる「被災証明書」があります。

◇ これとは別に、家屋、車両、家財等に被害が生じた事実のみを証明したり、社会的インフラストラクチャーの破壊等に伴う避難指示による避難者について避難を要することを証明したりする書面として、市町村が独自に「被災証明書」「被災届出証明書」等を交付した例があります。

◇ 近年、災害発生時におけるNPO、民間事業者等による被災者向けサービスの中には、罹災証明書の提示を求めている場合があり、公的な支援施策の利用に必要な件数を大幅に上回る罹災証明書の交付申請がなされることにより、市町村に過度な負担がかかるケースが見受けられます。このような場合には、これらのサービスの提供主

体に対し、「被災証明書」「被災届出証明書」等をもって代えることができないか、他の手段（例：サービスの対象となる区域を定め、当該区域内に住所があることの証明を求める　等）によることができないかについて検討を要請することが考えられます。

＊参考：　支援制度との関連に係る留意点（千葉県佐倉市）

・「半壊に至らない」の世帯に千葉県災害義援金1.5万円を配分することになった際は、罹災証明書の申請が殺到した。（平成23年10月～平成24年２月頃）

b）交付申請の受付の方法・タイミング

罹災証明書の交付申請の受付のタイミングは以下のパターンがあります。なお、発災時においては、罹災証明書の交付申請に当たり、高齢である、遠隔地に避難しているなど様々な理由により、被災者本人が申請に来られない場合があります。そのため、代理人による申請も認めるよう対応します。（「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和２年３月30日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）通知））

■被害認定調査の実施前に受付／被害認定調査実施後に受付

・被害認定調査の実施前：被害認定調査の実施前に罹災証明書の交付申請を受付けたのち、被害認定調査を行い罹災証明書の交付を行う。

・被害認定調査後に受付：住家の被害認定調査を終了した後に罹災証明書の交付申請の受付と交付を行う。

◇　交付申請の受付のタイミングは、被害認定調査の調査対象地域とも連動します（参照：第2章1．④　b）調査対象地域（p.53））。被害認定調査の調査対象地域として、申請建物を含む場合は、被害認定調査の前に、罹災証明書の交付申請を受付、調査終了後に罹災証明書の交付を行うこととなります。

＊参考：被災程度を鑑み、申請を受けてから調査・交付とした例（岡山県岡山市）

・浸水被害が出たエリアは市内の一部であり、比較的早い段階から問合せが発生していたことから、一括して調査することは難しく、申請を受けてからの調査・交付を行った。また、被災者の負担軽減の観点から郵送による交付とした。

c）交付方法

交付の方法については以下の組み合わせから決定します。その際、新型コロナウイルス感染症防止対策として、郵送による交付について十分に検討するほか、会場で交付する場合でも、窓口対応に際しては、所要の感染防止対策（受付会場内の換気、被災者同士の距離の確保等）を講じた上で、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施することに留意します。（「罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和2年5月27日付け府政防第950号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知））

■会場における交付／郵送による交付／避難所を巡回して交付

・ 会場のみ：交付会場を設定し当該会場でのみ罹災証明書を交付します。
・ 会場と郵送による交付：会場での交付に加えて郵送により罹災証明書を交付します。
  ◇ 住家の滅失のために遠隔地の親族宅等に避難している被災者に対する利便性を勘案すると、郵送による交付があることが望ましいですが、罹災証明書の交付は短期間で大量の事務手続きが発生するため、会場での交付体制を確立した上で、さらに郵送による対応が可能であるかどうかの人員配置について検討し、決定することが必要です。
  ◇ 郵送の場合には、申請書と同様の内容の他、申請者の現住所や連絡先、返信用封筒や本人確認書類の写し等を申請者から送付いただいた上で、対応することとなります。
・ 避難所を巡回して罹災証明書を交付した例もあります。

＊参考：避難所を巡回して罹災証明書を交付（岩手県陸前高田市）

・東日本大震災の際、多くの被災者が避難所で生活しており、また道路や公共交通機関の被災、車の流出等により来庁が困難な多くの被災者のため、市内７箇所の避難所を巡回し、パソコンやプリンタを持込み、即席交付会場を設営して罹災証明書を交付した。その後はプレハブの仮設庁舎での受付・交付とした。

d）交付手数料

罹災証明書の交付は、災害により被害を受けた「特定の者」のためにするものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び第228条の規定に基づき、条例で定めるところにより手数料を徴収することが可能です。

e）罹災証明書の添付を求める支援施策の担当部署に対する要請

法に基づく「被災者台帳」を作成・活用することで、従来、申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた支援施策（当該市町村業務）について、罹災証明書の添付を不要とする運用も可能になり、申請者の負担を軽減するとともに、市町村の罹災証明書の交付事務も軽減することができます（第6章参照）。このため、「被災者台帳」を作成する場合には、支援施策を所管する部局に対し、あらかじめ、申請に当たって罹災証明書の添付を求めることのないよう、申請手続きや必要書類の見直しを要請します。

f）個人番号の活用

令和元年5月31日に、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号。）が施行されたことにあわせて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「新番号利用法」という。）が改正され、罹災証明

書の交付に関する事務が個人番号利用事務として位置付けられました。（新番号利用法別表第1（第9条関係）36の2）

具体的には、市町村が被災者からの罹災証明書の交付の申請書を受理する際、例えば申請書に氏名、居所等の情報の他、当該被災者の個人番号を記載してもらい、市町村がこれらの情報を特定個人情報ファイルとして整理し、管理することができます。さらに、罹災証明情報を当該特定個人情報ファイルに記載又は追記する際や、罹災証明情報が記された罹災証明書を作成又は交付する際に、個人番号を利用して、罹災証明書の作成又は交付に必要な被災者の氏名、居所、罹災証明情報等の個人情報を効率的に検索することができます。

また、市町村が、罹災証明情報を含む新番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報を複数の被災者支援措置に係る事務において利用することについて、同法第9条第2項に基づき条例で定めた場合には、各被災者支援措置に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答等に関する事務において、個人番号を利用して罹災証明情報を含む特定個人情報を検索し、当該申請に係る被災者の罹災証明情報を確認することができるようになることから、申請時に罹災証明書（写しを含む。）の添付を求めることが不要となります。

このような取組により、被災自治体の行政運営の効率化が図られ、担当職員の事務負担の軽減が図られるとともに、被災者の負担軽減にも寄与することとなります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

（利用範囲）

第九条　別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

２　地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

３～６（略）

別表第一（第九条関係）

三十六の二　市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第５号）（抄）

第二十八条　法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務

二　災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務

三　災害対策基本法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事　務

④交付手順の決定

● **罹災証明書を交付する手順として、a）交付対象者、b）交付枚数、c）会場数、d）交付時期を決定します。**

a）交付対象者

・ 罹災証明書の交付対象者については、居住者世帯主のみ、又は居住者世帯主と世帯構成員の２つの事例が多く見受けられますが、以下のメリット、デメリットも踏まえつつ、決定してください。

	メリット	デメリット
居住者世帯主のみ	交付枚数が限定でき、また所有確認等の手間が不要となる。	学費の免除等、特定の世帯構成員に係る支援制度への別途対応の検討が必要となる。
居住者世帯主と世帯構成員	被災者生活再建支援法以外の各種支援策を講じる上で、あらかじめ居住者世帯主及び世帯構成員の双方に証明書の交付が可能となる。	所有者確認等の手続きが必要となるほか、交付枚数が増加する。

◇ 基本的には住民基本台帳に基づき、そこに記載された世帯主に対して交付することになります。ただし、過去の被災地方公共団体の事例では、地区内の別の場所に転居し住所変更をしていないため住民基本台帳の住所と異なっているといった世帯のほか、住民登録をしていない世帯、外国人登録をしていない外国人世帯（滞在期間が90日未満等）等が発生しています。地方公共団体として、これらの世帯に対する対応を定める必要が生じます。

◇ これらの他、過去の災害には、住民基本台帳上は同一世帯であるが、離れ等に別居住しており、生計も別になっている世帯（世帯分離）の取扱いについても検討する必要が生じた事例もあります。世帯分離については支援内容に直結する内容となるため、取扱いを厳密に定め、ルールに沿って対応することが、被災者（申請者）とのトラブルを防止するためにも重要です（詳細は「4．④★罹災証明書交付業務の流れ」（p.186）を参照）。

◇ なお、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給申請を受け付ける際にも世帯確認を行うこととなるため、罹災証明書交付時と支給申請受付時とで、齟齬がないようにしておくことが望ましいです。

◇ その他、被災後に転居した世帯への対応について検討する必要があります。

＊参考：同一世帯内での別居の取扱い例（新潟県小千谷市）

・内部基準を作成し、具体的な事例を想定して該当・非該当を定めた。

b）交付枚数

罹災証明書は、被災者生活再建支援金等の様々な被災者支援策の適用を判断する基礎的資料として活用されていることから、被災者によっては複数枚必要となる場合があります。そのため、申請があれば複数枚の交付（原本の交付枚数を１枚とし、被災者が複数枚の交付を求める場合には、原本証明を行うことで対応することを含む。）を認めるよう対応します（「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和２年３月30日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）通知））。

c）会場数

会場の設置箇所数を検討します。

■1箇所／複数箇所

・ １箇所：交付会場を市内で１箇所（例えば市役所等）設置し対応します。
・ 複数箇所：交付会場を市内で同時に複数箇所設置します。

	メリット	デメリット
１箇所	会場確保や会場準備等が複数箇所と比較して容易	被災者数が多い場合に相当な混雑が予想される他、地域的な広がりがある場合に被災者に負担がかかる。
複数箇所	被災者数が多く大規模な会場が確保できなくても、効率的に処理することが可能である。	会場の確保や人員確保が困難

◇ 被災地域内の被災世帯数や地域的な広がりを勘案して、交付会場を1箇所とするのか、複数箇所とするのかを検討します。

◇ 交付会場の確保は困難を伴うことも多く、また、1会場当たりの人員確保も困難である場合がある等、交付会場を増やす場合には慎重な検討が必要です。

◇ 一方で、大勢が集まれる場所を確保することが難しい場合には、複数会場を設定します。その場合、当初は複数会場を設定し、ある程度罹災証明書の交付が進んだ段階で、会場を1箇所にするという考え方もあります。

＊参考：過去の災害における交付窓口の設置状況

・令和２年に実施したアンケート調査結果（※）によると、罹災証明書交付会場は約半数の自治体で１箇所となっており、市区町村役場本庁舎を利用している例がほとんどである。

※以下の災害の被災団体を対象として令和２年度に実施した調査。

（対象災害）
平成29年九州北部豪雨、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年７月豪雨
平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風
令和２年７月豪雨

＊参考：交付会場を複数設置した例

（石川県輪島市）
・合併した市町村の場合で、合併後間もない場合は本庁と旧町村エリアで分けて交付した。
（兵庫県佐用町）
・被災者の最寄りの会場を確保するため、被害程度の大きい地区において複数の会場を設置した。

d）交付時期

被害規模、特に罹災証明書を交付することが必要な世帯数や地域的な広がりに配慮して決定します。特に交付会場が少なく被災世帯数が多い場合には、交付希望者が一時期に集中しすぎないように、必要に応じて地区ごとに交付時期を調整するといったことも検討します。

◇　交付時期を調整する場合、被害認定調査が全地区完了してから、地区別に交付日を限定する考え方と、被害認定調査が終了した地区から交付することで、交付時期を調整する考え方があります。

＊参考：交付時期を地区ごとにずらした例（新潟県柏崎市）

・交付当初は希望者が一時期に集中しないように、地区別に交付日を限定すると共に、交付日当日も整理券を配布して、整理券の番号ごとに受付時間を設定した。

⑤ ★罹災証明書等の様式

- **罹災証明書の交付のために、a)罹災証明書とb)罹災証明申請書の様式を設定します。**
- **類似の証明書として「被災証明書」等がありますが、これらについても交付する場合には、同様に様式を設定します。**

a）罹災証明書

近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式の統一に対する要望が出ていたことを踏まえ、罹災証明書の統一様式を提示しています（「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日付け府政防第737号内閣府政策統括官（防災担当）通知））。

なお、住家の「被害の程度」が記載されていないものや、申請者からの申告のみで市町村が被害の状況を調査せずに交付されるものは、法上の罹災証明書ではありません。

＜参考：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）＞

（罹災証明書の交付）
第九十条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、**当該災害の被災者から申請があつたときは**、遅滞なく、**住家の被害**その他当該市町村長が定める種類の被害の状況**を調査し**、**当該災害による被害の程度を証明する書面**（次項において「罹災証明書」という。）**を交付しなければならない。**
２　略

◇ 住家以外の不動産被害や動産被害等については、法上、必ずしも証明事項とすることが求められませんが、それらの被害についても任意に罹災証明書の証明事項とすることができます。

◇ 世帯主以外の世帯構成員の氏名等についても、必要に応じて掲載することが考えられます。また、建物の所有区分や本人居住の有無、証明書の利用目的等の記載欄を設けている例もありますが、罹災証明書が活用される支援施策等に鑑みて、必要最低限の記載にすることが望ましいです。

＜罹災証明書の統一様式＞

（整理番号）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　月　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

○○市町村長

◇ 必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにします。

◇ 「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し☑する方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。

◇ なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

◇ 必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です

（具体例）

✓「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報

※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。

✓「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報

✓「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

◇ 「追加記載事項②」欄に「床上○○cm浸水」や「損壊割合○○％」のように詳細に記載しようとすると、調査員の負担が大きくなるため、独自支援策の検討段階であらかじめ十分に調整することが重要です。

また、共済金等の請求に使用することを目的に「床上○○cm浸水」等の詳細な記載を求められる場合がありますが、「全壊」「半壊」等の区分が記載されていれば、法第90条の2に抵触することにはなりません。

◇ なお、原子力災害については、原子力災害対策特別措置法が適用されるため、当該住家等の被害が自然災害によるものであるか否かを的確に把握できるよう、「罹災原因」等を適切に記載してください。

＜罹災証明書の統一様式記入例＞

（記載例）

（整理番号）

罹　災　証　明　書

世帯主住所	○○県○○市○丁目○番○号		
世帯主氏名	○山　○男		
世帯構成員	氏　名	続　柄	年　齢
	○山　○男	世帯主	○○
	○山　○子	妻	○○
	○山　○朗	子	○○

罹災原因	○○年○○月○○日の　○○豪雨　による

被災住家※の所在地	○○県○○市○丁目○番○号
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　☑半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

○○市町村長

＊参考：罹災証明書でないもの（被災証明書）の様式例（京都府宇治市）

・平成24年８月14日京都府南部地域豪雨災害において、以下の被災証明書を使用した。

被 災 証 明 書

24宇市危 第151-0015 号
平成24年9月6日

住　所		宇治市宇治琵琶33
氏　名		宇治市太郎
被災状況	災害の原因	24年8月13日・14日　京都府南部地域豪雨災害による
	被災場所	宇治市宇治琵琶33
	被災物件	自家用車
特記事項		

被災程度	区　分	浸水
	その他	
備考		この証明は、本市が確認できる被災程度について証明するものです。 この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

上記のとおり、被災したことを証明する。
平成24年9月6日

宇治市長　久保田 勇　宇治

公印番号 131100001-0065

＊参考：罹災証明書でないもの（被災届出証明書）の様式例（千葉県君津市）

・市に対して被害の届出がなされたことを証明するもので、不動産に限らず、被害が生じた動産（車、家財道具、事業用資産等）も対象。

○君津市様式６

ひ 災 届 出 書

年　月　日

君津市長　　様

住　所

届出者 氏　名　　印

電話番号　　（　）

年　月　日の（　　）により、下記の被害を受けたことを届出します。

記

1　被害状況

り災場所等	
被害状況	

2　証明書の提出先及び使用目的

提　出　先	
使用目的	

君危第　　号

ひ災届出証明書

上記のとおり、届出があったことを証明する。

平成　年　月　日

君津市長　　印

b）罹災証明申請書

a)の罹災証明書の内容に沿って、申請者の本人確認及び被災住家を特定するため、概ね以下の内容を盛り込みます。被災者の負担を軽減するため、必要最低限の項目とします。

＜罹災証明書申請書の主な項目＞

・申請者（世帯主）住所／氏名／連絡先 ・罹災原因 ・被災住家の所在地 ・管理に個人番号を利用する場合は個人番号　　等

２．罹災証明書交付台帳の作成

罹災証明書を交付するために、必要なデータを収集し、それらと被害認定調査結果をあわせた「罹災証明書交付台帳」を必要に応じて作成します。なお、被災者台帳（第６章）を作成する場合には、作成する必要はありません。

（この項目で検討する事項）
①被災者台帳を作成する場合
②被災者台帳を作成しない場合

（罹災証明書交付台帳とは）
・ここでは、罹災証明書の交付に必要な被害認定調査の結果等を整理した台帳を「罹災証明書交付台帳」としています。

①被災者台帳を作成する場合

- **被災者台帳（第６章）により、被害認定調査の結果、罹災証明書の交付状況等を管理することができるため、罹災証明書交付台帳を作成する必要はありません。**
  - ◇ 被災者台帳において、住家の被害程度に関する情報に、建物に関する情報や、要介護状態の有無や各種支援制度の活用状況に関する情報等を合わせることで、その後の各支援施策の基礎情報となります。有効な支援を行う観点から、適切な手続きや処理を行った上で、支援を行う各部署が情報を活用できる体制を構築していくことが望ましいと考えられます。

②被災者台帳を作成しない場合

- **罹災証明書の交付状況を管理するために、罹災証明書交付台帳を準備します。**
- **a）罹災証明書交付台帳の作成のためのデータ取得した上で、b）罹災証明書交付台帳の作成を進めます。**

a）罹災証明書交付台帳の作成のためのデータ取得

罹災証明書は原則として災害発生場所の建物居住世帯に対して交付される（申請は所有者も可能）ものですので、被害認定調査結果の他に、その建物に居住（もしくは所有）している世帯の構成員全員の情報（どの世帯に属する誰がその建物に居住しているのか）を把握します。

また、世帯構成全員について氏名、世帯主との続柄、性別、生年月日を把握します。

◇ 住民基本台帳データを活用する場合、災害発生日時点のデータを活用することが必要となります。また、住民票に記載のないまま転入したり、住民票と異なる場所に住んでいる場合には、災害発生日に当該家屋の住民であったことを確認することが必要です。その場合、公共料金の領収書や賃貸住宅の契約書等を確認することとなります（実際の交付の際の手順は『4．④★罹災証明書交付業務の流れ』（p.186）を参照）。

◇　罹災証明書交付台帳に個人番号を記載しておくと、別途罹災証明書申請時に申請者が個人番号を申告することで、簡単に情報を検索することが可能となります。

◇　さらに、罹災証明情報を含む特定個人情報を複数の被災者支援措置に係る事務において利用することについて、条例で定めた場合には、個人番号を利用して当該申請に係る被災者の罹災証明書情報を確認できるようになることから、申請時に罹災証明書（写しを含む。）の添付を求めることが不要となり、事務負担の軽減につなげることができます。

b）罹災証明書交付台帳の作成

a）で整理した情報をもとに、罹災証明書交付台帳を作成します。

罹災証明書交付台帳は、被災規模が小さく罹災証明書の交付件数が少ないと想定される場合には、Excel等のアプリケーションを活用することも可能ですが、被災規模が大きい場合には何らかのデータベースシステムを構築することも検討します。

なお、内閣府（防災担当）では、罹災証明書交付台帳としても利用できる被災者台帳の「簡易なファイル」（Excel及びAccess）をホームページ上（http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/daichou.html）で提供しております。

＊参考：罹災証明書台帳の作成例

（千葉県浦安市）

・東日本大震災の際、調査結果（罹災の程度・建物の傾き）の入力、及び罹災証明書の交付のために「り災システム」を構築。

・住基・税システム保守業者に委託し、Accessで作成。

（埼玉県越谷市）

・申請受付から交付までの一連の作業工程を一括で運用するとともに、複数の職員で同時に処理できるよう、Accessを活用して「罹災証明処理システム」を構築した。

３．★罹災証明書交付の広報

罹災証明書交付のための広報を行います。

（この項目で検討する事項）
①罹災証明書交付のための手続きの広報
②支援施策等の広報

①罹災証明書交付のための手続きの広報

- **交付時期が決定したら、罹災証明書の交付開始日、交付会場、罹災証明書交付申請のために必要な持ち物について広報します。**
  - ◇　他の地方公共団体に避難している世帯も想定されるため、ホームページや都道府県の広報、マスメディア等各種メディアを利用すると良いでしょう。

②支援施策等の広報

- **①と併せて、罹災証明書により受けることができる支援施策内容、相談窓口等を広報します。**

＊参考：広報紙による広報（大分県日田市）

・広報紙に以下の記事を掲載し、罹災証明書の申請手続について広報を行った。

り災証明書の申請手続

【問合せ】税務課資産税係☎㉒８２０６（市役所１階）

７月３日からの豪雨災害により建物（家屋等）に被害を受けた方に対して、り災証明書の申請受付を行っています。

受付時間　午前８時30分から午後５時まで
受付場所　税務課資産税係
必要書類　印鑑、住宅被災写真（可能な限り）、本人確認ができるもの

※**り災証明書とは**、各種の被災者支援制度の適用を受けるために必要な書類の一つで、建物の被害程度について証明するものです。
※同一世帯でない方が申請に来る場合は、委任状が必要です。
※現地確認及び証明書の発行は、後日になります。
※補修を行う前に、被害家屋の写真を撮影しておいてください。

＊参考：ホームページで周知した例（長野県白馬村）

・平成26年11月22日に発生した地震により家屋等への被害を受けた住民に対して、ホームページ上にチラシを掲載し、罹災証明書の交付について広報した。

長野県神城断層地震

「り災証明書」と「被災証明書」

白馬村役場　総務課

11月22日発生の地震により家屋等への被害を受けた場合、公的支援の手続きや保険請求の手続のために、村で発行する証明書が必要になる場合があります。こういった場合、村では「り災証明書」または「被災証明書」を発行しています。

り災証明書

証明書発行準備中です。しばらくお待ちください。(H26.12.1 現在)

「り災証明書」とは、自然災害による**住家（居住のために使っている建物）・倉庫等の被害程度を証明するものです。**税控除や保険請求時に提出を求められる場合があります。

証明書の発行にあたり「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」により、家屋の被害状況について村の職員が現地調査を行い被害程度を証明します。

住家については、この判定により各種支援の内容が変わってきます。

※白馬村では長野県の協力をいただき、12月3日から順次家屋の現場調査を行います。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

被災証明書

「被災証明書」とは、自然災害による物件等の被害について写真等で確認し、被災者から被災の届出があった旨を証明するものです。このため、「住宅被害認定調査」は行わず、被害程度についても判定しません。

「被災証明書」は、**被害程度の判定を必要としない住宅の被害、住家以外の家財（家具・家電等）、塀・門などの工作物**について、こちらで対応しています。

必要な方については、裏面の「被災証明交付申請書」にて白馬村役場総務課まで提出してください。

お願い

「り災証明書」発行のための家屋等の調査を12月3日から5日までの予定で行います。それまでは現場の保存にご協力をお願いします。

また、調査員は青い色のベスト（雨天の場合は腕章）を着用し、巡回させていただきますので、ご承知おき下さい。

白馬村地震災害対策本部

出典：長野県白馬村ホームページ

＊参考：自治会を通じての広報（埼玉県越谷市）

・被災自治会を通じて各種案内及び罹災証明書等交付申請書を配布した。

平成２５年９月６日

越谷市からのお知らせ
竜巻災害の被害にあわれた皆様へ

9月2日に発生した竜巻により越谷市でも甚大な被害が生じています。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

本市といたしましては、今後、竜巻被害に対する各種支援を行ってまいりますので、ご理解・ご協力賜りますようお願いいたします。

このたび下記のとおり相談窓口を開設しましたのでお知らせします。

被災者相談窓口（り災証明書申請受付）を開設しました

被災者相談と"り災証明書"の申請受付を併せてお受けするための窓口を、９月６日（金）から開設しました。

１　場所　市役所第２庁舎５階　大会議室

２　時間　午前９時～午後４時３０分　※土・日曜、休日も実施

＊印鑑、被災状況のわかる写真をお持ちください

問合せ　被災者相談窓口　０４８－９６４－２１１１（市役所代表電話）
内線２８８９～２８９４

り災証明申請の臨時受付窓口の開設について

り災証明申請の臨時受付窓口を次のとおり開設します。

なお、"り災証明書"の申請と併せて相談を希望する方は、市役所の被災者相談窓口へお越しください。

１　期間　９月９日（月）～１５日（日）

２　場所　北部市民会館（恩間 181-1）、老人福祉センターくすのき荘（大杉 655）

３　時間　午前９時～午後４時３０分

＊印鑑、被災状況のわかる写真をお持ちください

問合せ　被災者相談窓口　０４８－９６４－２１１１（市役所代表電話）
内線２８８９～２８９４

４．罹災証明書の交付

罹災証明書交付業務の流れについて整理し、罹災証明書の交付を行います。

（この項目で検討する事項）
①罹災証明書交付会場の確保
②★資機材等の調達
③罹災証明書交付会場の設営
④★罹災証明書交付業務の流れ

①罹災証明書交付会場の確保

- **罹災証明書を交付する会場については、以下の条件をみたすような施設を、「１．交付体制の整備」で検討した会場数だけ確保します。**
  - ◇ 会場数を複数設ける場合には、1会場当たりの申請者数は少なくなりますが、会場が1箇所である場合には、大きなスペースが確保できる施設が必要となります。

＜罹災証明書交付会場の規模や条件＞

- 罹災証明書交付台帳をシステム化している場合には、当該システムが稼働可能であること。システム化していない場合でも、庁内LANに接続可能であり、住民基本台帳ネットワーク等の基本情報や、調査結果の照会等に対応するために必要な情報が閲覧可能であること。
- パソコン等必要な什器が整備されているか、搬入が容易な箇所であるとともに、必要な電源が確保されていること。
- 大勢の人が同時期に集まっても十分な空間があり、安全を確保することができること（特に後述するように、申請書記入、交付、相談等の窓口が複数設けられるスペースがあることが望ましい）。
- 感染症対策の観点から受付会場内の換気や被災者同士の距離の確保ができること。

②★資機材等の調達

- **罹災証明書交付に必要な資機材として、パソコンやコピー機、プリンター等の機器類や電話、罹災証明書の申請書等を確保します。**
  - ◇ 会場を設営する場合は、申請書を記入するための机や待合スペースの椅子等も用意します。さらに、それらの資機材を罹災証明書交付会場へ搬入します。
- **罹災証明書交付台帳を作成している場合でも、データベースの入力漏れ等が発生する場合があるため、再検索を行うために必要な資料（記入済の調査票原本等）も用意しておきます。**
  - ◇ その他、生活再建支援制度の案内を行う場合には関連する資料を用意します。また、後述するように、整理券等による受付を行う場合には、それらに必要な整理券や受付案内板、拡声器等が必要となります。

③罹災証明書交付会場の設営

● **罹災証明書交付会場の設営を行います。会場では「申請書の記入場所」「申請書の提出窓口」「調査結果の提示と罹災証明書の交付スペース」「判定に関する相談スペース」「職員が休養するためのバックヤード」といった場所を確保する必要があります。**

◇ 会場レイアウトを検討する場合には「申請エリア」と「業務エリア」を区分すると共に、短時間で手続きが済むもの（再申請手続き等がない場合）は入り口／出口付近で手続きが終えられるようにし、そうでない場合には会場の奥まで進んでもらうようなレイアウトとなるようにします。

◇ 待合スペース等で、生活再建支援制度に関する紹介パンフレット等を掲示・配布するほか、判定方法の概要やQ&Aを掲示すると、申請者の理解も深まります。

＊参考：罹災証明書交付会場の様子・レイアウト（京都府宇治市）

・平成24年８月14日京都府南部地域豪雨災害の際の交付会場の様子。
（交付対応の概要）
○集中交付・・・９月10日～23日（14日間）
○集中交付件数・・・1,348件（建物被害件数2,275棟の約60%）
○24年度末までの交付件数・・・1,605件
○再調査件数・・・78件（約4.8%）

（二次受付（調査内容相談）の様子）

（交付会場設営の様子）

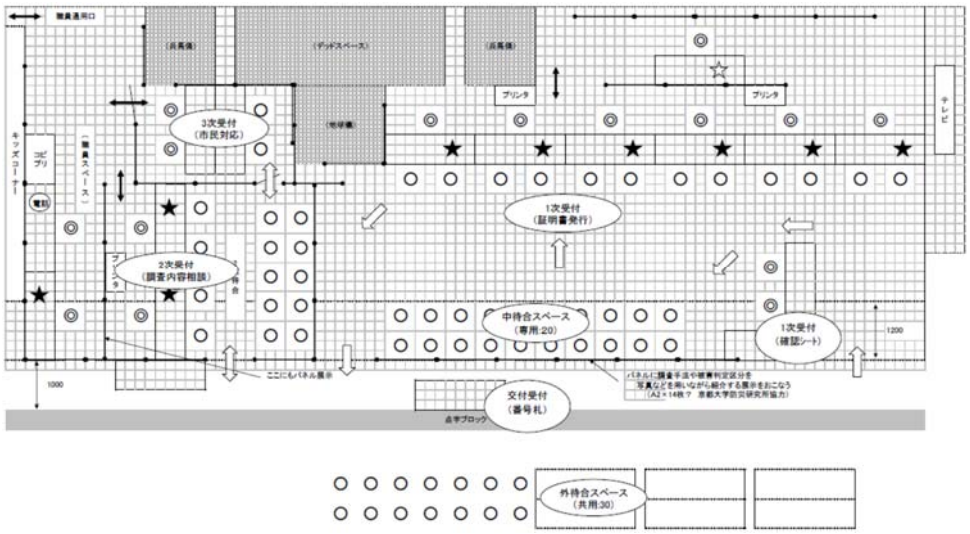

＊参考：罹災証明書交付会場設営時の留意点

・４つのブースに分かれていての説明があったが他のブースの声と混じって若干、説明者の声が聞き取りにくい面があった。
・運営は体育館の中で少し混んでいたのでスペースをもう少し広くしてほしかった。

出典：首都直下地震防災・減災特別プロジェクト総括成果報告書（文部科学省）、http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/shuto/report/soukatsu/

＊参考：被災者支援対策室のレイアウト（埼玉県越谷市）

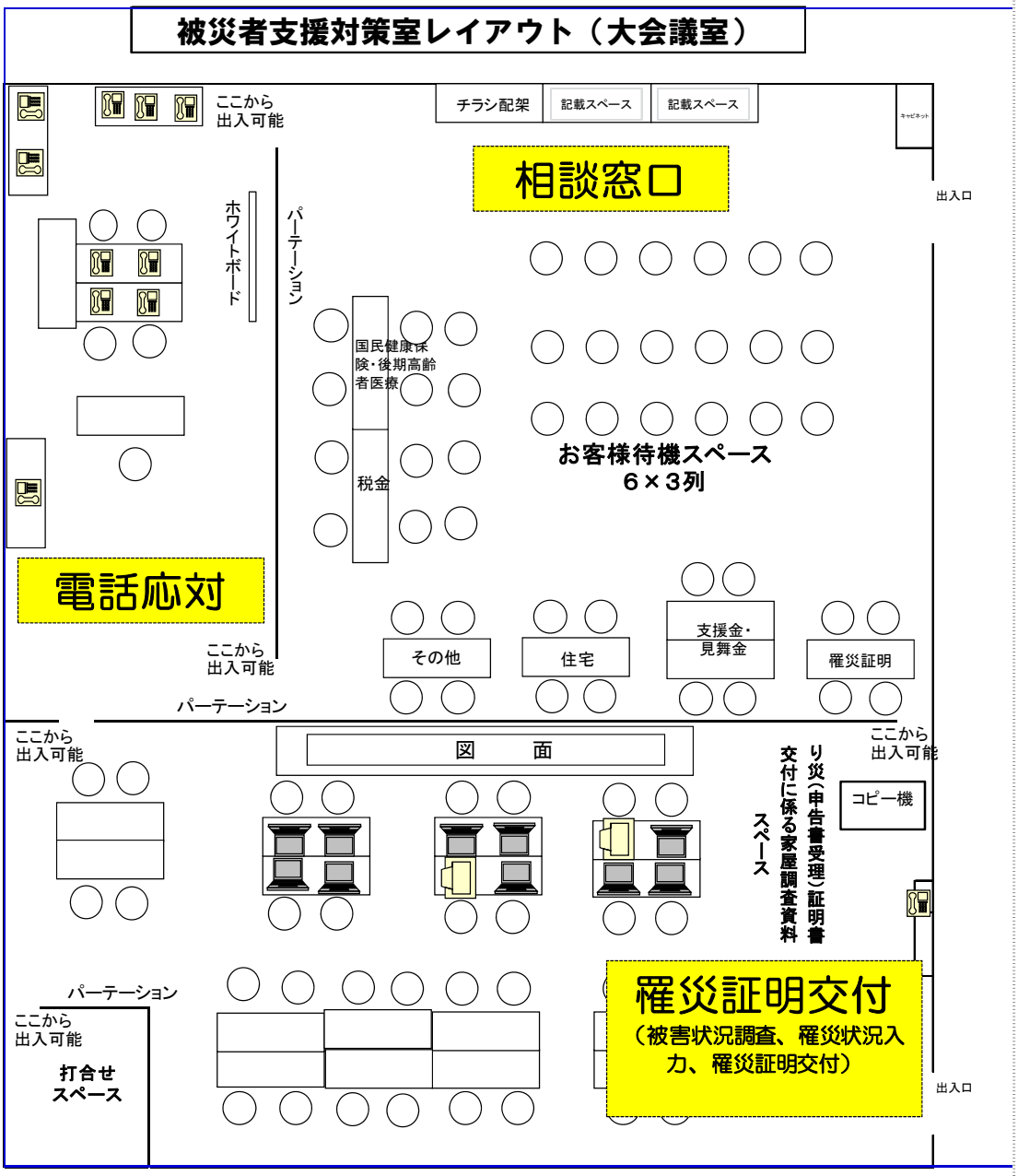

④★罹災証明書交付業務の流れ

● 罹災証明書交付業務は、大きくa）申請者の誘導・整理、b）申請書の記入、c)申請書の受理、d)判定結果の探索、e)被害程度の確認・再調査依頼が可能である旨の周知、

f）再探索の実施、g）罹災証明書の交付、h）第２次調査申請、i）再調査依頼の受付・再調査の実施、j）再調査の依頼が繰り返される場合の対応の実施の10段階から構成されます。

◇ これらは過去の災害における実例から想定した業務フローです。なお、被害認定調査の前に申請書を受理する場合、申請書を受理し、その後被害認定調査結果が終了後「d」判定結果の探索」以降の業務を行い、罹災証明書を交付します。

◇ c)申請書の受理、d)判定結果の探索、e)被害程度の確認・再調査依頼が可能である旨の周知、g)罹災証明書の交付、及びi)再調査依頼の受付・再調査の実施は交付方法によらず、対応が必要な項目です。

◇ 被災地方公共団体でこれらの内容をもとに検討し、また、実際に運用していく中で都度改訂していくことが望ましく、1日の業務の終了後にミーティングを行い、改善を行っていくことが必要です。

（罹災証明書交付業務の流れ）

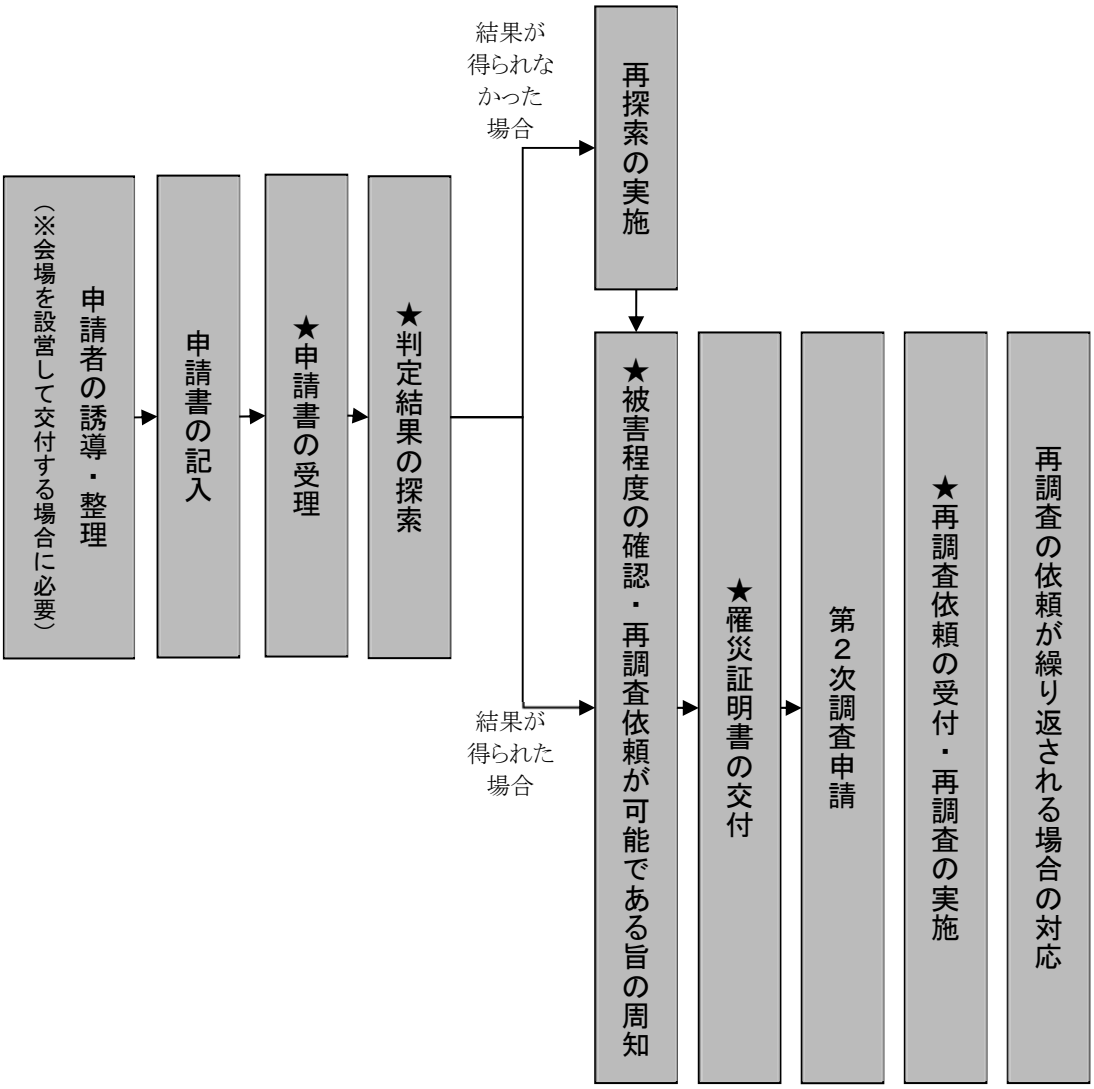

a）申請者の誘導・整理

申請者の混乱を防ぐためにも、申請者に対して、先着順に整理券を交付します。

◇　整理券を交付した場合、整理券番号によりおおよその待ち時間を周知すると、申請者の負担軽減にもつながり、また会場の混雑や混乱の緩和につながります。

b）申請書の記入

申請者に対して、申請書を配布し、必要事項を記入して頂きます。

◇　会場等で交付する場合、申請書の記入方法について説明するとともに、調査済票を配布している場合には、調査済票を受付時に提出するように伝えます。

c）★申請書の受理

申請書を受理すると共に「申請者の本人確認(身分証明書の確認)」「該当建物の確認(所在地等の確認)」「世帯構成を確認（発災時の世帯構成員の確認）」の3つの確認を行います。特に、住民登録と現状が異なる場合には、公共料金の領収書等、現状について証明できる書類により確認を行います。

◇　会場等で交付する場合、整理券を配布し、番号順に、窓口に誘導します。

◇　個人番号を利用して氏名・住所等を確認することも可能です。

d）★判定結果の探索

確認が終わった後、「2. 罹災証明書の交付準備」で作成した罹災証明書交付台帳（又は被災者台帳）から判定結果を検索します。

◇　会場等で交付する場合、検索してもすぐに結果が得られなかった場合等は、入力漏れ等の理由が想定されるため、別の窓口で再探索を実施します（「f）」を参照）。

◇　個人番号を利用する場合、あらかじめ個人番号と調査結果を紐付けておけば、申請書に記載されている個人番号と突合することで、迅速に探索することが可能です。

e）★被害程度の確認・再調査依頼が可能である旨の周知

被害程度を申請者に提示します。この際、被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知してください。

申請者の合意が得られた場合には、罹災証明書の交付に、合意が得られなかった場合には相談対応に進みます。

◇　現地で被害程度を伝えている場合は、その内容と合致しているかの確認を行います。

◇　被災者から「このままでは住める状態でなく、「全壊」と判定するべきではないか」と問われることがあります。被害認定は被災したままの状態で住み続けることができるかを判断するものではなく、例えば「補修すれば元通りに再使用できる程度のもの」は「半壊（又は大規模半壊・中規模半壊）」と判定されますので、被災者に誤解がないよう丁寧に説明してください。

◇　なお、「半壊」と判定された住宅は、やむを得ず住宅を解体されるに至ったとしても、被害認定としてはあくまで「半壊」であり、「全壊」とはならないことに注意してください。敷地に被害が生じたことにより、やむを得ず住宅を解体されるに至った場合や「長期避難世帯」と認定された場合も、同様です。

＊参考：罹災証明書の交付方法（京都府宇治市）

・一次窓口では、判定結果をパソコンの画面で見ていただき、申請者の同意の上で交付していた。同意されない場合は、二次窓口で、調査票や写真はパソコンで、内閣府の損傷程度の例示はペーパーで見ていただいて詳細を説明し、同意が得られれば交付。それでも同意されない場合は、その場で再調査の依頼を受けた。

＊参考：再調査の依頼が可能である旨ホームページ等で周知した事例（広島県広島市）

・平成26年８月豪雨災害において、再調査の依頼が可能であることを下記の通り市ホームページで周知した。

「今回の豪雨災害に係る被害認定については、第１次調査（外観目視による調査）を行い被害程度（全壊・半壊等）を判定していますが、申請があった場合は、第２次調査（建物内部への立ち入り調査）及び必要に応じて再調査を実施します。」

＊参考：再調査の依頼が可能である旨を罹災証明書で周知した事例（埼玉県越谷市）

・り災証明書に「り災証明の内容に異議のある場合は、再調査を依頼することができます。」との一文を設けた。

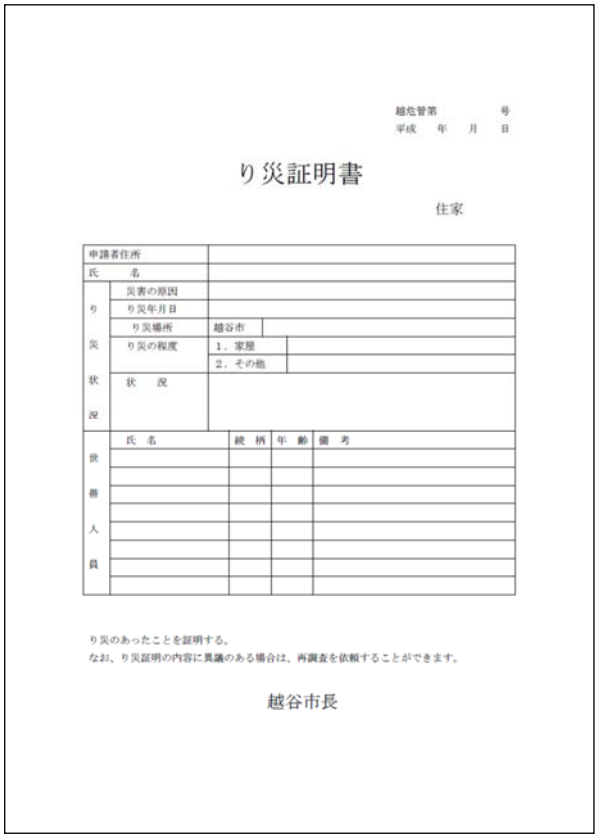

越危管第　　号
平成　年　月　日

り災証明書

住家

申請者住所					
氏　名					
り災状況	災害の原因				
	り災年月日				
	り災場所	越谷市			
	り災の程度	1．家屋			
		2．その他			
	状　況				
世帯人員	氏　名	続　柄	年　齢	備　考	

り災のあったことを証明する。
なお、り災証明の内容に異議のある場合は、再調査を依頼することができます。

越谷市長

f）再探索の実施

申請書を受理した結果、内容が確認できなかった場合には、必要に応じて調査票原本等から再探索を実施します。

再探索の結果、内容が確認できた場合には、e)と同様に被害程度を申請者に提示し、申請者の合意が得られた場合には、g）罹災証明書の交付に、合意が得られなかった場合にはh）又はi）に進みます。

g）★罹災証明書の交付

判定結果に申請者の合意が得られた場合、被害程度のデータを確定し、罹災証明書を交付します。

◇　公印は印刷できるようにしておくと、交付の手間が簡便化されます。

◇　罹災証明書の用紙は、偽造ができないように、住民票や印鑑証明書の用紙を転用することも考えられます。

◇　罹災証明書の交付に合わせて、支援施策の案内等を行うと、被災者にとってもその後の生活再建をスムーズに行うことができ、効果的です。

h）第２次調査申請（地震又は水害第１次調査を実施した場合）

第1次調査の判定結果に合意が得られない申請者に対して、被害認定調査結果を改めて説明します。それでも合意が得られない場合、第2次調査の受付を行い、あわせて第2次調査の日程を決定します。

それ以外の場合には次の「i）再調査依頼の受付・再調査の実施」で対応します。

◇　必要に応じて、被害認定調査結果の説明や、様々な相談を受け付けます。

i）★再調査依頼の受付・再調査の実施

調査結果を受けて、被災者が判定結果（地震第2次調査、水害、風害）に合意が得られない場合は、再調査依頼の受付を行います。受付後、依頼内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行います。再調査に基づいた判定結果については、理由とともに当該被災者に示します。

＊参考：再調査の受付について

（京都府宇治市）

・ 平成24年８月14日京都府南部地域豪雨災害の際に、下記の再調査受付票を使用した。

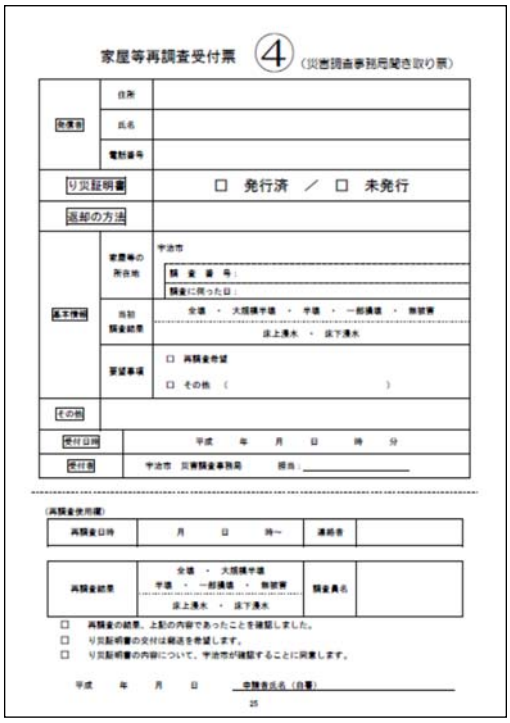

家屋等再調査受付票　④（災害調査事務局聞き取り票）

申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	
り災証明書		□ 発行済 ／ □ 未発行
返却の方法		
基本情報	家屋等の所在地	宇治市 調査番号： 調査に伺った日：
	当初調査結果	全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ・ 無被害 床上浸水 ・ 床下浸水
	要望事項	□ 再調査希望 □ その他（　　）
その他		
受付日時		平成　年　月　日　時　分
受付者		宇治市　災害調査事務局　担当：

（再調査使用欄）

再調査日時	月　日　時～	連絡者	
再調査結果	全壊 ・ 大規模半壊 半壊 ・ 一部損壊 ・ 無被害 床上浸水 ・ 床下浸水	調査員名	

□ 再調査の結果、上記の内容であったことを確認しました。
□ り災証明書の交付は郵送を希望します。
□ り災証明書の内容について、宇治市が確認することに同意します。

平成　年　月　日　申請者氏名（自署）

25

（大分県竹田市）

・ 平成24年７月梅雨前線豪雨の際に、下記の再調査申請書を使用した。

様式第４号（第６条関係）

建物被害認定再調査申請書

年　月　日

竹田市長

（申請者）住所　竹田市
氏名（代表者）
電話（　）　－
現在の連絡先　住所
電話（　）　－

（代理人）住所
氏名（代表者）
電話（　）　－
申請者との関係

下記の「被害の程度」について再調査を申請します。

り災場所	竹田市 （アパート等の場合，名称）
り災住家等	□住　家（□持家／□借家：所有者名　　） □非住家（　　）
申請者とり災住家等の関係	□所有者　□管理者　□占有者　□その他（　　）
り災日時及びり災理由	年　月　日（　）　時　分頃 理由：　　による
被害の程度	
交付済み証明書番号	証第　－　号
再調査理由	
再調査理由となる被害箇所	屋根 外壁 基礎 その他 添付資料
整理番号	物件コード

※　申請者，代理人及び太枠内のみ記入してください。
※　再調査申請書提出の際は，お手元にある全ての『り災証明書』を併せて提出ください。

＊参考：再調査の対応について（京都府宇治市）

・再調査には即日対応したところ、被災者の心証がよかった。

＊参考：再調査受付の期間を設定した例（兵庫県丹波市）

・市ホームページに以下の記述を掲載。
「※家屋被害の調査結果について再調査を希望される方は、「り災証明書」を受け取った日の翌日から起算して10日以内に税務課資産税係までお申し出ください。」

出典：丹波市ホームページ

j）再調査の依頼が繰り返される場合の対応

判定結果に合意が得られない被災者から再調査依頼が繰り返される場合に、被災者と一緒に調査票を記入した例や、調査に建築専門家が同行した例、判定委員会を設けた例等があります。また、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」は固定資産（家屋）評価における災害時の損耗減点補正の考え方を参考にしたものである（運用指針総則６．）ことから、固定資産（家屋）評価の損耗減点補正の結果により判定することも考えられます。

＊参考：被災者と一緒に調査票へ記入した事例

（千葉県佐倉市）
・「運用指針」や「損傷程度の例示」をもとに調査票に住民とともに記載作業を実施することで、元の判定結果以上の判定結果とはならないことを説明している。

（京都府宇治市）
・一度目の再調査で、被災者と調査員がお互いに判断基準を確認しながらその場で承諾を得られるまで調査を行ったため、何度も依頼が繰り返されることは無かった。

＊参考：再調査に建築専門家が同行した事例（宮城県仙台市）

・再調査が繰り返される場合は、調査のたびに調査員を替えて対応したほか、対応困難案件については、ＪＩＡ（日本建築家協会東北支部宮城地域会）に同行いただいた。

＊参考：再調査の際の対応例（埼玉県越谷市）

・被災者から再調査の依頼があった場合、被害程度の判定のため「家屋評価システム」を活用して損傷面積等の計測を行い、被災者への説明資料とした。

＊参考：判定委員会を設置した例（兵庫県宍粟市）

・平成21年台風第９号災害の際に、再調査で申請者の了解が得られなかった場合、判定委員会を開催した。

○宍粟市被害家屋等調査判定委員会規程（平成21年８月10日訓令第13号）

（設置）

第１条　災害等における市内の被害家屋等調査の審査に際し、適正な判定に基づく被害認定を行うため、宍粟市被害家屋等調査判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の事項を所掌する。

（１）　被害家屋等判定結果に対する再調査依頼による調査結果の審査及び被害認定に関すること。

（２）　その他被害家屋等調査の審査及び被害認定に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　副会長は、副市長をもって充てる。

４　委員は、市民局長、企画部長、総務部長、生活環境部長及び土木部長をもって充てる。

５　会長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（職務）

第４条　会長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（招集）

第５条　委員会は、会長が必要に応じて招集する。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、被害家屋等調査担当課において行う。

（その他）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

出典：宍粟市ホームページ、http://www.city.shiso.lg.jp/dlw_reiki/421902200013000000MH/421902200013000000MH/421902200013000000MH.html

５．★罹災証明書の交付に関する受援

罹災証明書の交付について、庁内で人員確保が困難な場合には、他の自治体からの支援を受けることが重要となります。ここでは、罹災証明書交付に関する受援について必要な@業務内容について検討します。

（この項目で検討する事項）
①受援の流れの全体像
②応援の要請
③応援職員の受入体制の確保
④応援職員の受入
⑤応援職員の管理
⑥応援の終了と精算

①受援の流れの全体像

- **受援は、「応援の要請」「応援職員の受入体制の確保」「応援職員の受入」「応援職員の管理」「応援の終了と精算」の流れで進行します（詳細は次項から順次説明）。**
  - ◇「応援の要請」では、必要な人員を把握した上で、まずは庁内の他課の応援を受ける等の対応を取り、なお不足する場合には、他の地方公共団体や民間団体等に応援を要請します。その際、「応援要請業務の内容」「応援要請の人数」「応援要請の期間」を明らかにします。
  - ◇「応援職員の受入体制の確保」では、応援職員向けの資機材や業務マニュアル、活動スペースを確保するとともに、応援職員のための宿泊場所や移動手段について、応援元の地方公共団体と連携して確保します。
  - ◇「応援職員の受入」では、具体的な受入の手続きや応援職員への情報共有の方法、必要な研修方法などについて定めておきます。
  - ◇「応援職員の管理」では、応援職員への指揮命令系統や、応援職員の調査品質の管理方法、応援職員が交代する際の引き継ぎ方法などについて整理します。
  - ◇「応援の終了と精算」では、応援終了の手続きと精算方法について確認します。

＊参考：過去の災害において被災団体が受援した業務

・令和２年に実施した受援団体に対するアンケート調査（※）結果によると、罹災証明書の交付に関しては、行政団体から窓口対応や会場運営に関する支援を受けている。
・一方で、民間団体からの受援はほとんどみられない。

（行政から受援した罹災証明書交付に関する業務）

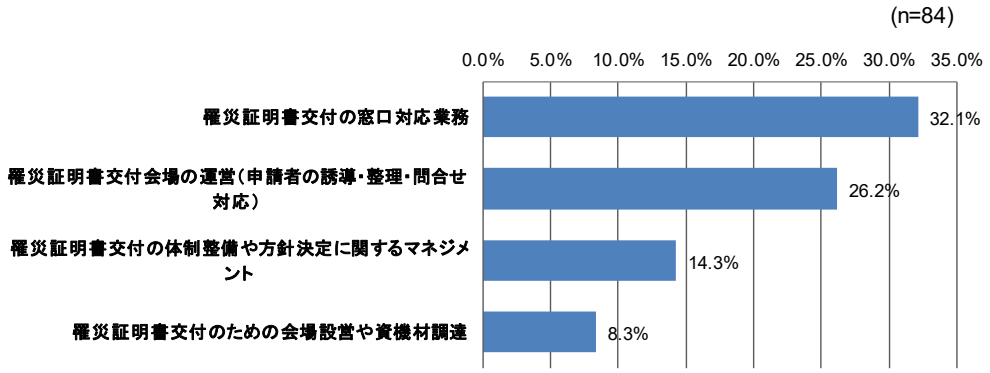

※以下の災害の被災団体のうち、被害認定調査もしくは罹災証明書交付のいずれかに関する業務で受援したと回答した団体を対象として令和２年度に調査を実施。

（対象災害）
平成29年九州北部豪雨、平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年７月豪雨
平成30年北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風
令和２年７月豪雨

● 住家被害認定調査の実施に必要な人員の確保に関し、災害対策基本法に基づく職員派遣（法第２章第４節）又は、応援（法第67条等）の規定を活用することが可能です。

＊参考：災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）（抄）

（職員の派遣のあつせん）
第三十条　略
２　都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
３　略
（職員の派遣義務）
第三十一条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。
（他の市町村長等に対する応援の要求）
第六十七条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対

し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
２　略
（都道府県知事等に対する応援の要求等）
第六十八条　市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

②応援の要請

- **罹災証明書の交付体制を検討した上で、庁内他部署からの応援では対応することが困難である場合、他の地方公共団体や民間団体等に応援を依頼します**
- **なお、応援要請は、必要と判断した時点で「躊躇なく」かつ「速やかに」実施することが重要です。**

＊参考：応援の受入開始時期

・令和２年に実施した受援団体に対するアンケート調査結果によると、罹災証明書交付に関する行政からの受援は、窓口対応業務や交付会場の運営について希望する団体が多く、概ね発災後72時間～１ヶ月の間で受入れを行っている。

（行政からの受援における受入開始時期）

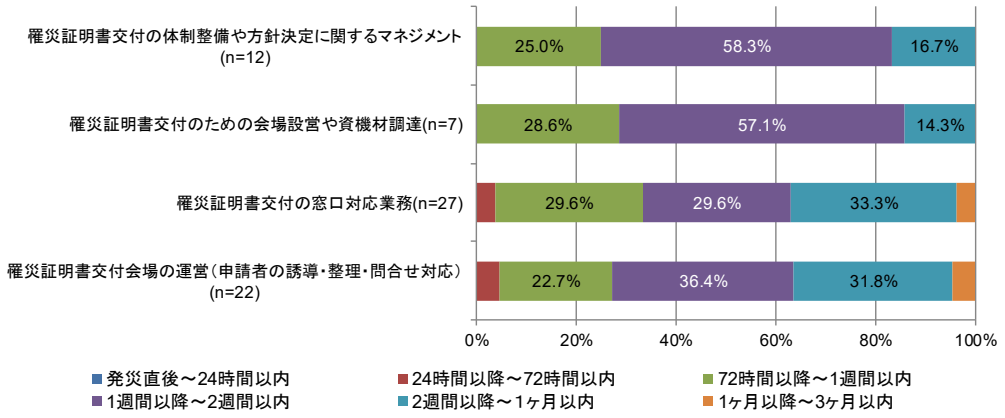

- **応援要請は、各地方公共団体における「受援計画」に定める方法に沿って行います。通常は、罹災証明書交付を担当する部署から危機管理部門や人事部門等の庁内全体の応援要請の窓口となっている部署に対し、必要な人員等の情報を伝達し、庁内全体の窓口となっている部署が意思決定者の承認のもと、地方公共団体や民間団体に要請します。**
  - ◇ 他の地方公共団体に応援要請する場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度」の活用等を念頭において都道府県へ応援要請するほか、都道府県内における相互応援協定にもとづく応援要請、地方公共団体が独自に締結している協定に基づく応援要請を活用する場合などがあります。

◇　民間団体については、会場整理等で行政書士等の支援を受けた事例があります。

＊参考：過去の災害における応援要請の経緯（行政からの受援）

・令和２年に実施した受援団体に対するアンケート調査結果によると、行政からの受援では、「被災市区町村応援職員確保システム」（現在の応急対策職員派遣制度）によるものが多いが、窓口対応業務に関する人員については、各種協定等に基づく応援も一定数みられる。
・また、各業務ともに「県や国からの要請や勧奨」が受援の経緯になった事例が多い。

（行政から受援した罹災証明書交付に関する業務の受入経緯）

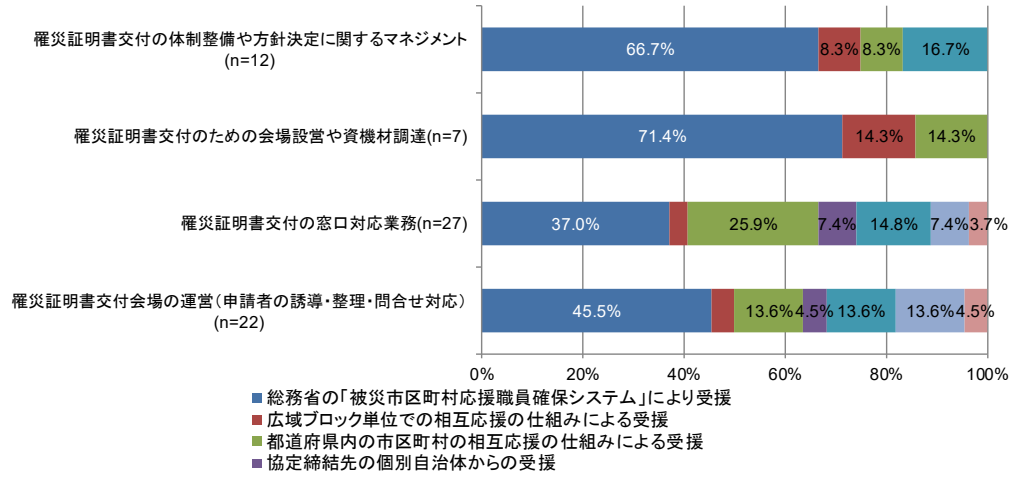

（行政から受援した罹災証明書交付に関する業務の受入判断主体）

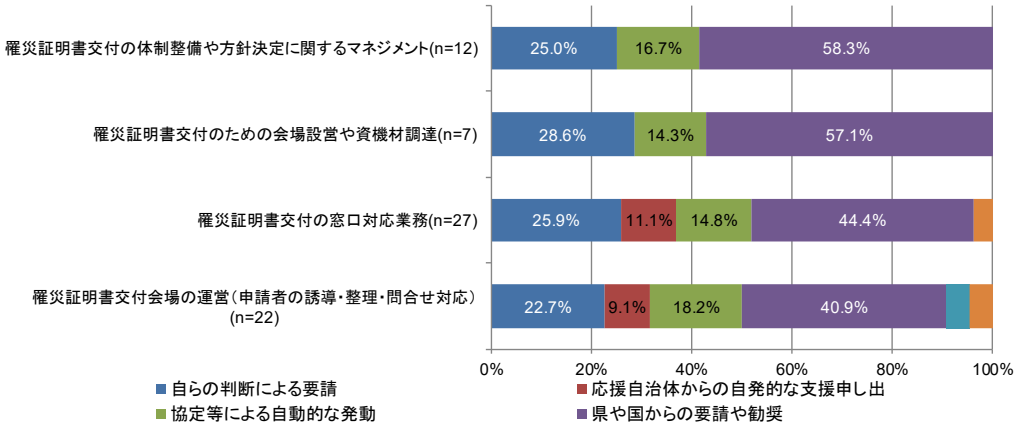

● 応援要請を行う場合には、「人員数」「希望する職種」「希望する従事期間」「依頼する業務内容」を明確にする必要があります。

◇「人員数」については、1日当たりの必要人員数を明らかにします。災害時においては、人員不足により対応が遅れることは被災者に対し大きな影響を及ぼしますので、必要と思われる人員数は躊躇なく要請する必要があります。

◇「希望する職種」については、罹災証明書の交付手続は、通常の行政手続と大きく異

なる部分はないため、通常は、「一般行政職員」などの職種提示を行うことが多いです。

◇「希望する従事期間」については、災害の規模や種類、応援職員への業務説明や研修等の準備期間を踏まえ、適切な期間を要請する必要があります。このとき、従事期間を数日程度の短期間とした場合、業務説明や研修を短期間に何度も実施する必要があり、受入自治体の負担が大きくなるなどの課題が生じることが考えられるため、応援職員1人当たりの期間を一定程度確保できるよう、応援団体と調整を実施することが肝要です。

◇「依頼する業務内容」については、実際の窓口業務の他、会場整理や窓口への案内、申請受付したデータの処理など、どのような業務を依頼するのかを明確にします。近年の災害事例では、罹災証明書交付に係る窓口対応や交付会場の運営などが多くなっています。

● **民間団体に応援要請を行う場合は、費用等についても整理・確認します。**

◇ 事前の協定によらず、発災時に初めて要請を行う団体である場合は、費用等の詳細について整理・確認の上、要請を行うことが肝要です。

＊参考：民間団体からの応援事例（愛媛県大洲市）

・事前の協定に基づき、行政書士会から応援を受け、罹災証明書の交付窓口の業務を依頼した。

＊参考：応急対策職員派遣制度（総務省）

応急対策職員派遣制度について

応援職員派遣制度（短期派遣）の目的
（1）被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）
（2）避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（「対口支援チーム」の派遣）

(1)被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「総括支援チーム」の派遣）

「総括支援チーム」とは

① **役割**　**被災市区町村の長の指揮の下で、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援**
被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など

② **構成**　**災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数名で構成するチーム**
・災害マネジメント総括支援員：災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者
・災害マネジメント支援員：避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者

総括支援チームの活動事例
○対口支援に先立ち先遣隊として派遣される事例
・被災市区町村の被害状況の把握
・応援職員に依頼する業務及び必要人数の把握
○被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例
・応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
・災害対応についての首長への助言
・避難所運営、罹災証明書の交付など個別業務に関する助言　等

総括支援チームの構成イメージ
- 災害マネジメント総括支援員（ＧＡＤＭ）（1名）
- 災害マネジメント支援員 など災害対応に知見のある者（1～2名）
- 連絡調整要員（1～2名）

災害マネジメント総括支援員等の登録・派遣の仕組み
① **都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講　⇒　名簿に登録**
② **災害マネジメント総括支援員を含む「総括支援チーム」を、対口支援に先立ち、都道府県・指定都市が派遣することが基本**

応急対策職員派遣制度について

(2) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

発災 → 被災市区町村 → 応援職員の必要性の有無等について把握 → 被災都道府県 → 被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応困難であることを連絡 → 被災地域ブロック幹事都道府県／総務省

被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応困難

＜震度6弱以上の地震が観測された場合等には、総務省が関係機関との間で情報の収集、共有を実施＞

第１段階支援
被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣
●都道府県又は指定都市を原則として１対１で被災市区町村に割り当て、対口支援団体を決定

被災市区町村応援職員確保現地調整会議（被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、総務省）
●被災市区町村に関する情報収集・共有等

報告 →

被災市区町村応援職員確保調整本部（全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、総務省（事務局））
●情報の収集及び共有
●総合的な調整及び意思決定

第１段階支援だけでは対応困難

第２段階支援
全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣
●全国の都道府県及び指定都市による追加の応援職員の派遣の調整を実施

原則として、総括支援チームとセットで決定
都道府県にあっては区域内の市区町村と一体的に支援

③応援職員の受入体制の確保

- **応援職員の派遣要請を行うと同時に、応援職員を受け入れる準備を整えます。**
  - ◇ これらは、事前に取り組んでおくことが望ましい内容です。事前準備の詳細は「第7章 3. 受援体制の構築と事前の準備」(p.225)を参照して下さい。

- **応援職員の受入準備として、「応援職員等の執務スペース」「資機材や各種マニュアル」「移動手段、宿泊場所」の準備・手配が必要です。**
  - ◇ 「応援職員等の執務スペース」については、応援職員の集合や業務内容の説明・確認、休養のための場所が必要となるため、空き会議室や空きスペースなどを活用して用意します。
  - ◇ 「資機材」については、原則として、罹災証明書交付に必要なものは被災団体側で用意し、応援団体職員に対しては、個人で利用する事務用品について持参を要請します。
  - ◇ 「各種マニュアル」については、用意する場合、被災団体の職員向けに作成した物を利用することが一般的です。特に、発災後に用意する場合は、会場案内の方法や会場のレイアウト、受付方法やその書類の整理方法(入力方法や写真の保管方法)などを簡潔に整理した例が見られます。
  - ◇ 「移動手段」は、被災団体側の公用車を利用することが一般的です。なお、宿泊場所から庁舎等への移動については、応援団体側で対応することが一般的です。
  - ◇ 「宿泊場所」は、近年の災害では、応援団体側に確保を依頼することが一般的です。宿泊場所の確保は、罹災証明書交付に限らず、被災した団体の各業務共通の課題となるため、各団体が定める受援計画内でその取扱いが整理されている場合もありますので、留意して下さい。

＊参考：過去の災害における受援の実態（行政からの受援における平均従事期間）

・令和２年に実施した受援団体に対するアンケート調査結果によると、行政からの受援における罹災証明書交付に関する業務では、応援職員一人当たりの平均従事期間は１週間未満の割合が高く、窓口対応や交付会場の運営については、半数以上が3日以内となっている。

（行政から受援した罹災証明書交付に関する業務の平均従事期間）

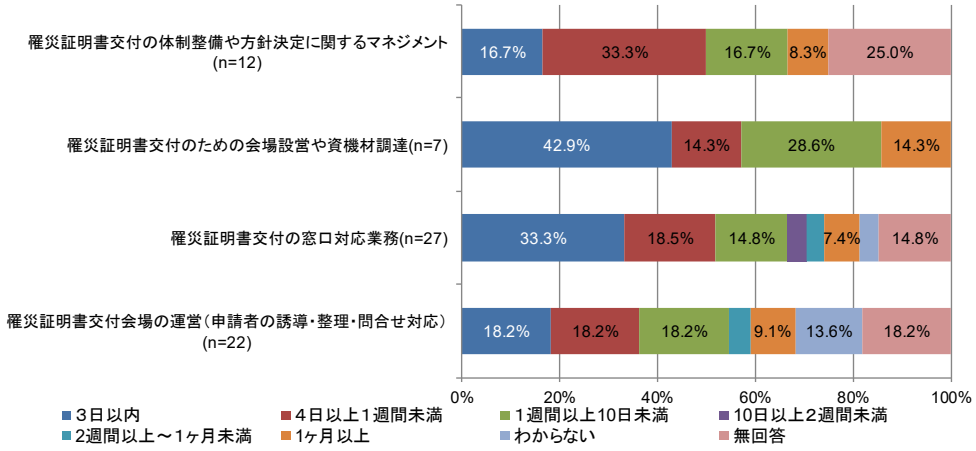

＊参考：応援要請先の選定や人員数・職種の決定における工夫の例（令和２年度に実施した被災自治体に対するアンケート調査結果より）

・県のリエゾンに相談の上、派遣人数を決定した。
・対口支援団体の経験者に、スケジュールや必要人員等のアドバイスを受けた。

④応援職員の受入

● 応援職員を受け入れる際には、受付を行い、団体名や氏名・活動期間・宿泊場所・移動手段などについて把握しておくようにします。

◇ 各団体で受援に関する計画やマニュアルなどにより受入手続きを定めている場合はその内容に従います。

● 応援職員の到着後、最初の打ち合わせにおいて、被災地の状況や応援職員に依頼する業務の内容等を説明する必要があります。

◇ 罹災証明書交付の全体の流れや、会場案内、受付上の留意点の他、執務場所や休憩場所、必要な資機材等の保管場所、一日のスケジュールなどの説明を行います。

● 応援職員を受け入れる際には、庁内全体の窓口となっている部署と受け入れている人数等について情報共有を行います。

＊参考：応援職員等の執務スペースの確保における工夫の例（令和２年度に実施した被災自治体に対するアンケート調査結果より）

・通常では使用できない議場や議員控え室等を使って対処した。
・本庁舎内で確保できず、他の公共施設や研修室を利用した。

⑤応援職員の管理

- **応援職員に対しても指揮命令系統を明確にし、発生した課題などがないかについて日々把握し、進捗状況等により、職員数が不足する場合は、新たな応援要請を行うなどの対応を実施します。**
  - ◇ 地方公共団体で定めている受援計画やマニュアル等において、業務日報などの報告形式を定めている例もあります。
- **応援職員の交代がある場合には、業務内容の引き継ぎを行います。**
  - ◇ 業務内容の引き継ぎは、できるだけ応援団体に依頼します。特に、応援経験の豊富な団体では、次に来る職員が別の団体職員であった場合でも、適宜引き継ぎを実施するなど、被災団体に負担がかからない方法で対応しています。

＊参考：応援職員の受入体制に関する例（愛媛県大洲市）

・庁外からの応援は各課が必要人員を人事課に報告し、人事課による調整を通じて応援を受け、応援職員は各部署がそれぞれ管理した

⑥応援の終了と精算

- **罹災証明書の申請受付・交付の業務が自らの団体内の職員のみで対応可能な状態となるなど受援の必要がなくなる見込みとなった場合には、応援側の団体と調整を行い受援終了の判断を行います。**
- **受援が終了した場合には、庁内全体の窓口となっている部署にその旨を連絡し、その後当該担当部署において、必要に応じて経費精算の手続きを行うこととなります。**
  - ◇ 災害を受けた地方公共団体の要請等により行った被災地域の応援等に要した経費ついては、特別交付税の算定対象となります。具体的には、受援した地方公共団体の受入に要する経費や応援した地方公共団体の応援等に要する経費が交付税措置の対象となります。
  - ◇ 民間団体から応援を受けた場合も、あらかじめ定めておいた費用に従い支弁します。

＊参考：特別交付税に関する省令（昭和51年12月24日自治省令第35号）（抄）

（道府県に係る十二月分の算定方法）
第二条　各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。
一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第九号、第十号、第十三号から第十五号まで、第十八号、第二十二号、第二十三号、第二十五号、第三十八号、第五十一号、第五十二号及び第六十五号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数（当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
五十　被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費について、次の各号によつて算定した額のうちいずれか少ない額（次の各号によつて算定した額が被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額より小さい場合にあつては、当該総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額）とする。 一　次の算式によつて算定した額 算式 Ａ×（１５，５２１円＋Ｂ）＋Ｃ×（１２，７４７円＋Ｂ）＋（Ｄ×４４３円）＋（Ｅ×１７５円）＋（Ｆ×０．５） 算式の符号 Ａ　被災地の救助活動等の応援に出動した道府県の消防職員の延べ出動日数として総務大臣が調査した数 Ｂ　当該道府県の道府県庁所在地から災害により被害を受けた都道府県の都道府県庁所在地までの往復交通費として総務大臣が調査した額に三分の一を乗じて得た額 Ｃ　被災地の応急措置等に従事した消防職員以外の道府県の職員の延べ従事日数として総務大臣が調査した数 Ｄ　道府県が受け入れた被災者の当該道府県の施設等における延べ滞在日数（人日）として総務大臣が調査した数 Ｅ　被災地から転入した児童及び生徒の延べ在籍日数として総務大臣が調査した数 Ｆ　災害に係る派遣職員に付随する物資の応援その他の経費として総務大臣が調査した額 二　被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
五十七　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	当該年度の十月三十一日までに災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七 の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

（市町村に係る十二月分の算定方法）

第三条　各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
六　被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費について、次の各号によつて算定した額のうちいずれか少ない額（次の各号によつて算定した額が被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額より小さい場合にあつては、当該総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額）とする。 一　次の算式によつて算定した額 算式 Ａ×（１５，５２１円＋Ｂ）＋Ｃ×（１２，７４７円＋Ｂ）＋（Ｄ×４４３円）＋（Ｅ×１７５円）＋（Ｆ×０．５） 算式の符号 Ａ　被災地の救助活動等の応援に出動した市町村の消防職員の延べ出動日数として総務大臣が調査した数

	B　当該市町村の属する都道府県の都道府県庁所在地から災害により被害を受けた都道府県の都道府県庁所在地までの往復交通費として総務大臣が調査した額に三分の一を乗じて得た額（都道府県内の応援については、７４０円とする。） C　被災地の応急措置等に従事した消防職員以外の市町村の職員の延べ従事日数として総務大臣が調査した数 D　市町村が受け入れた被災者の当該市町村の施設等における延べ滞在日数（人日）として総務大臣が調査した数 E　被災地から転入した児童及び生徒の延べ在籍日数として総務大臣が調査した数 F　災害に係る派遣職員に付随する物資の応援その他の経費として総務大臣が調査した額 二　被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額
七　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

（道府県に係る三月分の算定方法）

第四条　各道府県に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第二号の額の合算額から第三号の額及び第四号の額の合算額を控除した額とする。

一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第十四号、第十九号、第三十一号、第四十号、第四十五号及び第五十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
十六　被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第二条第一項第一号の表第五十号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費（第二条第一項第一号の表第五十七号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

（市町村に係る三月分の算定方法）

第五条　各市町村に対して毎年度三月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額に第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
六　被災地域の応援等に要する経費	当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同

	が あ る こ と。	号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
	十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	当該年度において災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた市町村について、当該受入れに要する経費（第三条第一項第一号イの表第七号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

第6章　被災者台帳の作成・利用

被災者台帳の作成・利用

被災者台帳を作成・利用します。

（この項目で検討する事項）
○被災者台帳の作成・利用

○被災者台帳の作成・利用

● **被災者台帳を作成します。**

◇ 被災者台帳は、災害発生時に市町村が「被災者の援護を実施するための基礎」として作成できるものです。

◇ 作成に当たっては、市町村の規模、被害の状況等を踏まえ、その必要に応じ、適切な手段により作成されることが望ましいとことろです。そのため、法及び規則に規定する情報が記載・記録されているものであれば、システムの活用、紙媒体による管理等、どのような形式で作成しても差し支えありません。

◇ 被災者台帳に係る関係部署は、被災者台帳の主担当部署のほか、その作成に際し被災者台帳に記載・記録する情報を提供する部署、被災者台帳を利用して被災者の援護を行う部署など多岐にわたることから、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成するためには、平時から各部署が連携して準備する必要があります。

◇ 特に、被害認定担当部署（及び罹災証明書交付部署）と被災者台帳の主担当部署が異なる場合には、被害の状況について、①どのように取りまとめて、②どのように関係部署に周知し情報を共有するのか、平時からルールを定めておくことがより適切と考えられます。

◇ 内閣府(防災担当)では、Excel及びAccessによる「簡易なファイル」を提供しています。また、被災者台帳の作成に関する留意事項について、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」(平成29年3月　内閣府(防災担当))別添2においてチェックリスト形式で記述しています。いずれも以下のURLから確認できます。

◇ なお、被災者台帳を作成する場合、罹災証明書交付台帳を作成する必要はありません（第５章２．罹災証明書交付台帳の作成）。

◇ 罹災証明情報を含む特定個人情報を複数の被災者支援措置に係る事務において利用することについて、条例で定めた場合には、個人番号を利用して当該申請に係る被災者の罹災証明書情報を確認できるようになることから、被災者台帳にも個人情報を付記し、個人情報を活用した庁内連携が可能となります。

＜被災者台帳(内閣府ホームページ)＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/daichou.html

＜被災者台帳作成による効果＞

○ 的確な援護実施（援護の漏れ、二重支給等の防止）
- ➢ 援護の必要がある被災者の状況を的確に把握することにより、援護の漏れの防止が可能
- ➢ 被災者台帳の記載・記録事項を確認することにより、二重支給の防止が可能
- ➢ 例えば、「他の援護策の対象者は対象外」とする要件がある援護策の場合などにおいて、当該被災者に係る援護状況に係る事実確認が容易

○ 迅速な援護実施
- ➢ 被災者に係る情報を被災者台帳に集約して記載・記録することにより、迅速な被災者の援護が可能

○ 被災者の負担軽減
- ➢ 被災者が市町村の担当部署ごとに同様の申請等を行わずに済ませる運用が可能

○ 関係部署の負担軽減（関係情報共有による重複の排除）
- ➢ 被災者に係る情報を収集した部署が、その情報を被災者台帳に記載・記録し、関係部署間で共有することにより、情報収集等事務の重複を防止することが可能

● 被災者台帳を利用します。

◇ 被災者台帳を利用することにより、様々な被災者支援策を、迅速かつ的確に行うことが期待されます。

◇ 被災者台帳を活用することで、従来申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた支援施策（当該市町村業務）について、罹災証明書の添付を不要とする運用も可能となります。

◇ 台帳情報を利用した罹災証明書の添付を不要とする運用は、被災者と関係部署の双方の負担を軽減するとともに、迅速な被災者の援護の実施に寄与するものと考えられることから、当該市町村が被災者の援護を行うにあたり、これに係る申請に際し、罹災証明書の添付が不要となる施策等については、あらかじめ住民への周知も行っておくことが適切です。

◇ このほかにも、台帳情報を利用することにより、迅速な被災者の支援の実施や被災者や関係団体の負担軽減に繋がる事務等について、平時より検討を進め、関係部署と調整を図ることが望ましいところです。

＜台帳情報の利用イメージ＞

利用イメージ	具体的内容
添付書類の省略（台帳作成市町村の手続）	• 被災者が市町村に対し給付・減免等の申請を行う場合、市町村が被災者の被害状況や罹災証明書の交付記録等を確認することにより手続を進め、罹災証明書等の添付を不要とする。
添付書類の省略（台帳作成市町村以外の者の手続）	• 被災者が台帳作成市町村以外の者に対し公共料金減免等の申請を行う場合、台帳作成市町村からその者に対し台帳情報の提供を行うことにより、被災者からその者への罹災証明書等の添付を不要とする。(ただし、地方公共団体以外の者に台帳情報を提供する場合は、台帳情報の提供について本人同意が必要)
被災状況に応じた援護の漏れ防止	• 給付金、各種減免猶予、義援金等を受けられる要件を満たしているにもかかわらず手続がなされていない者を台帳情報から抽出して案内を行う。
二重支給等の防止	• 台帳情報を確認することにより給付金、義援金等が二重に支給されることがないようにする。
被害状況や居所・連絡先等の共有	• 各部署等が行う被災者の援護の実施状況や、住所地から避難した場合などにおける現在の居所・連絡先等を被災者台帳に記載・記録して共有することにより、各部署が重複して被災者の状況や居所・連絡先の確認を行うことなく、市町村が保有している直近の情報を基に迅速に援護を行う。 • 被災者の被害状況やこれまでの援護の記録等から、今後の被災者の生活再建に向けた措置の検討等に利用する。
要配慮者への援護	• 避難行動要支援者名簿に記載されていない要配慮者に対しても適切な援護を行うため、必要な配慮内容に応じ、要件に当てはまる者を抽出する。

＜参考＞

「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成29年３月 内閣府（防災担当））

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/hisaisya_jitumuhontai.pdf

第７章　平常時からの備え

１．デジタル技術の活用等による被害認定業務等の迅速化・効率化の検討

大規模災害時においては、大量の被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付が想定されます。また、交付手続きにおいては、被災者が一斉に訪れることで窓口に行列ができるなど、新型コロナウイルス感染症対策上の問題が生じることが考えられます。

そのため、デジタル技術を活用すること等による被害認定業務の迅速化・効率化について、平常時から検討を実施しておくことが肝要です。

（この項目で検討する事項）
①防災基本計画における位置付けの確認
②デジタル技術の活用等による被害認定業務等の迅速化・効率化の検討

①防災基本計画における位置付けの確認

- **防災基本計画において、市町村には、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備を行うことのほか、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用の検討について定められています。**
- **また、都道府県には、被害認定調査担当者のための研修機会の拡充等による調査の迅速化、被害認定調査や罹災証明書の交付に関する体制や資機材が被災市町村のみでは不足する場合の支援、広域的な災害における調査・判定方法の市町村間での調整などがそれぞれ定められています。**

防災基本計画（令和３年５月中央防災会議決定）（抄）

第２編　各災害に共通する対策編
第１章　災害予防
第３節　国民の防災活動の促進
２　防災知識の普及，訓練
(1)　防災知識の普及
○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに，以下の事項について普及啓発を図るものとする。
・家屋が被災した際に，片付けや修理の前に，家屋の内外の写真を撮影するなど，生活の再建に資する行動
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え
１１　災害復旧・復興への備え
(3)　罹災証明書の発行体制の整備
○市町村は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め，住家被害の調査の担当者の育成，他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結，応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
○市町村は，効率的な罹災証明書の交付のため，当該業務を支援するシステムの活用

について検討するものとする。

○都道府県は，市町村に対し，住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により，災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また，育成した調査の担当者の名簿への登録，他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により，応援体制の強化を図るものとする。

第３章　災害復旧・復興

第４節　被災者等の生活再建等の支援

○都道府県は，発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに，その実施に当たっては，ビデオ会議システムを活用し，各市町村に映像配信を行うなど，より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

○都道府県は，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について，被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には，当該市町村に対し必要な支援を行うとともに，被害が複数の市町村にわたる場合には，調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう，定期的に，各市町村における課題の共有や対応の検討，各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により，被災市町村間の調整を図るものとする。

○市町村は，災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに，各種の支援措置を早期に実施するため，災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し，遅滞なく，住家等の被害の程度を調査し，被災者に罹災証明書を交付するものとする。

○市町村は，住家等の被害の程度を調査する際，必要に応じて，航空写真，被災者が撮影した住家の写真，応急危険度判定の判定結果等を活用するなど，適切な手法により実施するものとする。

○指定公共機関〔独立行政法人都市再生機構〕は，国〔国土交通省〕又は地方公共団体からの要請に基づき，その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

○市町村は，必要に応じて，個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

※　「第３編　地震災害対策編」、「第４編　津波災害対策編」、「第５編　風水害対策編」、「第６編　火山災害対策編」、「第７編　雪害対策編」、「第14編　大規模な火事災害対策編」にも同様の記載あり。

②デジタル技術の活用等による被害認定業務等の迅速化・効率化の検討

● デジタル技術の活用等による被害認定業務の迅速化・効率化について検討します。

◇ マイナポータルを活用した電子申請やマイナンバーを活用した罹災証明書の添付不要化、専用システムによる被災者台帳の作成など、被災者の早期の生活再建に資するような検討を実施します。

a）マイナポータルの活用

災害発生後、各地方公共団体は被災者の生活再建の取組を支援する各種制度を展開

しますが、その際、被災者と行政の双方において様々な負担が生じることを踏まえ、各種手続を迅速かつ効率的に行うことが重要です。災害発生時に市町村が行う各種被災者支援の手続において、マイナポータル（官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のサービスのこと）のぴったりサービス（サービス検索機能・電子申請機能）を活用することにより、被災者は、居住する市町村の窓口に出向かずともマイナポータル上で自らの被災状況に即した支援制度（罹災証明書の発行、災害弔慰金及び被災者生活再建支援金の支給等）を検索・確認し、申請届出書をオンラインで作成・印刷すること、電子申請機能を用いて申請等を行うことが可能となります。

また、市町村は、ぴったりサービスを通じて、被災者支援制度の周知及び申請届出様式の提供等を行うことと併せ、被災者からの申請内容を電子データで受け取るなど、事務作業の効率化を図ることが可能となります。

b）個人番号の活用

令和元年5月31日に、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号。）が施行されたことにあわせて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「新番号利用法」という。）が改正され、罹災証明書の交付に関する事務が個人番号利用事務として位置付けられました。（新番号利用法別表第1（第9条関係）36の2）

具体的には、市町村が被災者からの罹災証明書の交付の申請書を受理する際、例えば申請書に氏名、居所等の情報の他、当該被災者の個人番号を記載してもらい、市町村がこれらの情報を特定個人情報ファイルとして整理し、管理することができます。さらに、罹災証明情報を当該特定個人情報ファイルに記載又は追記する際や、罹災証明情報が記された罹災証明書を作成又は交付する際に、個人番号を利用して、罹災証明書の作成又は交付に必要な被災者の氏名、居所、罹災証明情報等の個人情報を効率的に検索することができます。

また、市町村が、罹災証明情報を含む新番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報を複数の被災者支援措置に係る事務において利用することについて、同法第9条第2項に基づき条例で定めた場合には、各被災者支援措置に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答等に関する事務において、個人番号を利用して罹災証明情報を含む特定個人情報を検索し、当該申請に係る被災者の罹災証明情報を確認することができるようになることから、申請時に罹災証明書（写しを含む。）の添付を求めることが不要となります。

このような取組により、被災自治体の行政運営の効率化が図られ、担当職員の事務負担の軽減が図られるとともに、被災者の負担軽減にも寄与することとなります。

※市町村が被災者の個人番号を記載してもらい、これらの情報を特定個人情報ファイルとし

て扱う場合は、事前に特定個人情報保護評価(PIA)を行う必要がありますのでご留意下さい。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

（利用範囲）
第九条　別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第四項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
２　地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
３～６（略）

別表第一（第九条関係）

三十六の二　市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第５号）（抄）

第二十八条　法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務
二　災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務
三　災害対策基本法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
四　災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務

c）専用システム等の導入

被災者が災害発生後に速やかに生活再建に着手するためには、各種被災者支援施策の判断材料として活用されている罹災証明書を早期に交付する必要があります。

しかし、被害認定業務の実施にあたっては、多くの人員が必要となる一方、広域化・多様化する近年の災害においては、各種対応に多くの人員が必要となり、本業務に充てるための人員が不足することも想定されます。

そのため、近年の災害においては、罹災証明書交付の前提となる住家の被害認定調査

結果の管理や罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等の機能を有した被災者支援関連システムを構築・導入し、業務の迅速化・効率化を図っている事例もあります。

被災者支援関連システムを活用して情報を一元的に管理することで、

・被害認定調査結果管理時や罹災証明書交付時における作業負担の軽減

・関係部署との被害状況や居所・連絡先等の共有による重複の排除

・援護の漏れ、二重支給等の防止

などの効果が期待されます。

こうしたシステムのほか、地方公共団体独自に構築したシステムや表計算ソフト、データベースソフトを活用している事例もあります。これらのシステム等の導入については、導入による効果や費用等を踏まえ、平常時より検討を行うとともに、導入後はシステム等を活用した訓練や操作研修を定期的に実施することにより、被災自治体の行政運営の効率化が図られ、担当職員の事務負担の軽減が期待されます。

■被災者支援関連システムの機能について

被災者支援関連システムは、システムによってその保有する機能は異なりますが、多くのシステムでは、被災者台帳機能を中心として、被害認定調査の調査業務で利用する機能や罹災証明書交付業務に関する機能を有しています。

現在導入されているシステムをみると、「住民基本台帳を元にした被災者台帳作成・管理機能」をはじめ、各種業務の進捗や交付枚数等の管理系機能の割合が比較的高く、次いで、GISによる可視化等の割合が高くなっています。

それぞれの機能の概要は以下の通りですが、システムを導入する場合には、例えば調査票作成を省力化するためのタブレット端末による調査結果の直接入力可能なシステムとする、今まで蓄積した調査ノウハウを活用できる機能を有するシステムを導入する、などその目的に応じてどのような機能が必要となるのかについて明確にしておくことが必要です。

【被災者台帳機能】
・発災時の住民基本台帳をベースとして被災者リストを作成し、そこに罹災証明書の交付申請の状況や被災者支援策の申請状況などについて一元管理可能なデータベース機能を付加したものが一般的です。
【各種業務の進捗や交付枚数等の管理系機能】
・罹災証明書交付の受付状況と対応した被害認定調査の調査の実施状況や、交付枚数の状況などを管理する機能等が一般的です。
【GISによる可視化】
・罹災証明書の交付受付状況や被害認定調査の実施状況などの、各種業務の進捗状況等が、地図上の家屋に色分けされた記号等で明示されている機能が一般的です。

＊参考：自治体が導入している被災者支援関連システム等の導入機能（令和４年度実施のアンケート調査結果より）

・導入済みの機能についてみると、「住民基本台帳を元にした被災者台帳作成・管理機能（78.5%）」をはじめ、各種業務の進捗や交付枚数等の管理系機能の割合が比較的

高い。

・今後導入予定の機能についてみると、「地図上（GIS）での被害認定調査で取得した写真データの管理」の割合が約８割と突出して高く、次いで現状導入機能として最も低い割合となっている申請受付のオンライン化や罹災証明書のオンライン化、AI技術等による自動判定機能の導入を予定している割合が比較的高い。

（導入済み・導入予定のシステムの機能）

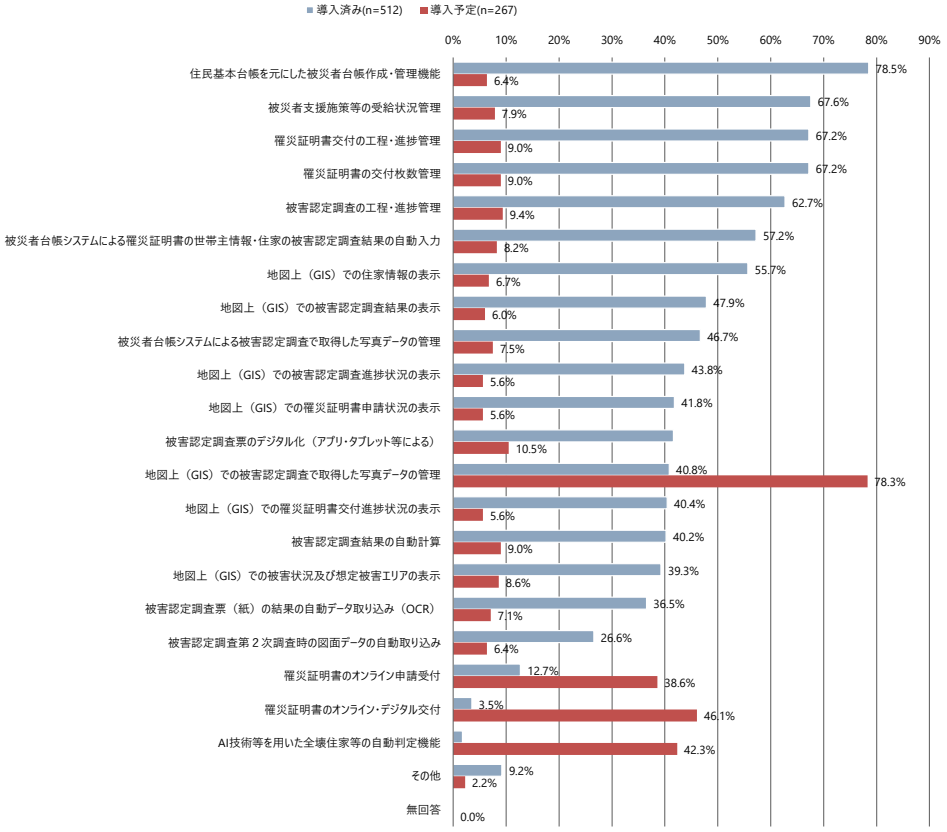

■被災者支援関連システムの導入状況

被災者支援関連システムを導入している自治体（ほぼ導入が確実である団体を含む）は、全国でおよそ39.0%となっており、導入を検討している団体はおよそ20.2%となっています。また、導入は2018年以降が多くなっています。

＊参考：クラウド型被災者支援システム（内閣府）

・内閣府では、被災者台帳の作成等の被災者支援手続のための基盤的なシステム（クラウド型被災者支援システム）を令和３年度から令和４年度にかけて開発し、地方公共団体情報システム機構（Ｊ－ＬＩＳ）において参加自治体を募り運用を開始した。

・当該システムでは、災害時における被災者台帳の作成管理、マイナンバーカードを活用した罹災証明書等の電子申請やコンビニ交付、平時における避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成管理機能等を搭載している。

・また、整備済みの専用システムとのデータ連携機能も搭載しており、既存のシステムを活用しつつ、電子申請・コンビニ交付等の一部の機能を活用する運用も可能となっている。

（クラウド型被災者支援システムの全体像）

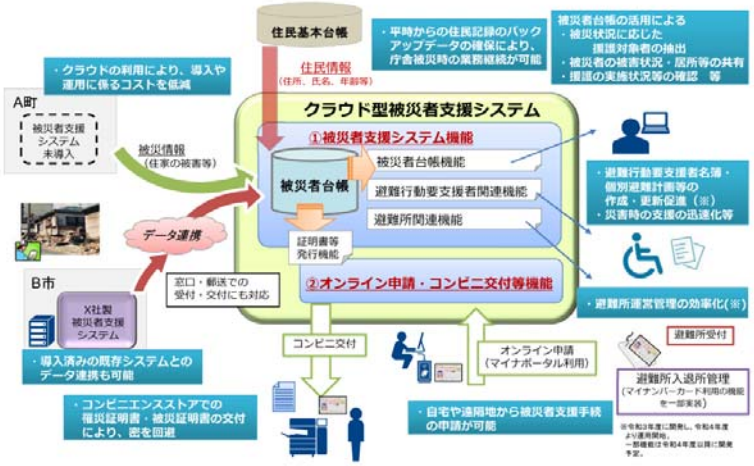

資料）「クラウド型被災者支援システムの整備の推進について」（令和３年11月16日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災デジタル・物資支援担当）、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）事務連絡）

■被災者支援関連システムの導入のきっかけ

システム導入の経緯については、「他自治体での災害発生状況やシステム導入の状況をみて」といった、自らの被災経験だけではなく他自治体の状況を踏まえてその必要性を感じて導入している例が多くなっています。また、関連する防災情報システムを更新するタイミングであったり、構築するシステムの仕様が地方財政措置に合致することをきっかけとした例もみられました。

既にシステムを導入した自治体では、他自治体が発災したことにより必要性を強く認識した事例がみられたほか、既存システムの更新のタイミングでこれまでの業務効率化に向けたノウハウを加えたシステムの導入を検討している自治体がみられます。

＊参考：被災者支援関連システム等の導入状況と導入意向

・システム導入のきっかけは、「他自治体での災害発生状況をみて事前対策を行うため」の割合が最も高く43.9%となっている。次いで、「他自治体で当該システムを導入していたため（災害応援・受援時の利用経験を含む）（29.8%）」、「災害を経験したため（23.3%）」となっている。

・また、その他の中では、災害対応システムの更新にあわせた導入やシステム導入時において都道府県による導入や地方財政措置を活用することで導入費用を低減できるタイミングであったことなどがあげられている。

（システム導入のきっかけ：その他の主な内容）

- 災害時要援護者の情報を管理・更新し、避難支援計画の立案等に用いるため導入。
- 標準的な災害対応ＤＸ化の推進と、（導入時に利用できた）有利な地方財政措置の活用の面を考慮。
- 県主導により構築したシステムであり、市町村は負担金を支払う形で運営されているため導入がしやすかった。
- システムを用いて被災者情報を関係職員が共有することで、事務処理時間の短縮や被災者への支援漏れや手続きの重複が起こらない環境を整え、被災者の負担軽減と的確な支援を実施するため。
- 庁内システムの統合等にあわせて導入した。

（システム導入のきっかけ）

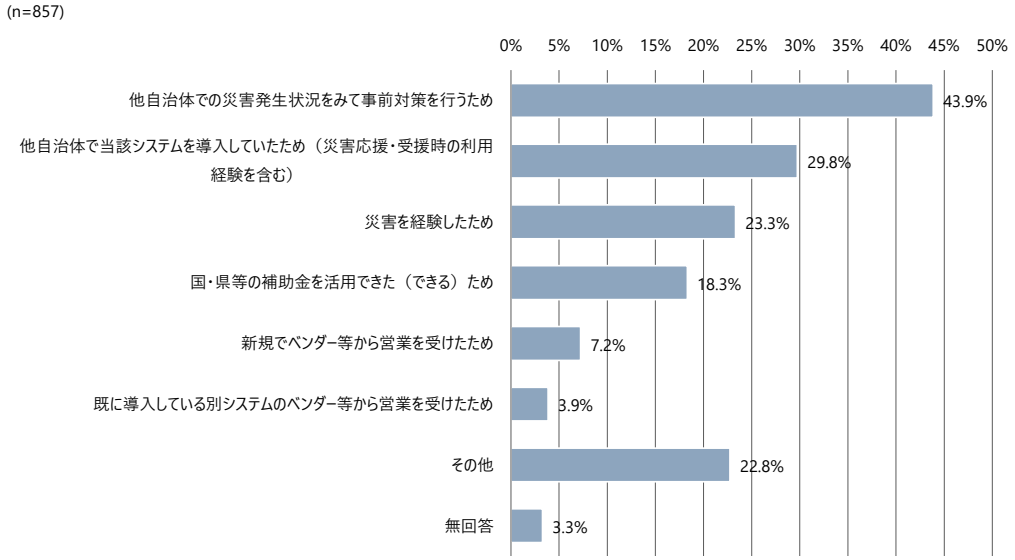

＊参考：被災者支援関連システムの導入の経緯（具体例）

（都道府県）
- 平成28年熊本地震において円滑な罹災証明書の交付が課題になった教訓を踏まえ、大規模災害発生時の迅速な被災者支援と、県内での円滑な応援・受援体制構築のため、県内全ての市町へ統一システムを導入する検討を開始した。
- 導入にあたっては、最初に導入に関する周知・合意形成を開始し、保守管理費用を支出する県内市町の協議会（以下、協議会）設立の準備を行った。
- 予算確保は合意形成と並行して実施した。

（市町村）
- 既存システムの更新のタイミングに、これまでの複数の大規模災害の被災経験を踏まえ、これまで調査や交付手続き業務の効率化に取り組んできた内容を、システムで実現できるようにすることを目的として、また、避難行動要支援者台帳に関する機能導入を検討していたことから、新たなシステム導入の検討を行った。
- 導入にあたっては、デジタル推進担当部署と税務部署が連携し、取り組んだ。

（市町村）
- 約10年前に導入していたシステムの運用が形骸化している中、平成28年熊本地震を契機に庁内の研修も含めた被害認定調査の体制を再構築するなかで新システムの導入を検討しており、市長に対してもシステム導入の必要性について繰り返し意見具申を行った。

■被災者支援関連システムによる効果

被災者支援関連システムの導入は、災害時におけるデータ管理の円滑化等の効果が期待されるだけでは無く、導入している先進自治体では、被害認定調査や罹災証明書交付業務の効率化・円滑化や被害認定調査や罹災証明書交付に関する業務プロセスを明確化することで、これまでのノウハウ継承に役立つといった指摘もなされています。

また、都道府県で統一システムを導入した場合には、同じシステムを利用することでの被

害認定調査の判定結果の市町村間での「ブレ」の抑制や、県内市町が相互応援した場合に応援職員が円滑に業務を実施できることを期待しているとの指摘もみられました。

＊参考：被災者支援関連システムの導入の効果（具体例）

（都道府県）
・実際に罹災した際に県内市町村で同一のシステムを構築していたことで、他県と比較しても罹災証明書の交付を早期に進めることができた。
（都道府県）
・大規模災害発生時の迅速な被災者支援と、県内での円滑な応援・受援体制構築のため、県内全ての市町へ統一システムの導入を行った。
（市町村）
・被災時にタブレットを活用した調査を実施したことで、再調査時に被災者と計算の仕方や具体的な被害の状況を確認しながら調査を行うことができ、結果的に再々調査依頼をゼロとすることができた。
（市町村）
・新システムでは、これまでのノウハウ継承も目指して構築していることから、被害認定調査や罹災証明書交付の業務の効率化をはかるとともに、調査体制の構築や全体マネジメントついても、必要なデータを容易に活用できるようにするなど、より効果的に実施できることを期待している。

■被災者支援関連システムの導入に関する留意点

被災者支援関連システムは、導入コストや維持管理コストがかかるため、予算確保が導入の課題となります。導入済みの団体では、

・平時利用可能なシステム等を活用する
・地方財政措置を活用する
・クラウド型システムとして維持管理コストを低減する

などの工夫を行いながら、予算確保を行っている事例があります。

また、都道府県が一括して導入している事例では、導入費用を都道府県と市町で負担することで、市町の費用負担を減らすとともに、都道府県の負担分についても各種補助金等を活用することで軽減している例があります。

その他、システム導入に関しては、各団体における業務プロセスの明確化とそれによる必要なシステム機能の明確化が必要との指摘もみられました。

また、発災時や発災後に導入するのでは無く、都道府県や近隣市町村の状況、庁内のDX化・防災対策等に関するシステム化の状況、さらにはシステムの構築から運用開始までに要する期間などを考慮しながら、導入のタイミングを検討することが必要です。

なお、システム導入は、システム担当部署が対応することも多いため、被害認定調査や罹災証明書を交付する担当部署と、システム担当部署が連携して取り組むことも重要となります。

＊参考：被災者支援関連システムの導入にあたっての障壁

・導入意向がありながら導入に至らない理由は、「予算・コストの問題（81.8%）」と「国や他自治体の動向を見極めてから判断したい（78.2%）」の2項目が突出して高い。

（導入に至らない理由）

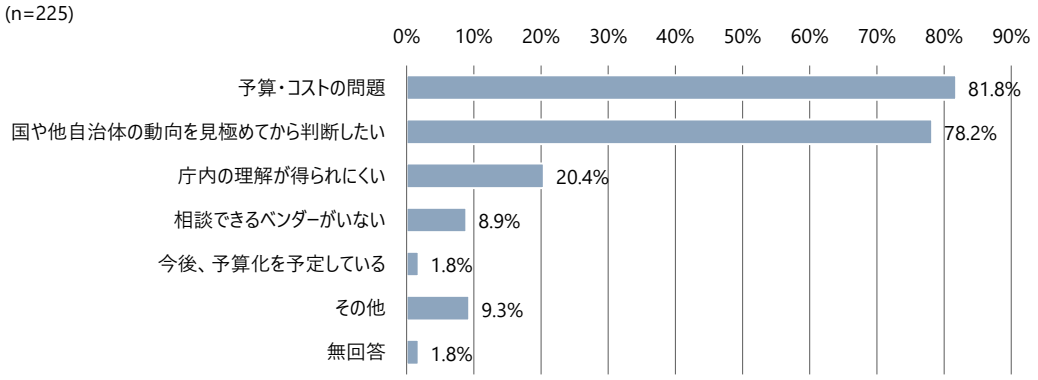

＊参考：被災者支援関連システムの導入に関する留意点（具体例）

（都道府県）

・システム導入費用については、国の緊急防災・減災事業債制度を活用し、地方債充当率100%、うち地方交付税交付金参入率（国負担）70%、残り30%を県負担として財源を確保した。これにより市町には財政負担がなかったため、導入が円滑に進んだと思われる。

（市町村）

・県内市町村が共通利用することで、県による導入費用を負担するとともに、ランニングコストについても県が一部負担することで市町村負担が小さくなると期待される。

（市町村）

・初期導入費用については、各種補助金等を活用してその費用の低減をはかるとともに、ランニングコストについてもできるだけ抑えるため、ＡＳＰタイプのサービスとした。

・ランニングコストについても、発災時のみ利用するシステムではコスト負担への説明が難しくなることから、要支援者台帳といった平時の防災対策への活用や、家屋評価などの日常業務への活用などもあわせて検討した。

（市町村）

・システム導入する場合には、庁内における被害認定調査や罹災証明書交付に関する業務フローを明確にした上で、適正なシステムを選択する必要がある。

・例えば、過去の災害経験を踏まえて調査チームの編成は手作業では時間がかかるため、経験年数や所属部署などでその組み合わせをシステム側で設定すると行った機能が必要、などということがわかる。

■被災者支援関連システムの利用の円滑化のための取組

被災者支援関連システムは、導入しただけではうまく機能させることができません。そのため平時の研修を実施することが必要です。

先進的な導入自治体では、県が中心となって研修を実施している例が見られました。シ

ステムは操作研修を一定期間実施していないと発災時に適切に利用することが難しくなるため、都道府県と連携したり他市町村と連携するなど、負担を極力軽減しながら定期的に訓練を行っていくことが必要です。

＊参考：被災者支援関連システムの利用の円滑化のための取組（具体例）

（都道府県）
- ベンダー企業との保守管理契約の一環として、ベンダー側が講師を派遣し、システム研修と実地研修を年1回ずつ実施している。
- システム研修では、住民から罹災証明書の申請が来たという設定の下、ダミーデータを利用し、申請の受付から証明書の発行までの一連のシステム操作を体験する。
- 実地研修は、３部構成になっており、①講師による被害認定調査についての座学講義、②行政施設の空き物件を利用した被害調査と調査票への入力、③復習も踏まえた複数名での判定結果の整合性についての検討会、の内容である。

（市町村）
- 被害認定調査の調査手法に関する実地研修を年に１回実施しているが、今後広域災害が発生した場合を見据えて、近隣市町村との共同の取組も想定している。

２．事前段階での調査計画の策定と体制の検討

災害が発生した際に住家被害認定調査及び罹災証明書の交付を円滑に進めるために、調査体制等についてあらかじめ定めておきます。

（この項目で検討する事項）
①担当部署と庁内応援体制
②災害時に必要な調査員の人員規模の算出
③被害認定調査の実務経験者の活用

①担当部署と庁内応援体制

- **地域防災計画に住家被害認定業務及び罹災証明書の交付業務並びにそれらの担当部署を位置づけます。**
- **地域防災計画等に基づき、担当部署、担当業務範囲（統括責任者、コーディネーター）を確定します（詳細は『第２章２．①被害認定調査の体制の設定』（p.62）参照）。**
  - ◇ 被害認定は、各種支援措置と密接に結びつく重要な業務であることを災害対策本部にも認識してもらい、必要なサポートを受けることも重要です。
    例：庁内他部局、消防部局との連携、他地方公共団体への応援要請、被災者からの相談（被害認定関連以外を含む）への対応方針等の全てを、担当部署だけで進めることはできません。
  - ◇ 罹災証明書のうち火災に起因するものについては、消防法による火災損害調査の結果に基づき、消防長又は消防署長がこれを交付している場合や、消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合であって、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、火災に起因するものの被害認定調査や罹災証明書の交付に関する事務について、あらかじめ担当部署及び担当業務範囲を明確化しておくことが望ましいです。
- **災害時に迅速に他市町村等へ応援を要請できるよう、本手引き等を参考に、地域防災計画で想定されている規模の災害が発生した場合に必要な調査員の人員規模を算出します。**

②災害時に必要な調査員の人員規模の算出

- **本手引き等を参考に、地域防災計画で想定されている規模の災害が発生した場合に必要な調査員の人員規模について、平時に算出しておきます。**
  - ◇ この結果をもとに、災害時に迅速に他市町村等へ応援を要請できるようにしておくことが望ましいです。

＊参考：目標期間内に調査を完了するために必要な人数を算出した例（愛知県岡崎市）

・岡崎市においては災害時(震災)において１ヶ月（休日を除き20日間）以内に調査を終えるという目標がある。
・一次調査(外観調査)について、１班２人で１日につき40棟を調査できると仮定すると、市内およそ18万棟の建物の調査に、225班450人が必要と試算されるが、実際に調査にあたるのは税務部職員が中心であり、発災後すぐに確保できる人員は今のところ40班80人が限度である。
・なお、試算の前提はあくまで最悪を想定したものであり、必要に応じ調査期間を見直すことも考えている。

③被害認定調査の実務経験者の活用

● **被害認定調査の実務経験者や税務課OB、調査員向け研修受講者を事前にリストアップしておきます。**

◇ 大規模災害等により、単独の市町村で被害認定を速やかに実施することが困難な場合には、地元の被害認定調査の実務経験者や税務課OBの活用も重要です。

◇ このため税務課OBや研修受講者をリストアップしておくことが望ましいです。

＊参考：庁内他部署からの応援に税務課OBを活用した事例（千葉県香取市）

・災害規模が大きく、税務課職員だけでは対応できなかったため、税務課を過去に経験して他部署に移動した職員を中心に庁内からの応援をうけた。これら応援職員の調整は、税務課から要望を出し、人事課で具体的な調整手配を行った。

３．受援体制の構築と事前の準備

特に大規模災害が発生した場合、被害認定調査や罹災証明書の交付を円滑に行うためには他の団体からの応援職員の受入れが必須です。そのためのネットワークづくりや受入のための体制整備を行います。

（この項目で検討する事項）
①受援体制の構築
②必要な応援職員数、職種、希望する条件などの明確化
③応援職員向けの研修体制
④資機材・宿泊場所等の確保
⑤協定団体とのネットワークの確保

①受援体制の構築

- **災害時に、円滑に受援を行うためには、受援の判断基準や具体的な手続きについて、「受援計画」等でまとめておくことが重要です。**
- **受援計画では、「庁内全体の受援担当者」「各業務担当課における受援担当者」「応援職員等の受入れ環境の確保」「受援対象とする業務の選定」「応援職員等の受入れに関する基本的な流れ」などを整理する必要があります。**
  - ◇ 内閣府において「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」を作成しており、これらの内容を参照することも一つの方法です。
    ＜市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き＞
    http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html
- **被害認定調査や罹災証明書交付を担当する部署では、庁内全体の受援担当者との役割分担や、応援職員等の受入れに関する基本的な流れを理解しておくとともに、受入環境の整備や、受援対象業務などについて整理しておくことが必要です。**
  - ◇ 応援要請については、通常、都道府県を経由して要請することとなります。そのため、各担当部署では、庁内全体の受援担当者を通して都道府県に対して必要な人員を応援要請することを理解しておくことが大切です。
  - ◇ 受入環境として、応援職員が作業を行う執務スペースの確保や指揮命令者の決定、必要な資機材や説明用のマニュアル等の準備が必要となります。
  - ◇ 受援対象業務についても、被害認定調査の現地調査、調査結果の取りまとめ、罹災証明書交付の窓口対応、会場整理など、具体的な業務項目として整理しておきます。
  - ◇ 受援計画を作成している団体では、こうした事前の受入環境等についてあらかじめ業務ごとに取りまとめている例があります。

＊参考:受援体制を構築していなかったことによる課題の例（令和２年度に実施した被災自治体に対するアンケート調査結果より）

・庁内で被害認定調査に関する知識や経験を有する職員が少なく、庁内のマネジメントもままならない状態の中、発災後約１ヶ月で調査を終了させるためには受援が必要であることは明らかであり、受援体制が整わないまま受け入れざるを得ない状況となり、現場の負担が大きかった。
・受援計画を定めていなかったため、具体的な業務ごとの必要人員数が算出できないまま応援要請をした結果、手持ち無沙汰となる職員が発生した。
・受入場所などが定まっていなかったことや、受入に関する業務を全て現場で判断していくこととなるため時間的なロスも発生した。

＊行政職員の受援体制の例（岩手県一関市）

・派遣職員の受け入れ手続き等については、職員課が所管し、実際の応援業務については、税務課が所管した。受け入れ日には職員課が出迎えを行い、説明会、市長からの激励、幹部職員への紹介を毎週行った。派遣元への帰庁時には副市長から感謝の言葉を伝えている。
・派遣受け入れ初日の午前中は、職員課主導で被災実態把握のために陸前高田・気仙沼等への視察等を行うこととしていた。午後には税務課から被害認定調査についての研修を「被害認定調査についての概要」を作成して実施した。翌日火曜日から金曜日まで被害認定調査に同行し、応援職員は金曜日に帰京した。

＊関係団体からの受援体制の例（福島県いわき市）

・建築士会から受援をしているが、建築士会で独自に研修を実施している他、市とも合同で研修を行うことで、被害程度の判定に関して相互にぶれがないように留意した。

＊Push型の応援の例（ネットワークおぢや）

・災害発生時に、会員団体が被災した場合、主に事務局がまず先遣隊として被災地に入り、必要と判断すれば、会員に対して応援依頼・応援調整を実施している。
・ネットワークおぢやでは、特に初動対応の迅速化の観点から、被災会員団体における被害認定調査のコーディネート・現地での調査支援を実施している。会員団体の調整後、ネットワークおぢやからの派遣職員と被災団体の職員が2名1組、ないしは3名1組のペアを組成し被害認定調査に従事することとしている。
・静岡県小山町への支援では、約1週間程度職員の派遣を行っている。また、東日本大震災時に液状化被害を受けた千葉県浦安市に対しては、派遣期間を2回に分けて、約1ヶ月にわたり職員派遣を行った。職員1名あたりでは約１～2週間程度派遣されている計算である。浦安市は、当時被害認定調査のノウハウがほぼなかったため、小千谷市、柏崎市、輪島市の経験豊富な職員を先遣隊として派遣し、被害認定調査全体をコーディネートした。
・先遣隊派遣の明確な基準はないが、地震の場合は会員団体の中で震度４以上の地震が発生した際は、必ず電話連絡をして被害状況の確認を行っている。現状、対象災害は、地震が中心となっている。なお、災害時の応援派遣については「災害時応援派遣に関する申し合わせについて」において、詳細に規定しており、応援期間はおおむね１ヶ月を目処としている。
・なお、小千谷市から職員を派遣する場合は、危機管理課に所属するかどうかにかかわらず、中越地震の際に被害認定調査を経験した職員を各課から集めて対応するこ

ととしている。
・また、当時の対応職員が講師を務める際には現役の税務課職員も立ち会わせて、いずれ講師になれるよう、経験知の継承に重点を置いている。

＊参考：応援職員の受入調整における留意事項（宮城県仙台市）

・応援職員の受入調整においては下記事項について留意する必要がある。
　○受入担当部署（応援を必要とする業務内容の把握）や責任者・担当者の決定（受入時の業務概要等についての研修を含む。）
　○連絡先の情報共有・調整
　○派遣職員メンバー表の管理（名簿、派遣期間、業務内容等）
　○派遣地方公共団体の事情（勤務時間や勤務日の制限等）の確認
　○レンタカーの必要性の有無
　○ケガ、事故があった場合の対応方法の事前周知と事後における派遣元への連絡
　○派遣元への経過報告、御礼

● 被害認定調査の現地調査の受援を想定する場合、応援職員の班編成の方法や班の中での役割分担について検討しておきます。

◇　他の地方公共団体からの応援職員については、応援職員の派遣期間が短い場合が多く引き継ぎが困難であることや、現地不案内などの観点から、原則、被災市町村の職員とセットで班を構成し対応します。

◇　地方公共団体以外の団体からの応援職員についても市町村の調査であることを明確にする観点から、原則、被災市町村職員が同行する形で対応します。

◇　班の中での役割分担については、応援職員の被害認定業務に係る経験も勘案して実施することが望ましいです。過去に業務経験がない場合には、写真撮影や計測などの調査補助を行うような役割分担をすることが想定されます。

◇　また、地方公共団体以外の団体からの応援職員については、その専門知識を活用して、被災者からの専門的な質問への対応や、非木造など専門的な判断が必要な外観目視調査の実施などの役割が考えられます。

＊被害認定調査の体制と応援職員の役割分担（岩手県一関市）

・平常時の家屋調査担当の税務課職員７名、うち２名の事務担当の体制で調査を実施した。被災直後は他課業務の応援を行っており、調査業務の開始は平成23年４月末であった。
・罹災証明書は調査と並行して税務課で交付した。被害認定調査は５名で２班編成できる体制であった。他課から家屋調査経験者10名程度を招集して臨時に調査班に組み込み、３～４班程度を構成した。調査は一関市の公用車を用い、１日あたり各班６～10世帯の調査を行った。
・事務担当者２名は、日中は窓口での調査受付・罹災証明書の交付を行い、夜間は調査結果の入力を行った（１日あたり100～200件のデータを入力）。
・平成23年８月の受援終了後も、引き続き被災世帯からの調査依頼があったことから、固定資産業務経験のある職員ＯＢ２名を専任の臨時職員として採用して対応した。
・地域理解の障壁もあるので、他自治体からの応援職員は一関市職員と混成チームで

構成し、最大10班程度の調査チームを編成して調査を実施した。
・現場での調査箇所の特定や調査票記入については一関市職員が主に行い、応援職員は写真撮影や測量などの調査補助および帰庁後の被害評価の入力・算定などの補助業務を行った。

＊被害認定調査の体制と応援職員の役割分担（福島県いわき市）

・他市町村からの応援職員は、地理的な要因からいわき市職員との間でペアを組み、調査を実施した。
・建築士会からの応援職員は、その専門的知識を活かし、いわき市職員とのペアで２次調査を実施した。建築士が部位毎の調査や建物の図面作成及び損壊箇所の記入を行い、いわき市職員が清書、点数表への記入、判定結果の記載等を行った。

＊被害認定調査の体制と応援職員の役割分担（千葉県香取市）

・応援職員の調査スキルが高かったことから、市職員は調査経験を問わず、現地案内・運転係として同伴する体制とした。

②必要な応援職員数、職種、希望する条件などの明確化

- **本手引き等を参考として、地域防災計画で想定されている規模の災害が発生した場合に必要な調査員や罹災証明書交付に必要な人員の人員規模を想定し、応援職員がどの程度の規模で必要となるかについても想定しておきます。**
- **あわせて、①で検討した応援職員に依頼する業務や役割を踏まえて希望する職種・条件等について整理しておきます。**
  - ◇ 被害認定調査の場合、過去の災害事例では、「被害認定調査の経験があること」や「税務・建築系の職員」など、具体的な内容や職種を提示し、受入れを実施したことにより効果的な調査を実現した例が多いため、できるだけ具体的な指定をすることが肝要です。

③応援職員向けの研修体制

- **応援職員に対して、業務に必要な情報の共有を行うための方法をあらかじめ定めておきます。**
  - ◇ 被害認定調査の場合、1日の業務の中で想定する情報共有ミーティングなどを活用します。

- **特に被害認定調査の場合で、調査経験等がない応援職員を受援した場合、応援職員向けに調査の基本的な内容についての研修が必要となります。この研修は応援職員の交代毎に必要となりますので、あらかじめ研修の資料や研修の方法等について定めておく必要があります。**
  - ◇ 基本的には、自らの団体職員向けの研修と同様の体制となりますが、定期的な研修が必要となるため、研修を行う担当者はあらかじめ明確にしておきます（第2章4．参

照)。

④資機材・宿泊場所等の確保

- **資機材については、あらかじめ用意できる内容について検討し、用意が難しい物は応援職員の持参を原則とします。**
  - ◇ 基本的に被害認定調査の班単位で利用するような下げ振り、コンベックスなどは被災団体側であらかじめ用意しておきます。その他ヘルメット等個人で利用する物は、応援団体からの持参を想定し、あらかじめ持参を要請する物として整理した上で、応援要請依頼時に、その旨伝達します。
  - ◇ 交通手段についても、多くは被災団体側で用意しており、不足する場合にはレンタカー等を活用している例があります。応援団体側の公用車等を利用した例もありますが、あくまで応急措置として実施されたもので、基本的にはあらかじめ用意しておくことを前提としましょう。
- **宿泊場所について、近年の災害では応援団体側が用意・手配することが基本となっていますが、被災地では、宿舎の確保が非常に困難となりますので、あらかじめ宿泊可能施設などについては、リストアップしておくと、応援依頼もスムーズになります。**

＊資機材や宿泊場所の確保の状況（岩手県一関市）

- 応援職員の宿泊場所は、豊島区は区が独自に確保し、赤穂市・田辺市は少人数であったため一関市の職員課が手配した。
- 調査機材については、税務課で確保できないものもあったので、長靴、防災服、ヘルメット等は持参してもらうことが望ましかった。

⑤協定締結団体のネットワークの確保

- **大規模な災害が発生した場合、被害認定業務は短期間で非常に多くの人員を必要とするため、他の地方公共団体からの応援がないと円滑に実施できない可能性があります。このような場合に、他の地方公共団体からの応援を受けることが重要となります。**
  - ◇ 過去の災害においても、他の地方公共団体から応援を受けている被災地方公共団体が多数あります。

＊参考：都道府県による市町村の相互応援態勢の構築・実施（新潟県・村上市）

- 令和元年山形県沖地震の村上市における被害認定調査の際に、村上市からの要請と新潟県による調整を経て、事前に構築した新潟県・県下市町村・有識者の相互応援態勢「チームにいがた」を通じ、県下自治体から現地調査員を派遣した。
- 有識者・企業で構成された生活再建支援連携体の現場派遣者が現地に常駐し、実地研修や調査時の相談に応じた。
- タブレット端末による調査票入力・処理の簡略化や、ドローン撮影による視認が難しい屋根等の被害状況の確認が採用された。
- 県は調査計画立案等のマネジメント業務に職員を派遣するとともに、調査時の疑

問点をQ&A集にまとめるなど、後方支援を行った。

● **実際に地方公共団体からの応援を受ける場合のパターンは、大きく「被災自治体からの応援要請に基づく応援」による場合と、「応援自治体の判断による応援（いわゆるPush型応援）」の２つに分かれます。**

◇　実際の応援のきっかけとしては、友好都市提携によるものや、歴史的な経緯によるものなど、様々です。

● **いずれにしても、応援要請のきっかけや実際の応援のきっかけの一つとして、災害時応援協定を締結していることが大きなポイントの一つとなっており、災害時応援協定の締結を進めていくことも、相互応援体制の構築の上で重要です。協定を締結する際、同時被災にも考慮して、遠隔地の自治体とも協定を締結していくことが大規模災害時にも有効です。**

＊参考：地方公共団体の応援・受援のきっかけの例（岩手県一関市）

・豊島区による応援は、義士親善友好都市交流会議を通した災害時応援協定（平成13年締結）に基づき、豊島区からの申し出を受け、一関市から派遣要請を行った。
・赤穂市による応援は、義士親善友好都市交流会議を通した災害時応援協定（平成18年締結）に基づき、赤穂市からの申し出を受け、一関市から派遣要請を行った。
・田辺市による応援は、全国市長会に対して短期派遣を申請していた友好都市の田辺市（一関市と合併前の旧室根村と昭和58年に友好都市提携）に対し、一関市から派遣要請を行った。

＊参考：地方公共団体の応援・受援のきっかけの例（福島県いわき市）

・東日本大震災では、姉妹都市協定を受けている自治体の他、中核市間の相互応援協定や総務省スキームによる派遣により受援をしている。

＊参考：協定締結のきっかけ（岩手県一関市）

・田辺市からの応援は合併前の室根村との友好都市連携、豊島区、赤穂市からの応援は義士親善友好都市交流会議がきっかけ。東日本大震災後、義士親善友好都市交流会議に基づいて、応援の実績があった豊島区、西尾市などを含めて、平成25年に広域自治体間での災害時相互応援協定を締結した。

＊参考：協定締結の状況（岩手県一関市）

・被災が広範囲にわたり、隣接自治体も被害を受けていたため、遠隔の自治体から応援を受けることができる協定は有効であった。

● **災害時相互応援協定は、被害認定業務に特化した内容でなくとも、その内容に基づいて被害認定業務についても応援・受援が可能です。**

◇　新たに協定を締結する場合には、応援要員の派遣だけでなく、資機材（下げ振り、デ

ジタルカメラ等）や移動手段等の面でも支援を受けられるようにしておくと良いでしょう。

◇ 住家の被害調査等の実施に必要な人員の確保に関し、法に基づく職員派遣（法第2章第4節）又は応援（法第67条等）の規定を活用することが可能です（『第2章2. ④★応援職員の要請』(p.69)）。

◇ 災害を受けた地方公共団体の要請等により行った被災地域の応援等に要した経費については、特別交付税の算定の対象となります（『第2章2. ④★応援職員の要請』(p.69)）。

● なお、最近の災害事例では、「応急対策職員派遣制度」の活用事例が多くなっていますが、当該制度は、要請から応援職員の到着まで一定程度の期間を要します。一方で、個別に協定を締結している近隣自治体等がある場合、要請から受援開始までを比較的短期間で実施できることも考えられることから、災害の規模に応じて、両者を組み合わせることが重要となります。

● また、過去の災害では、建築士会や建築家協会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会などの関係団体からの応援を受けており、受援体制を構築する観点から、こうした団体とあらかじめ協定を締結することが有効です。

◇ 被害認定調査業務に関して、建築関係団体及び土地家屋調査士会と、罹災証明書交付に関する各種相談対応等に関して、各県の行政書士会と、それぞれ協定を締結した例があります。

◇ 民間団体等に住家被害認定調査業務を委託する場合には、委託先へ任せきりにせず、市町村としても調査結果のチェック等を行う必要があります。

● 関係団体との協定締結にあたっては、具体的な実施業務や役割分担、資機材の確保に関する役割分担、具体的な費用等について明確にしておくことが、円滑な受援を行う上でも重要です。

＊参考：災害時における関係機関からの受援事例（常総市）

・常総市では、第2次調査について茨城土地家屋調査士会（平均10人/日、延べ60人/日）及び茨城県建築士会（随時）が協力を実施した

＊参考：市町村と土地家屋士調査士会協定事例（静岡県内市町村）

・協定では、土地家屋調査士会と市町が連携して被害認定調査にあたること、罹災証明に関する住民からの相談対応補助を実施することを規定している。経費については、人件費は負担せず、資機材の費用負担のみを市町負担とし、研修会を年1回開催することを協定内に明記している。

＊参考：土地家屋調査士会と自治体間の防災協定の締結状況（土地家屋調査士会）

（平成27年10月1日現在）

都道府県	締結団体数	締結先
北海道	1	札幌市
福島県	5	福島市、郡山市、東白川郡棚倉町、会津若松市、会津美里町
茨城県	1	**茨城県**
埼玉県	23	さいたま市、所沢市、川口市、坂戸市、ふじみ野市、秩父市、加須市、越生町、小鹿野町、戸田市、鴻巣市、横瀬町、皆野町、羽生市、行田市、吉川市、東松山市、三郷市、蕨市、熊谷市、深谷市、寄居町、長瀞町
千葉県	38	千葉市、銚子市、市川市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、芝山町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、長生村
東京都	5	**東京都**、葛飾区、日野市、大田区、台東区
新潟県	3	**新潟県**、新潟市、上越市（県、市とも災害支援協定）
富山県	1	射水市
石川県	1	金沢市
福井県	5	福井市、坂井市、敦賀市、越前市、鯖江市
山梨県	27	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、北杜市、山梨市、笛吹市、甲州市、富士吉田市、昭和町、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、早川町、西桂町、富士河口湖町、道志村、小菅村、丹波山村、山中湖村、忍野村、鳴沢村
岐阜県	43	**岐阜県**、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、東白川村、白川村
静岡県	36	**静岡県**、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	42	豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、碧南市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、弥富市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	18	**三重県**、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀宝町
滋賀県	1	**滋賀県**
大阪府	2	吹田市、茨木市
和歌山県	1	**和歌山県**
鳥取県	1	**鳥取県**
広島県	3	呉市、福山市、東広島市
徳島県	1	**徳島県**
愛媛県	20	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	1	高知市
長崎県	4	**長崎県**、長崎市、諫早市、島原市、
熊本県	2	**熊本県**、熊本市
大分県	1	**大分県**
宮崎県	1	**宮崎県**
鹿児島県	4	伊佐市、霧島市、姶良市、湧水町
合計	291	

注）公嘱協会・支部等が締結主体のものも含む。太字は都道府県。

資料）日本土地家屋調査士会連合会「土地家屋調査士白書2016」

● 相互応援協定に限らず、過去に被災経験のある自治体からの受援は、被害認定調査も含めた災害対応業務全般について非常に有効です。

＊参考：ネットワークおぢやの概要

・平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震を契機として、災害現場で得た教訓や知識を収集・記録・発信することを目的として、関係者間のネットワーク組織「中越大震災ネットワークおぢや」を平成17年10月に任意団体として設立
・趣旨は中越地震時、災害対応経験のある自治体からの適切なアドバイスでよりよい対応へとつながった経験を踏まえ、災害時の初動対応体制の確立に重点を置いており、被害認定調査の支援も行っている。

（令和元年6月1日現在）

都道府県	加入自治体（都道府県・区市町村）
東京都	杉並区、国分寺市、多摩市、あきる野市、日野市、町田市、狛江市
神奈川県	南足柄市、小田原市、開成町、秦野市、座間市
茨城県	守谷市、取手市、日立市、土浦市、常総市
栃木県	大田原市
埼玉県	戸田市、草加市、八潮市、所沢市、深谷市、三郷市
群馬県	太田市、大泉町
山梨県	南アルプス市、上野原市、富士川町、北杜市
和歌山県	有田川町
三重県	松阪市、四日市市、津市、伊勢市
兵庫県	神戸市
福島県	只見町、北塩原村、南相馬市、浪江町
新潟県	新潟市、三条市、十日町市、見附市、燕市、妙高市、湯沢町、加茂市、長岡市、柏崎市、出雲崎町、津南町
長野県	飯田市、喬木村、阿南町
奈良県	**奈良県**
千葉県	浦安市、流山市、四街道市
富山県	富山市
静岡県	富士市、裾野市、小山町、御殿場市、富士宮市、磐田市、焼津市、三島市、藤枝市、袋井市
石川県	穴水町、輪島市、小松市、かほく市、金沢市、野々市市、内灘町
愛知県	田原市、清須市、新城市
愛媛県	今治市
大阪府	大阪市
福岡県	北九州市
岩手県	久慈市
岐阜県	関市

注）事務局：新潟県小千谷市、常葉大学
資料）ネットワークおぢやウェブサイトより作成

・活動として、まずネットワークおぢや会員団体に対する研修会の開催がある。内容には災害対応に係る全般の研修と被害認定調査研修の２種類を実施している。
・また、会員団体が被災した際に、主に事務局がまず先遣隊として被災地に入り、必要性を判断した上で、ネットワークおぢや会員団体内で調整し、人的応援を実施している。先遣隊派遣時の旅費等は、ネットワークおぢやの財源から拠出し、応援職員派遣や被災団体での活動に係る費用は派遣元団体の負担としている。

● **協定は締結するだけではなく、当事者間で定期的に内容を確認する等、平時から協定の実効性を高める取組みを行います。**

◇　連絡先の定期的な確認等による連絡体制の維持が最も重要です。

◇　その上で、協定団体との協力による訓練の実施や被害認定業務に対する理解を深めるための実地研修会の開催も、協定の実効性を高めるために有効です。

◇　各都道府県が主催する研修の他、市町村相互で研修を実施している例もみられます。

＊応援･受援を想定した図上訓練の実施（九都県市及び関西広域連合）

・九都県市では、毎年図上訓練を実施しているが、平成27年度は、関西広域連合から受援をする場合の調整を中心とした訓練を実施した。
・具体的には、以下の３点を目的としている
　－九都県市相互応援に関する協定に基づく九都県市相互及び関西広域連合､防災関係機関等との連携の検証
　－各都県市の地域防災計画､防災関係機関の作成する災害応急対策に係る規定等の課題の抽出
　－各都県市災害対策本部等における情報収集・分析・判断等の対応能力の養成
・訓練では、関西広域連合との相互連携や九都県市間での情報収集、救援物資･資機材搬送調整などの項目で実施した。

＊参考：災害対応研修（ネットワークおぢや）

・研修会は、被害認定調査に関する研修会と災害対応全般に関する研修会の２種類を実施している。いずれも対象は会員団体に限定せず、非会員団体も対象としており、費用は5,000円／人としている（会員は無料）。
・災害対応研修では、主に大規模災害を経験した自治体職員、首長等を招いてのシンポジウム、パネルディスカッションを実施し、開催地も持ち回りとしている。
・被害認定調査研修会では、新潟県中越地震で実際に被災した家屋を保存したものを活用して、実地研修を実施している。実地研修の都合上、雪深くなる前の10月～11月頃に毎年開催している。
・過去の研修参加状況をみると、研修参加者は会員数の増加に比例して増えており、平成27年度は２日間の合計で76名が参加している。
・日程は２日間であるが、１日完結の内容で、同じ内容を２回にわたり実施している。1日の研修のうち、午前中は座学で、午後は実地研修、その後また屋内に戻ってフォローを行い、終了となる。丸一日かけて研修を行うが、それでも時間は不足しており、次年度は一泊二日の研修形態での実施を予定している。

開催時期	参加者数 （※括弧内は内、非会員参加者数）	会員数
平成21年11月20日	49（0）	59
平成22年10月29～30日	69（16）	58
平成24年10月25～26日	60（2）	67
平成25年10月10～11日	60（0）	70
平成26年6月16～17日	49（2）	75
平成27年10月１～2日	76（8）	76

資料）小千谷市資料を元に作成

４．応援体制の構築と事前の準備

応援要請を受けた場合に、迅速に応援職員を派遣し、また応援先でも適切な支援を行うためには、応援団体側でも応援に向けた体制構築と事前準備を行っておくことが重要となります。

（この項目で検討する事項）
①応援体制の構築
②資機材等の事前準備
③派遣職員の管理

①応援体制の構築

- **他の地方公共団体から応援要請を受ける窓口や、被害認定調査・罹災証明書交付に係る応援職員の募集・調整の担当部署や方法についてあらかじめ定めておくと、応援要請を受けた場合の対応がスムーズになります。**
  - ◇ 過去の大規模災害における応援では、被害認定調査業務の応援に係る人員調整の場合は、人事担当部署か防災担当部署のいずれかが担っている場合が多いです。また、具体の人員の募集や派遣については、これら2部署に加えて税務担当部署を含めた3部署のいずれかが担っている団体が多くなっています。一方、罹災証明書交付業務の応援については、調整や募集・選定・派遣まで防災担当部署や人事担当部署が担っている団体が多くなっています。
  - ◇ 応援職員の募集について、罹災証明書交付業務に係る派遣職員を募集する場合は、庁内から部署にかかわらず指名していることが多いですが、被害認定調査業務に係る派遣職員を募集する場合は、担当課の中で指名している場合もあります。
  - ◇ 受援団体側の負担等を考えると、特に被害認定調査に関する応援職員は、可能な限り被害認定調査や税の建物調査に関する知識や経験を有する職員を選定することが重要で、過去の税務経験者なども把握しておくと、より円滑な選定につながります。

- **その他、協定締結先団体などで応援要請がなくても応援が必要と想定される場合には、先遣隊の構成や派遣方法などについても定めておきます。**

＊参考：応援手続きで定めておく内容例

1. 応援手続き
　①応援実施の判断
　・先方からの応援要請に基づいて実施
　・被害程度が○○と想定される場合は、応援要請がない場合でも先遣隊を派遣。その内容に基づいて応援の必要性を判断。
　　※先遣隊の構成（○○課　○人・・・・・）
　　※先遣隊の移動手段（公用車○台・・・・）

※先遣隊の必要物資（食料　○○人○○日分・・・・・）
②応援方法
・職員の選定の方法（業務内容に合わせて○○課にて選定）
・職員の持参物資（食料○○人・・・・）
・応援職員の移動手段

＊参考：過去の応援団体における応援職員募集方法

・過去の応援団体では、被害認定調査に関する業務の場合は「担当課の中で派遣職員を指名」する割合が高く、専門知見や経験を重視する傾向が見て取れる。一方で、罹災証明書交付業務については、担当課にかかわらず庁内から指名、担当課にかかわらず庁内から公募とする割合が高く、経験等に左右されず幅広く募集している。

＊参考：過去の応援団体における応援体制構築例

（千葉県千葉市）
・応援先との調整は、先方のニーズを把握する観点から防災担当が行い、その結果を基に人事担当が全庁的に応援職員の照会を行う体制としている。
・房総半島台風の場合、被害認定調査のために派遣する職員は固定資産税に関する業務の経験者から募集した。
・派遣日数は遠方で長期派遣を希望されれば１週間を目安として職員を派遣し、日帰りでいける場合には毎日職員を交代するようにしている。
（東京都杉並区）
・全職員の被害認定調査経験や罹災証明書交付経験、他自治体の応援経験などを人事部で一括管理し、応援職員の派遣も人事部で主導している。

②資機材の事前準備

- **応援時、自らが利用する資機材については持参するよう要請を受けることが多いため、あらかじめ持参する資機材については用意しておきます。**
- **なお、宿泊場所については、応援団体が被災地近隣のホテル等を手配します。**

◇ 過去の大規模災害における応援団体では、半数近くが被害認定調査に必要となる資機材や車両を持参しています。また、職員用の飲料や食料についても3割程度の団体が持参しています。

◇ このうち、資機材や車両については、応援のために新たに調達するのではなく、応援団体が元々保有していた資機材等を持参している事例が多いことから、平時の備蓄が重要となります。

＊参考：過去の応援団体における持参している資機材の状況

・過去の応援団体では、被害認定調査に必要となる資機材については半数以上の団体で持参しており、ほとんどの団体が自団体で保有している資機材を持参している。

＊参考：応援に必要な資機材について（千葉県千葉市）

・応援先からの要望は特になく、千葉市側で必要となりそうな物を想定し、市が被災した時のためや応援のために備えてある資機材の中から組み合わせて持ち出した。
・房総半島台風や東日本台風では千葉市も被災したため、下げ振りは追加で購入する必要があった。

③派遣職員の管理

● 派遣職員が交代する場合の引き継ぎについては、受援団体側で実施する場合もありますが、受援団体の負荷を軽減する観点からは応援団体側で実施することが望ましく、あらかじめ引き継ぎ方法について定めておくことが重要です。

◇ 過去の大規模災害における応援団体では、交代時に口頭による引き継ぎで対応している団体が多くなっていますが、より正確に引き継ぐために、引継書などの文書による引き継ぎを行うことが重要です。

◇ 受援団体からは、応援団体による引き継ぎや自主的な管理が負担の軽減につながり、結果円滑な受援につながったという意見も多く見られます。

＊参考：過去の応援団体における業務引き継ぎのための取組例

・過去の応援団体では、半数近くの団体で、口頭による引き継ぎを徹底している。

＊参考：応援団体職員による引き継ぎの実施（千葉県千葉市）

・房総半島台風の応援では、原則職員は日帰りであり毎日入れ替わったため、税制課を引き継ぎ情報の集約先とし、応援職員は必ず出発前と帰庁時に税制課とのミーティングを行うことで、課題や引き継ぎ事項を伝達することとした。

● 派遣職員の心身の健康管理や業務状況を把握するため、職員管理の体制を整えておくことも考えられます。

◇ 過去の大規模災害における応援団体では、短期間の派遣の場合こうした職員管理を行っていない団体が多くを占めますが、日報等の入力・報告による管理を行った団体も一定数あります。その他、応援職員同士で日常会話をする機会を設けるなどの取組みも見られました。

＊参考：過去の応援団体における業務引き継ぎのための取組例

・過去の応援団体では、４割程度の団体が日報等の入力・報告により日々の業務管理を行っているが、特に取組を行っていない団体も一定数存在している。

５．資機材等の準備

発災後、円滑に調査を行えるよう、平時から資機材等を用意しておきます。

（この項目で検討する事項）
①災害特性に応じた資機材等の準備
②資機材等の管理

①災害特性に応じた資機材等の準備

- **被害認定調査に必要な資機材を用意しておきます。調査を行う人員規模を見積もっている場合は、当該人員数の分は用意しておきます。**
  （資機材等の準備については、『第２章３．②調査資機材の調達』（p. 71）を参照してください。）
  - ◇ 他部署の備品を活用する場合は、あらかじめリストアップしておき、速やかに借用できるようにしておきます。

②資機材等の管理

- **準備しておいた資機材が、いざという時に使えるよう、適切に管理します。**
  - ◇ 定期的に資機材を使用する等し、点検しておきます。
  - ◇ その際、特にバッテリー等の経年劣化する資機材については状態を確認します。

６．研修等

発災後、円滑に調査を実施するため、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付業務に関する手順をマニュアルとして整理し、研修等によって職員に周知します。

（この項目で検討する事項）
①罹災証明書に関するマニュアル等の整備
②調査員向け研修
③コーディネーター向け研修
④訓練
⑤被災地方公共団体への応援による調査実務の習熟
⑥研修修了者の名簿への登録

①罹災証明書に関するマニュアル等の整備

- **被害認定調査や罹災証明書の交付業務の手順をマニュアルに整理します。**
  - ◇ 罹災証明書の交付に関連した業務（住家の被害認定調査、及び交付業務に係る各種業務（広報、会場設営等））について、対応体制、実施事項、必要な資機材等を簡潔にまとめておきます。

＊参考：市町村が作成したマニュアルの例（神奈川県横須賀市）

・罹災証明書交付に関する業務のうち、住家被害認定調査に関する内容にフォーカスしており、調査業務のポイントが具体的に記載されている。
　○調査体制
　○調査に必要な人員規模の計算
　○応援職員の手配（１週間程度の応援が望ましい旨等の留意点についても記載）
　○班編成の考え方
　○調査時の持ち物
　○調査員の１日のスケジュール
　○写真の撮影方法（１枚目は調査票番号、２枚目は調査した家屋の確認や「一見全壊」判定の根拠のために家屋全景を撮影、３枚目以降は判定根拠となる被害箇所を撮影）
　○調査済証の様式

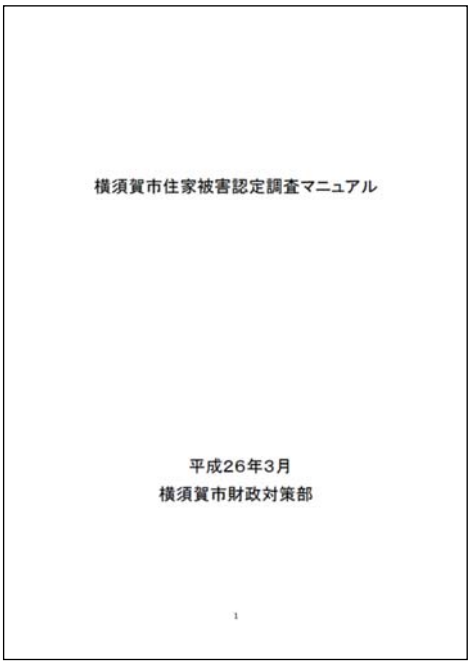
横須賀市住家被害認定調査マニュアル

平成26年3月
横須賀市財政対策部

1

(2)住家被害認定調査体制の設定(平成 25 年 10 月1日現在)
①体制

災害対策本部　総合対策部(危機管理課)が事務局である。

財政対策部　対策部長:財政部長　副対策部長:市税担当部長

※財政班　※財産班　※資材調達・管理班　※「巻末の1」参照

被害家屋調査班(調査人数:計 107 名)

総括者　資産税課長

副総括者　納税課長・市民税課長

コーディネーター　資産税課係長6名・納税課係長2名・市民税課係長2名
応援人材コーディネーター　(計 10 名)

地域チーム　(計7名、調査班長と兼任)

調査班 ・班長 ・班員 計3名　調査班 ・班長 ・班員 計3名　調査班 ・班長 ・班員 計3名　調査班 ・班長 ・班員 計3名　……　データ処理班 内部事務処理班 計 10 名

調査班 28 班 84 名

②被害家屋調査班における対応人数

	職場待機職員	住家被害認定調査員	合計	本部付応援職員	合計
納税課	9	41	50	7	57
市民税課	6	26	32	5	37
資産税課	5	40	45	3	48
合計	20	107	127	15	142

※3課長は、住家被害認定調査員に含まれているが、状況に応じて通常業務(職場待機職員の業務)も行なう。

9

（横須賀市のマニュアル）

＊参考：罹災証明書業務の手順を地域防災計画に規定した例（神奈川県伊勢原市、兵庫県高砂市）

・神奈川県伊勢原市及び兵庫県高砂市では、地域防災計画の中で、罹災証明書の交付、生活再建の支援について記載している。
・伊勢原市地域防災計画
　http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2013050100031/file_contents/02_.pdf
・高砂市地域防災計画
　（風水害等対策編）
　http://www.city.takasago.lg.jp/index.cfm/19,56506,188,921,html
　（地震対策編）
　http://www.city.takasago.lg.jp/index.cfm/19,56506,188,921,html

＊参考：罹災証明書の交付に関する要綱の例（岡山県赤磐市）

・罹災証明書等の交付に関し以下に示す事項等を定めている。
①証明書の交付の対象となるものは、罹災した住家又は非住家の不動産、動産その他これらに付随するものであること
②罹災証明書の交付を受けようとするものは、罹災証明書・罹災届出証明書申請書に罹災状況が確認できる書類等を添付して、市長に申請しなければならないこと、及び当該申請書の様式
③内閣府の運用指針に従った調査を行うこと

出典：赤磐市罹災証明書等交付要綱、http://www1.g-reiki.net/akaiwa_reiki/reiki_honbun/r137RG00001135.html

②調査員向け研修

● **被害認定調査から罹災証明書の交付に至るまでの業務内容を職員に周知・徹底するため、研修を行います。**

◇ 実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるように努めることが重要です。

◇ 都道府県が市町村を対象とした研修を行う場合は、内閣府の担当職員又は独立行政法人都市再生機構の職員（内閣府との協定※に基づく。）を説明者として派遣することも可能です。（「災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定について」（令和2年6月19日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知））

＊参考：内閣府担当者による研修の例（新潟県）

・内閣府（防災担当）担当者に講師を依頼し、被害認定調査に係る研修を、平成26年２月に新潟県新潟市で実施した。

（研修の様子）

＊参考：広域連合団体による研修の例（関西広域連合。ただし鳥取県は含まず。）

・関西広域連合構成団体職員の災害対応能力の向上を図るため、構成団体内の防災担当職員等を対象とした専門的な研修を実施している。
・「家屋被害認定業務研修」については、平成24年度に大阪府、平成25年度に大阪市、平成26年度に兵庫県で開催した。
・関西広域連合として研修を実施することで、関西全体の防災力の向上と各構成団体の負担を軽減できるメリットがある。

＊参考：市主催の研修の例（愛媛県松山市）

・平成25年12月、松山市は、松山市住家等被害調査員、県内市町防災担当職員、及び愛媛県土地家屋調査士会を対象に、災害時の被災者支援や復興推進に必要な家屋被害の調査方法を学ぶ研修会を実施した。

＊参考：民間企業による研修

・地方公共団体職員を対象に模型を使用した住家被害認定調査に関する研修を行っている民間企業もある。

③コーディネーター向け研修

● 調査員とは別にコーディネーター向けの研修を行います。

◇「調査員向け研修」では、主に現場に赴き調査等の実作業を行う職員を対象に、各作業の実施手順や資機材の取扱い方、及び被害の判定方法を研修しますが、「コーディネーター向け研修」では、被害認定調査から罹災証明書の交付に至るまでの業務の全体像を俯瞰し、業務を管理する観点から重要な点（調査の進捗管理、1日のスケジュール管理、調査員の安全管理等）に重きを置きます。

＊参考：研修の事例（東京都）

・東京都では、区市町村職員を対象に、り災証明書交付業務に係る建物被害認定調査から被災者台帳の利活用までをマネジメントできる中核的職員の育成を目的として、「被災者生活再建支援業務マネジメント研修」を実施した。

・日程：平成26年６月～平成27年２月
・内容：被災者生活再建支援に係る一連の各業務をマネジメントする観点から以下の研修を７回に分けて実施。
　第１回　プロジェクトマネジメントの全体像
　第２回　建物被害認定調査
　第３回　調査票のデジタルデータ化
　第４回　り災証明書発行データベース構築及びり災証明書申請受付・発行
　第５回　り災証明書発行マネジメント
　第６回　被災者生活再建支援
　特別回　WBS（Work Breakdown Structure）とりまとめ報告会

④訓練

● 研修で得た知識の定着を図るため、訓練を行います。

＊参考：システムを用いた訓練（東京都）

概要：東京都の総合防災訓練の中で、都独自の被災者生活再建支援システムを活用し、住家被害の認定からり災証明書の交付まで、生活再建支援の全体像がわかる訓練を実施。訓練では、区市町村の職員及び東京消防庁等の協力を得て、住民が実際に住家被害認定調査等を体験できる形で実施した。

実績：平成24年度東京都・目黒区合同総合防災訓練
平成25年度東京都・あきる野市合同総合防災訓練
平成26年度東京都・杉並区合同総合防災訓練

（訓練の様子）

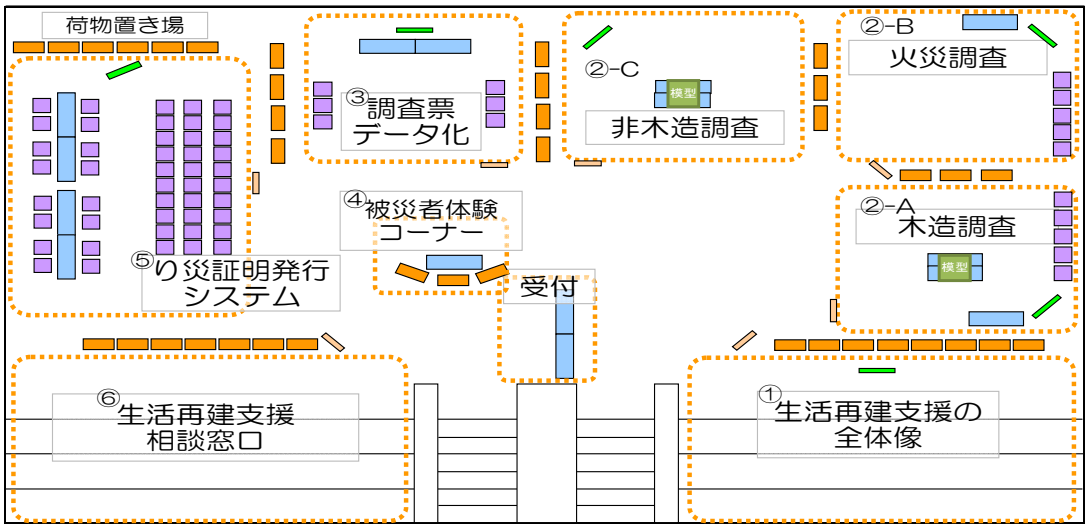

（会場レイアウト）

＊参考：マニュアルの内容を確認する訓練の例（新潟県三条市）

・被災家屋の調査について、被害状況等を取りまとめた「防災情報」をもとに、地図等で場所を確認し、職員の出動体制を整える内容の訓練を実施している。
・各自がマニュアルに定められた自分の役割に基づき対応する。特段、講師役の職員というものはいない。

＊参考：住民対応に関する訓練の例（新潟県魚沼市）

・訓練は、住民への聞き取り対応時の流れや聞き漏らしてはいけない項目等を、調査様式を用いながら確認する内容である。講師は平成23年７月新潟・福島豪雨災害で被害調査を経験した税務課職員（当時対応した職員のうち現職で残っている者）が担当している。
・平成23年７月新潟・福島豪雨災害を踏まえ作成した家屋調査のマニュアルに、被害調査に使用する様式等が掲載されており、当該様式を用いて訓練を行っている。

⑤被災地方公共団体への応援による調査実務の習熟

● 被災地方公共団体へ応援職員を積極的に派遣し、実務経験を積みます。

◇ 被災した地方公共団体から応援を要請された際には、できる限り応じるようにします。

◇ また、同一都道府県内で大きな被害を受けた自治体がある場合には、要請を待たずに応援の申し出をすることも考えられます。

◇ 調査実務の経験者がいる地方公共団体については、経験者と未経験者を組み合わせる形で派遣すると良いと考えられます。

＊参考：被災地方公共団体への応援による調査実務の習熟事例

（新潟県）
・平成26年度の京都府福知山市における水害対応について、支援を実施した。
・平成25年度の水害時にも福知山市へ長岡市、柏崎市、小千谷市の職員を派遣したが全員調査経験者であった。
・平成26年度は、ノウハウ蓄積という目的もあり、調査経験・未経験を問わず、応援職員の派遣を行った。

（兵庫県）
・平成25年４月に発生した淡路島付近を震源とする地震による被害について、家屋被害調査が必要な建築物について、早期に調査を完了させるため、県職員65人、市町職員312人を淡路市及び洲本市へ派遣した。
・同県では、調査にあたる職員の育成のために、「家屋被害認定士制度」を設立している。淡路市及び洲本市へ派遣された職員は、同制度で講習を受けた家屋被害認定士を中心に377人が派遣された。
・講習を受けたからといって、現場ですぐに調査できるとは限らず、淡路島付近で発生した地震の際にも、調査ができない職員がいた。その意味で、応援として職員を派遣することは、調査実務の習熟につながる。

⑥研修修了者の名簿への登録

● 災害発生時に調査体制を速やかに確立できるようにするため、育成した調査員やコーディネーターの名簿を作成しておきます。

◇ 各市町村の研修終了者の人数を都道府県が把握しておくと、災害発生時における応援職員数の調整に役立てることができます。

◇ 調査員やコーディネーターの計画的な育成のため、都道府県が市町村職員等を対象とした研修を行い、研修終了者の名簿を作成しておくことも考えられます。

◇　また、県において資格制度を設け、災害発生時に資格保有者を積極的に活用することとしている事例もあります。なお、大規模災害発生時には、多数の調査員が必要であり、資格を保有していない職員も、研修を実施した上で調査員として活用していくことが必要です。

＊参考：資格制度の例

（兵庫県）

・県職員、市町職員等を災害時に即戦力の調査員として被害調査に従事できる家屋被害認定士として養成し、被害調査の迅速化と統一化を担保することを目的とした「兵庫県家屋被害認定士制度」を設立した。

１　趣旨

平成16年台風第23号災害や新潟県中越地震災害における住家の被害調査において、調査手順が複雑で時間を要することや、隣接市町間で認定結果に差が出る等の課題が顕著になった。

このため、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、十分な知識と技術を備え即時に被害調査に従事できる「兵庫県家屋被害認定士」制度を平成18年１月に創設し、同年２月から認定士の養成研修を実施している。

２　養成人数及び内訳（平成29年度末）

（１）養成人数 1,885人

（２）内訳

①　市町職員 1,646人　②　県職員 116人　③　民間、関係団体 123人

３　制度概要

（１）家屋被害認定士の役割

・　災害時に即戦力の調査員として被害調査に従事
・　被害調査に関する調査方法、判定方法等の被災者等への説明
・　調査員となる他の職員等に対する必要な研修・訓練等の実施

（２）家屋被害認定士の養成対象者

・　市町職員、県職員、関係団体会員等

（３）研修内容

・　被害調査、被害認定と災害救助法及び被災者生活再建支援法
・　被害認定基準と運用指針
・　被害調査及び被害認定の業務フロー
・　地震被害時及び浸水被害時における被害調査の方法と実習
・　市町における調査員の受け入れ準備

（４）被害調査に係る市町への支援

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定（平成18年11月１日締結）による。

○家屋被害認定士派遣人数

（県内災害）

派遣を行った災害	派　遣　先	派遣延人数	期　間
平成21年8月　台風第9号	佐用町、宍粟市	329人	15日間
平成25年4月　淡路島地震	淡路市、洲本市	377人	15日間
平成26年8月　阪神・丹波豪雨	丹波市	145人	9日間

（県外災害）

派遣を行った災害	派　遣　先	派遣延人数	期　間
平成23年3月　東日本大震災	多賀城市、名取市、仙台市、石巻市	688人	37日間
平成28年4月　熊本地震	益城町、大津町	525人	84日間
平成28年10月　鳥取県中部地震	倉吉市	151人	25日間

（和歌山県）

・平成23年台風12号での経験を踏まえ、住家被害認定業務についての必要な知識と技術を備えた者を事前に養成するため「和歌山県住家被害認定士制度」を平成24年度に創設（目標：平成28年度末までに1,000人を養成）。

・目標数は３連動地震による被害想定を参考に算出

※住家被害認定士養成数（平成29年9月末）：1,321人

（内訳）市町村職員数 925人、民間建築士数 259人、県職員数 137人

・被害の少ない市町村から被害の大きい市町村への応援派遣ができるような体制づくりを実施。

・平成28年度までに各市町村職員数の１割程度の職員が住家被害認定士の研修を受講するよう各市町村に依頼。

７．罹災証明書の交付会場の想定

会場を設営して罹災証明書を交付する場合には、交付会場に求められる規模や条件を整理し、事前に候補を選定しておきます（第５章４．参照）。

（この項目で検討する事項）
①規模や条件
②資機材等の準備
③優先使用に関する協定

①規模や条件

● **罹災証明書を交付する会場については、以下のような条件を満たす会場を、会場の規模と交付対象となる住民の人数等を加味し、選定します。**

◇ 会場数を複数設ける場合には、1会場あたりの申請者数は少なくなりますが、会場が1箇所である場合には、大きなスペースを確保できる施設が必要となります。

＜罹災証明書交付会場の規模や条件＞

- 罹災証明書交付台帳をシステム化している場合には、当該システムが稼働可能であること。システム化していない場合でも、庁内LANに接続可能であり、住民基本台帳ネットワーク等の基本情報や、調査結果の照会等に対応するために必要な情報が閲覧可能であること。
- パソコン等必要な什器が整備されているか、搬入が容易な箇所であるとともに、必要な電源が確保されていること。
- 大勢の人が同時期に集まっても十分な空間があり、安全を確保することができること（特に後述するように、申請書記入、交付、相談等の窓口が複数設けられるスペースがあることが望ましい）。
- 感染症対策の観点から受付会場内の換気や被災者同士の距離の確保ができること。

＊参考：会場の規模を想定した例（宮崎県宮崎市）

- 被災戸数が100戸を下回る場合は、通常業務の延長線上の対応と位置づけており、本庁舎で交付する予定。
- 被災戸数が100戸を上回るような大規模災害の場合には本庁舎に加え、各総合支所（４箇所）及び各地域センター等（10～11箇所）で交付する予定。

②資機材等の準備

● **罹災証明書の交付会場には必要な以下の資機材等を準備します。**

- **申請書に記入するための机／待合スペースの椅子**
- **パソコン／コピー機／プリンター／電話機**
- **罹災証明書の申請書**

◇ その他、支援制度の案内を行う場合には関連する資料を用意します。また、整理券等による受付を行う場合には、それらに必要な整理券や受付案内板、拡声器等が必要となります。

③優先使用に関する協定

- 交付会場の候補が選定できている場合には、災害発生時に使用できるよう交付会場の候補場所の管理者と優先使用に関する協定を締結します。

８．広報

災害時の生活再建の混乱を軽減するため、罹災証明書の交付や被災者支援施策について、平時から広く住民に周知します。

（この項目で検討する事項）
①罹災証明書等に関する広報
②地域住民に対する防災教育

①罹災証明書等に関する広報

● **ホームページ、広報誌等の媒体を通じ、住民に対して罹災証明書等に関する情報を周知します。**

＜周知する内容のポイント＞

- 被害認定調査の必要性（建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片づけ等をしてしまうと調査ができないため、可能な限り被災者が被害状況について写真撮影を実施し、保存しておくよう周知を徹底する（「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和２年７月５日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知））。）
- 罹災証明書交付手続き及び罹災証明書により様々な支援が受けられること
- 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定等との違い
- 被災者支援施策の概要（被害認定調査実施後に罹災証明書が交付されること、申請時に被害認定調査の判定結果が必要になる支援施策があること等も記載する。）

＊参考：・政府広報オンライン（「防災・減災」お役立ち情報）
https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/cu_bosai/index.html

＊参考：写真記録に係る広報のイメージ

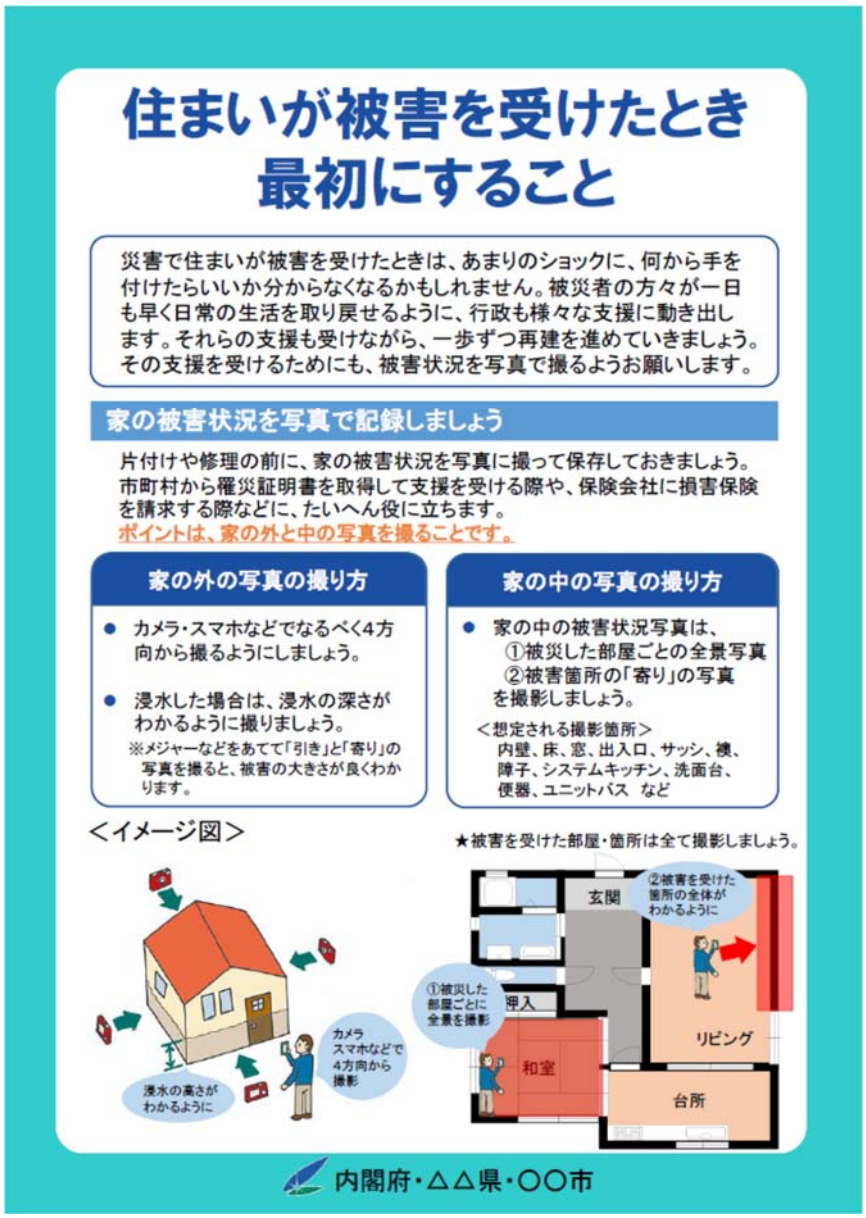

住まいが被害を受けたとき最初にすること

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。

※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
  ①被災した部屋ごとの全景写真
  ②被害箇所の「寄り」の写真
  を撮影しましょう。

＜想定される撮影箇所＞
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス　など

＜イメージ図＞

★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

内閣府・△△県・○○市

②地域住民に対する防災教育

● 地域の住民に対して、罹災証明書の申請、住宅再建等のプロセスについて、防災教育の一環として、周知します。

＊参考：総合防災訓練内で広報した例（東京都清瀬市）

・総合防災訓練の中で「り災証明書発行関連業務対応訓練」を実施し、市民に罹災証明書交付に関する業務を紹介した。

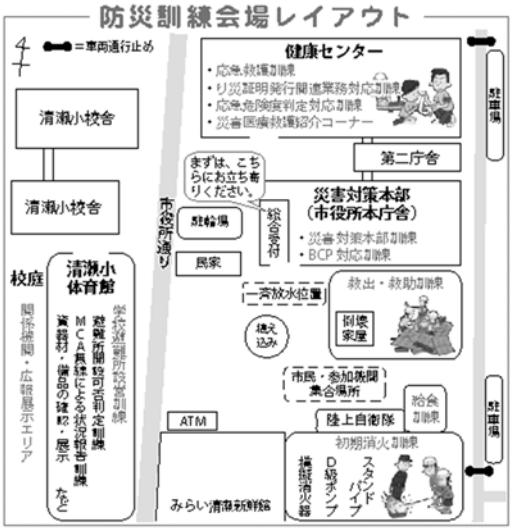

＊参考：防災関連イベント時に広報した例（神奈川県茅ヶ崎市）

・平成26年10月26日に、「ちがさき消防防災フェスティバル2014」を開催。
・専用のブースを設け、フェスティバルの来場者に対して、罹災証明書に関する説明を行った。

第８章　都道府県の役割

１．平常時の取組

都道府県の役割として、被害認定調査担当者のための研修機会の拡充等による調査の迅速化、被害認定調査や罹災証明書交付の体制・資機材が被災市町村のみでは不足する場合の支援、複数市町村間における調査・判定方法の調整があります。都道府県としてこれらの支援を円滑に行うための体制構築や災害対応能力の向上について、平時から取り組んでおくことが重要です。

（この項目で検討する事項）
【平常時における取組】
①研修会の開催
②市町村に対する応援体制の構築
③自治体間協定や民間団体との協定締結の推進・支援

①研修会の開催

- 平常時における取組として、県職員、市町村職員双方を対象として、被害認定調査から罹災証明書の交付に至るまでの業務に精通した人材の育成を目的とした研修会の開催や研修終了者の名簿作成等に取り組みます。
- 被害認定調査の調査員を対象とした研修の他、災害現場では被害認定調査全体をコーディネートできる人材が不可欠となることから、コーディネーターの育成のための研修も実施することが望ましいです。
- また、研修会の開催以外にも、マニュアルの作成や、訓練等を実施することも考えられます。

◇　発災時、被害認定調査に精通した職員の不在は、罹災証明書の交付の遅延につながり、ひいては被災者の生活再建の遅延につながるおそれがあり、平時から人材の育成に取り組んでおくことが重要です。

＊参考：住家被害認定士の養成（和歌山県）

・和歌山県では、平成23年台風12号災害による大雨災害の経験を踏まえ、兵庫県の協力を得ながら、住家被害認定業務について必要な知識と技術を備えた職員を事前に養成することを目的として、平成24年度に「和歌山県住家被害認定士制度」を創設した。
・本制度では、県・市町村職員、県内の民間建築士等を対象として、住家被害認定士養成研修を実施し、研修修了者を「和歌山県被害認定士」として認証・登録するものである。
・育成目標を1,000名以上としており、職員数の１割程度が住家被害認定士の研修を受講するよう、各市町村に依頼している。
・平成29年9月末時点で1,321名（市町村職員925人、県137、民間建築士259人）の養成実績がある。

〈和歌山県住家被害認定士養成研修プログラム（平成29年度）〉

【1日目】

時間	講義科目	担当
10:00 ～ 10:05	ガイダンス （資料確認等）	県福祉保健総務課
10:05 ～ 10:10	主催者挨拶	
10:10 ～ 10:40	住家被害認定士制度等について	県福祉保健総務課
10:40 ～ 11:40	住家被害認定業務の概要と被災者支援制度	県福祉保健総務課
11:40 ～ 12:00	DVD上映	県福祉保健総務課
12:00 ～ 13:00	（休　憩）	
13:00 ～ 15:00	災害に係る住家の被害認定について 水害【木造・プレハブ編】	県福祉保健総務課
15:00 ～ 15:15	（休　憩）	
15:15 ～ 17:15	演習問題	県福祉保健総務課

【2日目】

時間	講義科目	担当
10:00 ～ 11:00	災害に係る住家の被害認定について 地震【木造・プレハブ編】	県福祉保健総務課
11:00 ～ 12:00	演習問題	県福祉保健総務課
12:00 ～ 13:00	（休　憩）	
13:00 ～ 14:00	演習問題	県福祉保健総務課
14:00 ～ 14:15	（休　憩）	
14:15 ～ 15:45	非木造について	県建築住宅課
15:45 ～ 16:00	質疑応答・閉会	

出典：和歌山県資料

＊参考：被害認定調査のための研修会開催の例（埼玉県、長野県）

（埼玉県）

・埼玉県では、住家被害認定調査を担当する市町村職員及び調査業務の応援を担当する県の税務担当職員を対象として、被害認定調査研修会を開催している。
・研修は内閣府の「実施体制の手引き」を用いて、その解説を行う形式で実施している。

研修風景①

研修風景②

（長野県）

・長野県では、市町村職員及び地方事務所の職員を対象として、被害認定調査研修会を開催している。
・研修では、内閣府作成資料をもとに解説を行ったのち、市町村実務担当者から実際の被災対応事例について紹介している。

研修の内容

（1）災害に係る住家の被害認定について（80分）
内閣府作成資料をもとに作成した資料に基づき説明

（2）市町村実務担当者による事例発表（長野県神城断層地震における対応）
①白馬村（15分）②長野市（15分）
実際に行った被害認定調査の概要と今後の課題についての発表

【発表市村から示された主な課題】
・適正な調査体制を構築するための被害情報の収集方法の検討
・より大規模、広域的な災害に備えた調査実施体制の必要性
・関係団体（建築士会等）との全県的な協定の必要性
・被害認定調査の経験の継承

（3）被災者生活再建支援制度について（15分）
（4）長野県版被災者生活再建支援制度の検討状況について（10分）
（5）被災者台帳について（10分）
住家被害認定調査に関連する制度等の説明。内閣府、（公財）都道府県会館の資料を用いて説明。

出席市町村の担当者

白馬村担当者による
事例発表

出典：埼玉県、長野県資料

＊参考：民間団体との協定に基づく研修会開催の例（静岡県）

- 静岡県では、被害認定調査の円滑な実施を目的として、平成21年１月に静岡県土地家屋調査士会と協定を締結している（協定の詳細については「③自治体間協定や民間団体との協定締結の推進・支援」を参照）。
- この協定に基づき、土地家屋調査士会及び県・市町村職員の連携促進を目的として合同で研修会を実施している。
- 研修は年１回で平成21年以降ほぼ毎年実施しており、被害認定調査に関する有識者や内閣府の担当者の講演の後、県職員が講義を行っている。

＊参考：災害時相互応援協定に基づく３県合同研修会開催の例（群馬県、新潟県、埼玉県）

- 関越道沿いに立地する自治体連携の取組の一環として平成25年に三県で締結した災害時相互応援協定に基づき、三県合同研修を開催している。
- 研修は、中越大震災ネットワークおぢやの協力を得て、被災した状態のまま保存された住家を用いて被害認定調査の実地研修を新潟県小千谷市にて行っている。また、講師は、常葉大学田中教授に依頼している。

座学（調査方法等の解説）

実地研修（調査建物外観）

実地研修（外観調査）

実地研修（内部調査）

出典：埼玉県資料

＊参考：広域連合団体による研修の例（関西広域連合。ただし鳥取県を除く。）

- 関西広域連合構成団体職員の災害対応能力の向上を図るため、構成団体内の防災担当職員等を対象とした専門的な研修を実施している。
- 「家屋被害認定業務研修」については、平成24年度に大阪府、平成25年度に大阪市、平成26年度に兵庫県で開催した。
- 関西広域連合として研修を実施することで、関西全体の防災力の向上と各構成団体の負担を軽減できるメリットがある。

＊参考：コーディネーター研修の例（東京都）

・東京都では、区市町村職員を対象に、り災証明書発行業務に係る建物被害認定調査から被災者台帳の利活用までをマネジメントできる中核的職員の育成を目的として、「被災者生活再建支援業務マネジメント研修」を実施した。

・日程：平成26年６月～平成27年２月
・内容：被災者生活再建支援に係る一連の各業務をマネジメントする観点から以下の研修を７回に分けて実施。
　第１回　プロジェクトマネジメントの全体像
　第２回　建物被害認定調査
　第３回　調査票のデジタルデータ化
　第４回　り災証明書発行データベース構築及びり災証明書申請受付・発行
　第５回　り災証明書発行マネジメント
　第６回　被災者生活再建支援
　特別回　WBS（Work Breakdown Structure）とりまとめ報告会

＊参考：被災者生活再建支援システムを用いた訓練（東京都）

概要：東京都の総合防災訓練の中で、都独自の被災者生活再建支援システムを活用し、住家被害の認定からり災証明書の交付まで、生活再建支援の全体像がわかる訓練を実施。訓練では、区市町村の職員及び東京消防庁等の協力を得て、住民が実際に住家被害認定調査等を体験できる形で実施した。

実績：平成24年度東京都・目黒区合同総合防災訓練
　　平成25年度東京都・あきる野市合同総合防災訓練
　　平成26年度東京都・杉並区合同総合防災訓練

（訓練の様子）

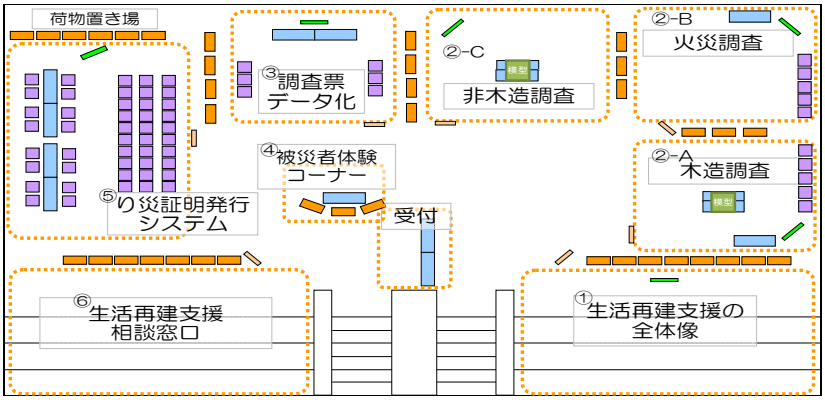

（会場レイアウト）

＊参考：建築士の技術支援を受ける際のマニュアル（鳥取県）

「『り災証明書発行に係る住家の被害認定業務』技術支援マニュアル」

・市町村、県、建築士の各々の業務が定められており、被害認定業務の支援を要請する側と要請を受ける側の実施すべきことが明確に整理されている。

・市町村、県、建築士の各々の業務及び派遣に係るやり取りについてフローに整理されている。

り災証明の調査実施体制フロー

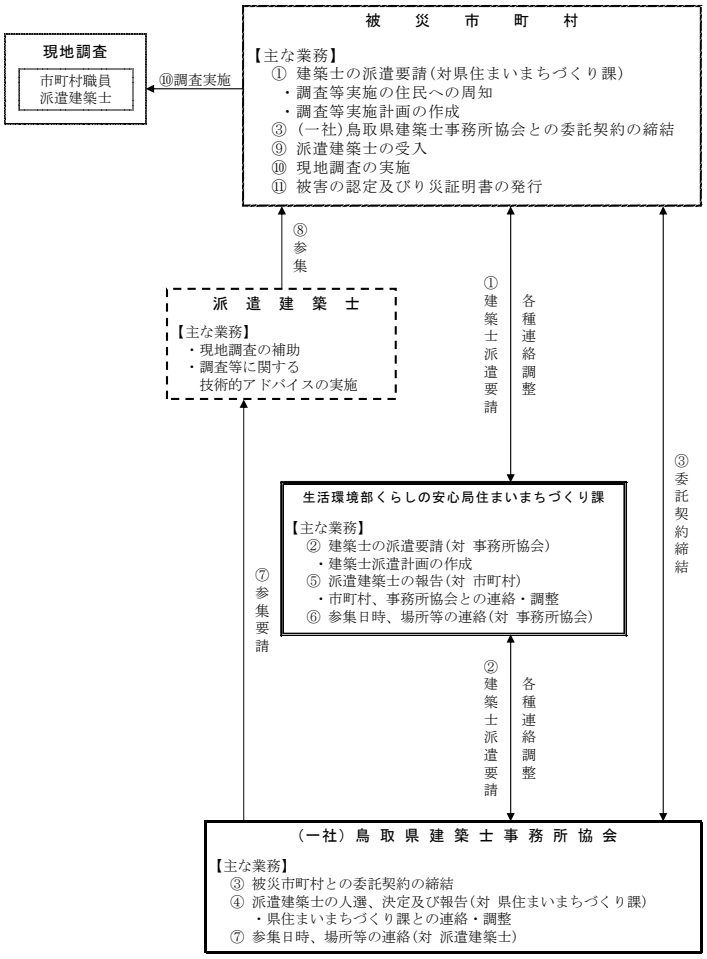

出典：鳥取県ホームページ、http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/139643/bousai_fukkyuu_manual_201611.pdf

②市町村に対する応援体制の構築

● **発災時の体制構築をスムーズに行う観点から、平常時から市町村が被災した場合の応援体制をどのように構築し、市町村支援をどのようなスキームで実施するかを決定し、市町村に周知します。**

◇　庁内において市町村支援をどのような体制で実施するかを明確にするとともに、研修等を通じて、市町村に対し都道府県の支援枠組みを明確にしておくことも有効です。

＊参考：被災市町村に対する住家被害認定係る支援スキーム構築の例（和歌山県）

・和歌山県では、平成23年台風12号災害による大雨災害の経験を踏まえ、住家被害認定調査の体制構築や班編成の方針について時系列でスキームを定め、研修会等を通じて周知している。
・具体的な枠組としては、事前に市町村割当を定められた住家被害認定の知見を有する職員からなる「住家被害認定士リーダー」を、被災市町村からの要請に基づき派遣する。
・住家被害認定士リーダーは、被災市町村の統括職員と連携し、全体計画の作成、県災害対策本部との連携による外部応援受入調整、調査班からの問い合わせ対応、調査全体の進行管理を行う。

〈住家被害認定に係る被災市町村に対する支援スキーム〉

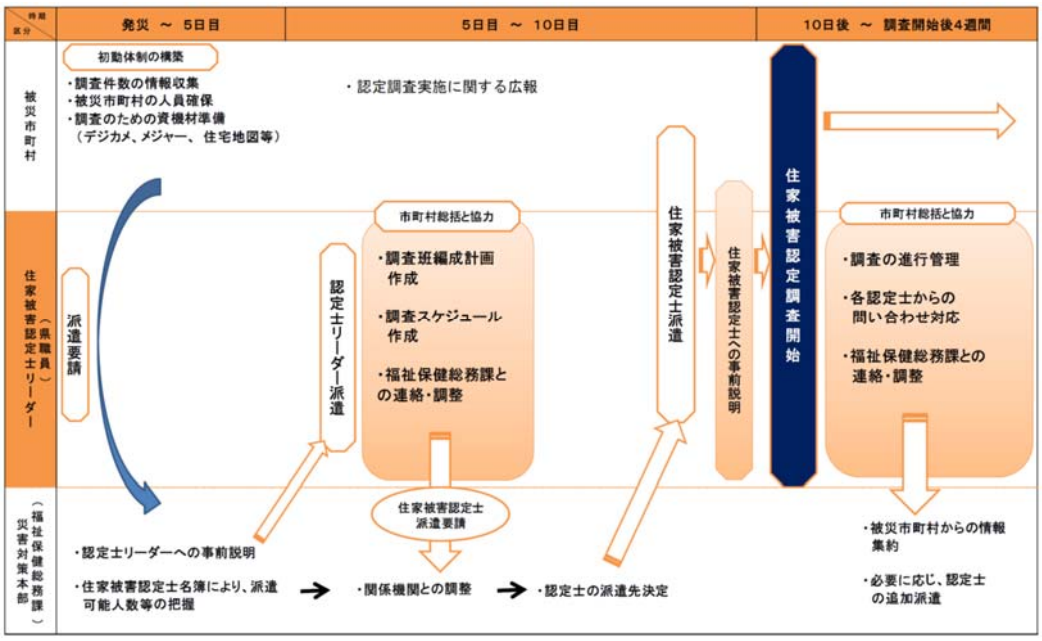

出典：和歌山県資料

〈被害認定調査の実施体制〉

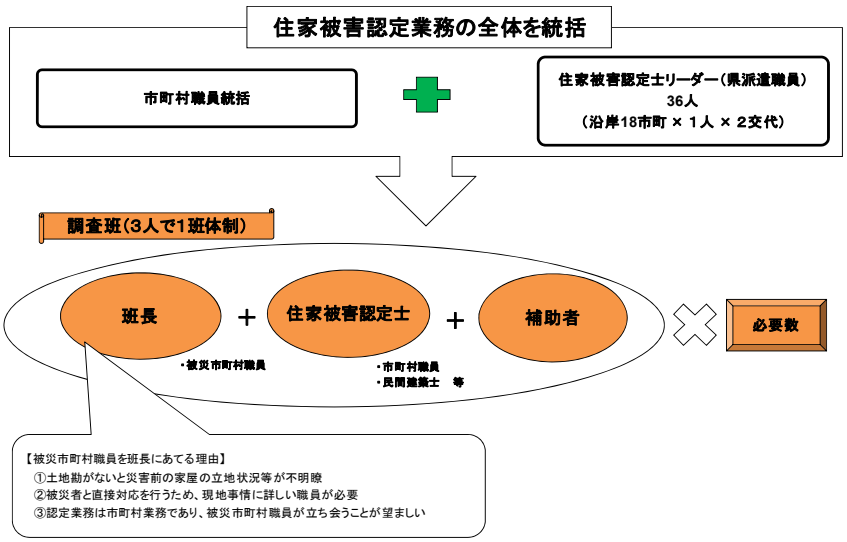

出典：和歌山県資料

＊参考：埼玉県・市町村人的相互応援制度（埼玉県）

- 平成25年９月に発生した竜巻災害を踏まえ、県と県内全市町村共同による独自の人的相互応援制度を創設した（平成26年４月１日以降発生災害から適用）。
- 制度では、被災市町村からの要請を受け、県内９箇所にある地域振興センターが窓口となり、近隣市町村と調整を行い人的応援を行うもので、対象分野は住家被害認定調査と罹災証明書の受付・申請対応である。あらかじめ市町村から派遣可能な人員・人数を聴取しリスト化し備える。
- 県で実施する研修と合わせて実施することでより実効性のある体制構築を行う。

〈埼玉県・市町村人的相互応援制度の概要〉

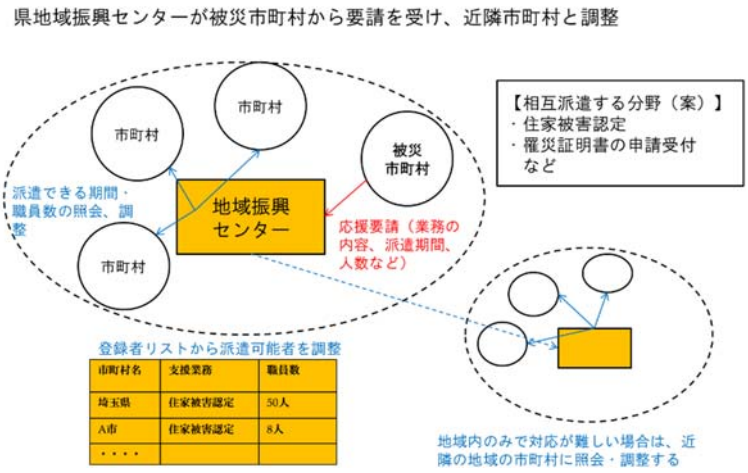

出典：埼玉県資料

③自治体間協定や民間団体との協定締結の推進・支援

- **大規模災害発生時、被害認定調査は短期間で非常に多くの人員を必要とすることから、他の地方公共団体や民間団体からの応援を受けることが必要になります。**
- **このため、平時の取組として、自治体間協定・民間協定を推進するとともに、市町村の協定締結の支援を行います。**
  - ◇ 都道府県間で協定を締結することで県内市町村の協定締結が促進されるとともに、市町村の受援状況を統括できることで、都道府県による発災時の支援を円滑に行うことができます。
  - ◇ また、民間との協定締結にあたっては、まず都道府県が協定を締結し、その後県内市町村が締結するといったように、都道府県が協定締結の下地をつくることも重要です。

＊参考：都道府県と建築士会との協定の例（京都府・一般社団法人京都府建築士会）

- 協定に基づいた建築士会の活動について、協定に定める一部の経費等を京都府が負担する。
- 協力要請に基づく活動の中で建築士会の会員が負傷等した場合、一部の場合を除いて、京都府がその者等に対し補償を行う。

＊参考：市町からの要請に基づき県が県土地家屋調査士会へ協力を要請する協定の例（三重県、三重県土地家屋調査士会）

- 市町からの要請に基づき、県が県土地家屋調査士会に被害認定調査業務の協力を要請する。
- 協定に基づいた県土地家屋調査士会からの職員の派遣について、必要な経費を県土地家屋調査士会が負う。
- 派遣要請に基づき、県土地家屋調査士会職員が行った業務の中で負傷等した場合における災害補償は県土地家屋調査士会の負担としている。
- 建築関係団体に依頼できる業務内容として、住家被害認定調査を基本としている。
- 協定に基づいた活動協力を円滑に行うために、協定の当事者間の連絡体制を整備しておく。
- 応援要請に必要な項目として、「応援協力を必要とする施設の所在地・情報、応援協力の目的・内容、その他特に必要と認められる事項」を定めている。

＊参考：市町と県土地家屋調査士会との協定締結を促進する協定の例（静岡県、静岡県土地家屋調査士会）

- 県が各市町に対して協定締結の要望を確認し、県土地家屋調査士会へ情報提供するとともに、協定締結に向けた調整業務を行うことが規定されている（なお、2009年４月時点で、静岡県内の全市町で協定は締結済）。

（市町との協定締結）
第２条　乙（静岡県土地家屋調査士会）は、前条に規定する被害認定業務に関し、業務内容、費用負担等必要な事項について、市町と協議し「災害時における家屋被害認定調査」に関する協定を締結するものとする。

２　甲（静岡県）は、県内全市町における協定締結に向けて、各市町に対して協定締結の要望を確認し乙に情報提供するとともに、各地域防災局単位を基本とした市町連名による協定締結に向けた調整業務を行うものとする。

・協定に基づき、県が土地家屋調査士会会員及び市町職員を対象とした研修を毎年行う。
・県･市町の担当者連絡先と災害時の調査士会会員の対応方法をまとめた名簿を毎年更新している。

名称	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	
締結年月日	平成20年7月20日（静岡市） 平成20年10月31日（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町） 平成20年12月17日（浜松市） 平成21年2月19日（島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町） 平成21年3月26日（磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町） 平成21年3月30日（富士宮市、富士市） 平成21年4月1日（沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町） ※全市町締結済	
主な内容	調査内容	・当該市町職員と連携し、当該市町内の家屋を調査 ・当該市町が発行した罹災証明について市民からの相談の補助
	経費負担	・市町は派遣された会員の人件費は負担しない。 ・市町は認定調査に必要な資機材の費用を負担
	研修会	・市町において年１回開催
	災害補償	・静岡県土地家屋調査士会において災害補償保険等に加入

＊参考：都道府県と行政書士会との協定の例（新潟県、新潟県行政書士会）

・被災者が市町村等へ提出する書類の作成を行政書士が支援する。
・協定に基づいた行政書士派遣について、必要な経費を県行政書士会が負う。
・協定に基づいた業務については無償とし、被災者は負担しない。
・派遣要請に基づき、県行政書士会職員が行った業務の中で負傷等した場合、県行政書士会が補償する。
・県行政書士会に依頼できる業務内容を、行政書士法第１条の２及び第１条の３の業務、被災者支援相談センターの開設、及びその他県が必要と認める業務とする。
・協議により、協定内容の全部又は一部の変更、解除ができる。

＊参考：都道府県と民間団体との協定の例（和歌山県、和歌山県建築士会、和歌山県建築士事務所協会、日本建築家協会近畿支部和歌山地域会、和歌山県不動産鑑定士協会）

・和歌山県では、大規模災害時に、リソースが制約を受ける中、被災市町村職員のみで住家被害認定業務を実施することは困難と想定されることから、平成26年12月に和歌山県建築士会、和歌山県建築士事務所協会、日本建築家協会近畿支部和歌山地域会と、平成27年12月に和歌山県不動産鑑定士協会と災害時応援協定を締結した。
・具体的には、県が団体と包括協定を締結し、住家被害認定調査の要請に関する手続を定めたほか、認定調査を実施する上で必要な経費等の取扱いについては、別途市町村と団体間で協定を締結することを規定している。なお、包括協定には、市町村と団体との協定の雛形も定めており、派遣に係る旅費や保険料については市町村が負担するが、人件費については負担せず、ボランティアとして協力してもらうこととしている。
・県との包括協定の締結後、県内30市町村と団体とで協定が締結された。
・発災時の応援要請は、県が市町村からの応援要請を一括して取りまとめ、県を通じて要請することとしている。

２．災害時の取組

防災基本計画では、都道府県の役割として、被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合に、当該市町村に対し必要な支援を行うことが掲げられています。

過去の大規模災害では、災害発生から1ヶ月を目処に調査を行い、初回の罹災証明書交付が行われていることを踏まえ、被災市町村の被害認定調査等の進捗状況を確認し、必要に応じて応援職員の調整等を行うことが望まれます。

また、都道府県の災害対応能力向上の観点からも、災害対応経験を有する都道府県と情報交換の機会を持つことや、比較的規模の小さな災害であっても積極的に人員を派遣し市町村支援を行うことは、市町村支援に係るノウハウの蓄積を蓄積するうえで重要な取組と言えます。

（この項目で検討する事項）
【事後の対応】
①市町村向けの説明会の開催
②市町村からの相談対応
③応援職員調整
④資機材調達
⑤被害認定調査のサポート

①市町村向けの説明会の開催

- **災害発生後速やかに、被災市町村の迅速な対応を促すとともに、同一災害における被災市町村の間で、調査方法等が大きく異ならないよう、都道府県が主体となり説明会を開催し、必要に応じて市町村間の調整を図ります。**
  - ◇ 都道府県は、「災害発生後速やかに」住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するよう努めることが重要です。その際、実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるように努めることが重要です。
  - ◇ また、当該説明会の実施にあたっては、内閣府の担当職員又は独立行政法人都市再生機構の職員（内閣府との協定※に基づく。）を説明者として派遣することも可能です。（「災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定について」（令和2年6月19日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）通知））
  - ◇ 隣接する市町村同士で、調査方法や調査のスケジュールが大きく異なると、市町村に対して住民から判定方法やスケジュール、判定結果について疑問が出され、対応に苦慮することとなり、円滑な調査、罹災証明書の交付に支障をきたす場合があります。そのため、都道府県が主体となり、市町村間での足並みをそろえるよう調整することが重要です。
  - ◇ 被害認定調査等に係る各市町村の課題を共有し、対応方針を検討することにより、

被災市町村間で調査方法等にばらつきが生じないようにすることが重要です。都道府県が主体となり、定期的に会議を開催することや、各市町村の対応事例、ノウハウ等を共有することが考えられます。

＊参考：被災地方公共団体合同での研修実施（大分県）

・平成24年７月梅雨前線豪雨の際、市町村間で調査方法に違いが生じるおそれがあったため、７月20日、内閣府職員を講師に招き、被災市町村を対象に説明会を開催した。
・この研修後から、各市町村において、内閣府の運用指針に基づく調査が本格的に開始された。

＊参考：県の主導により調査方法の調整が図られた例（兵庫県）

・佐用町、宍粟市、朝来市いずれにおいても被害認定調査のノウハウをもった職員が少なかったことから、兵庫県職員が各市町に対し調査方法の説明を行った。その結果、調査方法が統一された。

＊参考：複数市町村で対応を統一できなかった例

・周辺地方公共団体と調査方法を調整しなかったため、被災者同士の口コミで、あちらの地方公共団体は判定が甘い等の噂が広まり、判定結果に対する不服の要因となった。
・被害棟数が少ない地方公共団体において全て内部立入調査を実施した市町村もあり、調査方法が異なることをマスコミが報道したことも、地方公共団体によって判定が異なるのではないかと住民が考えることにつながった。

＊参考：県内市町村における対応を調整する会議を開催した例（鳥取県）

・平成28年10月鳥取県中部地震の際、迅速な住まい対策を実施するため、県知事及び被災市町の首長からなる「鳥取県中部地震に係る住宅対策会議」を開催し、被害認定調査の進め方、被災者に対する公的賃貸住宅の提供、住宅修繕に係る相談窓口の設置等について、情報共有・調整を行った。

②市町村からの相談対応

● **市町村から、被害認定調査の実施方法等に関する相談があれば対応します。**

③応援職員調整

● **被災市町村から依頼があった場合、都道府県下の市町村との連絡調整や、総務省の「応急対策職員派遣制度」を活用するなどにより、他都道府県への依頼等を行い、必要な人員を確保します。**
● **また、必要に応じて応援協力等に関する協定を締結している民間団体等に対し、被災市町村への人員派遣を依頼します。**

◇　被災市町村は、応援職員の宿泊手配、被災市町村までの移動手段確保、食事手配等を担うことは困難な場合がほとんどです。これらの手配は、都道府県が中心となって行うことが望ましいと考えられます。

＊参考：応援職員の拡充を県に依頼した事例（兵庫県佐用町）

・佐用町では被害認定調査を実施するにあたってのマンパワー・ノウハウともに不足していたこと、庁舎自体が被災していたこと等から、佐用町長が兵庫県に対し、電話で直接応援要請を行った。
・県は、県内各市町の人事担当課長宛に人員派遣依頼文書を送付し、派遣可能な人数、職種及び派遣期間について調査した。応援依頼は、家屋被害認定調査を行う人員に限定したものではなく、大規模災害支援全般として行った。

＊参考：被災地方公共団体に対する都県による応援事例

（兵庫県）

・兵庫県は平成25年４月に発生した淡路島付近を震源とする地震による被害について、被害認定調査を早期に完了させるため、県職員65人、市町職員312人を淡路市及び洲本市へ派遣した。

・被害発生：平成25年４月13日
・派遣期間：平成25年４月15日～５月10日（15日間）
・派遣先　：淡路市、洲本市
・派遣者数：延べ377人（県職員65人、市町職員312人）
・派遣元市町：36市町（24市　12町）
・調査棟数：洲本市　4,141棟
　　淡路市　2,416棟
・　　支援内容：被害認定調査が必要な建築物について、早期に調査を完了させるための人員を派遣

〈淡路島現地調査の様子〉

・東京都は平成25年10月に発生した台風26号に伴う大島町の被害について、建物被害認定調査及びり災証明発行業務を支援する職員を派遣した。

・被害発生：平成25年10月16日
・派遣時期：
　（建物被害認定調査）平成25年11月４日～９日
　（り災証明発行業務）平成25年11月20日～28日
・派遣先　：大島町
・派遣者数：
　（建物被害認定調査）都職員32人・区市町村職員32人
　（り災証明発行業務）都職員４人・区市町村職員12人
・調査棟数：約800件

〈大島町現地調査の様子〉

（和歌山県）

・和歌山県では、紀伊半島大水害により、特に被害が顕著であった新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町に対し、市町村の要請に基づき県職員76名、民間建築士122名を、9月23日～10月８日まで派遣した。
・県職員の役割：現地における個別住家の被害認定業務・調査票の記載補助
　（損害割合算出表の記入）
　県派遣職員のとりまとめ[研修実施、情報伝達等]
　市町村と県とのパイプ役[派遣受入調整]、[問い合わせ対応]（１人）
　　※和歌山県では住家被害認定の経験がなかったため、兵庫県からの応援（説明会実施・質問対応等）によるところが大きかった。
・民間建築士の派遣にあたっては、県建築住宅課が窓口となり、応援人員の割り当てと、内閣府の指針に基づく２時間程度の研修を実施したうえで、各市町に派遣した。

（島根県）
・平成25年８月23日の豪雨災害において、県は江津市からの要望により、９月２日から５日までの４日間で延べ８人の建築技師を調査員として派遣した。

＊参考：他県との調整の例（京都府）

・平成25年の京都府福知山市の水害対応において、京都府は東京都及び新潟県へ応援を要請し、各都県から応援職員が派遣された。

＊参考：被災地方公共団体に対する他県職員等による応援事例（新潟県）

・新潟県は、平成25年度及び26年度の京都府福知山市における水害対応について、被害認定調査業務に係る支援のため、県及び市職員の派遣を実施した。

〈概要①　平成25年度の応援〉
・派遣時期：平成25年９月30日～10月２日　※実働は10月１日のみ
・派遣先：福知山市
・派遣者数：８人（市６人、県２人）
　長岡市２人、柏崎市２人、小千谷市２人
　※市職員は全員調査経験者
・支援内容：被害認定調査業務
・応援スキーム：京都府と新潟県の間を研究者チーム（京都大学、新潟大学ほか）が斡旋することで、応援が実現

〈概要②　平成26年度の応援〉
・派遣時期：平成26年８月25日～８月30日
・派遣先：福知山市
・派遣者数：15人（８市13人、県２人）
　長岡市２人、三条市１人、柏崎市２人、燕市１人、村上市２人、小千谷市１人、十日町市２人、上越市２人
・支援内容：
　・　調査結果（調査票）の確認作業（記入漏れ、記載ミス、判定結果の精査等）
　・　被害認定調査に関するアドバイス

（平成25年度の応援の様子）

（平成26年度の応援の様子）

＊参考：県税事務所職員の派遣の例（千葉県）

・浦安市に県税事務所職員を応援要員として派遣し、非木造家屋を中心に調査した。

④資機材調達

● 被災市町村から要請があった場合、また、都道府県が必要と判断した場合、必要な資機材を調達します（必要な資機材の詳細は『第２章３．★資機材等の調達』(p. 70)参照）。

＊参考：資機材用意の例（兵庫県）

・平成25年４月13日淡路島を震源とする地震において、住民説明用のリーフレット作成（配布は市町）、及び県庁から調査現場までの往復バスを県で用意した。

⑤被害認定調査のサポート

● 被害認定調査の実施にあたり、必要に応じて市町村をサポートします。過去の県内災害における対応事例等について情報提供するほか、市町村の状況によっては、県が主導して調査を実施することや、コーディネーターを担うなどの支援が求められます。
● 非木造住宅の固定資産税家屋評価を都道府県が分担している場合、都道府県にて非木造住宅の被害認定調査を行うことも考えられます。

◇　市町村内に防災担当セクションが設置されていない小規模な市町村等においては、都道府県が被害認定調査をサポートして実施することも考えられます。

◇　被災市町村は、災害対応に追われ、応援職員が必要な状況であっても都道府県等に依頼ができないこともあります。一定規模以上の災害の場合には、市町村から依頼がなくてもサポートすることや、業務の進捗を確認することも重要です。

＊参考：被害認定調査を県が主導的に実施した例（兵庫県）

・佐用町では被害認定調査を実施するにあたってマンパワー・ノウハウともに不足していたこと、佐用町庁舎自体が被災していたこと等から、兵庫県が主導して被害認定調査計画を立案し、調査が軌道に乗るまでは県がサポートして実施した。

＊参考：被害認定調査のコーディネートを実施した例（和歌山県）

・紀伊半島大水害の際、新宮市は庁舎自体が浸水し、大規模の被害が出たことから調査員の確保は困難を極めた。このため和歌山県では、応援職員を派遣するだけでなく、県職員が調査のコーディネートを実施した。

＊参考：災害発生時の被害認定調査の概要説明・罹災証明書の様式提示等をした例（長野県）

・長野県では、台風8号に伴う大雨災害に伴い、内閣府資料を用いて被害認定調査の概要説明、実施体制、実施方法について説明を行ったほか、南木曽町からの要請を受け、過去の災害で用いた罹災証明書の様式を提供した。

第９章　近年の主な通知

通知一覧

・「情報通信技術の活用による行政手続等係関者利便性向上並び運営の簡素化及び効率を図るため行政手続等における情報通信の技術利用関する法律等の一部を改正」の公布に伴う改正後の「行政手続における特定の個人を識別するため番号利用等に関する法律」における罹災証明書の交付に関する事務の運用について（令和元年５月31日）
・罹災証明書の交付に係る運用について（令和２年３月30日）
・罹災証明書の様式の統一化について（令和２年３月30日）
・罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について（令和２年５月27日）
・災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定について（令和２年６月19日）
・住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について（令和２年７月５日）
・罹災証明書の統一様式の改定について（令和２年12月４日）
・令和３年度における被災者支援の適切な実施について（令和３年４月30日）
・災害の被害認定基準について（令和３年６月24日）

府政防第１１３号
令和元年５月３１日

各都道府県防災主管部長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）
（公印省略）

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の公布に伴う改正後の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における罹災証明書の交付に関する事務の運用について

令和元年５月３１日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第１６号。以下「改正法」という。）が公布され、一部の規定を除き施行されました。また、改正法の施行にあわせて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第１の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（令和元年内閣府・総務省令第２号。以下「改正主務省令」という。）が公布、施行されました。

改正法による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「新番号利用法」という。）別表第１（第９条関係）３６の２及び改正主務省令による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第１の主務省令で定める事務を定める命令（平成２６年内閣府・総務省令第５号。以下「新主務省令」という。）第２８条第１項に、新たに罹災証明書の交付に関する事務が規定されたことから、当該事務の適正な運用に当たっての留意点を下記に示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第１　罹災証明書の交付に関する事務の個人番号利用事務への追加（別表第１（番号利用法第９条関係）３６の２関係）

１．規定を設けた趣旨

災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第９０条の２第１項では、「市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。」と規定されている。

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理、義援金の配分、税・保険料等の減免等の各種被災者支援策の適用の判断材料として活用されることから、迅速かつ的確に住家の被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付することが必要である。

この罹災証明書の交付に当たっては、被災者の氏名、居所等の情報と、市町村が調査した当該被災者の住家の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊又は半壊に至らない）等の情報（以下「罹災証明情報」という。）を結び付けることが必要であるが、被災自治体の行政運営の効率化及び被災者の負担軽減を図る観点から、新番号利用法において、この度、罹災証明書の交付に関する事務を個人番号利用事務として新たに位置付けることとしたものである。

２．個人番号を利用した罹災証明情報の効率的な検索及び管理

新番号利用法第９条第１項の規定に基づき、市町村長は、同法別表第１の３６の２において規定された罹災証明書の交付に関する事務であって主務省令で定める事務の処理に関して、同法第２条第９項の規定する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができることとなった。主務省令で定める事務とは、新主務省令第２８条第１項に規定する罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務である。

具体的には、市町村が被災者からの罹災証明書の交付の申請書を受理する際、例えば申請書に氏名、居所等の情報の他、当該被災者の個人番号を記載してもらい、市町村がこれらの情報を特定個人情報ファイルとして整理し、管理することができる。さらに、罹災証明情報を当該特定個人情報ファイルに記載又は追記する際や、罹災証明情報が記された罹災証明書を作成又は交付する際に、個人番号を利用して、罹災証明書の作成又は交付に必要な被災者の氏名、居所、罹災証明情報等の個人情報を効率的に検索することができる。

このような取組により、被災自治体の行政運営の効率化が図られ、担当職員の事務負担の軽減に寄与することから、貴都道府県内の市町村におかれては、罹災証明

書の交付に関する事務において、個人番号を積極的に利用されたい。

３．個人番号を利用した罹災証明情報の庁内連携による罹災証明書の添付の不要化

市町村が、罹災証明情報を含む新番号利用法第２条第８項に規定する特定個人情報を複数の被災者支援措置に係る事務において利用することについて、同法第９条第２項に基づき条例で定めた場合には、各被災者支援措置に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答等に関する事務において、個人番号を利用して罹災証明情報を含む特定個人情報を検索し、当該申請に係る被災者の罹災証明情報を確認することができるようになることから、申請時に罹災証明書（写しを含む。）の添付を求めることが不要となる。

このような取組により、被災自治体の行政運営の効率化が図られ、担当職員の事務負担の軽減が図られるとともに、被災者の負担軽減にも寄与することから、貴都道府県内の市町村におかれては、個人番号を利用した罹災証明情報の庁内連携を円滑に行うことができる体制を積極的に構築されたい。

第２　運用に当たってのその他の留意事項

１．地方公共団体情報システム機構による本人確認情報等の提供について

改正法による改正後の住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の１０及び別表第２並びに同法第３０条の１２及び別表第４の規定等に基づき、市町村長による罹災証明書の交付に関する事務の処理に関して、市町村長から地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に個人番号を含む同法第３０条の６第１項に規定する本人確認情報の求めがあったときには、機構は当該本人確認情報を市町村長に提供することとされたところである。

このため、貴都道府県内の市町村におかれては、必要に応じて、これらの規定に基づき適切にご対応されたい。

２．特定個人情報保護評価の実施について

新番号利用法第２８条第１項において、行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、同法第２７条第１項に規定する特定個人情報保護評価を実施することが義務付けられている。

このため、貴都道府県内の市町村におかれては、上記２及び３に取り組まれる前に、特定個人情報保護評価に関する規則（平成２６年特定個人情報保護委員会規則第１号）、特定個人情報保護評価指針（平成２６年特定個人情報保護委員会告示第４号）及び特定個人情報保護評価指針解説（平成２６年個人情報保護委員会）を参考にして、適切に特定個人情報保護評価を実施されたい。

＜特定個人情報保護評価に関する規則等の掲載先＞
（個人情報保護委員会ホームページ）
https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/

３．特定個人情報の適正な取扱いについて

特定個人情報の取扱いに関しては、番号利用法で規定された目的以外の利用の禁止、保管・廃棄の制限など厳格なルールが定められていることから、貴都道府県内の市町村におかれては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成２６年１２月１８日個人情報保護委員会）に照らして、適切に対応されたい。

＜特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの掲載先＞
（個人情報保護委員会ホームページ）
https://www.ppc.go.jp/legal/policy/

＜問い合わせ先＞
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）付　粟津、佐藤
TEL 03-5253-2111（内線 51393）03-3501-5696（直通）
FAX 03-3502-6034
E-mail　g.higainintei@cao.go.jp

■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）（抄）【令和元年５月 31 日公布・施行】

（利用範囲）

第九条　別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

２　地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

３～５（略）

別表第一（第九条関係）

三十六の二　市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による罹（り）災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの

■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第５号）（抄）【令和元年５月 31 日公布・施行】

第二十八条　法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二第一項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二（略）

事　務　連　絡
令和２年３月３０日

各都道府県担当部局長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

罹災証明書の交付に係る運用について

罹災証明書は、災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として、市町村が自治事務として交付してきたものであり、その交付方法等についても各自治体において定められてきたところです。

一方で、罹災証明書の交付枚数や代理申請については統一的に運用することが適切であることから、発災時には下記のとおり対応されるよう、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

また、令和元年度に発生した災害で罹災証明書の交付業務を行った市町村に対し、罹災証明書の交付に係る申請手数料の実態調査を実施したところ、別添の結果となりましたので、併せて関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

記

１．罹災証明書の交付枚数について

罹災証明書は、被災者生活再建支援金等の様々な被災者支援策の適用を判断する基礎的資料として活用されていることから、被災者によっては複数枚必要となる場合があります。そのため、申請があれば複数枚の交付（原本の交付枚数を１枚とし、被災者が複数枚の交付を求める場合には、原本証明を行うことで対応することを含む。）を認めるよう対応してください。

なお、令和元年度に発生した災害で罹災証明書の交付業務を行った市町村に対し実施した実態調査の結果においても、原本証明で対応している自治体を含め、ほぼすべての自治体で複数枚の交付を行っていたところです。

２．罹災証明書の代理申請について

発災時においては、罹災証明書の交付申請に当たり、高齢である、遠隔地に避難しているなど様々な理由により、被災者本人が申請に来られない場合があります。そのため、代理人による申請も認めるよう対応してください。

なお、上記実態調査の結果においても、ほぼすべての自治体で代理申請を認めていたところです。

以 上

令和元年度の主な災害における罹災証明書の交付に係る申請手数料の実態調査

別　添

令和元年度に発生した主な災害のうち、罹災証明書交付業務を行った市町村に対し、実態調査を実施

【対象災害】
山形県沖を震源とする地震、令和元年８月の前線に伴う大雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風

【回答数】
１８４市町村

罹災証明書の申請手数料

問　地方自治法第227条及び第228条の規定に基づき、罹災証明書の交付申請手数料を徴収しているか。

徴収している	徴収していない
７市町（４％）	１７７市町村（９６％）

府 政 防 第 737 号
令和２年３月３０日

各都道府県知事　殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公　印　省　略）

罹災証明書の様式の統一化について

罹災証明書は、災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として、市町村が任意の行為として交付してきたものであり、その様式についても、各自治体による独自支援を含めた各種支援制度の適用の判断等に活用するため、各自治体において必要性に応じて定めてきたところです。平成 25 年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、罹災証明書の交付が法律で位置づけられた際にも、当該事務を自治事務と位置づけ、様式についても引き続き任意としてきたところです。

一方で、近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式を統一して欲しいとの要望が出ているところです。

そのため、別紙のとおり罹災証明書の統一様式を提示することとしましたので、お知らせいたします。自治体間の応援業務の円滑化という趣旨に鑑み、罹災証明書の統一様式への見直しが進むよう、別添の【留意事項】も含め、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

〈参考：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抄）〉

（罹災証明書の交付）

第九十条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

２　略

別　紙

（整理番号）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

○○市町村長　　㊞

別　紙
（記載例）

（整理番号）

罹　災　証　明　書

世帯主住所	○○県○○市○丁目○番○号		
世帯主氏名	○山　○男		
世帯構成員	氏　名	続　柄	年　齢
	○山　○男	世帯主	○○
	○山　○子	妻	○○
	○山　○朗	子	○○

罹災原因	○○年○○月○○日の　○○豪雨　による

被災住家※の所在地	○○県○○市○丁目○番○号
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　☑半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

○○市町村長　　㊞

別　添

【留意事項】

○必須記載事項の配置順及び記載内容について

・必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

（具体例）

✓追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする

・「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し☑する方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。

・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第 90 条の 2 第 1 項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です。

（具体例）

✓「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報

※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。

✓「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報

✓「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

（参考）再調査について

・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能である旨を記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「平成 31 年度における被災者支援の適切な実施について」（平成 31 年４月 11 日府政防第 550 号）や「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」（平成 30 年３月内閣府（防災担当））等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。

府 政 防 第 950 号
令和２年５月 27 日

各都道府県担当部局長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）
（公 印 省 略）

罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査・判定方法や罹災証明書の交付などの罹災証明書交付業務における必要な事項については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下、「運用指針」という。）や「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（以下、「手引き」という。）等において示しているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、罹災証明書交付業務において、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）が発生することが懸念されることから、感染防止対策を下記のとおり取りまとめましたので、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

１．被害認定調査等に係る市町村向け説明会の実施について

近年の災害において、都道府県は、災害発生後速やかに被害認定調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施することが求められています。対面による説明会開催の場合、感染リスクが高まることから、テレビ会議システム等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、感染拡大防止のための取組を事前に検討して頂きますようお願いいたします。なお、テレビ会議システム等が活用出来ない場合には、映像資料（内閣府作成）を活用した研修など他の代替措置をとることを検討してください。

テレビ会議システム等の活用や他の代替措置をとることが困難な場合には、別添

の感染防止対策等を講じた上で説明会を実施して頂きますようお願いいたします。

２．被害認定調査について

第２次調査及び再調査では、住家内に立ち入り詳細調査を行うため、被災者の立会いが必要となります。市町村は、別添の感染防止対策等を講じた上で、調査を実施して頂きますようお願いいたします。

３．罹災証明書の申請・交付について

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討して頂くとともに、窓口での対応に際しては、別添の感染防止対策等を講じた上で、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施して頂きますようお願いいたします。

＜申　請＞

市町村は、申請に際し、市町村独自で構築している電子申請システムやマイナポータルのぴったりサービスなどによる電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討して頂きますようお願いいたします。

＜交　付＞

市町村は、交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討して頂きますようお願いいたします。

４．被災者への広報について

市町村は、被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策や罹災証明書の申請・交付方法などについて、別添の対応方針等を踏まえつつ、適切な広報を行う必要がありますので、あらかじめ、広報の方法等についてご検討頂きますようお願いいたします。

５．業務の効率化や体制の構築等について

発災時には、上記１～３で示す各フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、体制構築に当たっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項

について」（令和２年５月 22 日付け 総行派第 20 号 総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長通知）が発出されており、受援側地方公共団体（被災市区町村及び被災都道府県）、応援側地方公共団体（総括支援チーム派遣団体並びに対口支援団体及びこれと一体的支援を行う市区町村）ごとの留意事項が通知されておりますので、こちらも踏まえて、ご検討頂きますようお願いいたします。

６．感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等について

発災時には、短期間で多くの職員が罹災証明書交付業務を行うこととなり、上記１～３で示す各フェーズに応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進めて頂きますようお願いいたします。

７．その他

・運用指針や手引き等については、令和２年３月に、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊（損害割合 10%以上 20%未満）への対象拡充に伴う見直し等の改定を実施していますので、ご留意ください。

・罹災証明書の様式については、自治体等からの様式統一に対する要望を踏まえ、「罹災証明書の様式の統一化について」(令和２年３月 30 日付け府政防第 737 号（内閣府政策統括官（防災担当））において、統一様式を提示するとともに、罹災証明書の交付枚数や代理申請については、「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和２年３月 30 日付け事務連絡（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当））において、統一的に運用することが適切である旨を通知していますので、これらの通知等も参考としつつ、罹災証明書の適切な交付に努めていただくようお願いいたします。

＜参考：映像資料等掲載先(内閣府ホームページ)＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html

以 上

問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付　原、佐藤、安田
Tel 03-3503-9394　Fax 03-3502-6034
Mail tomohisa.hara.v2u@cao.go.jp
toshiki.sato.y8v@cao.go.jp
hayato.yasuda.s4x@cao.go.jp

別　添

新型コロナウイルス流行に伴う発災時における被害認定業務の留意事項について

フェーズ	対応方針	感染防止対策
被害認定調査等に係る市町村向け説明会	・市町村職員を集めて実施する場合は、感染リスクが高まることから、テレビ会議システムを活用するなど、感染拡大防止のための取組を検討してください。 ・テレビ会議システム等が活用できない場合には、既存の映像資料（内閣府作成）を活用した研修など他の代替措置をとることを検討してください。 ・いずれの方法においても実施が困難な場合には、所要の感染防止対策を講じた上で、説明会を実施してください。（対策例は右記参照）	＜参加者の感染防止対策＞ ・参加者は、最小限の人数とする ・マスク着用、手洗い、咳エチケット ＜会場内の感染防止対策＞ ・会場内の換気 ・複数人が触る箇所の消毒（扉や共用部　等） ・座席配置等の距離の確保（Social distancing） ・受付等を行う場合には、並ぶ位置を指定するなど人との距離を確保することや、対面時には必要に応じてパーティション等を設置
被害認定調査	・調査員の感染防止対策を実施してください。（対策例は右記参照） ・第２次調査及び再調査では、住家内に立ち入り詳細調査を行うため、被災者の立ち合いが必要となることから、事前に被災者の感染防止対策を周知してください。（対策例は右記参照）	＜調査員の感染防止対策＞ ・最小限の人数（2～3 人） ・マスク着用、手洗い、咳エチケット ・機器のこまめな消毒 ・体調が悪ければ交代 ＜被災者の感染防止対策＞ ・立ち合いは、最小限の人数 ・マスク着用、手洗い、咳エチケット ・住家内の換気
罹災証明書の申請・交付	・窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、出来るだけ接触のない手続方法を検討してください。 ＜申　請＞ ✓電子申請、郵送申請 ✓窓口対応の場合は、申請を分散化（事前の整理券配布、地域別の申請等）、被災者、職員等の感染防止対策（対策例は右記参照） ＜交　付＞ ✓郵送 ✓窓口対応の場合は、交付を分散化（事前の整理券配布、地域別の配布等）、被災者、職員等の感染防止対策（対策例は右記参照）	＜被災者の感染防止対策＞ ・窓口への来訪は、最小限の人数とする ・マスク着用、手洗い、咳エチケット ＜窓口職員の感染防止対策＞ ・最小限の人数 ・マスク着用、手洗い、咳エチケット ・機器のこまめな消毒 ・体調が悪ければ交代 ＜会場内の感染防止対策＞ ・会場内の換気 ・複数人が触る箇所の消毒（扉や共用部等） ・被災者同士等の人と人との距離を確保（Social distancing） ・受付等を行う場合には、並ぶ位置を指定するなど人との距離を確保することや、対面時には必要に応じてパーティション等を設置

※広報の注意点

上記の対応方針を踏まえ、必要な広報を実施

（具体例）

・調　　査：立会いが必要な場合は最小限の人数とする、被災者の感染防止対策　など

・申請・交付：どのような方法で行うのか。また、窓口対応の場合には、最小限の人数とし、被災者の感染防止対策　など

参　考

総行派第２０号
令和２年５月２２日

各都道府県総務部長
（人事・防災・市区町村担当課扱い）
各指定都市総務局長
（人事・防災担当課扱い）
殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課応援派遣室長
（公印省略）

被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における
新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について

大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである被災市区町村応援職員確保システムにつきましては、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」及び「被災市区町村応援職員確保システムに関する運用マニュアル」に基づく運用に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生が続く状況下での応援職員の派遣については、感染症の拡大防止に万全を期すことが重要であることから、受援側地方公共団体（被災市区町村及び被災都道府県）、応援側地方公共団体（総括支援チーム派遣団体並びに対口支援団体及びこれと一体的支援を行う市区町村）それぞれにおける留意事項を下記のとおりとりまとめました。

貴職におかれましては、下記事項に十分御留意いただき、平時からの準備や災害時の対応を行っていただきますとともに、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を周知いただきますよう併せてお願いいたします。また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の４（技術的な助言）に基づくものです。

記

１　受援側地方公共団体

（１）職員が活動する場所において、十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることをより一層推

進するとともに、手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底すること。

※災害対策本部の対応については、別紙の①を踏まえること。

※避難所の対応については、別紙の②～⑤を踏まえること。

（２）感染症対策に必要な物資・資材については、平時の事前準備も含め、その確保に努めること。

（３）応援業務の選定に当たっては、遠隔地においても処理が可能となる業務等の可能性のほか、地元事業者等への業務委託等についても検討するなど、業務の効率化・省力化を図ることを通じ、遠隔地間での感染拡大の抑止に留意すること。

（４）応援要請にあたっては、受援側地方公共団体における感染者発生状況等の情報を確保調整本部及び応援側地方公共団体に提供すること。また、受援開始後の日々の情報についても、災害対応に従事する職員に係る状況を含め、同様に確保調整本部及び応援側地方公共団体に提供すること。

（５）新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる派遣職員が生じた旨の連絡を受けたときには、受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体への連絡が円滑に行えるよう、必要な対応の調整を行うこと。

２　応援側地方公共団体

（１）派遣前の検温、被災地で活動中の定期的な検温を実施する等、派遣職員の健康管理を徹底すること。派遣前に発熱やせき等の症状が見られた職員の派遣は控えること。また、派遣から帰任した後も、当面の間定期的な検温を継続する等健康管理に気を配ること。

（２）派遣職員においては、活動現場、宿泊先及び移動時等、常時、定期的な手洗い・うがい、咳エチケット、マスク着用等の基本的な感染予防対策を徹底すること。

（３）会議等を行う際は、出席者を必要最低限とし、出席者間の間隔を広く保ち、必要以上の交錯がないように導線に留意し、十分な換気を行うことにより、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けることをより一層推進すること。

（４）新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる派遣職員が生じた場合には、当該職員を個室や開放スペース等に隔離するとともに、受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体に連絡し、対応の指示を仰ぐこと。また、

当該職員の濃厚接触者についても同様に受援側地方公共団体を管轄する保健所及び応援側地方公共団体に対応の指示を仰ぐとともに、派遣職員の交代を検討する等、健康管理を徹底すること。

※濃厚接触者の定義については、別紙の⑥を参照すること。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する政府等における対策等については、以下をご参照ください。

・新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房ＨＰ）
https://corona.go.jp/

・新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（一般の方向け）（厚生労働省ＨＰ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項（日本感染症学会ＨＰ）
http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/2019ncov/2019ncov_ippan_200203.pdf

連絡先
公務員部公務員課応援派遣室
電話　０３－５２５３－５２３０（直通）

（別紙）

関連する通知等

【災害対策本部関係】

① 「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」
（令和２年４月 27 日付け消防庁国民保護・防災部防災課長通知）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200427_bousai_79.pdf

【避難所関係】

② 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」
（令和２年４月１日付け府政防第779号・消防災第62号・健感発0401第１号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200401_bousai_62.pdf

③ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」
（令和２年４月７日付け内閣府・消防庁・厚生労働省事務連絡）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200407_bousai_jimu1.pdf

④ 「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」
（令和２年４月28日付け内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁事務連絡）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200428jimurenraku.pdf

⑤ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」
（令和２年５月21日付け府政防第939号・消防災第87号・健感発0521第１号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200521_bousai_87.pdf

【濃厚接触者の定義】

⑥ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」
（国立感染症研究所感染症疫学センター）
https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf

事　務　連　絡
令和２年６月１９日

各都道府県担当部局長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と
独立行政法人都市再生機構との協定について

災害発生時には、被災自治体において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の２に基づく住家の被害状況調査に係る業務（以下「住家の被害認定業務」という。）の迅速かつ円滑な実施が求められているところですが、「令和元年台風第 15 号・第 19 号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート（最終とりまとめ）」（令和２年３月）において、「自治体間の応援職員等による支援のみでは不足する場合もあると考えられることから、（独）都市再生機構は、国からの派遣要請に応じて自治体の行う家屋被害認定調査の支援ができるよう、内閣府の協力を得て、家屋被害認定調査に係る知見を組織に蓄積していくとともに、早期に支援体制を確保する。」と位置付けられたところです。

そのため、住家の被害認定業務に関して内閣府が行う被災自治体への支援について、内閣府と（独）都市再生機構が、迅速な復旧・復興まちづくりの観点から連携協力を図るため、別添の協定を締結しましたのでお知らせします。

今後、災害発生時には、内閣府からの要請に基づき、（独）都市再生機構から派遣された職員が被災自治体に対し、住家の被害認定業務の内容の説明、住家の被害認定業務の実施計画の策定に係る助言や現地調査の実施に係る助言等の支援業務を実施する場合もありますので、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付　原、佐藤、安田
Tel 03-3503-9394　Fax 03-3502-6034
Mail tomohisa.hara.v2u@cao.go.jp
toshiki.sato.y8v@cao.go.jp
hayato.yasuda.s4x@cao.go.jp

事　務　連　絡
令和２年７月５日

各都道府県担当部局長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査・判定に必要な事項については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等（以下、「手引き等」という。）により示しているところですが、判定の適切な実施や、個々の災害ごとに様々な支援制度が設けられ、その判定にも被害認定調査の資料の活用が期待されていることから、住家の被害認定調査にあたっては、下記の点に留意するよう、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

記

１．被災者自身による写真撮影の協力依頼及びその撮影時の留意事項について

被災者が各種被災者支援を受けるためには、罹災証明書の交付を受ける必要があります。その前提として市町村職員が住家の被害認定調査を行いますが、その前に建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片付け等をしてしまうと調査が困難となるため、あらかじめ、可能な限り被災者が被害状況について写真撮影を実施し、保存しておいていただくよう広報の徹底をお願いいたします。

なお、被災した住家の写真撮影に係る広報用のチラシについて、別添のとおり作成しておりますので、適宜ご活用ください。

２．調査員による住家の被害認定調査に係る写真撮影について

被災した住家の調査・判定に当たっては、判定根拠として、損傷箇所の写真撮影が重要となります。この写真は、被災者から再調査依頼があった場合、依頼

の内容を精査する際の根拠資料にも活用されるため、十分な枚数を撮影するようお願いいたします。

なお、撮影に当たっては、手引き等とあわせて、下記の点に留意の上、撮影していただきますようお願いいたします。

＜撮影上の留意点＞

※枚数は最低限の数であり、これ以上の撮影枚数になっても構いません。

✓被害箇所は漏れなく撮影するよう留意してください。

✓被害が客観的に良くわかるよう、下記の手順を参考に各部位の撮影を実施してください。

① 建物の全景写真は可能な限り周囲４面を撮影（４枚）

② 浸水被害等がある場合、メジャー等をあてて全体を写した遠景と目盛りが読み取れる近景を撮影（２枚）

③ 水害における外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していると判断した場合には、その内容が分かる写真も別途撮影（２枚）

④ 建物の傾斜角を撮影する場合、建物４隅の測定結果を撮影（４枚）

⑤ 室内を撮影する場合、被災した部屋ごとの全景写真を撮影（複数枚）

⑥ 被害箇所の面積割合が分かるよう、被害箇所も含む見切り範囲を撮影（複数枚）

⑦ 被害程度が分かるよう、被害箇所のクローズアップ写真を撮影（複数枚）

✓指さし確認による撮影も、後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。

✓室外で撮影する場合、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。

✓室内で撮影する場合、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。

✓撮影した写真データは、調査票とあわせて整理する必要があります。データ整理を容易にするため、カメラの日時設定は正確にしておき、写真に撮影日時の記録を残しておくとよいでしょう。

✓最初に撮影する箇所と撮影の順序をあらかじめ定めておくと整理が容易になります（調査票の調査番号部分から撮影するなど等）。また、定められた撮影方法は、整理を円滑に行うためにも遵守してください。

問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付　辻野、佐藤、安田
Tel 03-3503-9394　Fax 03-3502-6034
Mail　g.higainintei@cao.go.jp

住まいが被害を受けたとき最初にすること

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。

※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
  ①被災した部屋ごとの全景写真
  ②被害箇所の「寄り」の写真
  を撮影しましょう。

＜想定される撮影箇所＞
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス　など

＜イメージ図＞

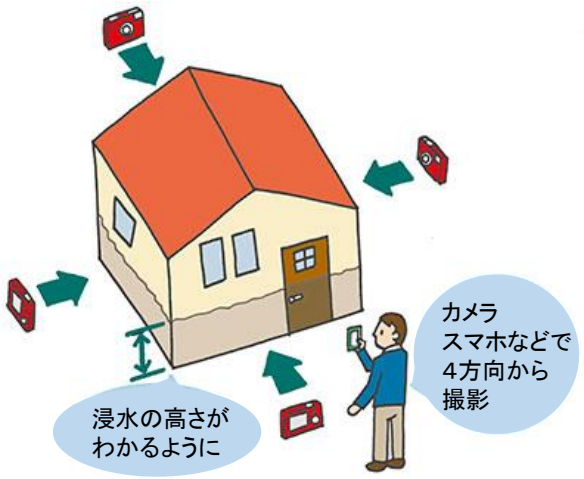

★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

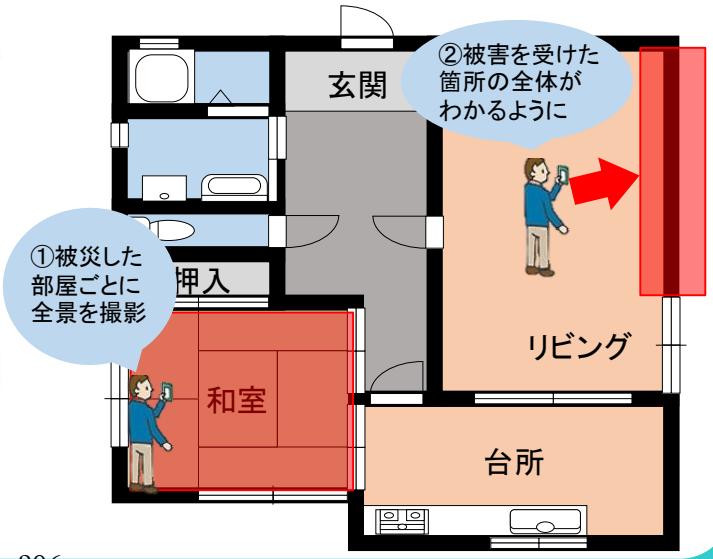

内閣府・△△県・〇〇市

府政防第 1747 号
令和２年 12 月４日

各都道府県知事　殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公 印 省 略）

罹災証明書の統一様式の改定について

罹災証明書の様式については、近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式を統一してほしいとの要望を受け、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和２年３月 30 日付け府政防第 737 号内閣府政策統括官（防災担当））により、罹災証明書の統一様式を提示しているところです。

令和２年 12 月４日に「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（令和２年法律第 69 号）」が公布・施行され、被災者生活再建支援金の支給対象として、新たに「中規模半壊世帯」が追加されました。当該被災世帯については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき市町村が交付する罹災証明書に記載される住家の被害の程度により判断することとしているところであり、具体的には、住宅の損害割合が 30%以上 40%未満又は損壊割合が 30%以上 50%未満の世帯について、中規模半壊世帯として取り扱うものとしているところです。

これに伴い、罹災証明書の統一様式について、別紙のとおり改定いたしましたので、別添の【留意事項】と併せて、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

なお、統一様式への見直しにあたっては、被災世帯の早期の生活再建に資するよう、マイナンバーの利用や電子申請等のデジタル技術の活用等による罹災証明書交付業務の迅速化・効率化を積極的にご検討いただくようお願いいたします。

〈参考：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抄）〉

（罹災証明書の交付）

第九十条の二　市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

２　略

（整理番号）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

〇〇市町村長

参考

（整理番号）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　　月　　日の　　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

○○市町村長　　㊞

（記載例）

（整理番号）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	○○県○○市○丁目○番○号		
世帯主氏名	○山　○男		
世帯構成員	氏　名	続　柄	年　齢
	○山　○男	世帯主	○○
	○山　○子	妻	○○
	○山　○朗	子	○○

罹災原因	○○年○○月○○日の　○○豪雨　による

被災住家※の所在地	○○県○○市○丁目○番○号
住家※の被害の程度	□全壊　□大規模半壊　□中規模半壊　☑半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	床上浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	土地の一部流出、車1台浸水

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

○○市町村長

別　添

【留意事項】

○必須記載事項の配置順及び記載内容について

・必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

（具体例）

✓追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする

・「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し☑する方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。

・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第 90 条の 2 第 1 項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です。

（具体例）

✓「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報

※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。

✓「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報

✓「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

（参考）再調査について

・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能である旨を記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「令和２年度における被災者支援の適切な実施について」（令和２年４月 23 日府政防第 867 号）や「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」（令和２年３月内閣府（防災担当））等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。

府 政 防 第 593 号
令和３年４月 30 日

各都道府県知事　殿
各救助実施市市長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）

令和３年度における被災者支援の適切な実施について

平素より被災者支援行政につきまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

被災者支援については、従前より、災害が発生した際に、各災害に係る被災都道府県の担当部局長あてに、住家の被害状況調査、災害救助法及び被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準ずる支援措置の活用等に関する技術的助言に係る通知を発出してきたところです。

近年、災害による被害が相次いで発生しているため、本年度においても引き続き、平時からの準備も含め、災害発生時にあっては下記について適切に対応いただくとともに、関係部局及び都道府県内市町村に周知するなど、被災者支援に万全の対応を実施していただくよう、格別の御配意をお願いいたします。

また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等の改正法について、今国会で審議され、本年４月 28 日に成立しました。追って、当該改正法に関係する留意点等を通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１．デジタル技術の活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化について

（１）被災者支援手続におけるデジタル技術の活用等

被災者が災害発生後に速やかに生活再建に着手するためには、各種被災者支援手続を迅速に行う必要があります。

一方で、被災者支援手続においては、被災者が一斉に訪れることで窓口に行列ができるなど、新型コロナウイルス感染症対策上の問題が生じることが考えられます。そのため、被災者支援手続の実施にあたっては、マイナポータルを活用した電子申請やマイナンバーを活用した住民票等の添付不要化、地方公共団体情報システム機構が提供している被災者支援システムによる被災者台帳の作成など、被災者の早期の生活再建に資するよう、平時よりデジタル技術の活用等による業務の迅速化・効率化を積極的に検討していただくようお願いいたします。

また、内閣府では、令和３年度予算において、被災者台帳の作成等の被災者支援手続

のための基盤的なシステム（以下「基盤システム」と言う。）を、クラウド上で整備することとしております。基盤システムに参画いただいた地方公共団体においては、住民情報と被災情報とを連携させて被災者台帳を作成することが可能になるほか、マイナポータル（官民のオンラインサービスをシームレスに結ぶ、拡張可能性の高いインターネット上のサービスのこと）のぴったりサービス（サービス検索機能・電子申請機能）を経由した住民からの罹災証明書の電子申請について、システム上での申請内容の確認や、申請情報の被災者台帳への自動反映が可能になるなど、災害時の行政事務の効率化が図られます。加えて、罹災証明書のコンビニ交付も可能になり、被災者の利便性の向上にもつながります。既に被災者支援システムを導入している地方公共団体であっても、既にお使いのシステムをそのまま利用しつつ、基盤システムの一部機能を活用可能なよう整備する予定であり、また、これから被災者支援システムを導入される地方公共団体においては、クラウド上の基盤システムを操作することにより対応可能となることから被災者支援システムのためのハード整備が不要となるため、システム導入が容易に行えます。また、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給等に関する事務の簡素化や電子申請の円滑化を図るための活用方策について検討を行っております。本システムは、令和３年度中に整備し、令和４年度より運用を開始する予定ですので、本システムの運用開始後、各地方公共団体におかれましては、積極的に活用していただきますようお願いします。

① 被災者支援に係るマイナポータルの活用について

災害発生後、各地方公共団体は被災者の生活再建の取組を支援する各種制度を展開しますが、その際、被災者と行政の双方において様々な負担が生じることを踏まえ、各種手続を迅速かつ効率的に行うことが重要です。

災害発生時に市町村が行う各種被災者支援の手続において、マイナポータルのぴったりサービスを活用することにより、被災者は、居住する市町村の窓口に出向かずともマイナポータル上で自らの被災状況に即した支援制度（罹災証明書の発行、災害弔慰金及び被災者生活再建支援金の支給等）を検索・確認し、申請届出書をオンラインで作成・印刷すること、電子申請機能を用いて申請等を行うことが可能となります。

また、市町村は、ぴったりサービスを通じて、被災者支援制度の周知及び申請届出様式の提供等を行うことと併せ、被災者からの申請内容を電子データで受け取るなど、事務作業の効率化を図ることが可能となります。

被災者と行政双方の負担軽減を図り、迅速かつ効率的な被災者支援を実施するため、マイナポータルの積極的な活用をお願いいたします。

＜被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン＞
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/minorportal/index.html

② 被災者生活再建支援金の手続における住民票等の添付不要化について

支援金の申請手続については、申請書にマイナンバーを記載することにより、住民票の添付が不要となっていますので、この点について引き続き積極的な活用をお

願いいたします。(「被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務における情報連携開始について」令和２年７月 20 日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））参照。)

また、市町村が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第８項に規定する罹災証明情報を含む特定個人情報を複数の被災者支援措置に係る事務において利用することについて、同法第９条第２項に基づき条例で定めた場合には、各被災者支援措置に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答等に関する事務において、マイナンバーを利用して罹災証明情報を含む特定個人情報を検索し、当該申請に係る被災者の罹災証明情報を確認することができるようになることから、申請時に罹災証明書（写しを含む。）の添付を求めることが不要となります。(『「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の公布に伴う改正後の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」における罹災証明書の交付に関する事務の運用について』令和元年５月 31 日付け府政防第 113 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）参照。)

このような取組により、被災市町村の行政運営の効率化が図られ、担当職員の事務負担の軽減が図られるとともに、申請者の負担軽減にもつながりますので、マイナンバーを利用した住民票の添付不要化や罹災証明情報の庁内連携を円滑に行うことができる体制を構築いただくとともに、積極的な活用をお願いいたします。

（２）被災者生活再建支援制度データベース

大規模災害時には、各省庁や各都道府県等から各種被災者支援の制度の情報が提供されていますが、多くの制度があることや、順次新たな制度が追加されることから、被災者や地方公共団体の行政機関窓口の職員等（以下「被災者等」という。）が必要な制度を調べ、利用できるまでに時間・労力を要している状況であると思われます。そのため、被災者等が必要な情報をワンストップで簡単に検索できるような環境の整備が重要であると考えております。

こうした状況に鑑み、被災者等への支援制度の利用促進、生活再建支援の迅速化を図るため、生活再建支援の制度を一元的に集約したデータベースを令和３年度中に整備する予定としております。本整備では、各都道府県及び各市町村の所管する被災者支援制度の情報を、今後準備が整い次第入力していただくことを予定しておりますので、その際にはご協力をお願いいたします。また、整備後についても、データベースに登録していただいた被災者支援制度の情報を適切に更新していただくとともに、行政機関窓口の職員の業務等へのご活用に併せて被災者の方々への周知についてもご協力をお願いいたします。

（３） 防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

近年、頻発化・激甚化する災害への対応や、被災者の支援を効果的・効率的に行うためには、地方公共団体等においてもＩＣＴを始めとする先進技術を積極的に活用してい

くことが重要です。

このため、内閣府においては、令和３年度中に、災害対応に当たる自治体等と民間企業が持つ先進技術のマッチングや、自治体における効果的な活用事例の横展開等を行う「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」を設置することとしております。プラットフォームでは、常設するウェブサイト（以下「マッチングサイト」という。）の開設・運営と、年間３回程度のセミナーの開催を予定しています。

令和３年度第１四半期末にマッチングサイトを開設予定ですので、各地方公共団体におかれては、マッチングサイトに積極的に登録いただきますようお願いいたします。

＜令和３年度予算案・税制改正等概要（内閣府防災担当）＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/pdf/r3_yosan_0120.pdf

２．新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所及び避難所外の避難者への生活支援等について

（１）避難所における新型コロナウイルス感染症対策について

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで通知等を発出し、助言を行ってきたところですが、今後も引き続き、平時の事前準備及び災害時の対応を徹底していただくようお願いいたします。

＜避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について＞

これまでの通知等について、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策　関連情報」に掲載しています。

http://www.bousai.go.jp/index.html

また、災害が発生し、避難所を開設する際には、

①避難者の健康管理（受付時の問診・検温の実施、その後の健康状態の確認等）

②避難所の衛生管理（マスク、消毒液の用意等）

③避難者スペースの十分な確保（テープ、パーティション、テント等を利用した区画等）

④発熱者等への対応（専用スペース、区分した動線、専用トイレの確保等）

等の新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただくようお願いいたします。

（２）避難所外避難者を含めた被災者の支援

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅や親戚・知人宅等への避難を促してきたことから、先般の令和２年７月豪雨災害においては、避難所外に避難する方が相当数おられました。こうした避難所外避難者に対しても、物資の提供や安否確認等の支援が適切に行われるよう、対応を検討しておくことが重要です。

例えば、避難者への物資の受渡しについて、避難所外の地区の拠点において消防、市町村の職員、地区の代表者の協力を得て行うことが考えられます。また、安否確認等については、自治会や保健所、福祉関係団体等とも連携しながら行うことが考えられますので、地域の実情に応じて適切に対応していただくよう、お願いいたします。

また、避難所の受付窓口では、必要に応じ、被災者に関するアセスメント調査票（※）を配布し、避難所にいる避難者だけでなく、生活物資等を受け取りに避難所に来られる在宅避難者等の被災状況の確認に活用するとともに、被災者台帳につなげることもご検討ください。

（※）「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて（情報提供）」（令和２年５月７日付け事務連絡厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室通知）

医療・保健・福祉・防災関係者が分野横断的に被災者の被災状況をただちに把握し、共有することを目的に作成するもの。以下の URL の別添１を参照。

https://www.mhlw.go.jp/content/000627849.pdf

３．被災者台帳の作成について

被災者台帳は、被災者の支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するため、災害発生時の被災市町村では、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した台帳です。

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）において、被災者台帳に記載又は記録する情報について明確にするとともに、法律に明確な根拠を設けて個人情報保護条例との関係を整理しています。

被災者台帳を利用することにより、例えば、「住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況」（災害対策基本法第 90 条の３第２項第５号）が市町村内部で共有され、従来申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた市町村の支援施策について、その添付を不要とすることも可能になります。また、災害発生後に速やかに情報を収集することが可能となるよう、被災者台帳に記載・記録する事項及び関係部局の把握、情報入手・共有・提供のための方法等のルールの決定など、「平時からの準備」が重要ですので、市町村においては、被災者台帳の作成等が積極的に行われるよう対応方お願いいたします（「災害対策基本法等（安否情報の提供及び被災者台帳関連事項）の運用について」（平成 26 年１月 24 日付け府政防第 60 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）通知）参照）。

近年、災害が激甚化する中で、被災者ごとに適切な生活支援の制度を活用できるような見守り・相談支援を行うことが重要です。被災者台帳に掲載される情報は、被災者の基礎データであり、見守り・相談支援の対象者を検討する際にも活用できます。

これらのことから、被災者台帳の作成等が積極的に行われるよう対応方お願いいたします。

＜「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成 29 年３月内閣府）＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html

＜参考＞

宮城県仙台市や鳥取県など複数の地方公共団体において、被災者個々の状況を把握し、被災者それぞれの課題に応じて相談や支援をする取組が行われています。被災者台帳に掲

載される情報は、このような相談や支援を行うための基礎データとして活用できます。

・宮城県仙台市（「仙台市被災者生活再建推進プログラム」）
http://www.city.sendai.jp/kenko-jigyosuishin/shise/daishinsai/fukko/sekatsu/index.html

・鳥取県（「生活復興支援リーフレット」）
https://www.pref.tottori.lg.jp/262364.htm

なお、「１．（１）被災者支援手続におけるデジタル技術の活用等」に記載の通り、地方公共団体情報システム機構が提供している被災者支援システムによる被災者台帳の作成をすることができますが、今後、内閣府では、地方公共団体が共同利用可能なシステム上で、住民情報を被災情報と連携して被災者台帳を作成することができ、また、被災者がぴったりサービスを活用して直接役所に出向かなくても罹災証明書の電子申請を行うことができ、罹災証明書をコンビニで交付する基盤的なシステムを、令和３年度中に整備し、令和４年度より運用を開始する予定です。被災者の利便性が図ることができる上、行政事務の効率化に資するシステムですので、当該システムの運用が開始された際には、積極的に活用していただきますようお願いいたします。

＜「令和３年度予算案・税制改正等概要（内閣府防災担当）」21 ページ参照。＞
http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/pdf/r3_yosan_0120.pdf

４．国による物資支援と「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用について

大規模災害が発生した場合には、国が自ら、被災都道府県からの具体的な物資要請を待たずに、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品などを調達し被災地に緊急輸送する、いわゆるプッシュ型支援を実施します。

プッシュ型支援の実施の際は、効率的な物資輸送の観点から、都道府県が設置する広域物資輸送拠点への輸送が基本になるため、被災都道府県におかれては、早急な拠点の開設はもとより、物流事業者への拠点運営業務の委託により必要な人員や資機材を確保するなど、迅速な拠点管理体制を確立いただくとともに、同じく物流事業者に輸送業務を委託するなど、管内市町村への物資輸送に必要な輸送体制を早期に確立するようお願いいたします。

同様に、各市町村においても、迅速に支援物資を避難所等へ輸送する必要があるため、拠点管理体制及び輸送体制の早期確立に努めていただきますようお願いいたします。

また、物資の要請や調達、輸送等に係る各種情報の把握や共有にあたっては、「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用により、一層迅速かつ効率的な実施が可能となるため、各地方公共団体におかれては、積極的な活用をお願いいたします。

なお、平時における災害に備えた取組みとして、各都道府県、各市町村ともに、物流事業者と協定を締結するなど、拠点管理・輸送体制に万全を期すようお願いします。
同じく、平時における災害に備えた「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用については、内閣府としても災害時の最低限の操作に絞った緊急時マニュアルや、操作主体毎に分かりやすい操作マニュアルの作成、実災害を想定した国主体での操作訓練の実施など、

自治体における円滑な導入・運用に向けた支援を実施しておりますので、都道府県において、災害時の運用を事前に計画やマニュアルに定めた上で管内市町村に周知するなど、システム活用に係る意識の共有を図るとともに、システムを使用した実践的な訓練の定期的実施等により、システム操作の習熟を図っていただくようお願いいたします。また、本システムは平時からの備蓄物資の管理に活用可能であるとともに、消防庁において毎年各自治体あてに調査を実施している「消防防災・震災対策現況調査」においても、本システムへの備蓄入力によって、備蓄物資に係る調査項目については報告不要となっておりますので、合わせて周知します。

５．災害救助法の適用等について

（１）災害救助法の適用について

災害が発生し、住家等への被害が生じた場合のほか、生命・身体への危害が生じた場合には、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）の適用が可能となりますので、各都道府県及び救助実施市においては、災害の状況について細心の注意を払っていただくようお願いするとともに、場合によっては被害の程度が不明確な状況でも、適用に関して躊躇なく、前広に内閣府にご相談いただきますようお願いいたします。

併せて、避難所の開設についても躊躇なく行っていただくとともに、都道府県と各市町村における被害の状況等の情報共有に万全を期すようお願いいたします。

（２）災害救助法の適切な運用について

災害救助法の運用について、地方公共団体によっては、古い「災害救助事務取扱要領」や過去の取組事例集などに基づき運用がなされていた事例等が見受けられます。

今般の災害に関する運用の状況なども踏まえ、「災害救助事務取扱要領」について適宜見直しを行っていますので、最新の「災害救助事務取扱要領」により運用をしていただくようお願いいたします。

（３）被災住宅の応急修理制度の運用について

住宅の応急修理については、令和元年度の台風第 15 号を契機に、一部損壊の住宅のうち損害割合が 10%以上の被害が生じたものについて準半壊として支援の対象としたことから、正しい運用に係る考え方を「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するＱ＆Ａ」として示していますので、ご留意願います。

近年、応急修理の完了について長期化傾向が続いております。早期の被災者の生活再建のためには、速やかに修理が完了することが必要であるため、地域の工務店団体等の協力も得つつ、早期完了に向けた環境整備を図っていただくようお願いいたします。

＜災害救助法＞

http://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_saigaikyujo.html

※「災害救助法の概要」、「災害救助事務取扱要領」及び「災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するＱ＆Ａ」等について掲載

（４）応急修理期間における応急仮設住宅の使用について

近年の災害において、工事業者の不足等により応急修理の修理期間が長期化しており、修理完了までの間、避難所生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時入居せざるを得ない世帯が見られる傾向にあることから、令和２年７月豪雨以降に発生した災害より、応急修理期間が１か月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方については、応急修理完了までの間、一時的な住まいとして、賃貸型応急住宅への入居（災害発生の日から原則６か月までの間）を可能とすることとしています。

応急修理完了までの間、応急仮設住宅への入居を行う場合など、応急修理の修理期間の長期化が見込まれる場合には、地域の工務店団体等及び民間賃貸業関係団体等とも調整いただき、被災された方の地元での早期の住宅再建に努めていただくようお願いいたします。

＜令和２年７月豪雨に係る応急仮設住宅について（令和２年７月 17 日事務連絡）＞
http://www.bousai.go.jp/updates/r2_07ooame/r2_07ooame/pdf/0717.pdf

６．住家の被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付について

（１）住家の被害認定調査について

災害に係る住家の被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付については、災害対策基本法第 90 条の２の規定により、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならないとされています（「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成 25 年６月 21 日府政防第 559 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）通知）参照）。

内閣府では、「災害の被害認定基準について」（平成 13 年６月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、住家の被害認定調査を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 13 年７月作成、令和３年３月最終改定）（以下「運用指針」という。）を定めるとともに、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）」（令和２年３月内閣府（防災担当））において、被害認定調査における各部位ごとの損傷程度を写真により例示するなど、調査の参考となる資料を掲載しております。これらの基準・運用指針等を踏まえ、適切に住家の被害認定調査を実施していただくようお願いいたします。この際、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、被災者から市町村に住家被害等の第２次調査や再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するようご配慮願います。

なお、運用指針については、令和３年３月改定で、被災者生活再建支援法の改正（令和２年 12 月４日公布・施行）による被災者生活再建支援金の中規模半壊世帯（住家の損害割合が 30％以上 40％未満の世帯）への対象拡充を踏まえ、被害の程度に中規模半壊の区分を設ける等の見直しを実施していますのでご留意ください。

（２）被災した住家の写真撮影・保存について

罹災証明書の交付にあたっては、その前提として市町村職員による住家の被害認定調査が実施されることとなりますが、被災者が調査の前に建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片付け等をしてしまうと調査・判定が困難となるため、あらかじめ、被災者自身が被害状況について写真撮影を実施し、保存しておいていただくことが肝要です。

また、被災した住家の調査・判定にあたっては、根拠資料として、調査員による損傷箇所の写真撮影も重要となります。

これらの点について、「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和２年７月５日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））において、被災者に対する写真撮影・保存の周知の徹底や調査段階での写真撮影・保存の適切な実施についてお知らせしています。これらも参考としつつ、円滑かつ適正な住家の被害認定調査の実施に努めていただくようお願いいたします

（３）罹災証明書の交付について

内閣府では、罹災証明書を遅滞なく交付することができるよう、「災害に係る住家被害認定業務　実施体制の手引き」（令和２年３月内閣府（防災担当）（以下「手引き」という。）を定めています。本手引きを参考に、住家の被害認定調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に努めていただくようお願いいたします。

また、罹災証明書の様式については、地方公共団体等からの様式を統一してほしいとの要望を踏まえ、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和２年３月 30 日付け府政防第 737 号内閣府政策統括官（防災担当））において、統一様式を提示するとともに、罹災証明書の交付枚数や代理申請については、「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和２年３月 30 日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当））において、統一的に運用することが適切である旨を通知しています。これらの通知等も参考としつつ、罹災証明書の適切な交付に努めていただくようお願いいたします。

なお、統一様式については、被災者生活再建支援法の改正（令和２年 12 月４日公布・施行）による被災者生活再建支援金の中規模半壊世帯への対象拡充を踏まえ、「罹災証明書の統一様式の改定について」（令和２年 12 月４日付け府政防第 1747 号内閣府政策統括官（防災担当））において、被害の程度に中規模半壊を設ける等の見直しを実施し、統一様式を改定しておりますので、ご留意ください。

さらに、住家の被害認定調査に従事する職員の育成等のための映像資料を内閣府ホームページ（下記＜災害に係る住家の被害認定＞URL 中の「（映像資料）住家の被害認定調査の判定方法」を参照。）に公開しております。運用指針や手引き等と併せてご確認の上、適切なご対応をお願いいたします。

また、罹災証明書の交付については、「１．デジタル技術の活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化について」のとおり、市町村の被災者支援に関するシステムの導入を促進するため、地方公共団体が共同利用可能なシステム上で、住民情報を被災情報と連携して被災者支援に活用でき、また、罹災証明書の電子申請やコンビニでの交付にも対応できる基盤的なシステムを、令和３年度中に整備し、令和４年度より運用を開始す

る予定としています。当該システムの運用が開始された際には、積極的に活用をいただきますようお願いいたします。

（４）災害発生時の罹災証明書交付業務における実施体制の確保等について

被災した住家の調査・判定方法や罹災証明書の交付などの罹災証明書交付業務において、被害の規模と比較して被災市町村の職員のみでは不足すると見込まれる場合には、「応急対策職員派遣制度」（総務省）をはじめとする他の地方公共団体に対する応援の要請や民間の専門家等の活用について検討するとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、市町村によって調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、貴都道府県から被災市町村に対し必要な支援を行っていただくようお願いいたします。特に、災害発生後は速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施していただきますようお願いいたします。この際、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるように努めていただくようお願いいたします。

なお、本説明会の実施に当たっては、内閣府の担当職員又は独立行政法人都市再生機構の職員（内閣府との協定※に基づく。）を説明者として派遣することも可能ですので、随時ご相談ください。

※「災害時の住家の被害認定業務支援に関する内閣府と独立行政法人都市再生機構との協定について」（令和２年６月 19 日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））参照。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、罹災証明書交付業務において、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）が発生することが懸念されることから、「罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について」（令和２年５月 27 日付け府政防第 950 号内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））の通知を参考としつつ、罹災証明書交付業務の適切な実施に努めていただくようお願いいたします。

※　（１）～（４）に関連する被害認定調査の実施及び罹災証明書の交付に係る資料は、内閣府ＨＰ（下記＜災害に係る住家の被害認定＞URL）に掲載しておりますので、ご活用ください。

＜災害に係る住家の被害認定＞
http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html

７．被災者生活再建支援制度の適用又はそれに準じる都道府県における支援措置の検討等について

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の支援については、一定規模以上の被害が生じ、被災都道府県のみでは対応が困難な場合は、全都道府県による相互扶助とそれに対する国の支援による被災者生活再建支援制度が適用されます（適用は各都道府県で判断）。

被災者生活再建支援制度の適用に当たっては、被災者の生活再建を支援するという目的を十分踏まえ、被災者の生活の速やかな再建に資するよう、被害状況の調査から支援金の支給に至る事務を適切に行っていただきますようお願いいたします。特に、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和２年法律第 69 号。以下「改正法」という。）」が令和２年 12 月４日に公布・施行され、制度改正が行われておりますので、これを踏まえた適切な事務の実施をお願いいたします。（改正法では、支給対象となる被災世帯として、住宅が半壊し相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（損害割合が 30％台の半壊世帯）を追加し、同世帯に対し、居住する住宅を建設又は購入する場合は 100 万円、補修する場合は 50 万円、賃借する場合は 25 万円を支給することとしており、令和２年７月豪雨以降に発生した災害から適用することとしています。）

また、迅速な制度の適用や被災者への適切な周知・説明、円滑な支援金支給事務の実施などにより、支援対象となる被災者が申請期間内に確実に支援金の支給を申請できるようにするとともに、「１．デジタル技術の活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化について」にもあるとおり、マイナポータルの積極的な活用や、マイナンバーを利用した罹災証明情報に係る庁内連携の実施をするなど、各自治体の人員体制や災害の規模も考慮の上、支援金の迅速な支給に努めていただきますようお願いいたします。

なお、支援金の支給までの期間については、現行申請から支給まで概ね２月半程度要していますが、国会審議の過程でも被災者のため短縮するよう求められており、「１．デジタル技術の活用等による被災者支援業務の迅速化・効率化について」にもあるとおり、基盤システムの活用について検討（システム上での申請内容の確認などのデジタル化）しており、支給までの期間を 30 日程度（各自治体の人員体制や災害の規模に応じてさらに期間を要する場合もある。）に短縮することを目指したいと考えています。本システムにより支援金の支給に関する事務のデジタル化が可能となりましたら、積極的に活用して頂き、支援金の迅速な支給に努めていただきますようお願いいたします。

加えて、被災者生活再建支援法については、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な著しい被害を及ぼす自然災害が発生した場合に、支援金を支給することとしているところですが、同法の適用となる災害による被災世帯を有する都道府県が、同災害で同法が適用されない世帯に対して、条例等に基づき独自支援制度で支援金を支給した場合、同法の範囲内で支給した額の５割を特別交付税で措置することとされています。現在、多くの都道府県において独自支援制度を創設済みですが、その他の都道府県におかれても、独自支援制度の検討を進めていただくようお願いいたします。

＜被災者生活再建支援制度＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html

※「被災者生活再建支援法の概要」等について掲載

８．保険・共済の加入促進について

被災者生活再建支援法は、被災者の生活再建に関する「公助」の取組ですが、自然災害からの生活再建については「自助」による取組も重要です。この点については、全国知事

会等による「被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議」の検討結果報告においても「国、地方公共団体は連携して関係団体とも協力しながら、住民に対し、自然災害に備えた適切な保険・共済への加入を促進するなど、被災時の生活再建に向けた自助の取組を促していく必要がある。」とされています。各都道府県におかれては、令和２年 12 月に送付させていただきました、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（令和２年 12 月４日付け府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当））の別紙３「自然災害における保険・共済の加入促進に向けて」を踏まえ、防災基本計画に基づき、保険・共済に係る事項を地域防災計画に盛り込むなど、関係部局及び貴管内の市町村への周知等を通じて、貴管内の住民に対し、自然災害による損害を補償する適切な保険・共済への加入の促進に資する情報提供を行うなど、災害への備えとなる「自助」の取組を促すようお願いいたします。

＜被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について＞
http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/pdf/201204tsuti.pdf

９．災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けについて

（１）災害弔慰金等の支給について

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「災害弔慰金法」という。）の規定により、災害救助法が適用されるなど一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し、市町村は、条例の定めるところにより、災害弔慰金を支給することができるとされています。

また、災害弔慰金法において、市町村は、条例の定めるところにより、自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金法別表に掲げる程度の障害がある住民に対し、災害障害見舞金を支給することができるとされています。

令和元年の災害弔慰金法改正において、市町村は、災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされており、適切な対応をお願いいたします。

平成 31 年４月に災害関連死の定義を定め、災害関連死の審査状況を把握するために、令和２年２月に災害弔慰金等負担金交付要綱を改正し、実績報告の際、付表として災害関連死調査表を提出いただいているところですが、同調査表は災害弔慰金支給の有無にかかわらず提出いただくことになっておりますので、適切な対応をお願いいたします。

＜参考＞

市町村による災害関連死の認定が円滑、適切に行われることを目的として「災害関連死事例集」を令和３年４月に取りまとめ、内閣府ホームページ上に公表いたしました。本事例集には、災害関連死の認定・不認定例、裁判例のほか、市町村における認定基準、審査会等の例も掲載しておりますのでご活用ください。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/kanrenshijirei.html

（２）災害援護資金の貸付けについて

災害弔慰金法においては、市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法による救助の行われる災害等により負傷又は住居、家財に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができるとされています。貸付に当たっては、被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることに留意願います。

貸付け申請期間は、被災後の生活再建の原資という制度の趣旨から、できるだけ早期に貸付事務を行うことが望ましく、その一方で、市町村の事務体制の観点からの準備も必要であることから、災害が発生してから３か月以内に申請の受付を終了する旨の通知を行っているところであり、原則としてそれに従った取扱いがなされています。

平成 30 年の災害弔慰金法の改正において、貸付利率について、年３％以内で条例で定める率とされたところですが、貸付利率は災害援護資金の事務費に充てられることに鑑み、市町村において十分慎重に検討されるべきことに留意願います。

また、同年の災害弔慰金法施行令の改正において、保証人の規定が削除されました。保証人を附すかどうかについては、市町村の判断で条例で定めることになりますが、その考え方として、保証人を附さないとした場合、債権管理が困難になることがあることも勘案した上で慎重に検討いただくよう、お願いいたします。

１０.「被災者支援に関する各種制度の概要」の活用について

内閣府では、「被災者支援に関する各種制度の概要」パンフレットを作成し、内閣府ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。Word ファイルが必要な場合はご連絡いただければ送付いたします。

なお、本資料の活用に当たっては、パンフレット中の「問い合わせ先」欄を具体的な担当部局名、電話番号等に修正し、さらに独自の支援制度を追加するなど、被災者にとって一層有用なものとなるよう配慮してください。

＜被災者支援に関する各種制度＞

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html

※「被災者支援に関する各種制度の概要」について掲載

以　上

＜問い合わせ先＞
○１について
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付　西山
TEL：03-3501-6996（直通）
E-mail：naoto.nishiyama.a8e@cao.go.jp
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付　箕輪
TEL：03-3593-2849（直通）
E-mail：atsushi.minowa.r7d@cao.go.jp
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付　辻野
TEL：03-3503-9394（直通）
E-mail：mitsuru.tsujino.i7r@cao.go.jp
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付　浅川
TEL：03-3503-9394（直通）
E-mail：kazuyuki.asakawa.k4w@cao.go.jp

○２について
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付　赤司、長谷川、村上
TEL：03-3501-5191（直通）
E-mail：toshikazu.akashi.a6z@cao.go.jp
E-mail：yohei.hasegawa.v4y@cao.go.jp
E-mail：eiji.murakami.f7x@cao.go.jp

○３、１０について
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付　箕輪、立花、田中
TEL：03-3593-2849（直通）
E-mail：atsushi.minowa.r7d@cao.go.jp
E-mail：mariko.tachibana.u3z@cao.go.jp
E-mail：yu.tanaka.r2z@cao.go.jp

○４について
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業継続担当）付　中島
TEL：03-3503-2231（直通）
E-mail：koji.nakajima.h4y@cao.go.jp

○５について
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付　阿部、横田
TEL：03-3503-9394（直通）
E-mail：yoshinobu.abe.m7c@cao.go.jp
E-mail：yoshihiro.yokota.i4i@cao.go.jp

○６について
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付　辻野
TEL：03-3503-9394（直通）
E-mail：mitsuru.tsujino.i7r@cao.go.jp

○７、８について
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付　浅川
TEL：03-3503-9394（直通）
E-mail：kazuyuki.asakawa.k4w@cao.go.jp

○９について
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付　山根
TEL：03-3501-5191（直通）
E-mail：takeshi.yamane.d2s@cao.go.jp

府政防６７０号
令和３年６月24日

警察庁警備局長　殿
消防庁次長　殿
中小企業庁次長　殿
国土交通省住宅局長　殿

内閣府政策統括官（防災担当）

災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準については、「災害の被害認定基準について」（平成１３年６月２８日府政防第５１８号）（以下「平成１３年通知」という。）において、統一基準を通知しているところである。

その後、平成２５年６月施行の災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）の改正により、災害による住家の被害の程度を証明する罹災証明書の交付が義務付けられ、令和元年１０月には、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に基づく住宅の応急修理の対象が準半壊に拡大されるとともに、令和２年１２月施行の被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）の改正により、中規模半壊世帯が支援金の支給対象として追加されたことを踏まえ、平成１３年通知の別紙を次表のとおり改めることとした。

従って、貴省庁におかれては、災害の被害状況の報告等の重要性に鑑み、この方向で統一するようよろしくお取り計らい願いたい。

別　　紙

被害種類	認　定　基　準
死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半　壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。

準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
住　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

（注）

（１） 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（２） 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（３） 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。